

第 11 次

千葉県廃棄物処理計画

(千葉県食品ロス削減推進計画)

(最終案)



ちばプラごみ削減エコスタイルキャラクター
モラワン



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん



ちば食品ロス削減エコスタイルキャラクター
ノコサーヌ

令和 8 年 月

千葉県

目次

将来ビジョン	1
1 計画の基本事項	2
1.1 計画策定の背景	2
1.2 策定方針	3
1.3 計画の位置付け及び計画期間	4
1.4 計画の対象とする廃棄物	5
2 社会の動向	6
2.1 国外の動向	6
2.2 国内の動向	7
3 県の廃棄物処理の現状	11
3.1 一般廃棄物	11
3.2 産業廃棄物	25
3.3 計画目標の進捗状況	38
4 県が取り組むべき課題	40
5 基本方針と計画目標	44
5.1 本計画の基本方針	44
5.2 計画目標	45
6 展開する施策	51
6.1 施策体系	51
6.2 展開する施策	52
(1) 3R等の取組による循環経済への移行の推進	52
(1)-1 市町村や事業者と連携した3R+Renewableの推進	52
(1)-2 食品ロスの削減	59
(1)-3 排出事業者における廃棄物の排出抑制の推進	65
(1)-4 廃プラスチック等の再資源化の取組推進	66
(1)-5 循環資源等の利活用の促進	68
(1)-6 効果的なりサイクルの推進(各種リサイクル法の遵守の指導)	69

(1)－7 環境学習等の推進	71
(2) 廃棄物分野の脱炭素化の推進	73
(2)－1 廃棄物処理施設の脱炭素化の促進	73
(2)－2 脱炭素化のための廃棄物由来原料等の利活用の推進	76
(2)－3 人口減少等に対応する AI 等のデジタル技術の効果的な活用	78
(3) 適正処理の推進	80
(3)－1 排出事業者における適正処理の促進	80
(3)－2 有害廃棄物の適正処理の推進	81
(3)－3 再生土の適正利用の推進	82
(3)－4 不適正なヤードの一掃	83
(3)－5 環境美化意識の向上と実践活動の推進	83
(3)－6 海岸漂着物の処理の推進	84
(3)－7 不法投棄等の監視指導及び支障除去対策の実施	84
(3)－8 原発事故由来の放射性物質を含む廃棄物への対応	85
(3)－9 処理困難物や高齢化社会等への対応	86
(4) 適正処理体制の整備	88
(4)－1 一般廃棄物処理施設の計画的な整備と適正な維持管理	88
(4)－2 ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化(再掲)	89
(4)－3 産業廃棄物処理施設の整備と適正な維持管理	90
(4)－4 県全体における適正処理体制の整備	91
(4)－5 施策や制度の実施に関する国への提案・要望	92
(5) 万全な災害廃棄物処理体制の構築	93
(5)－1 平時からの備えの強化	93
(5)－2 発災時の迅速な対応	95
7 計画の推進	96
7.1 各主体の役割	96
7.2 進行管理	99

千葉県食品ロス削減推進計画

策定方針	3
計画の位置付け	4
国内の動向	8
県の廃棄物処理の現状	18
県が取り組むべき課題	40
展開する施策	59

※千葉県食品ロス削減推進計画に該当する箇所は、本文中の標題に「*」で表示しています。

コラム一覧

循環経済(サーキュラーエコノミー)とは？	10
ちばエコスタイル	53
4Rの取組	54
近隣の都縣市と連携した取組	54
リユースの取組	55
リペアの取組	56
Renewable(再生可能な資源への代替)とは？	57
消費期限と賞味期限	60
今日からできる！食品ロス削減	61
食品ロスに関する世論調査の結果	62
フードドライブ	63
食品廃棄物をバイオマス資源として活用する取組	64
プラスチックの再資源化の取組	67
リチウム蓄電池を内蔵した小型家電は適切な排出を！	70
衣類の再資源化の取組	72
食品廃棄物をバイオマス資源として活用する取組	76
バイオマス資源の活用の取組	77
AI等のデジタル技術を活用した収集運搬・廃棄物処理の取組	79

将来ビジョン

めぐる経済、まもる環境

～豊かな千葉を次の世代へ～

千葉県は、廃棄物・資源循環分野における
2050年までの目指す姿を明確にするため、
「将来ビジョン」を策定しました。

県民・事業者・市町村と共有することで、
それぞれの立場から、長期的な視点で
取り組むべき方向性を示します。

1 計画の基本事項

1.1 計画策定の背景

千葉県(以下「県」という。)では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)に基づき、昭和49年から5次にわたる「産業廃棄物処理計画」を策定してきましたが、平成12年の廃棄物処理法改正により、第6次計画以降は、一般廃棄物を含めた「廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物の適正処理及び循環型社会の構築に向けた総合的な廃棄物に関する施策対策を推進してきたところです。

令和7年度を目標年度とした第10次千葉県廃棄物処理計画(以下「前計画」という。)では、市町村や事業者等との連携のもと、持続可能な循環型社会の構築を目指した実効性のある施策の展開や、頻発する台風等の自然災害に対し、県民の安全・安心を確保するため、災害廃棄物の処理体制の強化を図ってまいりました。

しかしながら、県の廃棄物処理の現状を見ると、廃棄物の排出量は減少傾向にあるものの、家庭系可燃ごみへの資源化可能物の混入や集団回収量の減少などによる出口側の循環利用率の伸び悩み、根絶に至らない不法投棄や廃棄物処理施設の老朽化などの課題に引き続き対応していく必要があります。

また、県内の廃棄物処理を取り巻く環境は依然として多くの課題を抱えており、食品ロスの削減、廃プラスチックの循環利用、地球温暖化対策の視点を踏まえた廃棄物エネルギーの利活用、エンジン等の自動車部品や金属スクラップ等を取り扱う不適正なヤードへの対策、人口減少・少子高齢化に伴う担い手不足、災害廃棄物への対応等、より対応を強化すべき課題や新たな課題にも対応していく必要であります。

こうした背景のもと、第11次千葉県廃棄物処理計画(以下「本計画」という。)では、これらの複雑、多様化する課題に対応するため、県民、事業者、国、県、市町村等の各主体が相互に連携することで、地域と調和した循環経済への移行に向けた取組や、資源循環と脱炭素化が一体となった取組の推進など実効性のある施策の展開を図っていきます。また、県民の安全・安心を確保するため、災害廃棄物の処理体制の強化を図るだけでなく、不適正なヤードを一掃するなど、県民の生活環境を守るための体制を強化してまいります。

1.2 策定方針 *

令和3年3月に策定された前計画では、「3Rの推進」「適正処理の推進」「適正処理体制の整備」「万全な災害廃棄物処理体制の構築」を4つの柱として、市町村や事業者等との連携のもと、持続可能な循環型社会の構築を目指して施策に取り組んできたことで、廃棄物の最終処分量の減少や、災害廃棄物対策の強化など着実に進展してきたところです。

しかしながら、県の廃棄物処理を取り巻く状況は大きく変化しており、前述のとおり、一般廃棄物、産業廃棄物ともに解決しなければならない課題があります。

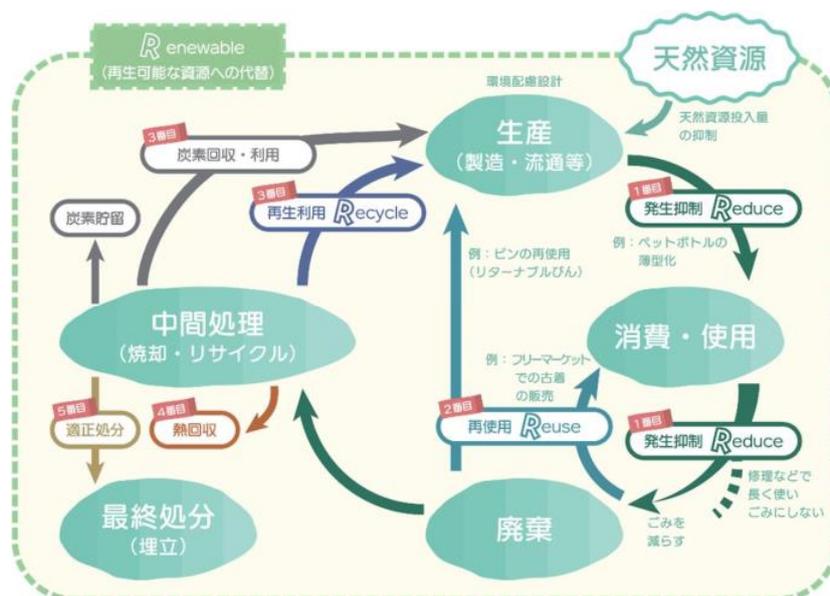
本計画では、廃棄物の減量化や資源化等をさらに進めていくため、県の廃棄物処理の現状と課題及び前計画における施策の進捗状況等を踏まえるとともに、上位計画である千葉県総合計画(令和7年10月策定)及び第三次千葉県環境基本計画(平成31年3月策定)を具体化する個別計画として、国が定めた、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(令和7年2月改正)及び第五次循環型社会形成推進基本計画(令和6年8月策定)等との整合を図りながら、計画を策定することとします。

計画の策定に当たっては、前計画から引き続き、県民・事業者・行政などの各主体による3R、特に環境への負荷を低減する効果の高い2R(リデュース・リユース)の取組を推進するなど、前計画の成果と課題を継承しつつ、循環型社会の更なる拡大に向けた資源循環の強化、脱炭素型処理体制の構築、AI等のデジタル技術の活用といった社会的潮流を踏まえ、新たな目標値を設定し、施策体系を見直すこととします。

また、本計画は、前計画から引き続き、食品ロスの削減の推進に関する法律(以下「食品ロス削減推進法」という。)第12条で規定する「千葉県食品ロス削減推進計画」や、「千葉県ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画」としても位置付けることとします。

県が目指す循環型社会の拡大に向けた資源の循環的利用のイメージは、図1-2-1のとおりです。

図1-2-1 循環型社会の拡大に向けた資源の循環的利用のイメージ



1.3 計画の位置付け及び計画期間 *

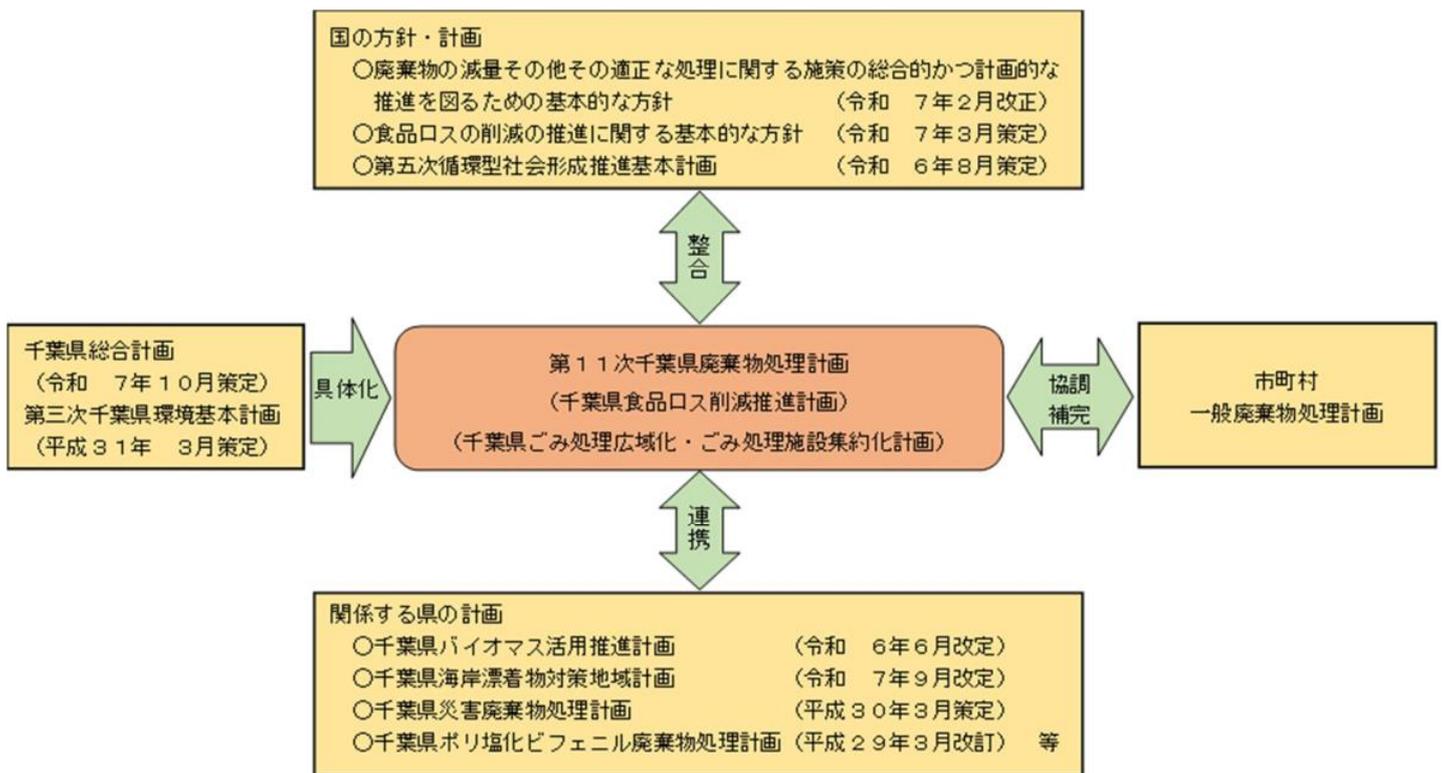
(1)計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第5条の5の規定による法定計画として、県全体の廃棄物に関する施策の基本方針を示すとともに、千葉県総合計画及び千葉県環境基本計画を上位計画とした、循環型社会を築くための個別計画として位置付けられるものです。

併せて、前計画から引き続き、本計画を食品ロス削減推進法第12条で規定する「都道府県食品ロス削減推進計画」や、平成31年3月29日付け環循適発第1903293号「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について(通知)」で示された「ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画」としても位置付けることとします。

また、「千葉県バイオマス活用推進計画」、「千葉県災害廃棄物処理計画」等の関連計画と連携を図るとともに、市町村が策定する一般廃棄物処理計画と相互に協調し補完し合うことで、県内の一般廃棄物の減量化や適正処理を進める関係にあります。

図1-3-1 本計画の位置付け



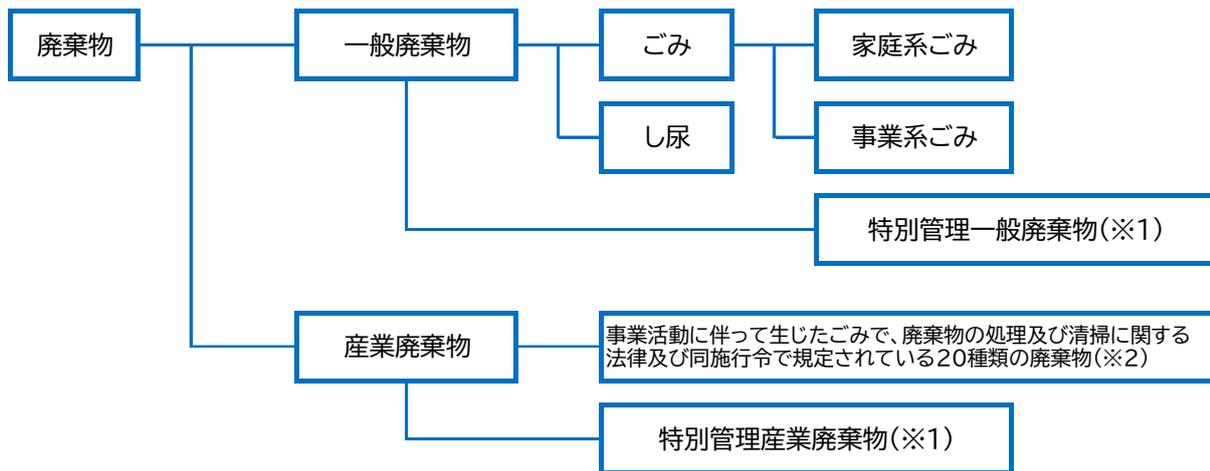
(2)計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度を初年度とし、令和12年度を目標年度とする5か年計画とします。

1.4 計画の対象とする廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、廃棄物処理法及び同法施行令(以下「施行令」という。)に規定する一般廃棄物(特別管理一般廃棄物を含む。)及び産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。)とします。

図1-4-1 廃棄物処理計画で対象とする廃棄物



※1 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの

※2 1 燃え殻、2 汚泥、3 廃油、4 廃酸、5 廃アルカリ、6 廃プラスチック類、7 紙くず、8 木くず、9 繊維くず、10 動植物性残さ、11 動物系固形不要物、12 ゴムくず、13 金属くず、14 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、15 鋳さい、16 がれき類、17 動物のふん尿、18 動物の死体、19 ばいじん、20 上記1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの、輸入された廃棄物

※ 放射性物質汚染対処特別措置法(平成24年1月施行)では、原発事故由来の放射性物質の濃度が8,000Bq/kgを超えて環境大臣の指定を受けた指定廃棄物の処理は、国が責任をもって行うこととされているため、本計画の対象とはしていません。

※ 建設発生土(いわゆる「残土」)は、廃棄物処理法に定める「廃棄物」に該当しないため、本計画の対象としていません。建設発生土等の埋立てによる土壌の汚染や災害の発生を未然に防止するため、県では、「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例」(いわゆる「残土条例」)を制定し、事業者に対する適正処理の指導を行っています。

また、独自の施策を講じようとする市町村については、県残土条例を適用除外することができることになっており、令和7年3月時点で千葉市をはじめ25市町村が県条例の適用除外となっています。

2 社会の動向

2.1 国外の動向

(1) 循環経済への国際的転換

地球規模で資源や環境の制約が顕在化する中、従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の社会構造から脱却し、資源循環を基盤とした持続可能な経済社会への転換、すなわち「循環経済への移行」に向けた取組が本格化し、世界的な潮流となっています。

欧州連合(以下「EU」という。)では、2020年3月に新たな循環経済行動計画(CEAP)を打ち出し、製品設計段階でのリサイクル性向上や再使用の促進など、サプライチェーン全体にわたる資源循環の高度化が進められています。

(2) 国際的な資源獲得競争

デジタル化やグリーン化の加速により、レアメタルやプラスチックなどの資源需要が急増する中、国際市場においては資源獲得競争が激化しています。

このことに伴い、各国では自国内での資源の回収・再利用の重要性が高まり、資源循環を通じた経済安全保障の確保が新たな政策課題として浮上しています。こうした流れは、国内資源の最大活用と安定的な供給体制の構築を求める動きにつながっています。

(3) 食品廃棄物等の循環利用

2015年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、持続可能な開発目標(SDGs)の一つとして、『2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させる』目標が掲げられました。

欧州やアメリカをはじめとする諸外国では、食品ロス削減に向けた法制度や数値目標の整備が進んでおり、食料資源の有効利用や地域単位での資源循環の確立に向けた取り組みが広がっています。

(4) 製品の有効利用や再生材の利用拡大

世界的な脱炭素化の潮流の中で、製品の設計段階から耐久性や再利用性を考慮し、使用済製品から得られる再生材の品質を確保・向上させることが求められています。

特に、家電、プラスチック製品、自動車部品などにおいては、再生材の活用を前提とした製品設計や調達基準の見直しが国際的に進められており、資源循環と気候変動対策を両立させる視点が重視されています。

(5)気候変動問題

気候変動による自然災害の激甚化や温室効果ガス排出の削減に対する国際的な合意が進む中、廃棄物分野においても脱炭素化の取組が求められており、焼却処理等に伴う温室効果ガスの排出を削減し、リデュースやリユース、再生材の利用を通じた排出抑制への転換が進められています。

2.2 国内の動向

(1)循環経済への移行

循環経済への移行は、気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止等の環境面の課題と合わせて、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化や経済安全保障といった社会課題の同時解決にもつながるものであり、国家戦略として取り組むべき重要な政策課題です。

こうした観点から、国の「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、循環経済への移行を国家戦略として位置付けた上で、重要な方向性として、

- ①循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
- ②資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ③多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
- ④資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行
- ⑤適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

の5つの柱を掲げ、その実現に向けて国が講ずべき施策を示しています。

(2)人口減少・高齢化社会の進行と地域社会の変容

人口減少・少子高齢化は、重要な社会課題の一つであり、日本は世界に類を見ない速さで人口減少と高齢化が進行し、地域経済の縮小や深刻な人材不足が生じた結果、廃棄物処理や資源循環の担い手が不足しています。

そうした背景から、資源循環分野の更なるDXの推進を通じた効率化、付加価値の高いビジネスモデルの構築やこれらを通じた雇用機会の創出が求められており、廃棄物処理や資源循環に関する専門的な知見を有する人材、これらの知見に加え脱炭素に向けた取組等の知識を有する人材や、デジタル社会を担う人材の育成も重要となっています。

また、人口減少・少子高齢化が進行する状況を踏まえ、将来に渡り持続可能な適正処理を確保し、同時に脱炭素化等も推進していくためには、2050年頃までを見据えたごみ処理施設の更なる広域化・集約化の取組を重点的に進めることが必要です。

(3)食品ロスの削減 *

令和元年5月に食品ロス削減推進法が成立(同年10月1日施行)し、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することが定められました。国においては、令和2年3月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」(第一次基本方針)を策定し、家庭系食品ロスと事業系食品ロスともに、2030年度までに2000年度比で半減させるという目標を設定しました。2022年度の食品ロス量は、家庭系食品ロス及び事業系食品ロスともに着実に減少しており、事業系食品ロスについては、目標を8年間前倒しで達成したところですが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う飲食店の営業自粛や消費者の外出機会の減少の影響が残っている可能性もあることも指摘されています。

これらを踏まえ、令和7年3月に策定された第二次基本方針においては、2030年度までに2000年度比で家庭系食品ロスを半減(2030年度を待たずに早期達成)、事業系食品ロスを60%削減させるという数値目標が新たに示されました。

第二次基本方針では、国民一人ひとりの行動変容を促すための普及啓発や、フードバンク等の未利用食品等を提供するための活動支援、商慣習の見直し等の国の基本的施策が示されており、自治体においては、これらの施策を踏まえ、地域の特性に応じた取組を推進することが求められています。

(4)安定的・効率的な施設整備及び運営

平成9年に厚生省が策定した「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止ガイドライン」により、小規模施設について、ダイオキシン類の対策可能な大規模施設に集約する方針が示されました。これを受けて、県では「千葉県ごみ処理広域化計画」(平成11年3月)を策定し、ごみ処理の広域化・ごみ処理施設の集約化を進めてきました。

国のガイドラインの策定から約30年が経過した現在、ごみ処理の広域化・ごみ処理施設の集約化が進んだ一方で、廃棄物を取り巻く状況は大きく変化し、廃棄物処理に係る担い手不足、老朽化した廃棄物処理施設の増加、人口減少やごみ量の減少により、従来型の処理施設では過剰な処理能力や維持費の増大といった非効率化等が懸念される中、国は平成31年3月に「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について(通知)」(環循適発第1903293号)を発出しました。

今後は、社会情勢や地域の状況を踏まえつつ、地域循環共生圏の考えを含め、廃棄物量に合わせた効率的な処理に向け、廃棄物の広域的処理や処理施設の集約化を図る必要があります。また、新たな施設整備に当たっては、気候変動対策の観点から、再生可能エネルギーの活用やエネルギー回収型施設の導入など、脱炭素化に資する施設整備を推進するとともに、安定的かつ効率的な施設整備及び運営体制を構築することが求められています。

また、国から令和6年3月に「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について(通知)」(環循適発第24032923号)が発出され、将来にわたり持続可能な適正処理を確保し、同時に脱炭素化も推進していくために、改めて、現在及び将来の社会情勢等を踏まえ、中長期的な視点で安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築が求められています。

(5)災害廃棄物処理システムの強靱化

大規模な地震や気候変動の進行により頻発化・激甚化した気象災害が発生する中、災害時の廃棄物処理は、被災地の早期復旧・復興の鍵を握る重要な課題です。

国はこれまで、東日本大震災、関東・東北豪雨災害や熊本地震等の教訓や課題を踏まえ、「災害廃棄物対策指針」の策定・改訂を行い、仮置場の事前確保、関係業者との災害協定の整備、処理ルート多重化など、平時からの備えを重視することで、大規模災害発生時においても災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することを求めています。

また、災害の規模に応じて、国、地方公共団体、研究・専門機関及び民間処理業者等が連携して対応することが重要であり、国土強靱化の観点からも、大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態を回避するため、平時から広域連携体制の構築を進めるなど、災害廃棄物処理システムの強靱化が求められています。

(6)廃棄物に関連する法制度の改正と新制度の動向

近年、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和4年4月施行)(以下「プラスチック資源循環促進法」という。)や資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(令和7年11月施行)(以下「再資源化事業等高度化法」という。)が相次いで制定され、廃棄物の再資源化だけでなく、脱炭素化との両立が求められています。

とりわけプラスチックについては、排出抑制・分別・回収・再資源化に至るまで、製品ライフサイクル全体を通じた対応が求められており、事業者に対しても製品設計段階での配慮義務や分別回収体制の整備が課されています。

また、建築資材や太陽光パネル等の大型廃棄物の資源化に関する制度設計も進められており、自治体としては法制度の動向を的確に捉え、地域に適した制度運用や支援策の構築が求められます。

【コラム】循環経済（サーキュラーエコノミー）とは？

「作って、使って、捨てる」からの転換

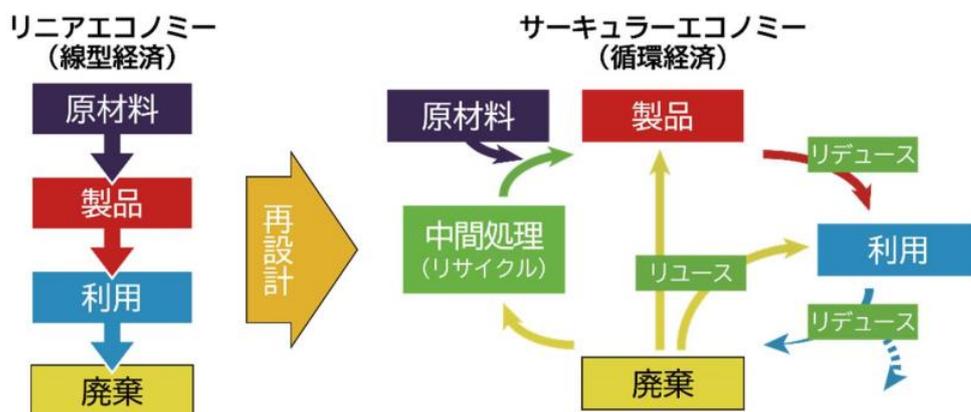
平成12年の循環型社会形成推進基本法成立以前の経済活動は、「原材料 → 製品 → 利用 → 廃棄」という直線的な流れである線型経済（リニアエコノミー）が主流であり、この仕組みでは資源や製品が大量に生産・消費・廃棄され、廃棄物が増え続けるという課題があったため、循環型社会形成推進基本法を契機に国全体で3Rの取組を進めてきました。

そのような中、近年、線型経済に代わる新しい社会経済システムである「循環経済（サーキュラーエコノミー）」という概念がEUで登場し、資源や製品の投入量や消費量を抑えつつ、資源等を可能な限り繰り返し利用するだけでなく、拡大生産者責任の考え方により、生産者側に再資源化等の費用負担や再資源化しやすい製品の開発を求めることで、付加価値を生み出し経済成長しながら持続可能な社会を目指すこととしています。

循環経済へ移行することで、従来の3Rの取組によるごみ削減などに留まらず、資源の安定確保や新しいビジネス・雇用の創出といった効果が期待されています。

図で見る循環経済

循環経済は、「原材料 → 製品 → 利用 → 廃棄 → 中間処理 → 製品」という流れを循環させ、資源をできるだけ長く経済活動の中に留め、廃棄物を最小限にする仕組みです。



循環経済につながる取組の実例

リデュース	マイボトルを携帯し、ペットボトルなどのプラスチックの排出を減らす。
	壊れた家電や自転車を修理して長く使う。
	過剰包装や使い捨てノベルティ、不要なレジ袋・印刷物の受取を断る。
リユース	使わなくなった家具や衣類をフリーマーケットやリサイクルショップに出す。
	園芸用のプラスチック鉢や苗トレイを店頭で回収→洗浄→再利用する。 フォーマル服や子ども服はレンタル品を使う。
リサイクル	使用済みのペットボトルを原料にして、新しいペットボトルを作る。
	建物や製品を解体・再利用しやすく設計し、資材情報を管理し資材を再利用する。 使用済み家電からレアメタル等を回収し、新製品の原料にする。

参考：https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/shigenjunkan/circular_economy/action/



3 県の廃棄物処理の現状

3.1 一般廃棄物

(1)ごみの排出量

【現状】

令和5年度における県内のごみの排出量は約194万トンで、県民一人1日当たりのごみの排出量(排出原単位)は839グラムでした。

家庭系ごみの一人1日当たりの排出量(資源物除く)は、徐々に減少しており、全国平均より良好な水準で推移しています。

ごみの排出量は、生活系ごみ排出量と事業系ごみ排出量に分かれ、生活系ごみから集団回収量と資源ごみ量を除いた家庭から排出されるごみ量を、家庭系ごみ排出量と定義しています。

ごみの排出量は平成21年度以降減少傾向で推移しており、新型コロナウイルス感染症等の影響で令和元年度に増加しましたが、その後は再度減少傾向で推移しています。(図3-1-1)

県民一人1日当たりのごみの排出量(排出原単位)についても、新型コロナウイルス感染症等の影響で令和元年度に増加したものの、減少傾向で推移し、全国平均を下回っています。(図3-1-2)

一人1日当たりの家庭系ごみ排出量(排出原単位)をみると、新型コロナウイルス感染症等の影響等で令和2年度には532g/人・日まで増加しましたが、その後は大きく減少しています。(図3-1-3)

ごみの排出量等が減少傾向で推移している要因は、環境負荷低減効果の高い2R(リデュース、リユース)の推進など、市町村や県等による施策を踏まえ、家庭等での取組が進んだ効果と考えられます。

家庭から排出されたごみに加え、集団回収によって集められたごみを家庭系のごみとした場合、ごみの排出量の約7割が家庭系ごみ、約3割が事業系ごみとなっており、ここ十数年割合に変化は見られません。(図3-1-4)

図3-1-1 ごみ排出量等の推移

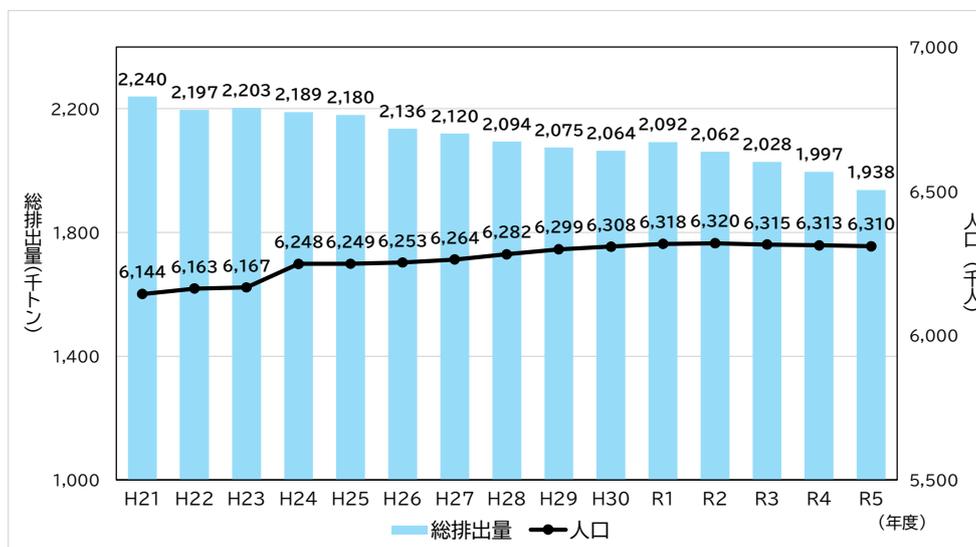


図3-1-2 一人1日当たりのごみ排出量(排出原単位)の推移

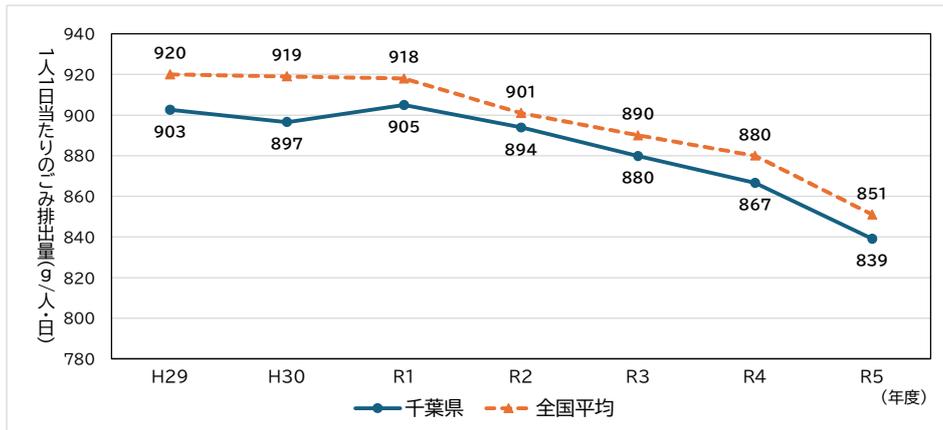


図3-1-3 一人1日当たりの家庭系ごみ排出量(排出原単位)の推移

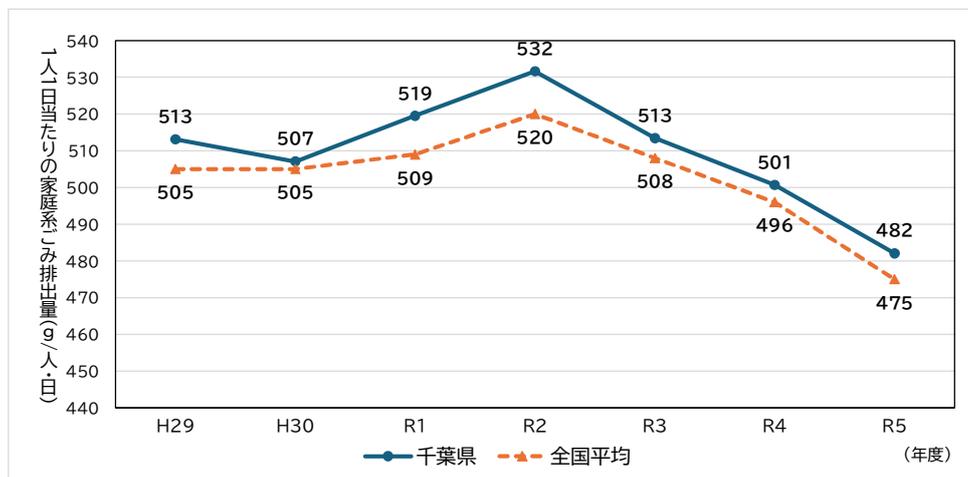
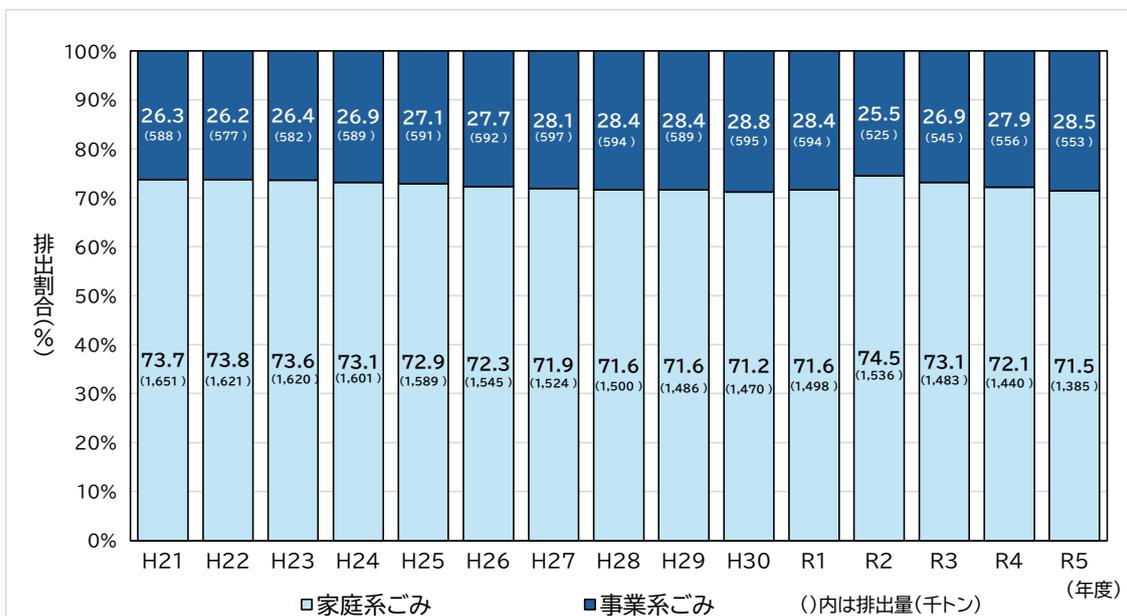


図3-1-4 家庭系ごみと事業系ごみの排出割合の推移



(2)ごみの資源化等

【現状】

令和5年度の出口側の循環利用量は約43.9万トンで、出口側の循環利用率は22.6%でした。

焼却ごみの組成では、紙・布類等が多く混入しており、可燃ごみの中には資源化が可能なものが多く含まれています。

また、容器包装リサイクル法に基づく分別収集については、県内54市町村のうち、紙製容器包装は12市町村、プラスチック製容器包装(白色トレイ含む)は32市町村が実施しています。

① 焼却処理の状況

ごみの焼却量は、ごみの排出量と同様に、令和2年度以降減少傾向にあります。令和5年度における焼却ごみの組成をみると、紙・布類が45.8%、ちゅう芥類(台所から出る調理くずなどのごみ)が11.6%を占めるなど、資源化が可能なものが多く含まれています。(図3-1-5、図3-1-6)

図3-1-5 焼却処理量の推移

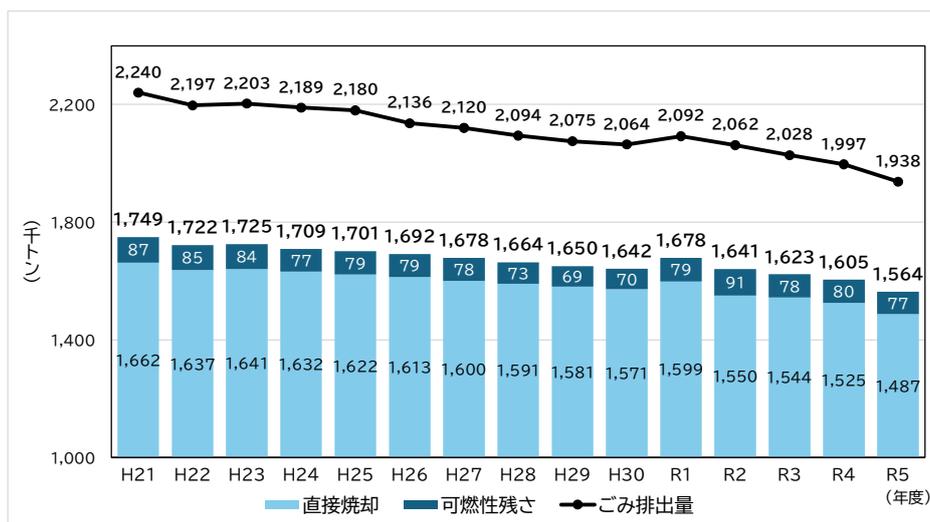
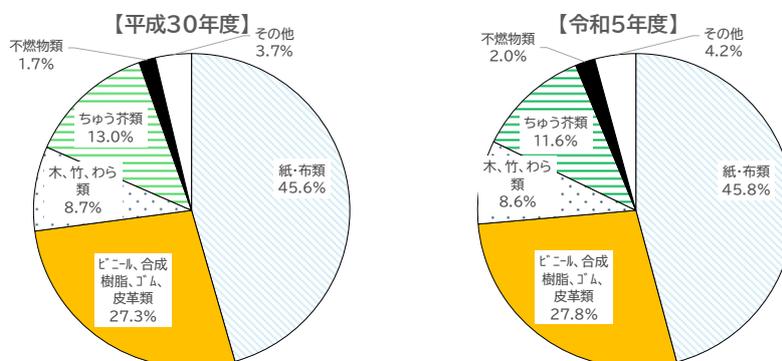


図3-1-6 焼却ごみの組成



※千葉県内市町村及び一部事務組合の焼却施設のうち、ごみ組成分析を行った施設のデータの平均値。
 ※ごみを乾燥させた後に軽量する方法(乾燥ベース)による数値。

② 資源化の状況

出口側の循環利用量は、近年横ばいで推移しており令和5年度は43.9万トンとなっています。(図3-1-7)

出口側の循環利用率は全国平均より良好な水準で推移しているものの、近年は伸び悩んでおり、ほぼ横ばいで推移しています。(図3-1-8)

また、集積所に出された資源物の持ち去り行為が見受けられ、こうした行為を防止するため、市町村においては市民への広報やパトロールを行うとともに、資源物の持ち去り行為を禁止する条例の制定(31市町村(令和5年度末))が進んでいます。

図3-1-7 出口側の循環利用量の推移

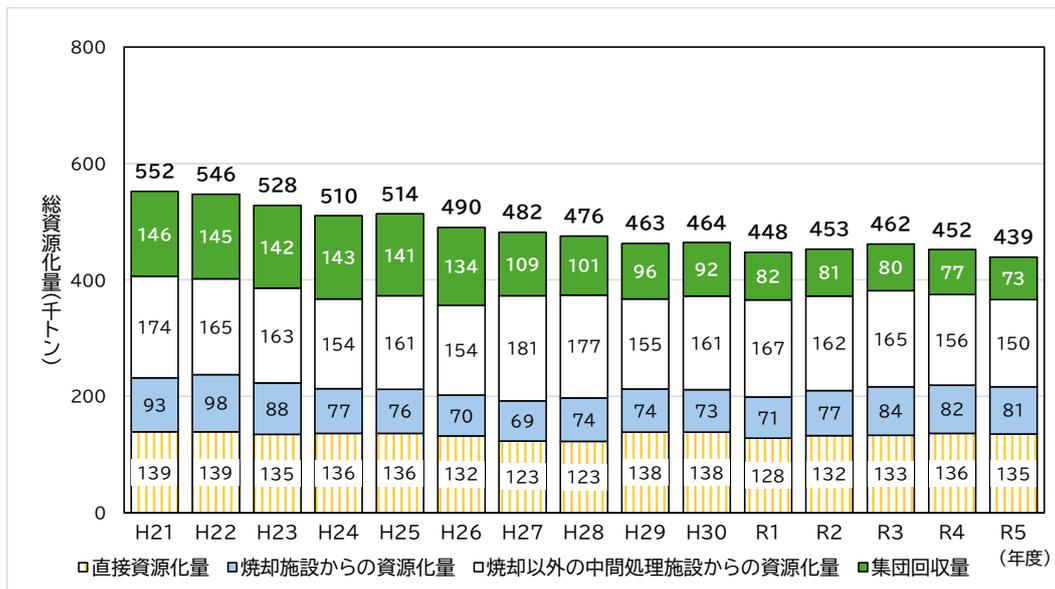
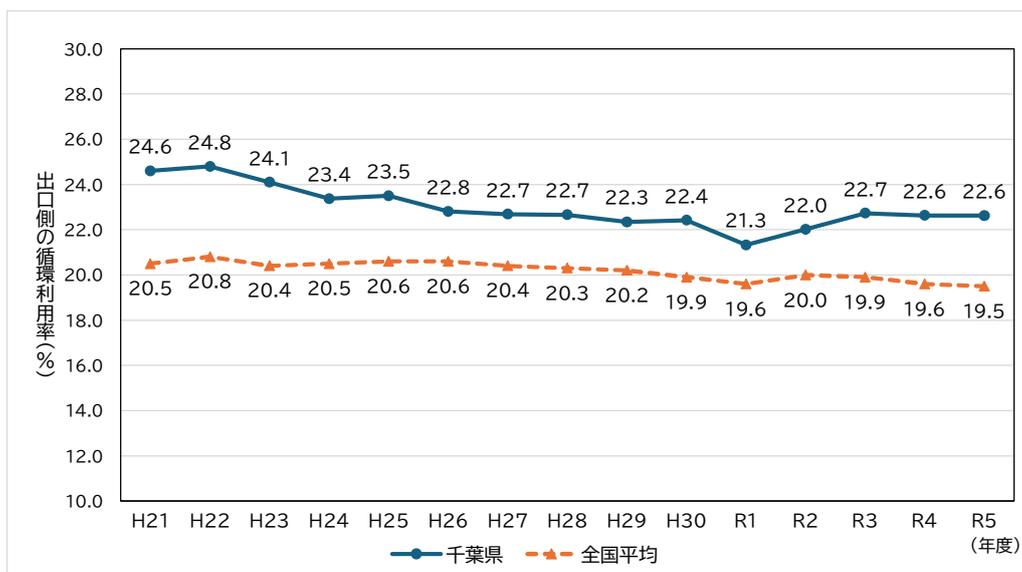


図3-1-8 出口側の循環利用率の推移



※ 出口側の循環利用率(=循環利用量/排出量)

③ 容器包装リサイクル法に基づく分別収集の実施状況

令和5年度の分別収集の実施状況を見ると、ガラスびん(その他)、ペットボトル、ダンボールについては、全市町村が分別収集計画を策定し、そのほとんどの市町村で分別収集を実施しています。

プラスチック製容器包装の収集については、32市町村の実施にとどまり、分別収集の取組があまり進んでいない状況にあります。(表3-1-1)

表3-1-1 容器包装リサイクル法に基づく分別収集実績(令和5年度)

品目		収集量 (t)	再商品化量 (t)	再商品化率 (%)	計画 市町村数	実施 市町村数
		(A)	(B)	(B/A)		
ガラス びん	無色	13,118	12,939	98.6	52	50
	茶色	8,890	8,730	98.2	52	50
	その他	10,437	10,274	98.4	54	53
ペットボトル		19,679	19,086	97.0	54	54
紙製容器包装		541	460	85.0	19	12
プラスチック製容器包装 (白色トレイ含む)		28,791	24,831	86.2	33	32
缶	鋼製	6,420	6,385	99.5	53	52
	アルミニウム製	9,559	9,514	99.5	53	52
飲料用紙製容器包装		485	485	100.0	49	41
ダンボール		49,711	49,638	99.9	54	54
全品目		147,631	142,342	96.4		

※1 「収集量」は当該年度の収集量に前年度の持ち越し分を加え、そこから当該年度の保管残量を引いた実収集量です。

※2 紙製容器包装、飲料用紙製容器の再資源化については、容器包装リサイクル法ルートと古紙ルート(雑がみ等)の2つが存在し、残りの市町村は古紙ルートで回収しています。

(3)最終処分量

【現状】

最終処分量は、平成23年度以降は若干増加傾向にありましたが、平成28年度以降は減少傾向で推移しています。

焼却残さについては、資源化されているものがあるものの、埋立処分される廃棄物の大部分を占めています。(図3-1-9)

県の令和5年度の一人1日当たりの最終処分量は46グラムです。平成28年度以降は減少傾向で推移しています。また、全国平均より良好な水準で推移しており、その差は近年若干広がっています。(図3-1-10)

県内処分・県外処分の内訳をみると、近年は横ばい傾向となっており、令和5年度には県外処分が約5.1万トン、最終処分量の47.4%と約半分を占めています。(図3-1-11)

図3-1-9 最終処分量の推移

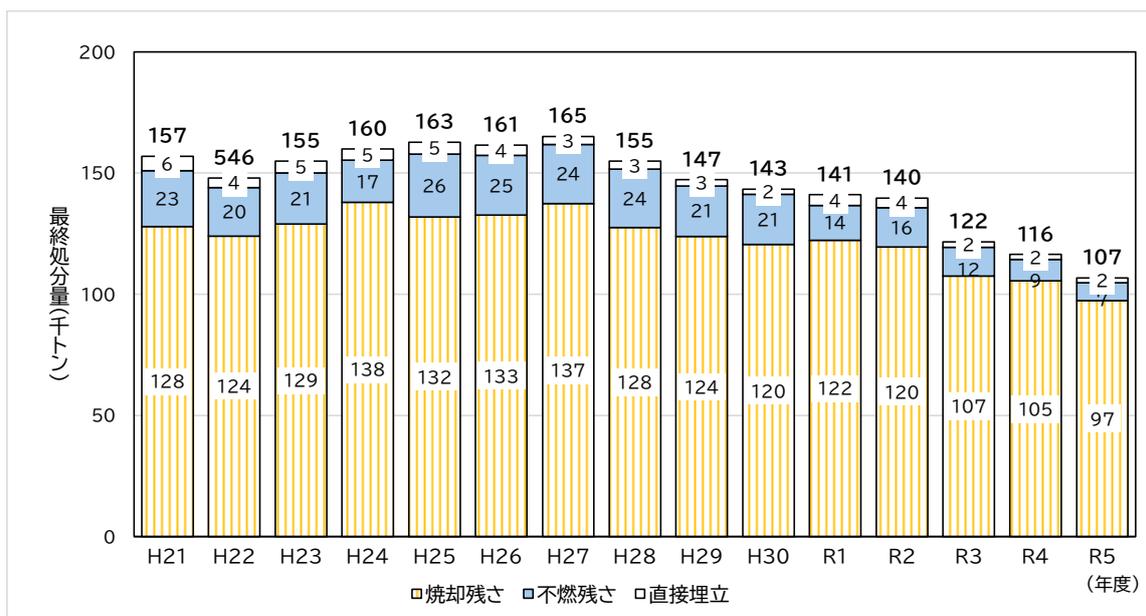


図3-1-10 一人1日当たりの最終処分量の推移(全国比較)

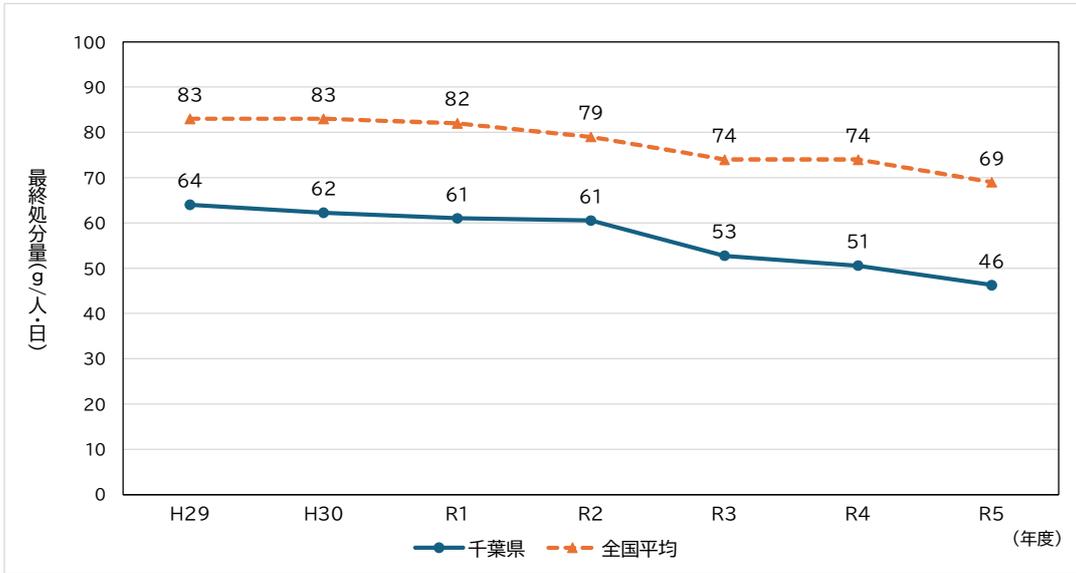
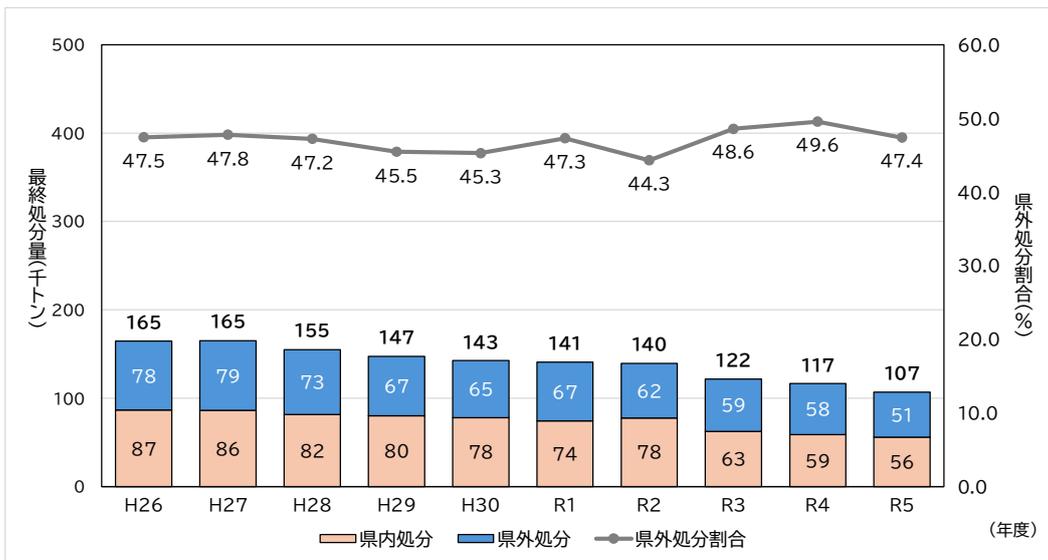


図3-1-11 県内処分・県外処分の推移



(4)食品ロス量 *

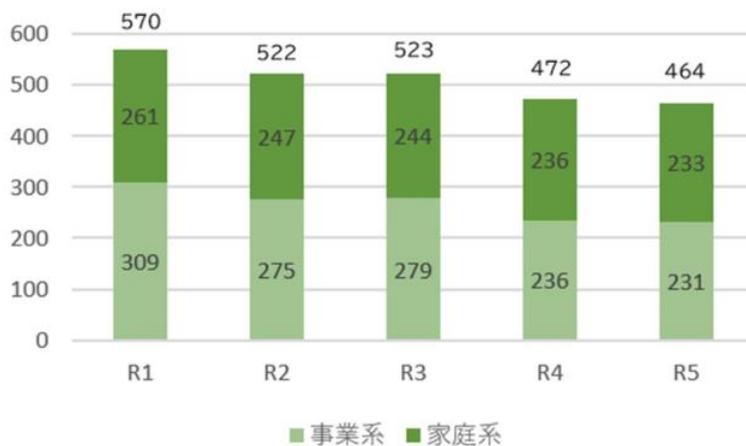
【現状】

食品ロス量は、近年減少傾向であり、令和5年度は23.6万トンとなっています。

千葉県の食品ロス量は、全国の食品ロス量を基に、経済センサスの出荷額等から推計しています。

全国の食品ロス量は、家庭系・事業系ともに令和元年度以降減少傾向であるため、千葉県の食品ロス量も同様に減少傾向となっており、令和5年度は23.6万トンとなっています。(図3-1-12、表3-1-2)

図3-1-12 全国の食品ロス量の推移



(単位:万トン)(農林水産省及び環境省 推計)

表3-1-2 千葉県の食品ロス量の推移

年度	R1	R2	R3	R4	R5
家庭系	13.5	13.0	13.0	12.5	12.4
事業系	14.3	12.8	13.4	11.5	11.2
合計	27.8	25.8	26.4	24.0	23.6

(単位:万トン)

(5)市町村におけるごみ処理費等の状況

【現状】

令和5年度に市町村がごみ処理に要した費用は約1,053億円で、県民一人当たりでは年間16,693円でした。

また、ごみ処理の有料化については、令和5年度末で37市町村が導入しています。

ごみ処理費用には、収集運搬から焼却等の中間処理、最終処分に至るまでの人件費を含む処理・維持管理費のほか、施設の建設、改修等の建設改良費等の費用が含まれています。令和5年度における県民一人当たりのごみ処理費用は16,693円でした。(表3-1-3)

ごみ処理の有料化は、排出量に応じた負担の公平化や費用面からの廃棄物排出に係る意識改革につながるとともに、ごみの排出抑制や再生利用促進の効果が期待され、令和5年度末現在、37市町村で導入されています。(表3-1-4)

また、有料化の導入とともに、可燃ごみの収集回数を減らし、資源ごみの収集回数を増やすといった見直し等を併せて実施することで、更なる排出抑制効果も期待されます。

表3-1-3 ごみ処理費用の推移

	R1	R2	R3	R4	R5
処理・維持管理費 (千円)	78,232,950	80,006,368	77,281,973	80,853,683	83,993,833
建設改良費 (千円)	20,410,453	24,734,636	15,857,592	18,376,487	15,844,065
その他 (千円)	2,865,627	3,208,440	5,285,302	5,495,472	5,486,737
計 (千円)	101,509,030	107,949,444	98,424,867	104,725,642	105,324,635
人口 (人)	6,317,531	6,319,756	6,315,205	6,312,610	6,309,586
1人当たり経費 (円/人・年)	16,068	17,081	15,585	16,590	16,693
市町村等搬入量 (t)	2,010,353	1,981,322	1,947,532	1,919,178	1,865,024
1t当たりの経費 (円/t・年)	50,493	54,484	50,538	54,568	56,474

表3-1-4 令和5年度ごみ処理有料化の状況(生活系可燃収集ごみ(直接搬入ごみを除く。))

収集回数	制度	市町村
週2回	無料(1)	我孫子市
	無料/指定袋制(7)	流山市、成田市、柏市、印西市、白井市、酒々井町、船橋市
	有料(23)	千葉市、木更津市、銚子市、館山市、野田市、旭市、勝浦市、鴨川市、君津市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、御宿町、鋸南町
週3回	無料/指定袋制(9)	市川市、松戸市、佐倉市、習志野市、市原市、鎌ヶ谷市、浦安市、八街市、富里市
	有料(14)	東金市、四街道市、茂原市、八千代市、袖ヶ浦市、いすみ市、大網白里市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町

※年度末時点での状況

※()内の数字は、市町村数

※県民がごみ袋の購入代金のみを負担している場合は、「無料/指定袋制」のグループに計上しています。

※野田市は、1世帯120枚までは無料としています。

※東金市では、一部地域において週5回収集としています。

(6)ごみの不法投棄等

【現状】

道路や空き地、林地などで、ごみの散乱・放置や廃家電等の不法投棄などの事例が依然として見受けられます。

県及び市町村では、地域の環境美化を進めるため、地域の実情に応じた取組を実施しています。

また、道路や河川への空き缶等のポイ捨てや観光地の空き缶の散乱等による生活環境の悪化を防ぐため、令和5年度末現在、50市町村で、いわゆる「ポイ捨て禁止条例」が制定されていますが、未だに観光地や市街地の道路・空き地などでは、ごみの散乱・放置が見受けられます。

廃家電の不法投棄は、近年減少傾向にあります。令和5年度で2,277台と年間2千台以上不法投棄されています。(表3-1-5)

表3-1-5 廃家電(家電リサイクル法に定める4品目)の不法投棄の推移

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
エアコン	36	39	57	58	50	68	51	60	34	41
テレビ	2,794	2,283	2,089	2,111	1,946	1,931	1,908	1,663	1,440	1,518
冷蔵庫・冷凍庫	799	727	675	736	665	775	837	693	583	471
洗濯機	393	391	418	458	487	519	553	473	416	247
計	4,022	3,440	3,239	3,363	3,148	3,293	3,349	2,889	2,473	2,277

(台)

(7)一般廃棄物処理施設等の整備状況

【現状】

ごみ処理施設の約87%が、稼働してから15年以上経過しており、令和12年度にはその割合が約93%となることから、施設の長寿命化や更新を検討する時期を迎えています。

県内には22施設の最終処分場があり、近年の最終処分量の減少により、最終処分場の残余年数は増加傾向にあります。最終処分場を有していない市町村が令和5年度末で18市町村あります。

市町村及び一部事務組合のごみ処理施設の設置数は、ごみ処理の広域化や施設の集約化の進展に伴い減少しています。(表3-1-6)

ごみ処理施設のうち稼働してから15年以上経過している施設の割合は令和5年度末現在で約87%を占めており、令和12年度末には約93%となることから、今後、広域化の可能性も含め、施設更新を検討する必要があります。(表3-1-7)

また、県内市町村における最終処分場の残余年数は近年増加傾向にあります。令和6年3月現在、残余年数は8.8年と試算され、未だ国の廃棄物処理施設整備計画で示されている目標の22年を下回っている状況にあります。(図3-1-13)

表3-1-6 ごみ処理施設の整備状況

区分		年度				
		H26	H27	H28	H29	H30
ごみ焼却施設	施設数	43	43	42	41	41
	処理能力(t/日)	8,396	8,396	8,356	8,017	8,065
粗大ごみ処理施設	施設数	25	24	24	24	24
	処理能力(t/日)	1,446	1,195	1,195	1,195	1,195
資源化等を行う施設	施設数	18	20	19	18	18
	処理能力(t/日)	675	696	674	674	674
最終処分場	施設数	24	24	22	22	22
	残余容量(千m)	1,511	1,482	1,427	1,382	1,329

区分		年度				
		R1	R2	R3	R4	R5
ごみ焼却施設	施設数	39	36	37	35	35
	処理能力(t/日)	7,490	7,463	7,601	7,406	7,391
粗大ごみ処理施設	施設数	24	21	21	18	18
	処理能力(t/日)	1,179	1,110	1,110	995	995
資源化等を行う施設	施設数	17	16	17	16	16
	処理能力(t/日)	665	665	661	635	635
最終処分場	施設数	24	23	24	24	22
	残余容量(千m)	1,270	1,223	1,263	1,183	1,146

表3-1-7 ごみ処理施設の稼働年数の状況及び将来推計

区分		年度								
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
ごみ焼却施設(A)	総施設数	35	35	35	35	35	35	35	35	35
	15年経過施設数	31	31	31	31	31	32	32	32	32
粗大ごみ処理施設(B)	総施設数	18	18	18	18	18	18	18	18	18
	15年経過施設数	17	17	17	17	17	17	18	18	18
資源化等を行う施設(C)	総施設数	16	16	16	16	16	16	16	16	16
	15年経過施設数	12	12	13	13	13	14	14	14	14
ごみ処理施設合計(A+B+C)	総施設数	69	69	69	69	69	69	69	69	69
	15年経過施設数	60	60	61	61	61	63	64	64	64
	割合(%)	87.0	87.0	88.4	88.4	88.4	91.3	92.8	92.8	92.8

※令和5年度は実際の値、令和6年度以降は施設の改廃がないと仮定した場合の値です。
 ※「割合」は、総施設数に占める15年経過した施設の割合です。

図3-1-13 最終処分場の残余容量・年数の推移



※残余年数とは、新規の最終処分場が整備されず、当該年度の最終処分量の全量が全国または県内の最終処分場(民間を除く)で最終処分が行われた場合に、最終処分が可能な期間(年数)をいい、以下の式により算出されます。

$$\text{残余年数} = \frac{\text{当該年度の残余容量}}{\text{当該年度の最終処分量} / \text{埋立ごみ比重}}$$

(埋立ごみ比重=0.8163(環境省が残余年数算定の際に使用する数値))

(8)災害廃棄物対策

【現状】

令和元年度の台風等を契機に、災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行う体制の強化とともに、県内全市町村における災害廃棄物処理計画の策定が求められていたところであり、令和6年3月末現在、全54市町村が「災害廃棄物処理計画」を策定しています。

東日本大震災では、大規模地震に加え、津波の発生により、様々な廃棄物が混ざり合い、大量の災害廃棄物が広範囲にわたり発生しました。災害廃棄物は、人々の健康や生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、その適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理しなければなりません。

国は、平成26年3月に「災害廃棄物対策指針」(平成30年3月に改定)を、平成27年11月には「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」を策定し、県及び市町村にこれらの指針を踏まえた「災害廃棄物処理計画」の策定を求めており、平成27年8月の廃棄物処理法の改正では、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目のない災害対策を実施・強化すべく、廃棄物処理計画に盛り込むべき項目が追加されました。

これを踏まえて県では、平成30年3月に災害廃棄物処理計画を策定したところです。

また、市町村においても、令和6年3月末現在、全54市町村が「災害廃棄物処理計画」を策定しています。

(9)し尿処理

【現状】

令和5年度のし尿及び浄化槽汚泥の排出量(公共下水道等で処理されるし尿は除く)は約72万キロリットルで、年々減少しています。

また、し尿処理施設の約77%が、稼働してから15年以上経過していることから、施設の長寿命化や更新を検討する時期を迎えています。

令和5年度のし尿及び浄化槽汚泥の排出量(公共下水道等で処理されるし尿を除く。)は、全体で約72万キロリットルであり、そのうち市町村が収集しているし尿が約9万キロリットル、浄化槽汚泥が約63万キロリットル、その他自家処理されているものが約212キロリットルです。千葉県全域域汚水適正処理構想に基づく各種汚水処理事業の推進により、公共下水道等の整備が進んできたことで、し尿処理施設で処理する汚泥の量は年々減少しており、令和5年3月に策定した千葉県汚水処理広域化・共同化計画に基づき、汚水処理施設の統廃合が促進されることで今後も減少が見込まれます。(図3-1-14)

また、し尿処理施設において発生する残さ(汚泥)の処理内訳は、17%がごみ焼却施設で焼却、75%がし尿処理施設内で焼却、4%がごみ堆肥化施設で堆肥化されています。(図3-1-15)

浄化槽の設置状況は、現在、単独処理浄化槽を新たに設置することが原則禁止されていることや、既設の単独処理浄化槽から下水道や合併処理浄化槽への切替が進んでいることから、単独処理浄化槽の設置基数は減少傾向にあり、合併処理浄化槽の設置基数は増加傾向にあります。令和5年度末現在における設置総基数は約44万5千基となっています。(表3-1-8)

なお、令和5年度に浄化槽台帳の整備を行い、既に廃止済みであった浄化槽が反映されたことで、単独処理浄化槽と合併処理浄化槽を合わせて約10万基の減少となっています。

また、し尿処理施設のうち、稼働してから15年以上経過している施設の割合は令和5年度末で約77%となっています。(表3-1-9)

図3-1-14 し尿処理状況の推移

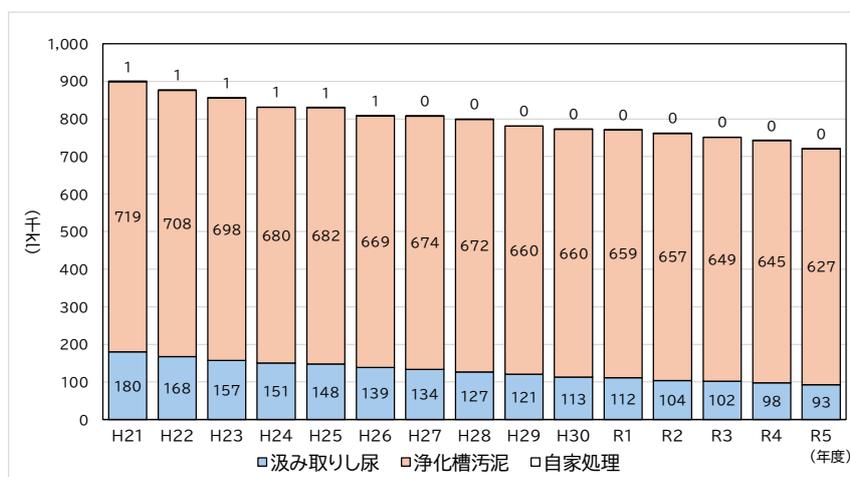


図3-1-15 し尿処理施設からの残さの処理内訳

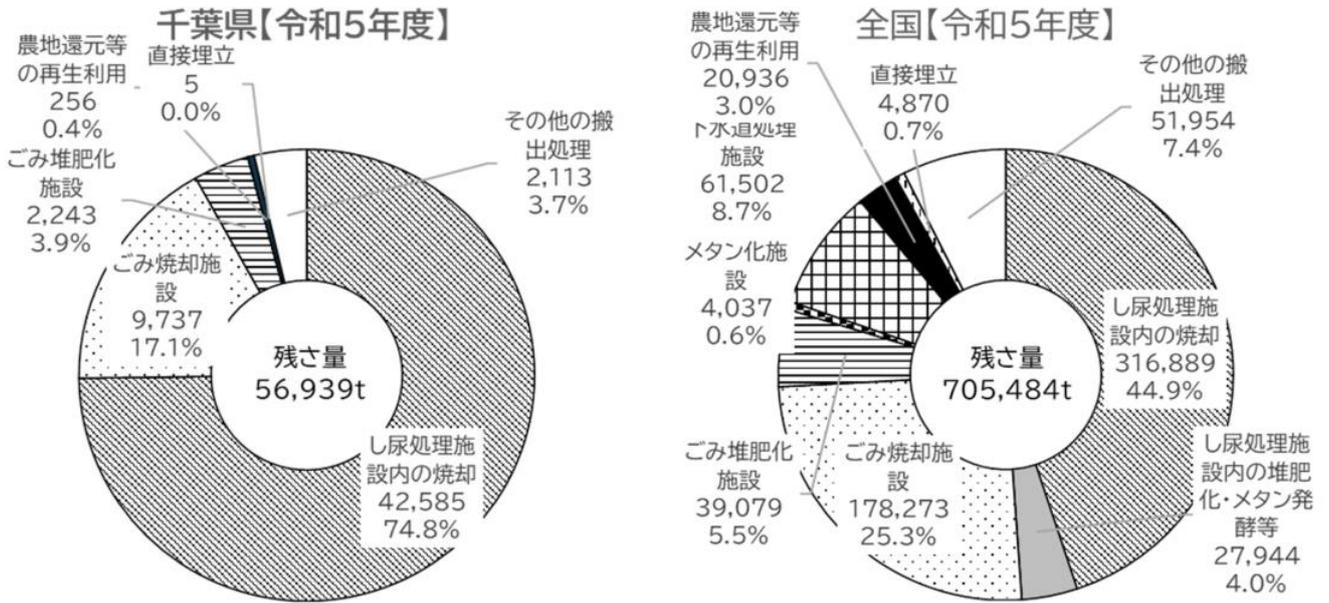


表3-1-8 浄化槽設置状況

(基数)

区分 \ 年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
総基数	576,052	574,716	578,218	548,173	553,503	547,855	445,066
内訳							
単独処理浄化槽	328,303	321,964	320,875	292,421	291,428	279,968	187,788
合併処理浄化槽	247,749	252,752	257,343	255,752	262,075	267,887	257,278

表3-1-9 し尿処理施設の稼働年数の状況

区分 \ 年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
総施設数	34	34	34	34	34	34	34	34
15年経過施設数	26	27	28	29	29	29	29	29
割合 (%)	76.5	79.4	82.4	85.3	85.3	85.3	85.3	85.3

※ コミュニティプラントは含みません。
 ※ 令和5年度は実績。令和6年度以降の新たな設置は考慮していません。
 ※ 割合は、総施設数に占める稼働後15年が経過した施設の割合です。

3.2 産業廃棄物

(1) 排出量

【現状】

令和5年度の産業廃棄物の排出量は約1,875万トンでした。

産業廃棄物20品目の種類別内訳では、汚泥が約36%を占めており、動物のふん尿、鉱さい、がれき類、ばいじん、金属くずを合わせた上位6品目で全体の約87%を占めています。

業種別内訳では、製造業が約41%を占め、続いて電気・ガス・熱供給・水道業、建設業、農業・林業からの排出量が多くなっています。

産業廃棄物の排出量は、平成30年度まで減少した後、新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着いた令和3年度に増加しましたが、その後は減少傾向で推移しており、令和5年度の排出量は約1,875万トンとなっています。排出量は経済活動の動向等に左右される傾向があり、引き続き注視が必要です。

種類別の内訳をみると、令和5年度は汚泥が36.3%と最も多く、動物のふん尿14.1%、鉱さい10.2%、がれき類9.9%、ばいじん8.7%、金属くず7.9%と続いています。平成30年度と比較すると、汚泥や鉱さいの割合が増加している一方、金属くずは減少しています。(図3-2-1、図3-2-2)

業種別では、鉄鋼、石油精製、石油化学等の製造業からの排出割合が高く、約765万トン(約41%)となっており、次いで電気・ガス・熱供給・水道業が約467万トン(約25%)、建設業が約290万トン(約15%)、農業・林業が約267万トン(約14%)と続いており、この上位4業種で全体の約95%を占めています。(図3-2-3)

図3-2-1 種類別排出量の推移

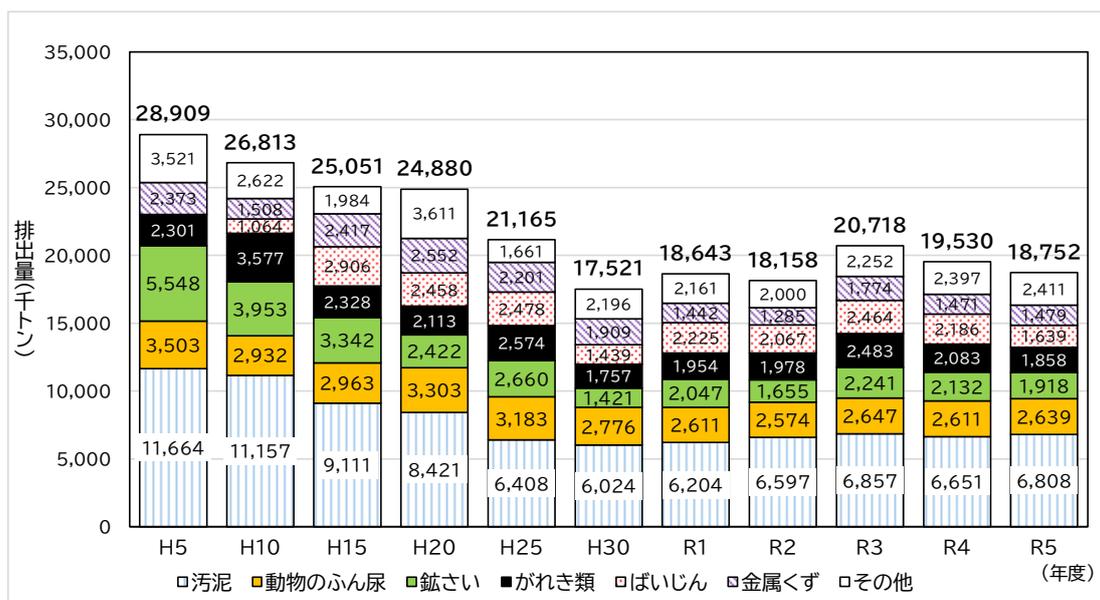


図3-2-2 種類別排出量

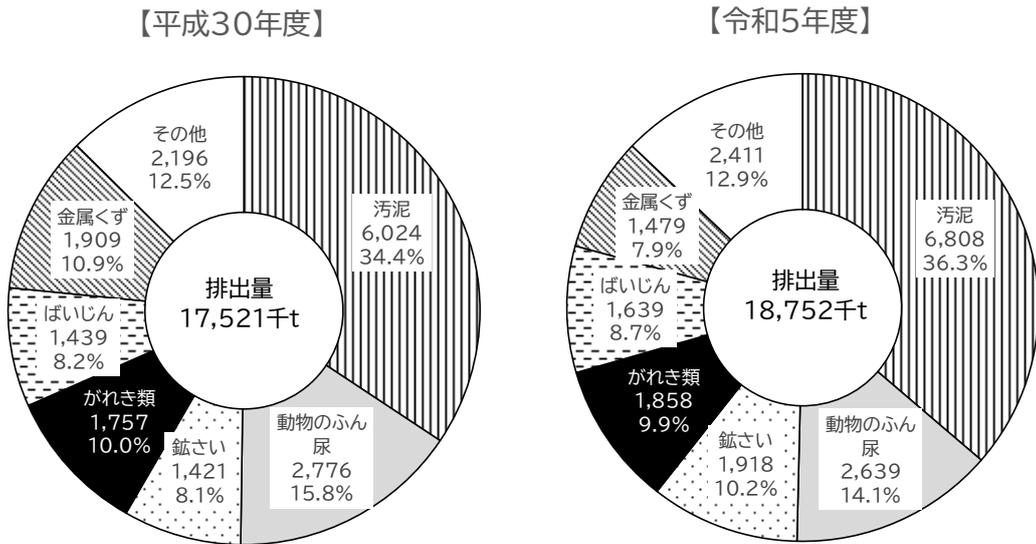
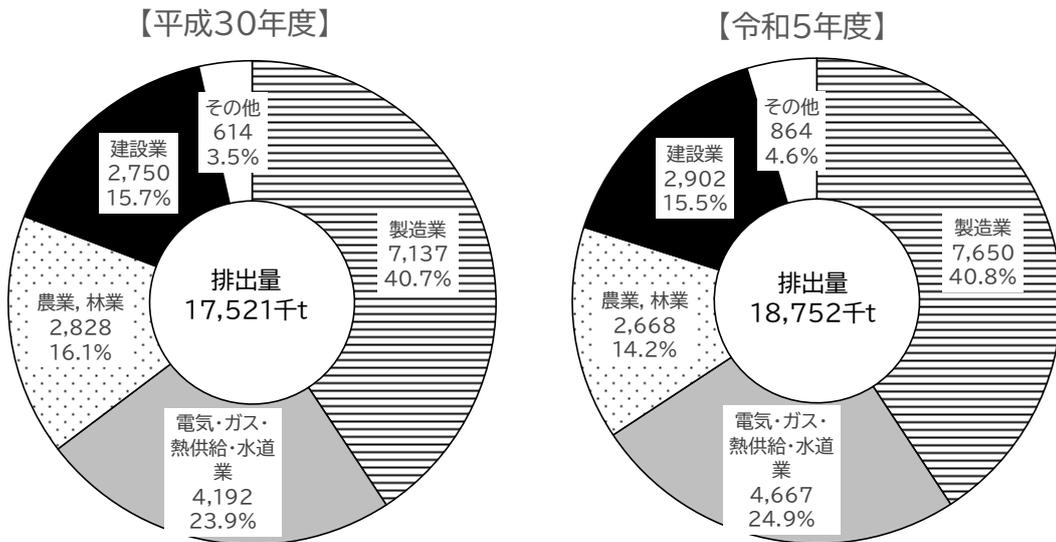


図3-2-3 業種別排出量



(2)処理・処分状況

【現状】

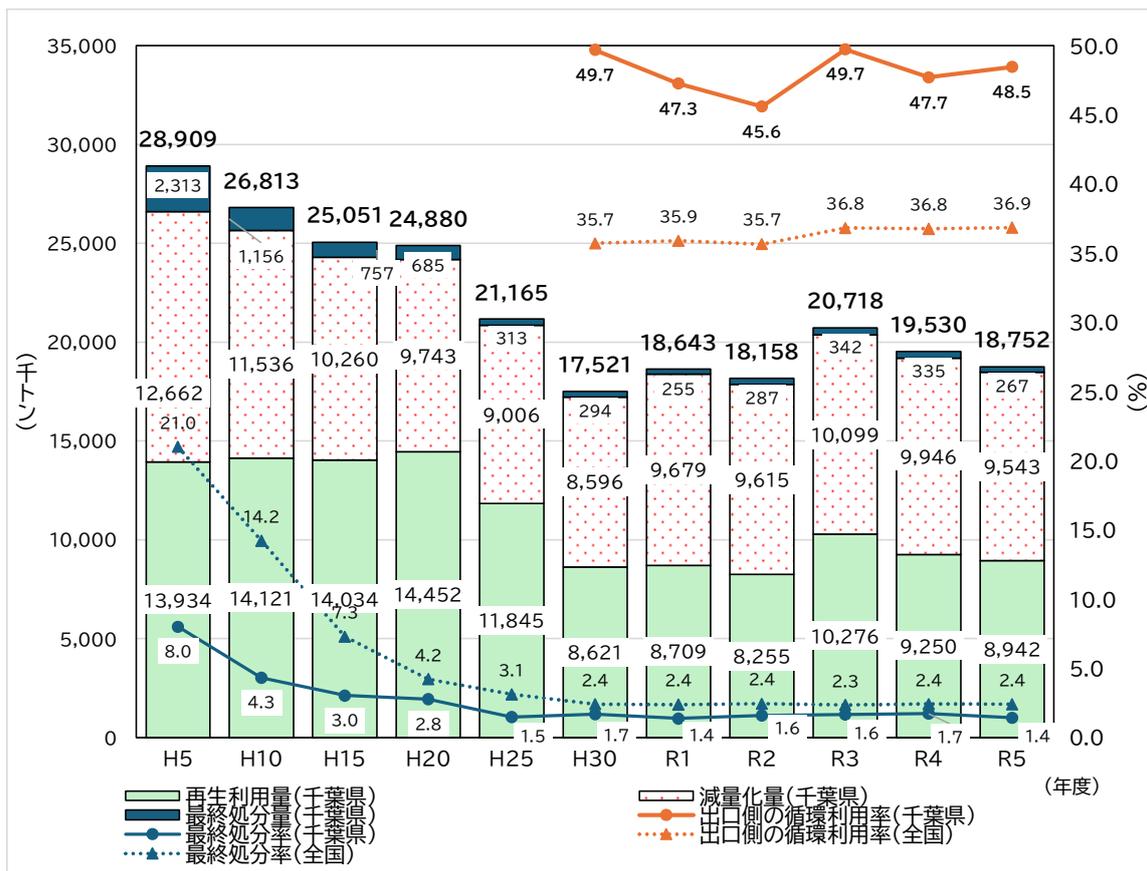
産業廃棄物の出口側の循環利用率は、横ばいで推移しており、令和5年度は48.5%となっています。

令和5年度の最終処分量は約26.7万トンで、最終処分率は近年2%以下と全国平均より低い水準にあります。

県の産業廃棄物の出口側の循環利用率は、全国平均より良好な水準で推移しているものの、増減を繰り返しつつ近年横ばいで推移しており、令和5年度は48.5%となっています。(図3-2-4)

令和5年度において、排出量が上位の廃棄物のうち、出口側の循環利用率の高いものは、鉱さい(99.7%)、金属くず(99.6%)、がれき類(98.9%)などとなっています。(図3-2-6)

図3-2-4 産業廃棄物の処理・処分状況(全国平均との比較)



※出口側循環利用率は、環境省の「産業廃棄物排出・処理状況調査報告書」から算出。算出方法は、下記の通り。

$$\frac{(\text{再生利用量} + (\text{金属くず、ガラ陶、鉱さい、ガレキ類の減量化量}) - \text{動物のふん尿の直接再生利用量})}{\text{排出量}} \times 100$$

図3-2-5 産業廃棄物の種類別処理・処分状況(処理区分別構成比)(令和5年度)

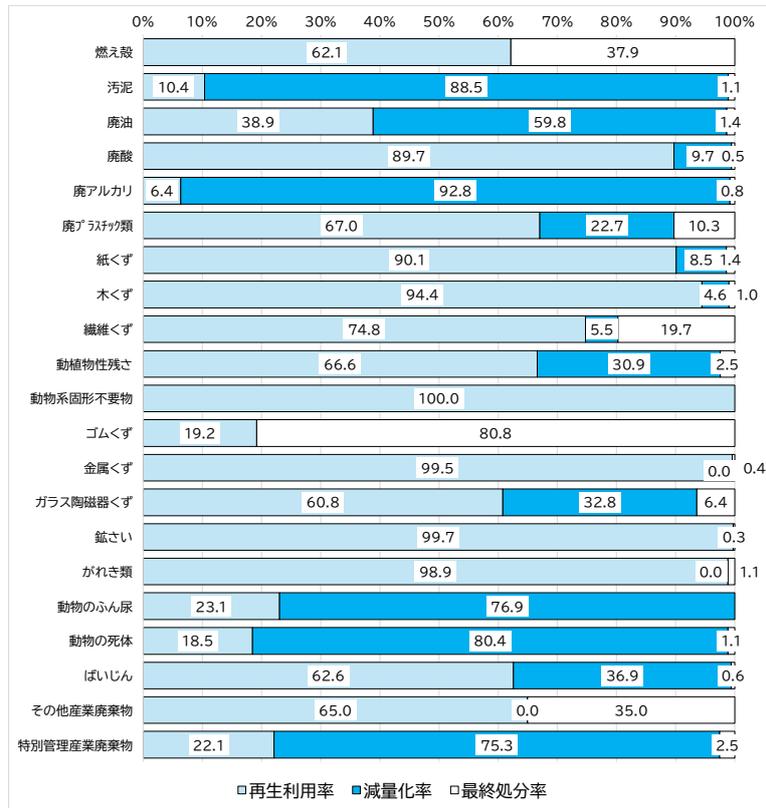
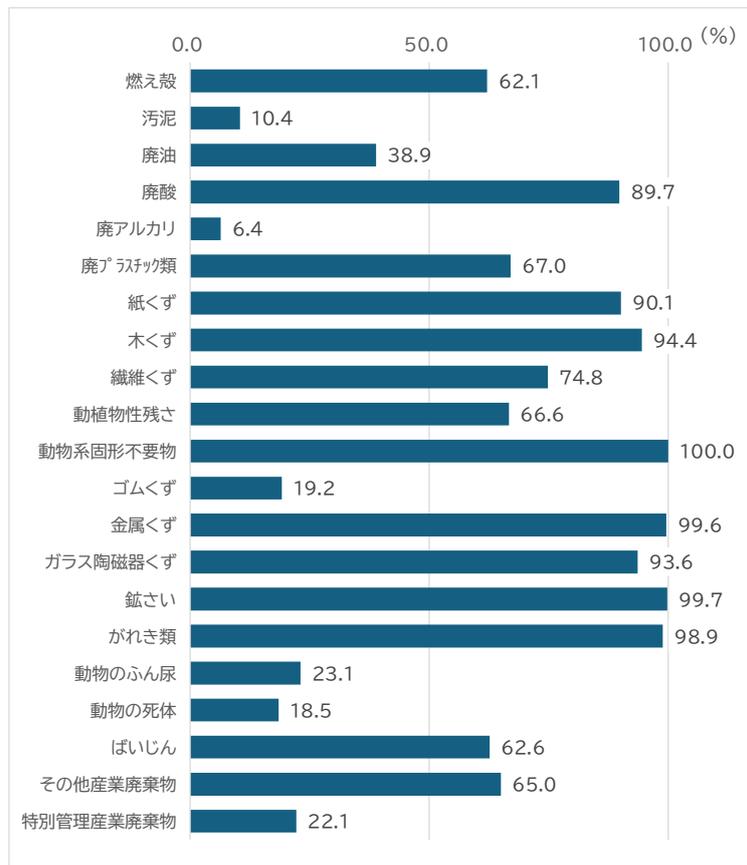


図3-2-6 産業廃棄物の種類別の出口側の循環利用率(令和5年度)



最終処分量は、令和5年度には約26.7万トンと平成30年度から約9%減少しています。最終処分率で見ると、平成30年度の1.7%から1.4%に減少しているとともに、全国平均より低い水準で推移しています。(図3-2-4、表3-2-1、表3-2-2)

また、最終処分量は、汚泥が最も多く、次いで混合廃棄物、廃プラスチック類、ガラス・コンクリート・陶磁器くずの順となっています。(表3-2-1)

表3-2-1 産業廃棄物の種類別処理量・処分状況(処理区分別構成比)(令和5年度)

廃棄物名 区分	量(千t/年)				排出量を100とした場合			
	排出量	再生 利用量	減量化量	最終 処分量	排出率	再生 利用率	減量化率	最終 処分率
燃え殻	52	32		20	100.0%	62.1%		37.9%
汚泥	6,808	706	6,027	75	100.0%	10.4%	88.5%	1.1%
廃油	204	79	122	3	100.0%	38.9%	59.8%	1.4%
廃酸	156	140	15	1	100.0%	89.7%	9.7%	0.5%
廃アルカリ	171	11	159	1	100.0%	6.4%	92.8%	0.8%
廃プラスチック類	330	221	75	34	100.0%	67.0%	22.7%	10.3%
紙くず	19	17	2	0	100.0%	90.1%	8.5%	1.4%
木くず	403	380	18	4	100.0%	94.4%	4.6%	1.0%
繊維くず	1	0	0	0	100.0%	74.8%	5.5%	19.7%
動植物性残渣	63	42	20	2	100.0%	66.6%	30.9%	2.5%
動物系固形不要物	1	1			100.0%	100.0%		
ゴムくず	0	0		0	100.0%	19.2%		80.8%
金属くず	1,479	1,472	1	6	100.0%	99.5%	0.0%	0.4%
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	449	273	147	29	100.0%	60.8%	32.8%	6.4%
鋸さい	1,918	1,913		5	100.0%	99.7%		0.3%
がれき類	1,858	1,837	0	21	100.0%	98.9%	0.0%	1.1%
動物のふん尿	2,639	609	2,030		100.0%	23.1%	76.9%	
動物の死体	10	2	8	0	100.0%	18.5%	80.4%	1.1%
ばいじん	1,639	1,025	604	9	100.0%	62.6%	36.9%	0.6%
その他(13号廃棄物)								
混合廃棄物	134	87	0	47	100.0%	65.0%	0.0%	35.0%
特別管理産業廃棄物								
廃油	45	12	32	0	100.0%	27.0%	71.9%	1.1%
廃酸	81	19	60	1	100.0%	24.2%	74.8%	1.0%
廃アルカリ	69	25	43	1	100.0%	36.5%	62.7%	0.9%
感染性産業廃棄物	28	1	24	3	100.0%	1.9%	86.1%	12.1%
廃石綿等	2	0		2	100.0%	15.5%		84.5%
特定有害産業廃棄物	194	35	155	4	100.0%	18.1%	80.0%	1.9%
合計	18,752	8,942	9,543	267	100.0%	47.7%	50.9%	1.4%

※ 「13号廃棄物」とは、産業廃棄物を処理した結果、廃棄物の性状が産業廃棄物のどの種類にも分類されなくなったものをいいます。

※ 上記項目には保管量を含まないため合計と内訳は一致しません。

表3-2-2 産業廃棄物の種類別処理量・処分状況(処理区分別構成比)(平成30年度)

廃棄物名 区分	量(千t/年)				排出量を100とした場合			
	排出量	再生 利用量	減量化量	最終 処分量	排出率	再生 利用率	減量化率	最終 処分率
燃え殻	283	276	3	3	100.0%	97.7%	1.1%	1.2%
汚泥	6,024	608	5,346	70	100.0%	10.1%	88.7%	1.2%
廃油	250	131	118	1	100.0%	52.4%	47.3%	0.2%
廃酸	102	98	5	0	100.0%	95.3%	4.7%	0.0%
廃アルカリ	61	20	31	0	100.0%	32.4%	51.0%	0.0%
廃プラスチック類	353	204	137	11	100.0%	58.0%	38.9%	3.1%
紙くず	15	12	2	0	100.0%	85.2%	14.6%	0.2%
木くず	225	175	49	2	100.0%	77.6%	21.7%	0.7%
繊維くず	3	1	2	0	100.0%	24.5%	75.5%	0.1%
動植物性残渣	82	65	16	1	100.0%	79.4%	19.9%	0.7%
動物系固形不要物								
ゴムくず	0	0	0	0	100.0%	42.8%	3.5%	53.8%
金属くず	1,909	1,896	0	12	100.0%	99.4%	0.0%	0.6%
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	397	237	147	13	100.0%	59.7%	36.9%	3.4%
鋸さい	1,421	1,419		1	100.0%	99.9%		0.1%
がれき類	1,757	1,701	1	55	100.0%	96.8%	0.1%	3.1%
動物のふん尿	2,776	642	2,134		100.0%	23.1%	76.9%	
動物の死体	25	5	20	0	100.0%	18.5%	80.4%	1.1%
ばいじん	1,439	931	464	44	100.0%	64.7%	32.2%	3.1%
その他(13号廃棄物)								
混合廃棄物	187	121	0	66	100.0%	64.6%	0.2%	35.3%
特別管理産業廃棄物								
廃油	24	12	12	0	100.0%	49.6%	49.8%	0.6%
廃酸	57	11	46	0	100.0%	19.6%	80.2%	0.2%
廃アルカリ	32	22	10	0	100.0%	69.0%	30.8%	0.2%
感染性産業廃棄物	44	1	39	4	100.0%	2.0%	87.9%	10.1%
廃石綿等	2	0	0	2	100.0%	6.5%	0.9%	92.6%
特定有害産業廃棄物	54	32	14	8	100.0%	59.9%	25.3%	14.8%
合計	17,521	8,621	8,596	294	100.0%	49.2%	49.1%	1.7%

※ 上記項目には保管量を含まないため合計と内訳は一致しません。

(3) 適正処理の推進

① 不法投棄

【現状】

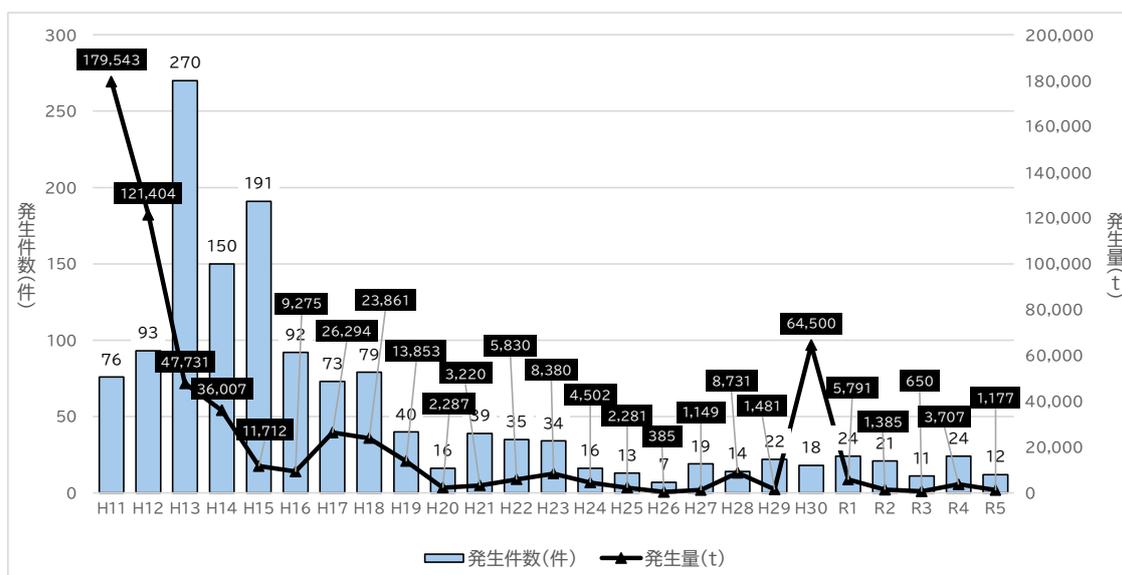
不法投棄量は、平成30年度に大規模不法投棄事案が2件判明したものの、平成11年度のピーク時から大幅に減少し、令和5年度は約1,200トンとなっています。

県は、産業廃棄物が多量に排出される首都圏に位置し、交通の便が良く廃棄物を運搬しやすいこと、比較的平坦な地形に丘陵地や谷津があり、遊休化した農地や山林などが多いことなど、産業廃棄物の不法投棄がされやすい条件が重なっています。ピーク時の平成11年度には、全国の不法投棄量の4割にあたる約18万トンもの不法投棄がありました。

このため、県では、民間警備会社も活用し、悪質巧妙化する不法投棄等に機動的に対応できるよう24時間・365日の監視パトロールや、不適正処理の疑いが高い現場等を集中的に監視するスポット監視（定点監視等）の実施、市町村職員への立入検査権限の付与など、監視指導の体制整備・強化を図るとともに、「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」（平成14年10月施行）による規制の強化を図った結果、平成11年度をピークに減少し、近年は平成30年度の大規模不法投棄事案2件を除くと横ばい傾向となっています。（図3-2-7）

不法投棄の原因としては、一部の排出事業者や処理業者等が適正処理を怠る、法の委託基準等を理解していない等が考えられます。

図3-2-7 不法投棄状況の推移



② 不法投棄の残存量等

【現状】

令和5年度末現在の不法投棄等の残存量は約400万トンとなっており、全国の約40%を占めています。

不法投棄について、新規発生件数は減少しているものの、不法投棄の行為者の特定が困難なことや特定した行為者に撤去のための財力がないなどの理由から、不法投棄等残存物の撤去が進んでいない状況にあります。令和5年度末の残存量は約400万トンであり、全国の残存量約1,011万トンの約40%を占めています。

近年の不法投棄の残存件数、残存量の推移は、ともに横ばい傾向にあります。

県では、不法投棄等不適正処理された産業廃棄物について、行為者等に撤去指導を行っていますが、行為者等の行方不明などにより撤去が困難で、周辺環境への影響が大きい場合には、県が行為者等に代わって撤去を行うなど、不法投棄の残存物の除去を行っています。(表3-2-3)

表3-2-3 不法投棄等残存量の推移

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
残存件数(件)	779	830	799	782	788	796	793	797	830	846
残存量(t)	3,945,879	3,955,570	3,967,615	3,959,301	4,019,344	4,031,260	4,010,671	4,016,649	4,019,675	4,027,335

※10トン以上の不適正処理事案(千葉市、船橋市、柏市分を含む)を対象としています。

③ ポリ塩化ビフェニル廃棄物

【現状】

高濃度ポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)廃棄物の処理が大幅に進み、令和5年度末現在、変圧器2台、コンデンサー(3kg以上)121台、安定器約2万台、PCB油約0.3トン等が保管されています。

県では、平成13年7月に施行された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(以下「PCB特別措置法」という。)及び国の定める「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」(以下「PCB廃棄物処理基本計画」という。)に基づき、「千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画(以下「千葉県PCB処理計画」という。)」を平成20年9月に策定し、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理に取り組んでおり、PCB廃棄物処理基本計画の変更に応じて、千葉県PCB処理計画を改訂(平成29年3月)しています。

PCB特別措置法に規定される高濃度PCB廃棄物の処分期限が到来し、把握している高濃度PCB廃棄物については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)の事業終了準備期間を活用し、適正処理の指導を完了しました。今後、高濃度PCB廃棄物が発見された場合には、現在国において検討されている高濃度PCB廃棄物の新たな処理体制に基づき、適切な指導を行う必要があります。

また、低濃度PCB廃棄物については、処分期限が迫っていることから、事業者に対して、処分期間内の適正処分の周知啓発及び指導を引き続き徹底する必要があります。(表3-2-4)

表3-2-4 PCB廃棄物の処分期限

高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品		
PCB廃棄物等の種類	処分期間 (概規規定)	特例処分期限日 (概規規定)
変圧器、コンデンサー、 PCB油等	令和4年3月31日まで (PCB特別措置法施行令第6条)	令和5年3月31日 (PCB特別措置法第10条第3項)
安定器及び汚染物等	令和5年3月31日まで (PCB特別措置法施行令第6条)	令和6年3月31日 (PCB特別措置法第10条第3項)

低濃度PCB廃棄物(高濃度PCB廃棄物を除くPCB廃棄物)		
PCB廃棄物等の種類	処分期間 (概規規定)	特例処分期限日 (概規規定)
PCBに汚染された絶縁油を使用した電気機器等	令和9年3月31日まで (PCB特別措置法施行令第7条)	—

表3-2-5 千葉県内のPCB等廃棄物等の保管・使用状況(令和5年度)

PCB廃棄物の種類(単位)		PCB濃度5,000mg/kg超 (高濃度PCB廃棄物) (※1)		PCB濃度5,000mg/kg以下 (低濃度PCB廃棄物) (※1)	
		保管量	使用量	保管量	使用量
変圧器、コン デンサー、 PCB油等	変圧器(台)	2	0	1,067	1,620
	コンデンサー(3kg以上)(台)	121	0	1,264	545
	PCBを含む油(kg)	305	0	204,041	22,189
	柱上変圧器(台)(※2)	0	0	2	0
	電気事業者の柱上変圧器(台)(※3)	0	0	5,443	3
安定器、及 び汚染物	コンデンサー(3kg未満)(台)	12,129	0	21,121	109
	安定器(台)	19,106	916	4,573	215
	その他の機器等(台)(※4)	8	0	1,059	480
	感圧複写紙(kg)	0	0	0	0
	ウエス(kg)	2,071	0	718	0
	OFケーブル(kg)	0	0	645	87,971
	汚泥(kg)	1,190	0	46,443	0
	塗膜(kg)	0	0	8,811	0
	その他(kg)(※5)	14,076	0	802,470	207,154

※1 PCB特別措置法第8条第1項の規定に基づき保管事業者から届出された保管量及び使用量。ドラム缶等の各種容器にまとめて保管している場合等、台数(個数)や重量で計上できないものがあります。PCBを含む油、感圧複写紙、ウエス、汚泥、塗膜及びその他の数量について、体積で届出がなされたものについては、1L=1kgとして重量に換算し計上しています。なお、低濃度PCB廃棄物には、濃度不明(低濃度疑い物)も含まれます。

※2 電気事業者の柱上変圧器を除きます。

※3 東京電力パワーグリッド株式会社が所有するものです。

※4 「その他の機器等」とは、開閉器、遮断器、リアクトル、放電コイル等を言います。このうち大型物は、変圧器、コンデンサー、PCB油等に分類されます。

※5 「その他」とは、がれき類、分析時の採油用具、保管容器等のPCB汚染物、コンサベーター等の機器のうちPCBに汚染されたものをいう。このうち、保管容器は変圧器、コンデンサー、PCB油等に分類されます。

④ 廃石綿等の特別管理産業廃棄物

【現状】

令和5年度の廃石綿等の排出量は、約2千トンでした。

令和5年度の感染性産業廃棄物の排出量は、約2万8千トンでした。

令和5年度の廃石綿等の排出量は約2千トンで、84.5%が最終処分されています。(表3-2-1)

廃石綿(アスベスト)については、高度経済成長期に建設された施設などが更新の時期を迎え、解体・廃棄されることにより今後排出量の増加が予想されます。

令和5年度の感染性産業廃棄物の排出量は約2万8千トンで、12.1%が最終処分されています。(表3-2-1)

感染性産業廃棄物については、恒常的に排出されますが、新型インフルエンザなどの感染症等の流行、高齢化社会の進行に伴う医療・介護の需要在宅医療の増加等により、今後排出量の増加が懸念されます。

(4)産業廃棄物処理施設の整備状況

【現状】

令和6年3月末現在の産業廃棄物処理施設の整備状況は、中間処理施設564施設、最終処分場20施設です。

令和6年3月末において、県内に整備されている産業廃棄物処理施設は、中間処理施設564施設、最終処分場20施設となっています。(表3-2-6)

今後の産業廃棄物の排出動向や新規施設の整備状況によっては、最終処分場の残余容量がひっ迫するおそれがあるものの、令和6年3月末において残余年数は17.6年となっており、国の基本方針で示されている目標の17年分とほぼ同数の状況にあります。(表3-2-7)

表3-2-6 廃棄物処理法15条に規定する許可施設の整備状況(令和5年度)

区分	種類内容	排出事業者	処理業者	合計
中間処理施設	汚泥の処理施設	54	51	105
	廃油の処理施設	10	39	49
	廃酸又は廃アルカリの処理施設	1	4	5
	廃プラスチック類の処理施設	3	132	135
	木くず等の処理施設	16	214	230
	その他の処理施設	6	34	40
	合計	90	474	564
最終処分場	安定型	3	7	10
	管理型	3	6	9
	遮断型	1	0	1
	合計	7	13	20

※ 千葉市、船橋市及び柏市内の施設を含みます。
 ※ 最終処分場は容量が0及び閉鎖した施設は除き、公共施設を含みます。
 ※ 施設数は、種類内容の区分に従ったのべ施設数です。

表3-2-7 最終処分場の残余容量

区分	処分場の種類	残余容量(千㎡)
排出事業者	安定型	1
	管理型	248
	遮断型	103
	計	352
処理業者	安定型	0
	管理型	2,457
	遮断型	460
	計	2,917
公共	管理型	1,436
	計	1,436
合計		4,705

※ 内訳は、その他量(保管量)を含まないため合計と一致しない場合があります。
 ※ 残余年数は、[令和5年度末の残余容量] / [令和5年度に県内で発生した産業廃棄物の最終処分量]により算出。(tと㎡の換算比は1)
 残余年数(17.6年) = 残余容量(471万㎡) / 最終処分量(26.7万㎡)
 なお、最終処分場は、県内で発生した産業廃棄物のほか、県外で発生した産業廃棄物も受け入れています。

(5) バイオマスの活用の促進

【現状】

令和2年度における県内のバイオマス発生量は約535万トンであり、その約79%に当たる約423万トンが利用されています。

県内には、家畜排せつ物、食品廃棄物、林地残材等の様々なバイオマスが存在しており、年間約535万トンものバイオマス資源が発生していると推計されています。

バイオマス資源は広く薄く存在するという特性から、収集・運搬に労力・コストがかさみ原料が集まりにくいことや、製品(肥料・飼料等)への変換コストが高いこと、バイオマス製品の需要が少ないことなどの課題がありますが、地球温暖化対策や循環型社会の構築などの観点から、持続的に再生可能であり化石資源の一部を代替する資源としても有望であるバイオマスの活用を図る必要があります。

県では、平成15年5月に「バイオマス立県ちば推進方針」を策定し、県内各地で地域特性を生かしたバイオマス活用の取組を推進してきた結果、9市町(山武市、白井市、旭市、大多喜町、睦沢町、市原市、館山市、南房総市、香取市)においてバイオマスタウン構想が策定されています。

また、令和6年6月には「第2次千葉県バイオマス活用推進計画」を策定し、利用率86%以上(令和12年度目標)を目指してバイオマスの活用に取り組んでいます。令和2年度は利用率が約79%となっており、令和12年度の目標達成に向けて引き続き取組を進めてまいります。

表3-2-8 バイオマス活用推進計画における利用率の推移等

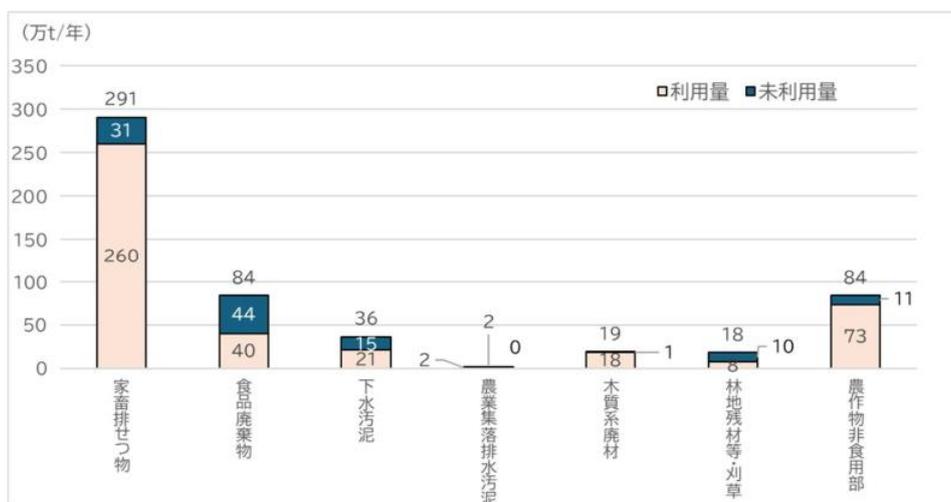
	平成30年度			令和2年度(基準年度)			令和12年度(目標年度)		
	発生量 (万t)	利用量 (万t)	利用率 (%)	発生量 (万t)	利用量 (万t)	利用率 (%)	発生量 (万t)	利用量 (万t)	利用率 (%)
全バイオマス	557	432	78	535	423	79	443	381	86
廃棄物系 バイオマス ※1	464	355	77	432	341	79	365	313	86
未利用 バイオマス ※2	93	77	83	102	81	79	77	68	88

※1 「廃棄物系バイオマス」とは、家畜排せつ物、食品廃棄物(生ごみ、食品加工残さ、廃食用油)、汚泥(下水汚泥(脱水汚泥)、農業集落排水汚泥)、林地残材等・刈草の一部(街路樹・都市公園・家庭剪定枝、道路・河川敷・都市公園刈草)、木質系廃材(製材残材、木材工業系残材、建設発生木材)です。

※2 「未利用バイオマス」とは、農作物残さ(稲わら、もみガラ、野菜等非食部、果樹剪定枝)、林地残材等・刈草の一部(林地残材、ゴルフ場芝草)です。

バイオマスの利用状況を種類別にみると、家畜排せつ物が約260万トンと最も多く、次いで食品廃棄物(生ごみ、食品加工残さ等)や下水汚泥となっており、肥料や飼料などに利用されているほか、建設系木くずを活用したバイオマス発電も行われています。(図3-2-8)

図3-2-8 千葉県のバイオマスの発生・利用状況(湿潤量)(令和2年度)



(6)ヤードの状況

① 自動車ヤード

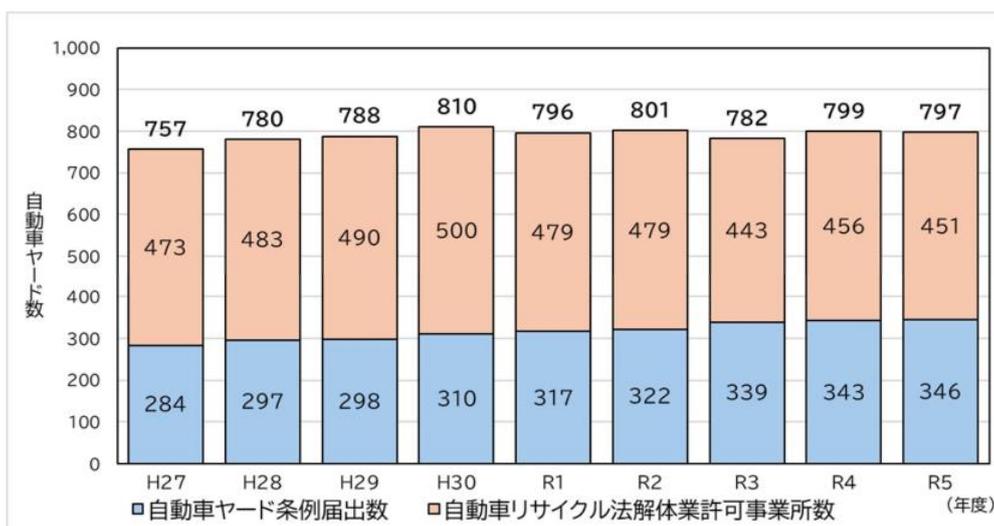
【現状】

令和6年3月末現在の自動車ヤード数は、797件です。

自動車ヤードとは、外周をフェンスや鋼板製の塀などで囲われ、千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例(以下「自動車ヤード条例」という。)に基づき届出された、自動車のエンジンや足回りなどの部品を保管する施設と、使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下「自動車リサイクル法」という。)に基づく許可を得た、使用済自動車の解体を行う施設です。

令和6年3月末において、自動車ヤード条例に基づく届出数は346件、自動車リサイクル法に基づく解体業の許可事業所数は451件となっています。(図3-2-9)

図3-2-9 県内の自動車ヤード数の推移



② 金属スクラップヤード等

【現状】

令和7年3月末現在の金属スクラップヤード等の事業場数(千葉市、袖ヶ浦市分を除く)は437件であり、そのうち283件が許可申請を行っており、同年12月末現在90件が許可となっています。

令和7年3月末現在、令和6年4月1日に施行した千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例(以下「金属スクラップヤード等規制条例」という。)の規制対象事業場数(千葉市、袖ヶ浦市分を除く)は437件です。

廃業等(条例規制対象外として事業継続含む)の意向を示した154件を除く283件が、金属スクラップヤード等規制条例に基づき許可申請を行っており、同年12月末現在90件が許可となっています。

3.3 計画目標の進捗状況

前計画では、目標年度(令和7年度)における一般廃棄物と産業廃棄物の排出量、出口側の循環利用率及び最終処分量に関する目標値を定めています。

ここでは、最新の実績データである令和5年度実績と目標値を比較し、進捗状況を整理しました。

令和5年度の時点で既に目標を達成しており、令和7年度も目標達成が見込まれるものは「○」、令和5年度の時点では目標を達成していませんが、令和7年度には目標達成の可能性があるものは「△」、目標達成が困難な状況にあるものは「×」と整理しました。

表3-3-1 前計画の目標値と実績値の状況

	区分	H30	R5	R7	目標達成見込
		基準年度	実績値	目標年度	
一般廃棄物	■排出量	206 万t	194 万t	183万t以下	△
	■一人1日当たりの家庭系ごみ排出量	507 g	482 g	440g以下	×
	■出口側の循環利用率	22.4%	22.6%	30%以上	×
	■最終処分量	14.3万t	10.7万t	12万t以下	○
産業廃棄物	■排出量	1,752 万t	1,875 万t	1,690万t以下	×
	■出口側の循環利用率	49.7%	48.5%	52%以上	×
	■最終処分量	29.4万t	26.7万t	28万t以下	○

(1)一般廃棄物

① ごみ排出量

令和5年度のごみの排出量は、基準年度の206万トンから約12万トン減少の194万トンとなっています。令和7年度の目標である183万トン以下の達成の可能性があります。

② 一人1日当たりの家庭系ごみ排出量

令和5年度の県民一人1日当たりの家庭系ごみ排出量(排出原単位)は、基準年度の507gから約25g減少し482gとなっており、減少傾向にあります。

県民一人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、全国平均(475g)と比較して高い水準で推移していますが、近年はその差が小さくなっています。

③ 出口側の循環利用率

令和5年度の出口側の循環利用率は、基準年度の22.4%から約0.2ポイント増加し、22.6%となっています。

県の出口側の循環利用率は、全国平均(19.5%)より良好な水準で推移しているものの、焼却施設からの資源化量の増加と集団回収量の減少等により、ほぼ横ばいで推移しています。

④ 最終処分量

令和5年度の最終処分量は、基準年度の14.3万トンから約3.6万トン減少し、10.7万トンとなっています。

令和7年度の目標である12万トン以下を既に達成している状況です。

また、県民一人1日当たりの最終処分量は、令和5年度で46g/人・日と全国平均(70g/人・日)より良好な水準で推移しており、その差は近年若干広がっています。

(2)産業廃棄物

① 排出量

令和5年度の産業廃棄物の排出量は、基準年度の1,752万トンから約123万トン増加し、1,875万トンとなっています。

産業廃棄物の排出量は、事業者による排出抑制の取組のほか、経済の影響を強く受けます。平成30年度までは減少傾向にあったものの、新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着いた令和3年度は増加に転じ、その後は、概ね減少傾向で推移しています。

② 出口側の循環利用率

令和5年度の出口側の循環利用率は、基準年度の49.7%から約1.2ポイント減少し、48.5%となっています。

県の出口側の循環利用率は、全国平均(36.9%)より良好な水準で推移しているものの、再生利用率の低い汚泥の排出量の増加と、再生利用率の高い鋳さいやがれき類の排出量の減少等により、ほぼ横ばいで推移しています。

③ 最終処分量

令和5年度の最終処分量は、基準年度の29.4万トンから約2.7万トン減少し、26.7万トンとなっています。

令和7年度の目標である28万トン以下を既に達成している状況です。

廃棄物の種類別の最終処分量では、汚泥の割合が最も多く、全体の約28%(約7.5万トン)を占めています。

また、県の最終処分量率は、令和5年度で1.4%と全国平均(2.4%)より良好な水準で推移しており、その差は近年変わりません。

4 県が取り組むべき課題

前計画の達成見込状況及び県の廃棄物処理の現状、近年の社会の動向を踏まえ、県が取り組むべき主な課題は次のとおりとし、(2)、(3)、(7)、(8)、(9)、(10)については重点的に取り組むべき課題とします。

なお、その他の課題も含め、県で展開する施策は51ページの施策体系のとおりです。

(1) 県民、事業者と連携した3R+Renewable の推進

展開する主な施策:(1)-1~(1)-7

県民一人1日当たりの家庭系ごみ排出量(排出原単位)は減少傾向で推移しているものの、焼却されている廃棄物の中には、まだ食べることができる食品や、プラスチック、紙、布など再資源化可能な資源が多く含まれており、更なる削減や再資源化の余地が十分残されています。

産業廃棄物の排出量についても、減少傾向で推移していますが、排出量の変動要因となる経済の動向次第で今後増加する可能性があることや、鉱さいやがれき類など、再生利用率が極めて高い品目がある一方で、汚泥の再生利用率は約10%に留まるなど、再資源化が不十分な品目もあります。

また、出口側の循環利用率は、一般廃棄物・産業廃棄物ともに全国平均を上回っているものの、近年横ばいで推移し伸び悩んでいることから、再資源化の更なる推進が課題となっています。

さらに、今後、循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行に向けて、従来の3R(リデュース・リユース・リサイクル)に加えて、石油などの再生不可能な資源への依存度を減らし、木材などの再生可能な資源に置き換える Renewable(再生可能な資源への代替)の推進も重要となっており、製品設計段階からの見直しや、ライフサイクル全体での3R+Renewableに向けた取組が求められます。

こうした状況を踏まえ、県民、事業者、行政等の各主体がそれぞれの役割を理解した上で、各主体が連携し、3R+Renewable を推進する必要があります。

(2) 食品ロスの削減の推進 *

展開する主な施策:(1)-2

本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品「食品ロス」の発生は、資源の浪費、処理コストの増加や焼却処理によるCO₂排出や焼却灰の埋立等による環境負荷の増加に繋がっています。また、世界には 栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、食料の多くを輸入に依存している日本において、食品ロスの削減は真摯に取り組むべき課題であり、県としても、削減の推進を図っていかねばなりません。

食品ロスの削減のためには、消費者、事業者、関係団体、行政等の各主体が、削減の必要性や自らに求められる役割を理解し、具体的な行動に移すと同時に、相互に連携・協働して取り組むことが重要です。各主体の理解を深めるための更なる普及啓発を推進するとともに、多様な主体が連携して、削減に向けて県を挙げて取り組んでいくことが必要です。

また、食品ロスの削減に取り組んだ上でも発生する食品廃棄物については、再生利用の推進が必要です。

(3) プラスチック等資源の循環利用

展開する主な施策:(1)-1、(1)-3~(1)-5、(2)-2

近年、プラスチック資源循環促進法の施行や、製品プラスチックの水平リサイクル等の取組(ボトル to ボトルなど)が進展しており、排出抑制・分別・回収・再資源化に至るまで、製品ライフサイクル全体を通じた対応が求められており、廃プラスチックの循環利用は、循環経済への移行に当たって、必要不可欠なものとなっています。

県の現状として、一般廃棄物においては、焼却ごみ中のビニール・合成樹脂等の割合が令和5年度で27.8%と平成30年度の27.3%より0.5ポイント増加しており、より一層の分別の徹底が必要です。

また、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の分別収集実施市町村は、令和5年度で32市町村に留まり、容器包装プラスチック、雑紙等の資源化可能な品目の分別収集を実施していない市町村もあるなど、自治体間での分別収集体制の差や意識のばらつきも課題となっています。

産業廃棄物においては、廃プラスチックの出口側の循環利用率が平成30年度の58%から、令和5年度では67%と増加していますが、最終処分率が高く、更なる循環利用が必要です。

これらの現状を踏まえ、プラスチックそのものの使用削減を図りつつ、廃プラスチックの効果的な分別収集・再資源化を推進するとともに、再生プラスチックの需要創出などの取組も進めていく必要があります。

また、廃プラスチックに限らず、汚泥やバイオマス資源などの循環資源の利活用を一体的に進めることで、循環経済への移行や廃棄物分野の脱炭素化を推進する必要があります。

(4) 不法投棄の未然防止

展開する主な施策:(3)-7

一般廃棄物においては、新たな不法投棄件数は減少傾向にあるものの、道路や空き地、林地における廃家電等の不法投棄やいわゆるポイ捨てによるごみの散乱などが依然と発生している状況にあります。

産業廃棄物においては、不法投棄の件数は近年横ばいで推移していますが、未然防止のため、警察や関係機関等と連携したパトロールや監視体制を整備しています。

また、過去に不法投棄された産業廃棄物が現在でも多数残存しており、規模の大きい不法投棄の残存物の撤去は、行為者の資力等の都合により進んでおらず、これら不法投棄により周辺環境への支障のおそれのある場合は、行政代執行による支障除去が必要となります。

このため、大規模な不法投棄に発展する前の早期発見、未然防止が重要であり、引き続き不法投棄防止対策への取組が必要です。

さらに近年は、外国人が関与する広域的な不適正処理事案なども問題となっています。

(5) 人口減少・高齢化社会への対応

展開する主な施策:(2)-3、(3)-9

人口減少や高齢化社会の進展に伴い、廃棄物処理に係る担い手不足や家庭からの日々のごみ出しに課題を抱える世帯の増加などが起きており、これらの社会構造の変化に対応した廃棄物処理体制の構築が求められています。

人口減少が進む中、持続可能な廃棄物処理体制を確保するためには、AI等のデジタル技術の活用による効率化などが重要となっています。

また、ごみ出しが困難な高齢者世帯の増加や、独居高齢者の孤立化など、地域によって日常的なごみ出しそのものが困難な状況が生まれつつあるため、地域の実情に応じた柔軟な収集体制の整備や、使用済み紙おむつや在宅医療及び遺品整理等に伴って発生する廃棄物の増加など、高齢化社会に対応した廃棄物処理体制の構築が求められます。

(6)持続可能な適正処理の確保

展開する主な施策:(2)-1、(4)-1~(4)-4

市町村等が設置するごみ処理施設については老朽化が進んでいることから、今後、計画的な施設更新や長寿命化の検討が必要となっています。また、最終処分場については、残余容量が限られていることから、地域住民の理解のもと計画的に整備していく必要があります。

このような状況を踏まえ、県は、市町村等が施設整備を行う場合に、国の交付金制度を活用し、地球温暖化対策にも配慮した高効率発電・熱回収施設の導入を促進するなど、必要な助言等を行っていく必要があります。

また、産業廃棄物処理施設については民間事業者による整備が基本ですが、再資源化事業等高度化法による効率的な再資源化や温室効果ガスの削減効果が高い施設の導入を促進するなどの働きかけを行うだけでなく、適正処理や資源化が困難な廃棄物の処理施設や、中小事業者のための処理施設等については、行政が関与した施設整備もひとつの選択肢と考えられます。

(7)地球温暖化対策のための廃棄物エネルギーの活用推進

展開する主な施策:(2)-1、(2)-2、(4)-1~(4)-3

地球温暖化対策として、廃棄物処理における温室効果ガス排出量の削減が必要です。廃棄物処理施設の整備に当たっては、処理施設の省エネルギー化や電気・熱としての廃棄物エネルギーの効率的な回収を進めるとともに、地域での廃棄物エネルギーの利活用を推進する必要があります。

また、廃棄物の焼却処理時における熱エネルギー回収による発電などの廃棄物エネルギーの活用推進は、温室効果ガス排出量の削減に有効であり、適正かつ効率的な規模での発電を行うための広域処理の推進と施設の集約化による効率化を図ることが重要です。特に、老朽化施設の更新や統廃合に際しては、エネルギー回収機能やカーボンマネジメント機能の強化を視野に入れた整備が求められます。

さらに、バイオマス資源の活用の推進も有効で、県内では様々なバイオマス資源の活用の取組が展開されていますが、多くの取組が、原料収集段階での安定確保、変換段階での低コスト化、利用段階での需要拡大などの各段階での課題を抱えており、安定したバイオマス資源の活用とその拡大には、これらの課題を解決することが必要です。

適正処理や再資源化だけでなく、省エネルギー化や廃棄物エネルギーの活用を組み合わせ、資源循環と脱炭素の推進が一体となった取組が求められています。

(8)ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化の推進 展開する主な施策:(2)-1、(4)-2

ごみ処理施設の約87%が稼働してから15年以上経過しており、令和12年度にはその割合が約93%に達する見込みです。これらの施設の多くは老朽化が進行しており、計画的な更新が求められる時期にあります。また、施設更新に当たっては、持続可能な適正処理を確保する上で、耐震化や風水害対策等の施設の強靱化に加え、温室効果ガス排出量の削減など、地球温暖化対策の観点も取り入れる必要があります。

また、人口減少の進行によるごみ排出量の減少が見込まれており、廃棄物処理に係る担い手不足といった廃棄物処理の非効率化も深刻化しつつある中、県内の自治体において単独で処理体制を維持することが、財政的・人的資源の両面で難しくなることが予想されます。

これらの現状を踏まえ、安定的かつ効率的な施設整備及び運営体制の構築が重要であり、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を進めていく必要があります。

(9)災害廃棄物処理体制の強化 展開する主な施策:(5)-1、(5)-2

大規模な地震や気候変動の進行により頻発化・激甚化した気象災害が発生する中、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理できる体制を強化していくことが必要です。

県の災害廃棄物処理計画に加え、県内全市町村において災害廃棄物処理計画の策定が完了しており、災害時の一定の備えは進んでいるものの、その実効性や運用面での課題が依然として残されています。

特に、災害時の初動対応を迅速に行うためには、平時から災害による影響を想定し、仮置場の確保や県民への周知のほか、市町村、廃棄物処理事業者、県、近隣都県等との連携の確立や廃棄物処理施設の強靱化、人材育成など、処理体制の強化が不可欠です。

また、国の指針の改定や災害対応に関する新たな知見を反映し、県の災害廃棄物処理計画について適宜見直しを行うことで、より実効性の高い処理体制の構築が重要となっています。

さらに、防災力の充実強化を図るため、日常に利用するモノやサービス等をそのまま災害時の備えとして活用し、日常の中に防災を自然な形で取り入れるフェーズフリーの考え方が必要となっており、ごみ処理施設においても、平常時も災害時も役立つフェーズフリーなごみ処理施設の設置等を検討することも大切です。

(10)不適正ヤードへの対策 展開する主な施策:(3)-4

自動車リサイクル法等各種法令に違反した行為が行われている、いわゆる不法自動車ヤードについて、県民の生活環境の保全上の支障を防止し、平穏な生活を確保するため、引き続きその解消に向けた取組が必要となっています。

また、金属スクラップヤード等については、高積みによる崩落のおそれや火災などが発生していることから、県民生活の安全を確保するとともに、生活環境保全上の支障を防止するため、令和6年4月に施行した金属スクラップヤード等規制条例による立入検査、指導が必要です。

このような状況を踏まえ、警察と密に連携しながら不法自動車ヤードの一掃を目指すとともに、金属スクラップヤード等については、条例で定める基準の適合状況を監視・指導し、違反事案に対しては警察、市町村と連携した指導を徹底する必要があります。

5 基本方針と計画目標

5.1 本計画の基本方針

国の基本方針及び県の現況や社会の動向を踏まえ、循環経済への移行に向け、新たな課題への対応や県民の安全・安心の確保に向けた体制強化等、本計画における基本方針は次のとおりとします。

基本方針

みんなで作る『恵み豊かで持続可能な千葉』の実現のための循環経済への移行

千葉県環境基本計画で示す将来の姿「みんなで作る『恵み豊かで持続可能な千葉』」の実現のため、県民、事業者、国、県、市町村等の各主体が廃棄物等に係る取組を進めるとともに、相互に連携し、更なる廃棄物の排出抑制と資源の適正な循環的利用を推進することで、地域と調和した循環経済への移行を進めます。

多様化する新たな課題への対応

ごみの排出量の削減、不法投棄の防止といった従来からの問題に加え、食品ロスの削減、廃プラスチックの循環利用、不適正なヤードへの対策、担い手不足、処理施設の老朽化、災害廃棄物への対応等、より対応を強化すべき課題や新たな課題に対し実効性のある施策の展開を図ります。

特に、循環経済への移行に向けた資源循環の強化、脱炭素型処理体制の構築、AI等のデジタル技術の活用といった業界横断的対応が必要になる課題に、柔軟に対応していきます。

県民の安全・安心の確保に向けた体制強化

自然災害により、大量に発生する災害廃棄物について、国や県内市町村、事業者等と連携し、迅速な処理体制の強化を図ります。

条例に基づく指導や立入りの実施などにより不適正なヤードを一掃するなど、県民の生活環境を守るための体制を強化します。

5.2 計画目標

本計画の目標項目については、令和7年2月に改定された国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」で追加された一般廃棄物の「一人1日当たりごみ焼却量」を新たに追加し、目標値の設定に当たっては、国の基本方針で示された目標値を基本として設定します。

(1)一般廃棄物

表5-2-1 一般廃棄物排出量等の目標値

区分	前計画		本計画		
	R7 (目標年度)		R5 (基準年度)	R12 (目標年度)	
	予測値	目標値	実績値	予測値	目標値
■排出量	198 万t	183万t以下	194 万t	187 万t	178万t以下
■一人1日当たりの家庭系ごみ排出量	499 g	440g以下	482 g	470 g	440g以下
■出口側の循環利用率	22%	30%以上	22.6%	22.6%	28%以上
■一人1日当たりごみ焼却量	-	-	644 g	629 g	560g以下
■最終処分量	14万t	12万t以下	10.7万t	10.3万t	10万t以下

※1.「予測値」は、現行の施策を継続した場合に予想される推計値です。

※2.ごみ焼却量は「直接焼却量」を指します。

(2)産業廃棄物

表5-2-2 産業廃棄物排出量等の目標値

区分	前計画		本計画		
	R7 (目標年度)		R5 (基準年度)	R12 (目標年度)	
	予測値	目標値	実績値	予測値	目標値
■排出量	1,690 万t	1,690万t以下	1,875 万t	1,802 万t	1,690万t以下
■出口側の循環利用率	-	52%以上	48.5%	47.4%	49%以上
■最終処分量	28.4万t	28万t以下	26.7万t	25.4万t	24万t以下

※1.「予測値」は、現行の施策を継続した場合に予想される推計値です。

【一般廃棄物における目標値の考え方】

① 排出量

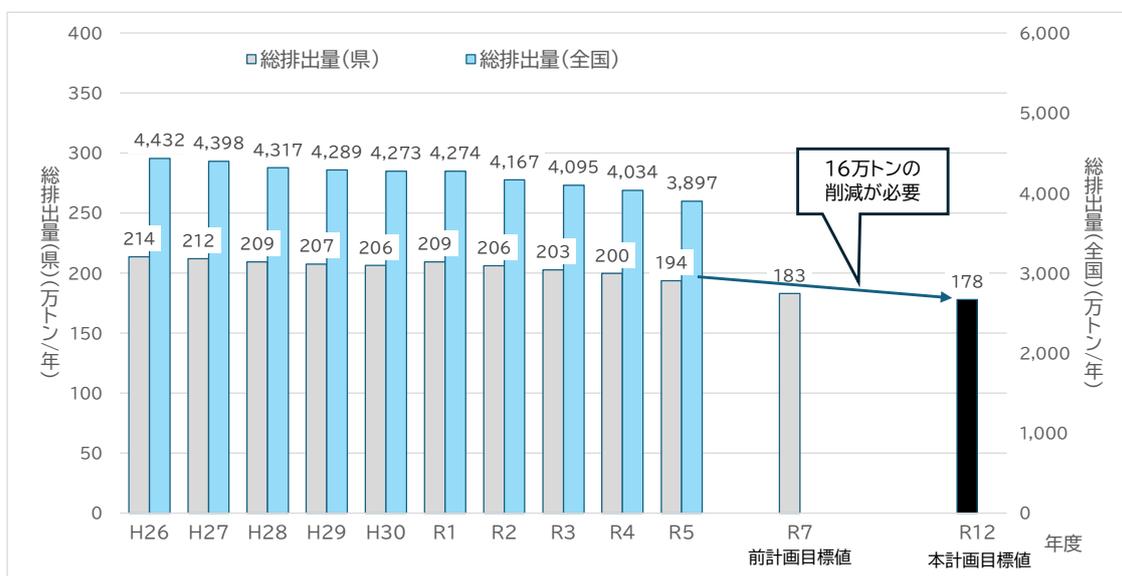
国の目標値(令和12年度)が令和5年度実績値の約8%減であることを踏まえ、国の削減割合と同様に令和5年度の実績値の約8%減の178万トン以下を目標とします。

(目標)

- ・国の目標値(令和12年度)は、令和5年度実績値の約8%減
- ・国の削減割合と同様に令和5年度の実績値の8%減の178万トン以下を目標とする。

$$194\text{万トン(R5実績)} \times 8\% \text{減} = 178\text{万トン(国と同じ削減率で設定)}$$

図5-2-1 一般廃棄物排出量の推移と目標値



② 一人1日当たりの家庭系ごみ排出量

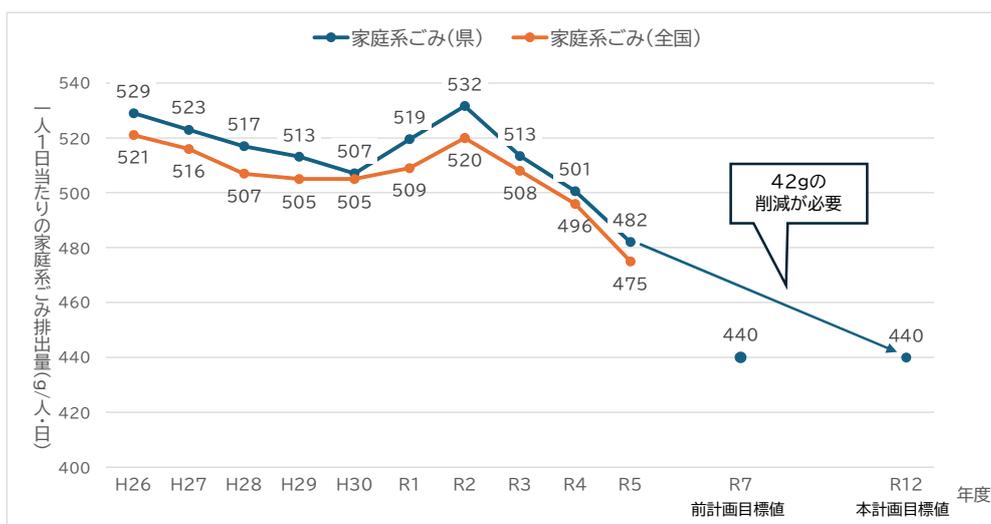
国は、大幅な削減が難しいことを見込み、前方針より低い目標値(440g/人・日⇒478g/人・日)としており、国の削減割合と同様とすると、県目標値は467g/人・日となります。

近年の傾向を見ると上記数値は令和7年度において達成する可能性があることから、国の目標値以上の目標を設定する必要があると考え、前計画で設定した目標値の440g/人・日以下を、引き続き目指すこととします。

(目標)

- ・国の目標値(令和12年度)は、478g/人・日以下
- ・国の目標値を上回る前計画の440g/人・日以下を目標とする。

図5-2-2 一人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推移と目標値



③ 出口側の循環利用率

国の目標値が令和5年度の実績値の約5ポイント増であることを踏まえ、国の増加割合と同様に令和5年度の実績値の約5ポイント増の28%以上を目標とします。

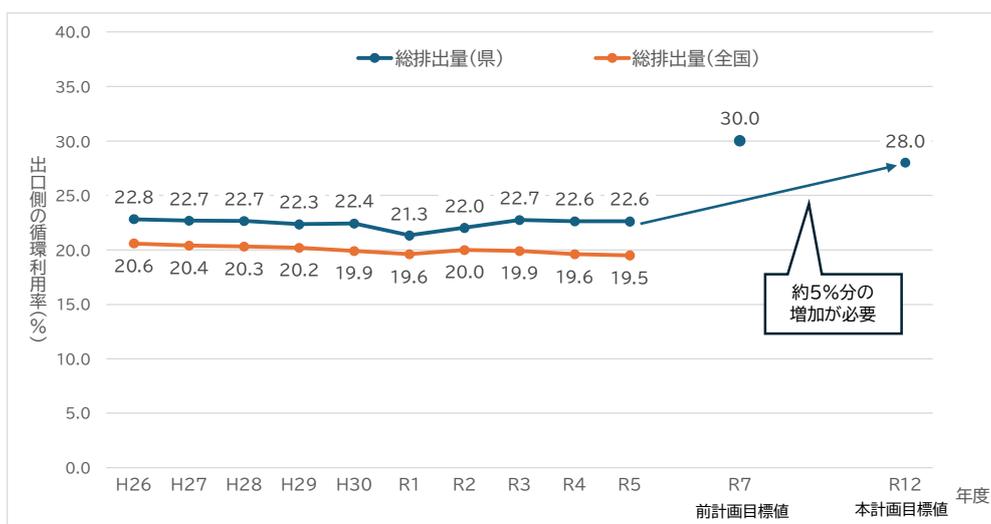
(目標)

- ・国の目標値(令和12年度)は、約26%以上(令和5年度から約5ポイント増)
- ・国の増加割合と同様に令和5年度の実績値の5ポイント増の28%以上を目標とする。

(出口側の循環利用量[※] = 178万トン × 28% = 49.8万トン)

※出口側の循環利用量は、令和12年度の排出量の目標値に28%を乗じて算出

図5-2-3 一般廃棄物出口側の循環利用率の推移と目標値



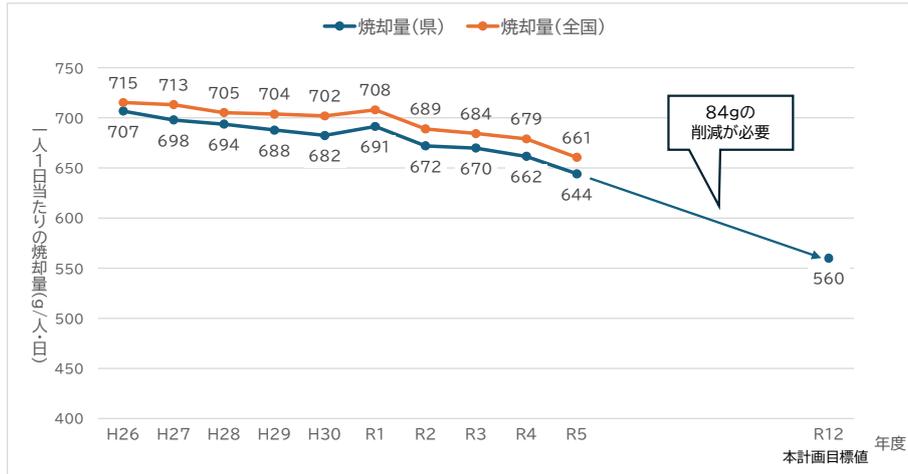
④一人1日当たりごみ焼却量

国の目標値が令和5年度の実績値の約13%減であることを踏まえ、国の削減割合と同様に令和5年度の実績値の約13%減の560g/人・日以下を目標とします。

(目標)

- ・国の目標値(令和12年度)は、令和5年度の実績値の約13%減
- ・国の削減割合と同様に令和5年度の実績値の約13%減の560g/人・日以下を目標とする。

図5-2-4 一人1日当たりごみ焼却量の推移と目標値



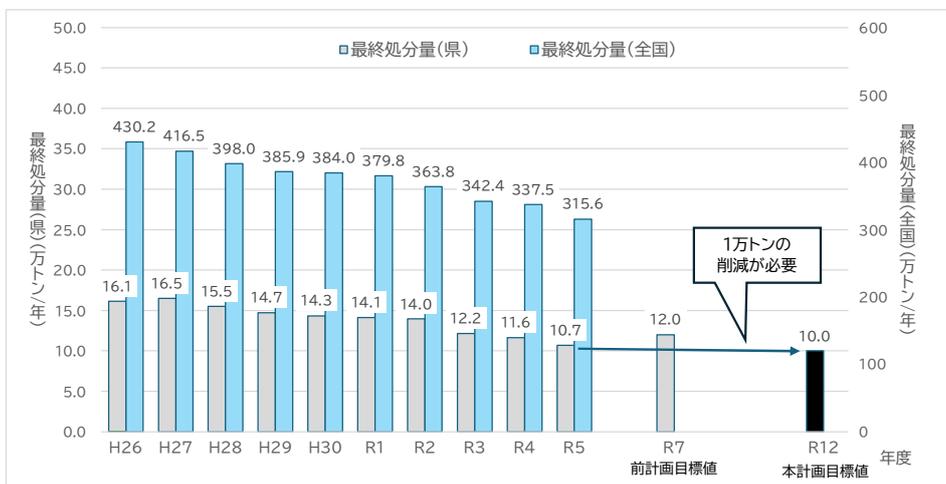
⑤最終処分量

国の目標値が令和5年度の実績値の約5%減であることを踏まえ、国の削減割合と同様に令和5年度の実績値の約5%減の10万トン以下を目標とします。

(目標)

- ・国の目標値(令和12年度)は、令和5年度の実績値の約5%減
- ・国の削減割合と同様に令和5年度の実績値の約5%減の10万トン以下を目標とする。

図5-2-5 一般廃棄物最終処分量の推移と目標値



【産業廃棄物における目標値の考え方】

① 排出量

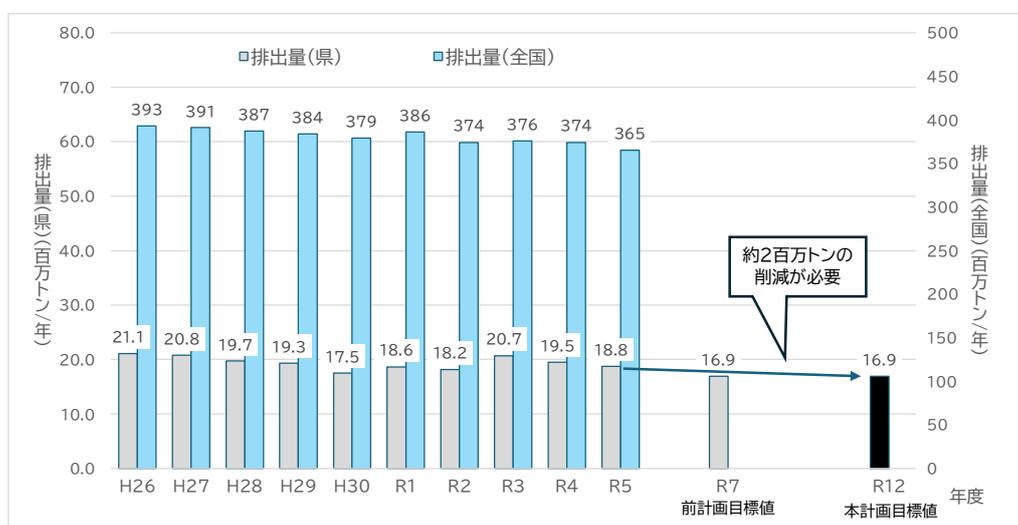
国の目標設定と同様とすると、県目標値は1,893万トンとなります。

近年の傾向を見ると新型コロナウイルス感染症の影響等の例外的な事情はあるものの、排出量は減少傾向にあることから、本計画においても可能な限り排出量を抑制するという考えのもと、前計画で設定した目標値の1,690万トン以下(令和5年度実績から約10%減)を、引き続き目指すこととします。

(目標)

- ・国の目標値(令和12年度)は、3億7,400万トン以下(令和5年度比で増加を約1%以下に抑制)。
- ・国の目標設定を上回る前計画の1,690万トン以下を目標とする。(令和5年度比で約10%減)

図5-2-6 産業廃棄物排出量の推移と目標値



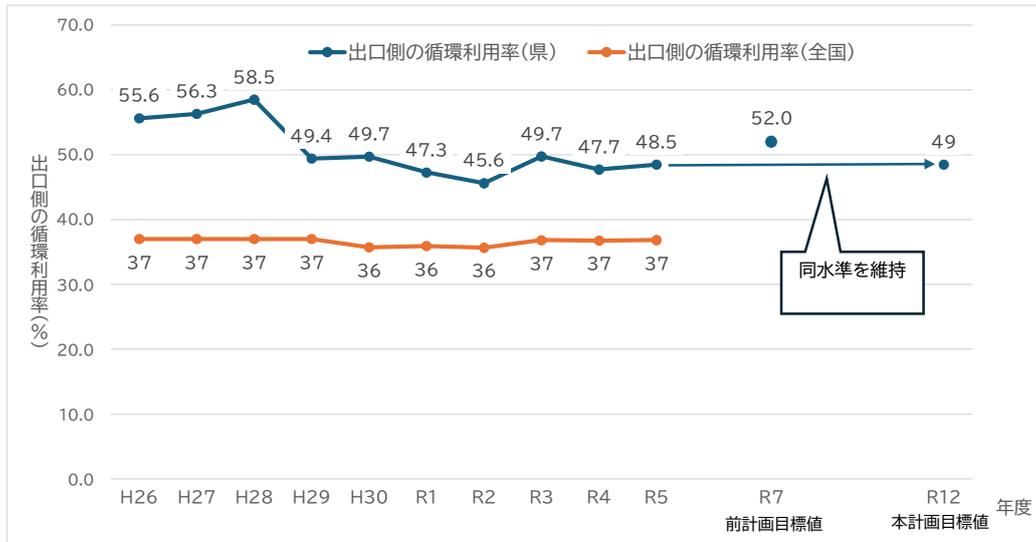
② 出口側の循環利用率

国の目標値が令和5年度と同水準で維持することを踏まえ、国の目標設定と同様に令和5年度の実績値の49%以上を目標とします。

(目標)

- ・国の目標値(令和12年度)は、約37%以上(令和5年度と同水準)。
- ・国の目標設定と同様に令和5年度の実績値と同水準の49%以上を目標とする。

図5-2-7 産業廃棄物出口側の循環利用率の推移と目標値



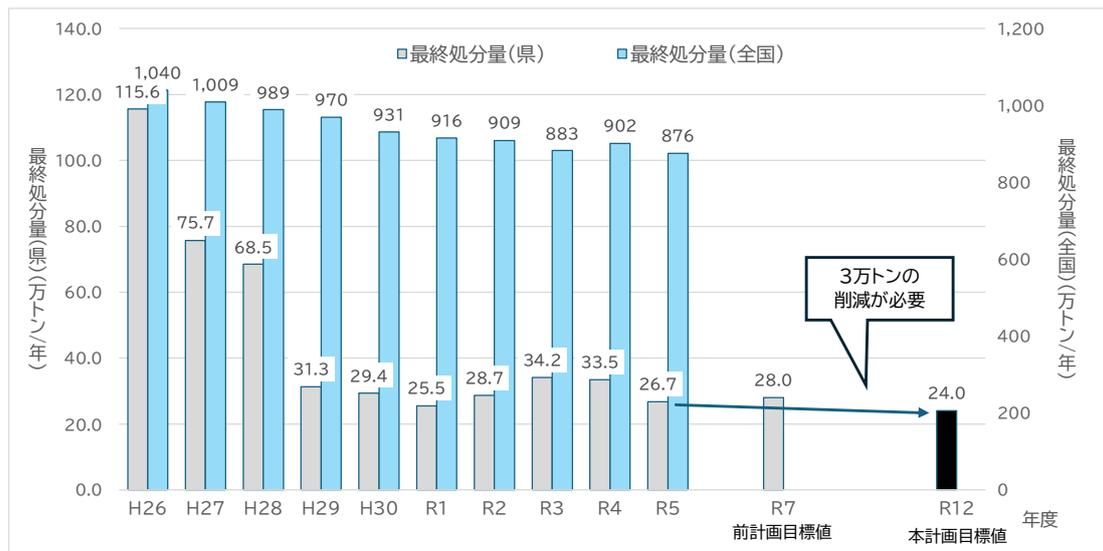
③最終処分量

国の目標値が令和5年度の実績値の約9%減であることを踏まえ、国の削減割合と同様に令和5年度の実績値の約9%減の24万トン以下を目標とします。

(目標)

- ・国の目標値(令和12年度)は、令和5年度の実績値の約9%減
- ・国の目標設定と同様に令和5年度の実績値の約9%減の24万トン以下を目標とする。

図5-2-8 産業廃棄物最終処分量の推移と目標値



6 展開する施策

6.1 施策体系

本計画における施策体系は次のとおりとします。

表6-1-1 施策体系

(1)3R等の取組による循環経済への移行の推進		    
1	市町村や事業者と連携した3R+Renewableの推進	52ページ
2	食品ロスの削減	59ページ
3	排出事業者における廃棄物の排出抑制の推進	65ページ
4	廃プラスチック等の再資源化の取組推進	66ページ
5	循環資源等の利活用の促進	68ページ
6	効果的なリサイクルの推進(各種リサイクル法の順守の指導)	69ページ
7	環境学習等の推進	71ページ
(2)廃棄物分野の脱炭素化の推進		    
1	廃棄物処理施設の脱炭素化の促進	73ページ
2	脱炭素化のための廃棄物由来原料等の利活用の推進	76ページ
3	人口減少等に対応するAI等のデジタル技術の効果的な活用	78ページ
(3)適正処理の推進		   
1	排出事業者における適正処理の推進	80ページ
2	有害廃棄物の適正処理の推進	81ページ
3	再生土の適正利用の推進	82ページ
4	不適正なヤードの一掃	83ページ
5	環境美化意識の向上と実践活動の推進	83ページ
6	海岸漂着物の処理の推進	84ページ
7	不法投棄等の監視指導及び支障除去対策の実施	84ページ
8	原発事故由来の放射性物質を含む廃棄物への対応	85ページ
9	処理困難物や高齢化社会等への対応	86ページ
(4)適正処理体制の整備		  
1	一般廃棄物処理施設の計画的な整備と適正な維持管理	88ページ
2	ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化(再掲)	89ページ
3	産業廃棄物処理施設の整備と適正な維持管理	90ページ
4	県全体における適正処理体制の整備	91ページ
5	施策や制度の実施に関する国への提案・要望	92ページ
(5)万全な災害廃棄物処理体制の構築		
1	平時からの備えの強化	93ページ
2	発災時の迅速な対応	95ページ

6.2 展開する施策

本計画で取り組む施策の具体的な内容は、次のとおりです。

(1)3R等の取組による循環経済への移行の推進



(1)-1 市町村や事業者と連携した3R+Renewableの推進

循環経済への移行の推進のためには、従来の3R(リデュース、リユース、リサイクル)に再生可能な資源への代替(Renewable)の視点を加えた3R+Renewableを市町村や事業者と連携して取り組むことで、地域全体で資源循環を推進していくことが重要です。

市町村や事業者と連携した取組として、プラスチックを分別回収して再資源化に取り組む市町村への支援や、市町村、排出事業者、再資源化事業者や再商品化事業者等とのマッチング支援などを進めていきます。

また、プラスチックごみや食品ロスの削減のために身の回りのできることを実践する「ちばエコスタイル」を推進するとともに、リユース情報の提供など、県民、市町村や事業者に向けた3R+Renewableの普及啓発を行います。

《主な取組》

○ プラスチックごみの削減【循環型社会推進課】

使い捨てプラスチックの使用削減や再資源化などを進めるとともに、代替品利用の促進を図るため、「ちばプラごみ削減エコスタイル」を推進し、プラスチックごみの削減に取り組む「ちばプラごみ削減パートナー」をホームページ等で紹介するほか、商業施設等と連携した啓発イベント等を通じてマイバッグの持参、マイボトルの利用、環境にやさしいプラスチック製品の選択等を呼びかけ、県民のプラスチックごみ問題に対する意識の向上に努めます。

また、マイボトルの利用促進に向けた県内の給水スポットについて県ホームページで情報提供すること等により、ペットボトルの使用削減を促します。

○ 分別排出の徹底【循環型社会推進課】

ごみの削減と資源循環の推進のため、県民に向けて分別排出の必要性やメリット(ごみ処理費用の軽減、自治会等の回収による地域への還元)を周知するとともに、市町村の分別に関する情報を県ホームページで公開し、県全体として分別意識の向上を図ります。

外国人居住者が増えている市町村においては、多言語に対応した分別パンフレットの配布やごみ分別促進アプリの導入等が行われています。今後も、誰もが分かりやすい分別ルール の伝達方法等について市町村と課題を共有しながら効果的な方法を検討します。

【コラム】ちばエコスタイル

《ちばエコスタイルとは》

「ちばエコスタイル」とは、ごみを減らすために身の回りのできることを実践するライフスタイルのことです。

誰もが簡単に取り組めるエコスタイルとして、「ちばプラごみ削減エコスタイル」と「ちば食品ロス削減エコスタイル」を推進し、ものを大切にするライフスタイルへの転換を目指します。

ちばプラごみ削減エコスタイル

外出時の水分補給にはマイボトルを使用する、買い物にはマイバッグを持参し、ワンウェイ（使い捨て）プラスチックをなるべくもらわないなど、プラスチックごみを減らすための取組を推進します。

ちばプラごみ削減エコスタイルキャラクター

モラワン



ちば食品ロス削減エコスタイル

家庭や外食での食べきりや、買い物前の冷蔵庫チェック、調理や保存の際に食材を無駄にしないことなど、食品ロスを減らすための取組を推進します。

ちば食品ロス削減エコスタイルキャラクター

ノコサーヌ



参考：<https://www.pref.chiba.lg.jp/shigen/3r/chibaecostyle/index.html>



《ちばエコスタイルパートナー》

県民とともにプラスチックごみや食品ロスの削減に取り組む事業者等を「ちばエコスタイルパートナー」として登録し、県ホームページ等で紹介しています。県とパートナーは「ちばエコスタイル」の普及に向けて、連携して取り組んでいきます。

ちばプラごみ削減パートナー

登録要件(以下のいずれかの取組を行う事業者等)

- ワンウェイ(使い捨て)プラスチックの使用削減
- プラスチックリサイクルの推進
- バイオマスプラスチック等の代替品の活用
- その他、プラスチックごみの削減につながる

取組として県が認めるもの

ちばプラごみ削減パートナー
ロゴマーク



ちば食品ロス削減パートナー

登録要件(以下のいずれかの取組を行う事業者等)

- 規格外食品の活用
- 食品の完売の促進
- 完食の推奨
- その他、食品ロスの削減につながる取組として県が認めるもの

ちば食品ロス削減パートナー
ロゴマーク



参考：<https://www.pref.chiba.lg.jp/shigen/3r/mybottle/index.html> (ちばプラごみ削減パートナー) →

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shigen/3r/cecco/> (ちば食品ロス削減パートナー) →



【コラム】4Rの取組

《4Rの実践と分別・啓発の強化(佐倉市)》

佐倉市は、リフューズ(断る)・リデュース・リユース・リサイクルの「4R」を合言葉に、家庭からのごみ減量と資源化を総合的に推進しています。

市ホームページや配布冊子で4Rの考え方と実践例をわかりやすく紹介し、家庭ごみの分け方・出し方(容器包装プラスチックやペットボトル等の分別基準、注意点)を周知しています。

地域・学校での啓発と合わせて、資源回収の案内やQ&Aも整備し、市民の行動の改革と資源化の定着を後押ししています。

参考:<https://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/haikibutsutaisakuka/60/2427.html>



○ 九都県市の連携による普及啓発【循環型社会推進課】

九都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市)で構成される廃棄物問題検討委員会において、各自治体と連携しながら、持続可能な資源利用の促進に向けた広域的な取組を展開します。

特に、使い捨てプラスチック製品や容器包装、食品ロスの削減をテーマにしたキャンペーンや啓発イベントの実施等を通じて、住民や事業者の行動変容を促します。

【コラム】近隣の都県市と連携した取組

《九都県市での取組》

九都県市では、使い捨てプラスチック製品や容器包装、食品廃棄物の発生抑制や減量化等を促進するため、「チャレンジ省資源宣言」参加企業を募集し、事業者と連携した啓発キャンペーンを実施しています。

また、食品ロス削減に係るマンガ冊子などを作成・配布し、消費者一人ひとりの行動変容を呼びかけています。

参考:九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会

<https://www.re-square.jp/>



○ リユース関連情報の収集、提供及び発信【循環型社会推進課】

市町村が実施しているリユースの推進に向けた取組等の情報を収集し、市町村へ情報提供をする
とともに、ホームページに掲載し県民等へも情報の提供を行います。

また、先進事例は本計画のコラムに掲載するなど、県民等に広く発信することで取組を促進します。

【コラム】リユースの取組

《粗大ごみリユース品の再生販売拠点「リユース工房くりんくる」の開設(松戸市)》

松戸市では、令和4年10月30日からリサイクルセンター内の再生家具室に「リユース工房くりんくる」をオープンし、粗大ごみ等として出された、まだ使える家具等を清掃・補修して再生販売する取組を行っています。

不要品の再生販売を行うことで、ごみの減量と障害者の就労支援につなげ、新品で購入するよりも安価に家具等を入手できる場として市民に提供されています。

平成30年度から実証事業として準備を進め、約3年半の検討を経て本格実施に至りました。毎週日曜日に販売イベントを開催し、市民からも好評を博しています。

参考:

https://www.city.matsudo.chiba.jp/kurashi/gomi_shinyou/recycle/sodaigomiriyusu.html



《不要品リユース促進のための民間事業者との連携(柏市)》

柏市では令和6年2月、民間のリユースプラットフォーム「おいくら」や「ジモティー」と協定を締結し、家庭から出る不要品を捨てずに再利用できる仕組みを導入しました。

「おいくら」では、自治体の粗大ごみ収集では対応しきれない大型・重量物も、自宅訪問の出張買取サービスを通じて買い手に引き取ってもらうことが可能になります。

また、「ジモティー」では、買取店では買取が難しいものも引取できます。

市と民間事業者との連携により、市民は処分費用をかけずに不要品を売却でき、市はごみ処理量や処理コストの削減が期待できます。

不要品を、廃棄ではなく「リユース」する選択肢を広げることで、循環経済への移行と市民の意識向上につなげています。

参考:<https://www.city.kashiwa.lg.jp/haikibutsuseisaku/reuse.html>



【コラム】 リペアの取組

《衣類のリペア・リメイク講座による資源循環(柏市)》

柏市では、リサイクルプラザ「リボン館」で、市民向けのリサイクル講座を定期的で開催しています。裁縫道具を使う実習を通じて、着物や洋服のリペア(補修)・リメイク(バッグ・帽子・衣服への作り替え)を行い、衣類の延命・再活用を学ぶ場を提供しています。

受講者が衣類を持ち込み補修・作り替えの手順を習得することで、買い替え依存の抑制と衣類の廃棄削減に貢献しています。

また、ごみ減量啓発イベントやリユース販売と連携することで、資源循環の裾野を広げています。

衣料品の国産比率が数量ベースで 1.4%まで低下する中(2024 年)、「直して使う」文化の醸成に取り組んでいます。

参考:

https://www.city.kashiwa.lg.jp/haikibutsuseisaku/garbage_environment/recyclekouza.html



○ Renewable(再生可能な資源への代替)の推進【循環型社会推進課】

限りある資源を有効に活用するため、3Rに加えて、石油などの再生不可能な資源への依存度を減らし、木材などの再生可能な資源に置き換えるRenewableを推進する必要があります。

バイオマスプラスチック等の石油由来プラスチック代替品を活用する事業者等の取組について、県ホームページで紹介することなどにより、事業者のRenewableの取組を促すとともに、県民への利用を促進します。

また、イベント出展時等に、石油由来のプラスチック製ではなく紙やバイオマスプラスチックなどの再生可能な資源を使用した物品を配布することで、環境にやさしい商品の選択を県民に促します。

【コラム】 Renewable (再生可能な資源への代替) とは？

《3R+Renewable による新たな循環型社会の実現》

廃棄物削減の基本となる「3R(リデュース・リユース・リサイクル)」に加えて、近年では「Renewable(リニューアブル)」という考え方が注目されています。

Renewable とは、石油などの有限な資源ではなく、木材などの再生可能な資源や素材を積極的に利用していくというものです。

例えば、従来は化石燃料由来が主流であったプラスチック製品を、植物由来のバイオマスプラスチックや紙、木質系の代替素材へと置き換える動きが広がっています。

この取組は、廃棄後に再利用や再資源化が難しい製品でも、素材自体を再生可能なものへ転換することで、環境負荷を低く抑えられる点に大きな特徴があります。リデュース、リユース、リサイクルの各段階を補完しつつ、持続可能な資源利用の幅を広げる役割を果たします。

また、Renewable を進めることで、事業者の製品設計や流通における環境配慮を促すだけでなく、消費者にとっても「素材を選ぶ」という新しい行動につながります。包装や日用品において、再生可能な素材を使った製品を選ぶことが、結果として温室効果ガスの削減や脱炭素化の推進にも寄与します。

3RにRenewableを加えることで、資源循環の考え方はより包括的なものとなり、循環型社会の実現に向けた取組を一層加速させることが期待されています。

参考：https://www.env.go.jp/guide/info/ecojin/eye/20250416.html?utm_source=chatgpt.com



環境省 HP より抜粋



○ 表彰の実施【循環型社会推進課】

3Rの推進や廃棄物の適正処理に関する活動を通じて循環型社会の構築に功労のあった個人、団体等を表彰し、県民や事業者等の循環型社会への構築に向けた意識をさらに高めていきます。

○ ごみ処理有料化の促進【循環型社会推進課】

ごみの排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び費用面からの廃棄物排出に係る意識改革を進めるため、市町村を対象とした廃棄物対策清掃事業研修会を開催し、先進的な取組の情報提供や助言を行い、排出抑制の経済的インセンティブを活用した、ごみ処理の有料化を支援します。

○ 市町村におけるプラスチック等の分別収集等の支援【循環型社会推進課】

プラスチックの分別収集・再資源化に取り組もうとしている市町村に対し、分別収集体制を確立できるよう、必要な支援を実施します。

また、国・産業界の動向のほか、他県の取組を含め、住民に分かりやすい分別方法で回収を実施している先進事例等について、市町村への情報提供や研修・意見交換の機会を通じて横展開し、県内全市町村がプラスチックの分別収集に取り組むよう促すとともに、紙類等の資源ごみの分別収集についても促進します。

さらに、プラスチック資源循環促進法による一括回収制度や容器包装リサイクル制度の円滑な運用を図るため、分別収集・選別保管に要する費用、再商品化費用に係る市町村負担分のあり方など、制度の改善等について市町村と連携して国へ提案・要望を行います。

○ 市町村との意見交換会・研修会の実施【循環型社会推進課】

一般廃棄物の適正処理や3Rの推進に向けた市町村の取組を促進するため、先進事例や廃棄物処理に関する法令改正等の情報を共有する意見交換会や研修会を開催します。

○ 市町村や排出事業者と再資源化事業者等とのマッチング支援

【循環型社会推進課、廃棄物指導課】

市町村におけるプラスチック等の再資源化を進めるため、市町村が再資源化施設を有する民間処理業者を活用できるように、廃棄物リサイクル促進研修会の開催や施設見学会の実施など、情報提供や交流機会の創出を行い、市町村と再資源化事業者とのマッチングを支援します。

また、先進的なリサイクル技術を有する再資源化事業者を育成するために、廃棄物処分業者の再資源化事業等の高度化を支援し、再商品化事業者が求める品質・量の循環資源が供給されるよう、排出事業者と再資源化事業者や再商品化事業者とのマッチングや優良事例の情報提供を関係団体と連携して実施することで、動静脈連携を促進します。

(1)-2 食品ロスの削減 *

食品ロス削減推進法に基づき、都道府県は、国が定める基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を定めるよう努めることとされています。

食品ロスの削減については、廃棄物の排出抑制や再資源化の観点から、廃棄物処理法との関連性が高いことから、本計画の中に食品ロスの削減の取組を位置付け、施策を推進していくこととします。

我が国では、まだ食べることでできる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄されており、国内の食品ロス量は年間464万トン(家庭系233万トン、事業系231万トン・令和5年度推計)に及び、これは経済損失として約4兆円、温室効果ガス排出量として約1,050万トン-CO₂に相当すると推計されています。

食品ロスの削減のためには、消費者、事業者(生産者、製造者、販売業者等)、行政等の多様な主体がそれぞれの役割を果たしつつ、お互いに連携・協働して取り組むことが重要です。また、食品ロス削減の必要性を認識し、「理解」するだけにとどまらず、具体的な「行動」に移すことを促す運動を展開していく必要があります。

国の第2次基本方針では、家庭系食品ロスについては基準年の半減の早期達成を、事業系食品ロスについては60%削減を目指し、総合的に取組を推進することとしています。このため、県においても、各主体の相互連携の下、地域の実情に応じた効果的な普及啓発等を展開することにより、食品ロス量が継続的に削減されるよう取組を進めていきます。

《主な取組》

○ 「ちば食品ロス削減エコスタイル」の推進【循環型社会推進課】

県民一人ひとりが日常生活の中で食品ロスを減らすために身の回りでできることを実践する「ちば食品ロス削減エコスタイル」を推進し、食べきりや食材を無駄にしないことなど、家庭や外食時に発生する食品ロスの削減を促します。

また、食品ロスの削減に取り組む事業者等を「ちば食品ロス削減パートナー」として登録し、規格外食品の利用やてまどりの呼びかけなど、連携した普及啓発を実施していきます。

○ 教育・学習の振興、普及啓発等【循環型社会推進課、環境農業推進課ほか】

教育機関、市町村等と連携し、千葉県食育推進計画に基づき、幼児期から小中学生、高校生、青年期、壮年期、高齢期まで、それぞれのライフステージに応じた食育を推進する中で、食べ残しを減らす意識や食べ物を大切にする気持ちを育て、食品ロスの削減を意識した食生活の実践を促します。

また、6月の「環境月間」や10月の「食品ロス削減月間」等の機会を捉え、事業者、市町村等と連携し、イベントへの出展や各種広報媒体による呼びかけなど、食品ロス削減についての県民の理解と関心を深めるための普及啓発を実施します。

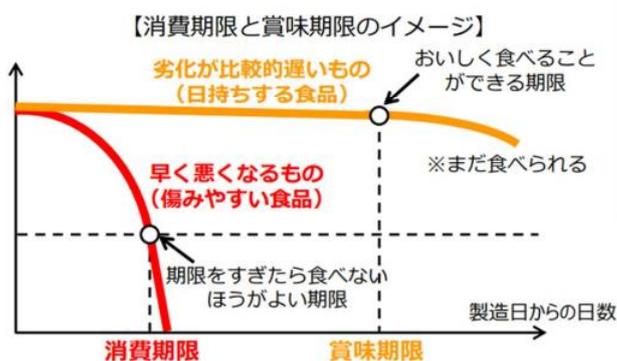
【コラム】消費期限と賞味期限

《知っていますか？「消費期限」と「賞味期限」のちがい》

「消費期限」は「過ぎたら食べないほうがよい期限」、「賞味期限」は、「おいしく食べることができる期限」です。

期限表示の意味を正しく理解して、食品ロスを減らしましょう。

	定義	表示がされている食品の例
消費期限	食品表示基準第2条第1項第7号 定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。	弁当、サンドイッチ、惣菜 
賞味期限	食品表示基準第2条第1項第8号 定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。	菓子、カップめん、缶詰 




 食べものに、
もったいないを、
もういちょ。
NO-FOODLOSS PROJECT

食品ロスの削減に繋がる商品などには、国のロゴマーク「ろすのん」が表示されています。



参考：https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/expiration_date/

○ 食品関連事業者等における取組の支援【循環型社会推進課、農林水産部関係課ほか】

「ちば食品ロス削減パートナー」への登録を促進し、規格外品の活用や量り売りの実施、小盛メニューの導入、持ち帰り希望者への対応など、食品ロス削減に向けた事業者の取組を県ホームページで紹介し、協力事業者であることを示すのぼり・ステッカー等を提供することで、事業者の積極的な取組を支援していきます。

また、コンビニや食品スーパー等の事業者との連携の下、消費者に対し、購入後すぐに食べる場合には棚の手前にある商品を積極的に選ぶ「てまえどり」を促すこと等により、販売期限が過ぎて廃棄されることによる食品ロスの削減を図ります。

さらに、食品業界団体等に協力を求め、事業者に対し食品ロスの実態や取組事例について情報提供を行い、取組の後押しをしていきます。

【コラム】今日からできる！食品ロス削減

《日々の暮らしの中で、食べ物がごみになる量をできるだけ減らしていきましょう》

買い物をするときは……

- 家にある食材を確認して買いすぎないようにしましょう。
- 「バラ売り」や「少量パック」「見切り品」なども上手に活用しましょう。
- 購入後すぐに食べるときは、棚の手前からとりましょう(てまえどり)。
- 自然災害等の発生に備え、食品を備蓄する場合は、食品を少し多めに買い置きしておき、古いものから消費し、消費した分を買い足すことにより、食品の備蓄ができる「ローリングストック法」を実践しましょう。

食品を保存するときは……

- 食材が長持ちするよう上手に保存しましょう。
- 賞味期限と消費期限を正しく理解し、おいしく食べきましょう。



料理をするときは……

- 食べきれぬ量だけ食卓に並べるようにしましょう。
- 余った料理はリメイクなどで食べきましょう。

外食をするときは……

- 小盛やハーフサイズなども利用し、ちょうどいい量を注文しましょう。
- 注文した料理は食べきましょう。
- 宴会等において、開始直後や終了間際などに自席において料理を食べる時間を設けましょう。(3010(さんまるいちまる)運動など)
- 料理が残ってしまったら、飲食店からの説明をよく聞いた上で、自己責任の範囲で持ち帰りを検討しましょう。



参考：<https://www.pref.chiba.lg.jp/shigen/3r/cecco/>



《てまえどり》

県では、「ちば食品ロス削減パートナー」に登録いただいているコンビニや食品スーパーなどの事業者と連携し、消費者に対して、購入後すぐに食べるときは棚の手前にある商品を選ぶ「てまえどり」を呼びかけています。

食品産業から発生する食品ロス削減のためには、食品事業者の努力だけでなく、食品小売店舗等を利用する消費者の方々の協力が必要です。

日頃の買い物の中で、商品棚の手前にある商品(賞味期限・消費期限が近いもの)を積極的に選んでいただくことで、販売期限が過ぎて廃棄されることによる食品ロスを削減する効果が期待されます。

参考：
<https://www.pref.chiba.lg.jp/shigen/3r/food/temaedori.html>



○ 食品ロスの発生実態や取組状況の把握【循環型社会推進課、農林水産部関係課ほか】

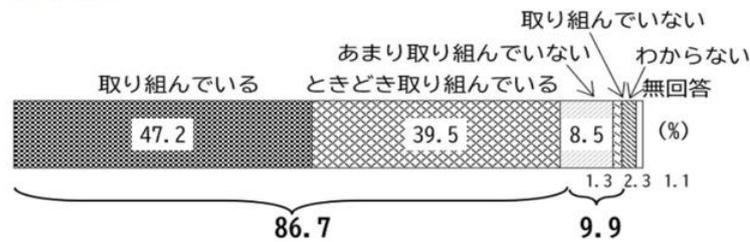
食品ロスの発生実態や取組状況について、県政世論調査やアンケート、事業者等との意見交換などにより課題を探り、効果的な取組の検討・推進につなげます。

【コラム】食品ロスに関する世論調査の結果

《食品ロス削減の取組状況》

令和7年度に実施した第69回県政に関する世論調査の結果では、「取り組んでいる」(47.2%)と「ときどき取り組んでいる」(39.5%)を合わせた『取り組んでいる(計)』(86.7%)が8割台半ばとなっており、令和元年度の調査結果と比べると、食品ロスの削減に取り組む人の割合が増加しています。

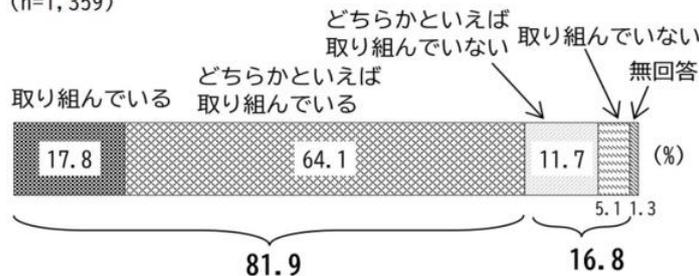
令和7年度 (n=1,486)



令和元年度との比較

(n=1,359)

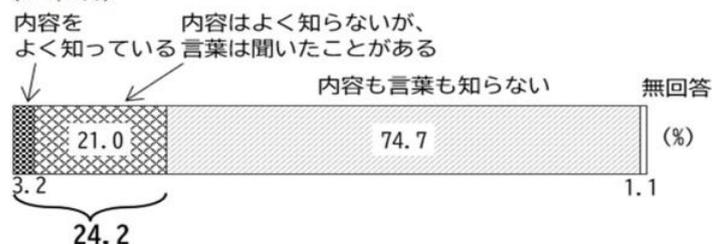
注) 令和7年度調査から回答選択肢を変更。



《ちば食品ロス削減エコスタイルの認知度》

一方で、県が食品ロス削減に向けて推進している「ちば食品ロス削減エコスタイル」の認知度は、「内容をよく知っている」(3.2%)と「内容はよく知らないが、言葉は聞いたことがある」(21.0%)を合わせた『聞いたことがある(計)』(24.2%)が2割台半ばとなりました。

(n=1,486)



県民一人ひとりが食品ロス削減に向けて更なる取組を実践していただけるよう、引き続き普及啓発に取り組んでいきます。 ※世論調査の詳細は、資料編に記載しています。

参考: <https://www.pref.chiba.lg.jp/kouhou/yoron/yoronchousa/r07-69/yoron69.html>



○ 情報の収集及び提供【循環型社会推進課ほか】

食品ロスの削減に係る国の動向、事業者の取組等について情報を収集し、ホームページ等により県民や事業者、市町村へ提供するとともに、SNS等を活用して幅広い世代へ向けた効果的な情報発信を行います。

○ 未利用食品の有効活用や再生利用の推進

【循環型社会推進課、農林水産部関係課、健康福祉指導課、防災対策課ほか】

国の基本方針においても食品ロスの削減のために重要なものとして位置づけられているフードバンク活動への理解促進を図るため、各種広報媒体による普及啓発を実施するとともに、フードバンク活動団体や事業者と連携し、イベント等においてフードドライブを実施します。また、フードバンク活動が円滑に行われるよう、フードバンク活動団体のネットワーク構築に向けた支援を行います。

フードバンク活動団体との効果的な連携方法等について検討し、関係部局で連携して取り組みます。

さらに、規格外や未・低利用を含む農林水産物の加工・販売等を促進するほか、災害時用備蓄食料について、賞味期限切れとなる前に防災イベント等での配布やフードバンクへの寄付などにより活用を図ります。

食品ロスの削減に取り組んだ上でも生じる食品廃棄物について、飼料化やメタン発酵などの再生利用を促進します。

【コラム】フードドライブ

《「フードドライブ」を活用しよう》

「フードドライブ」とは、家庭で余った未利用の食品・食材を持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体やフードバンクなどに寄付する取組であり、フードバンクでは、引き取った食品・食材を、食べ物を必要としている人たちや施設へ無償で届ける活動をしています。

県では、事業者と連携したイベント等においてフードドライブを実施し、県民の方々に向けて、フードバンク活動への理解を深めていただくよう啓発を行っています。

参考：<https://www.pref.chiba.lg.jp/shigen/3r/cecco/>



【コラム】食品廃棄物をバイオマス資源として活用する取組

《食品廃棄物を資源に変える ～コンポストによる資源循環の仕組み～》

「食品ロスをゼロに近づける」、それでも出る食品ロスを含む食品廃棄物は資源へ

家庭において、食べきりなどの工夫により、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品ロスは限りなくゼロに近づけられますが、それでも出てしまった食品ロスや皮・骨・芯などの不可食部は、食品廃棄物となり生ごみとして捨てられることとなります。そこで重要になるのが、「発生した食品廃棄物をどう資源として活かすか」という視点です。食品ロスを含めた食品廃棄物は、バイオマス資源として再び活用することができます。

コンポストによる堆肥化

その代表的な方法がコンポストによる堆肥化です。コンポストは、生ごみ(=食品廃棄物)を微生物の力で分解し、堆肥として土に還す仕組みです。仕組みはシンプルで、

- ・生ごみを容器や処理機に投入
- ・容器や処理機の中の微生物が生ごみを分解
- ・数週間～数か月で堆肥が完成

といった流れになります。完成した堆肥は家庭菜園や地域の農地で活用でき、資源を循環することができます。



コンポストのメリット

ごみ減量:燃やすごみとして処理する量が減り、焼却コストやCO₂排出削減につながります。

地域循環:生ごみが堆肥になり、地元の農地や家庭菜園に戻ることで地産地消の循環が生まれます。

環境教育:家庭や学校での取組を通じ、子どもたちが資源循環の仕組みを学ぶ機会になります。

千葉県内の市町村での取組

県が行った調査では、多くの市町村でコンポスト導入を支援する補助制度を設けています。

- ・コンポスト容器(生ごみ堆肥化)補助:43市町村
- ・生ごみ処理機(機械式)補助 :41市町村

こうした制度を活用することで、初期費用の負担を抑えながら手軽にコンポストを始めることができます。

食品ロスを含む食品廃棄物を「ごみ」として扱うのではなく、「資源」として堆肥化し、地域で活用することは循環経済への第一歩です。補助制度を活用し、家庭や地域でできる取組としてコンポストを活用してみましょう。

(1)-3 排出事業者における廃棄物の排出抑制の推進

事業者は、製造、流通、販売等の事業活動に伴い発生する廃棄物について、社会的責任を果たすとともに、循環経済や脱炭素化の観点から、廃棄物の排出抑制・資源化及び適正処理に取り組むことが求められています。

廃棄物の排出事業者が処理責任を適切に果たし、廃棄物の排出抑制等に向けて自発的かつ継続的に取り組めるよう、講習会での周知などを通し、関係部局と連携して啓発や指導を行います。

《主な取組》

○ 事業系一般廃棄物の排出抑制の促進【循環型社会推進課】

ごみの約3割を占める事業系一般廃棄物について、排出実態等の調査を進めるとともに、市町村と連携し、事業系一般廃棄物の排出抑制を促進します。

また、県内市町村における、多量排出事業者への指導の取組(減量・資源化計画の作成指導、立入検査、優良事業者のホームページへの掲載等)の先進事例を収集・整理し、情報提供を行うだけでなく、千葉県環境衛生促進協議会の意見交換会において、事業系一般廃棄物の排出抑制の課題や優良事例を市町村と共有することで、実効性のある取組を促進します。

○ 多量排出事業者による排出抑制等に関する指導の実施【循環型社会推進課、廃棄物指導課】

多量排出事業者に対して、廃棄物処理法に基づいて提出される産業廃棄物処理計画、処理実施状況報告等について、県ホームページでの情報公開を行い、事業者による自主的な廃棄物の減量化等を促します。

また、処理計画の提出時や立入検査時等には、事業者自らが産業廃棄物の減量等に関する情報を積極的に公表することを促進するとともに、廃棄物の排出抑制等に関する指導を行います。

○ 中小排出事業者に対する排出抑制・減量化に向けた普及啓発の実施

【環境政策課、循環型社会推進課、廃棄物指導課】

中小排出事業者に対するごみの排出抑制・減量化に向けた取組として、ISO14001の認証の取得に向けたセミナーの後援、エコアクション21への取組を推奨し、中小排出事業者における廃棄物の排出抑制・減量化、資源化に対する意識の向上と法令の遵守を促します。

また、業界団体等の講習会や県ホームページ等での情報の提供、排出事業者への立入調査を行い、廃棄物の適正処理に関する法令遵守の徹底とともに、循環経済や脱炭素化の観点を踏まえた取組の普及啓発を進めていきます。

○ 排出事業者による適正な委託処理の確保【廃棄物指導課】

関係部局と連携し、排出事業者に対して立入検査等を行い、廃棄物の適正な処理委託や再資源化に必要な委託費用の負担等の指導を行います。

また、排出事業者団体等が開催する講習会の場を活用し、廃棄物の適正処理や排出抑制等の普及啓発を行います。

(1)－4 廃プラスチック等の再資源化の取組推進

廃プラスチック等の再資源化は、循環経済への移行に向けて重要な取組の一つです。

県自らが排出した廃プラスチックを回収し再資源化することで、排出事業者として率先して再資源化に取り組めます。

また、廃プラスチック以外にもリチウム蓄電池や太陽光パネル等の処理困難物の再資源化を推進するため、国への提案・要望や、対応手法の検討を行っていきます。

さらに、産業廃棄物処理施設については、高度な再資源化と脱炭素化を一体的に推進するため、再資源化事業等高度化法に基づく認定取得の促進に向け、関係部局と連携し、県における手続等の迅速化・簡素化を検討します。

《主な取組》

○ 県庁から排出される廃プラスチックの再資源化【循環型社会推進課】

県自らが排出事業者として率先して再資源化を行うため、庁内で発生した廃プラスチックの分別・回収体制を整備し、再資源化に向けた処理ルートを確立します。

また、県職員への廃プラスチックの分別の徹底を通じて、循環経済への移行に向けた意識の醸成を図ります。

さらに、県の取組を市町村に情報提供することで、排出事業者である市町村の廃プラスチックの再資源化の取組を促進します。

○ 廃プラスチックのリサイクル技術等の情報提供【循環型社会推進課、廃棄物指導課】

再生プラスチックの循環利用を進める上で、高度なマテリアルリサイクルやケミカルリサイクルのリサイクル技術の普及は不可欠です。

国のプラスチック資源循環戦略に基づき、技術開発や導入支援の強化が進められており、こうした動きを踏まえ、最新のリサイクル技術や制度改正に関する情報を収集し、再資源化事業者や関係団体等に情報提供を行います。

○ リチウム蓄電池や太陽光パネル等の処理困難物の再資源化の推進

【循環型社会推進課、廃棄物指導課、温暖化対策推進課】

リチウム蓄電池については、安全かつ適正に処理するだけでなく、処理後物であるブラックマス等の資源に再資源化されることも重要です。

また、今後、大量廃棄が懸念される太陽光パネルについては、重量の約6割を占めると言われているカバーガラスを再資源化し板ガラスを製造するなど、より高度な再資源化の取組が進められています。

これらの処理困難物の再資源化を推進するため、再資源化しやすい技術や仕組みづくりを早期に確立するよう、近隣都県と連携し、国に提案・要望を行うとともに、関係者や先進事例等から情報を収集し、対応手法について検討します。

○ 市町村や排出事業者と再資源化事業者等とのマッチング支援

【循環型社会推進課、廃棄物指導課】（再掲）

市町村におけるプラスチック等の再資源化を進めるため、市町村が再資源化施設を有する民間処理業者を活用できるように、廃棄物リサイクル促進研修会の開催や施設見学会の実施など、情報提供や交流機会の創出を行い、市町村と再資源化事業者とのマッチングを支援します。

また、先進的なりサイクル技術を有する再資源化事業者を育成するために、廃棄物処分業者の再資源化事業等の高度化を支援し、再商品化事業者が求める品質・量の循環資源が供給されるよう、排出事業者と再資源化事業者や再商品化事業者とのマッチングや優良事例の情報提供を関係団体と連携して実施することで、動静脈連携を促進します。

【コラム】プラスチックの再資源化の取組

《使用済みポリスチレン製品のケミカルリサイクル事業(市原市)》

工業都市である市原市では、事業者と連携し、使い捨てプラスチックごみ削減と循環型社会の構築に向けた先進的なプロジェクト「市原発サーキュラーエコノミー創造プロジェクト」に取り組んでいます。

石油化学コンビナートを擁する強みを活かし、発泡食品トレーや納豆容器、乳酸菌飲料容器などに使われるプラスチック素材「ポリスチレン」を、分子レベルまで分解して再びプラスチック製品に戻すケミカルリサイクル事業を令和6年7月に開始しました。

このプロジェクトは高く評価され、令和3年に千葉県内で初めて使用済みポリスチレン製品回収ボックス市原市が「SDGs 未来都市」に選定される契機ともなっています。

従来は燃やすごみとして焼却処分していた発泡トレー類を資源として循環利用し、新たに食品トレーを製造してスーパーの店頭に並べることを目指すものです。

分別の手間など課題は残るものの、地域企業と市民・行政が一体となって循環経済モデルの構築に挑戦しています。

参考：<https://www.city.ichihara.chiba.jp/article?articleId=647536eebf834906c3ebe50e>



○ 再資源化・脱炭素化に資する産業廃棄物処理施設の設置等に係る手続の迅速化・簡素化

【廃棄物指導課】

産業廃棄物処理施設の高度な再資源化と脱炭素化を一体的に推進するため、再資源化事業等高度化法に基づく認定取得の促進に向け、関係部局と連携し、県における手続等の迅速化・簡素化を検討します。

(1)－5 循環資源等の利活用の促進

循環経済とは、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用することであり、循環経済への移行に当たっては、再資源化された資源の利活用を促進していくことが重要です。

環境への負荷の低減を図りながら、廃棄物が適正に再生利用され、かつ、円滑に循環・利用されていくためには、廃棄物を積極的に循環利用する循環産業の果たす役割は非常に大きく、その活性化は安定的な適正処理の確保に留まらず、経済の活性化にもつながります。

先進的なリサイクル技術の情報の収集・普及促進などを通じて、循環産業の活性化を図るとともに、関係団体や市町村などと連携を図りながら、リサイクル製品の公共工事での利用など、循環資源がより一層利用されるような取組を推進します。

また、循環経済への移行を進めるためには、循環資源等の品質向上や市場ニーズを踏まえたリサイクル製品開発のほか、適正なりサイクル製品が継続して利用される環境を整えることが必要であるため、国に対し施策の促進について提案・要望を行います。

《主な取組》

○ グリーン購入の推進【温暖化対策推進課】

製品やサービスを購入する際に、環境への負荷が少ないものを購入する「グリーン購入」を普及促進し、毎年度定める「環境配慮物品調達方針」に基づき、県自ら率先して実行します。

○ 溶融スラグの利用の促進【技術管理課、循環型社会推進課】

県や市町村の公共工事において、一般廃棄物の処理過程で生成される溶融スラグの利用を促進するなど、溶融スラグの利用先の確保に努めます。

○ 建設副産物に係る再生利用等の促進【技術管理課】

国土交通省が策定した建設リサイクル推進計画に則り、再生資材の利用事例の収集、情報の周知を図るとともに、建設副産物の再生資材の利用促進を図ります。

○ 農業用廃プラスチックの適正処理の推進【生産振興課】

千葉県農業用廃プラスチック対策協議会等と連携し、適正排出の啓発指導を行い、農業用廃プラスチックの適正処理を推進します。

○ 再生プラスチックの積極的利用に向けた国への提案・要望【循環型社会推進課】

再生プラスチックが国内で原材料として積極的に利用されるためには、プラスチック製品の用途に応じた分別や収集、再資源化を見据えた製品設計などが重要であることから、市町村におけるプラスチックの回収等に関する十分な財政措置や再生プラスチックの品質向上、市場ニーズを踏まえたリサイクル製品開発などの取組を支援する施策の促進について、国に提案・要望を行います。

(1)－6 効果的なリサイクルの推進(各種リサイクル法の遵守の指導)

容器包装リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法、食品リサイクル法といった各種リサイクル法への対応について、県民や事業者への積極的な取組や理解を促すとともに、県内のリサイクル状況の実態把握や情報提供に努めます。

また、関係部局や市町村と連携しながら、各種リサイクル法に基づく指導や助言を行い、法令遵守の徹底とともに、効果的なリサイクルの推進を図ります。

≪主な取組≫

○ 容器包装リサイクル法【循環型社会推進課】

家庭からの分別排出、市町村の分別収集、事業者による再資源化が円滑に行われるよう啓発を行い、それぞれの取組を推進するとともに、分別収集報告をとりまとめ、国への報告を行います。

なお、プラスチック資源循環促進法の施行により、従来の容器包装プラスチックに加え、製品プラスチックも含めたプラスチック全体を一括で収集する仕組みが一部の市町村で導入され始めており、優良事例の情報提供や取組支援を行い、県内市町村での取組の拡大を図ります。

○ 家電リサイクル法【循環型社会推進課】

一般家庭や事務所から排出された家電製品(エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)について、市町村での実施状況の把握、適正排出・資源としての有効利用を推進します。

また、消費者である県民や事業者へ適正排出の啓発を行うとともに、不法投棄の防止に向けて関連部局や市町村、関係団体との連携、情報の共有を図ります。

○ 小型家電リサイクル法【循環型社会推進課】

携帯電話をはじめとする小型家電については、有用金属の活用とともに有害物質の適正処理の観点からも適切に回収し、処理・再資源化することが求められています。

使用済小型電子機器等の回収については、県民への情報提供や市町村に対し先進事例などの情報提供や助言を行うことにより、回収体制の構築・維持を支援します。

また、使用済小型電子機器等にも使われているリチウム蓄電池が廃棄物として処理される際に火災事故等が発生し、処理施設が長期間稼働停止になるなど問題が生じています。安全かつ適正に処理するためには、分別排出が重要であり、県ホームページやSNSなどを通じ、県民や事業者に分別排出の徹底を周知します。

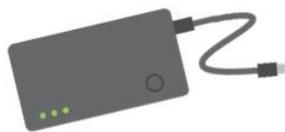
【コラム】リチウム蓄電池を内蔵した小型家電は適切な排出を！

《小型家電の「外せない電池」は無理に外さず、適切な分別区分でごみに出しましょう》

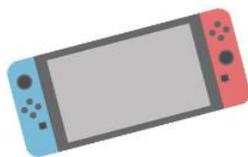
スマートフォン等の小型家電には、リチウム蓄電池が内蔵されているものが多く、無理に外そうとすると破損・発火の危険があります。

電池が「外せる」ときは端子をテープで絶縁し、「外せない」ときは無理に外さずに、市町村等の区分(有害ごみ等)に従って排出してください。

外せない電池が内蔵されていることが多い製品例としては、以下のものが挙げられます。



モバイルバッテリー



携帯ゲーム機



携帯型扇風機



スマートフォン

そのほか、ワイヤレスイヤホン、スマートウォッチ、電動歯ブラシ、電気シェーバー など

リチウム蓄電池は、押しつぶし等で発火しやすく、火災の原因になります。無理な分解は行わず、市町村等のルールに従って、適切な分別・排出にご協力ください。

リチウム蓄電池が使われている製品の正しい排出方法は、動画をご覧ください。

参考：<https://youtu.be/srJ6IR49jz4>

(「セーフリサイクル！リチウムイオン電池！ 児童向け ver.」
／環境省)



<https://www.youtube.com/watch?v=TrEyxBsM8is>

(「炎上？爆発？！リチウムイオン電池捨て方 合っていますか？」
／千葉県環境研究センター)



○ 建設リサイクル法【技術管理課】

「千葉県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関する指針」に基づき、「千葉県建設リサイクル実施要領」を制定し、適切な分別解体等や再資源化を推進しています。

法令違反の未然防止や分別解体等の適正な実施を確保するため、建設リサイクル法の対象建設工事の届出済みシールの交付、解体工事業者や来庁者への資料配布等による法令等の制度及び建設副産物対策の周知、建設部局等による現場パトロールの実施、指導のほか、関係者間における情報共有を図るための担当者会議を実施し、法令等の迅速な情報伝達、取組の実効性の確保を図ります。

○ 自動車リサイクル法【ヤード・残土対策課】

自動車リサイクル法に基づく登録・許可業者は、使用済自動車の再資源化等を適正かつ円滑に実施することが義務付けられていることから、立入検査の実施等により登録・許可業者に対する指導を徹底するとともに、再資源化の高度化及び再生材利用を促進する資源回収インセンティブ制度の動向を注視した上で活用を促すなど、使用済自動車の再資源化の推進を図ります。

○ 食品リサイクル法【環境農業推進課】

食品リサイクル法に基づく再生利用事業計画の認定については、国で実施しており、県内では14件（令和7年4月現在）が認定されています。

(1)－7 環境学習等の推進

循環型社会の形成に向けては、県民一人ひとりが環境への関心を高め、日常生活の中で自発的に3R（リデュース・リユース・リサイクル）に取り組むことが重要です。

持続可能な社会の実現を見据え、子どもから大人まであらゆる世代を対象とした多様な学習機会の提供を進めます。

また、県民や事業者に循環経済（サーキュラーエコノミー）やその考え方が十分浸透していないことを踏まえ、県ホームページやSNS、関係団体の開催する研修会等を通じて、循環経済の理解促進に努めます。

〈主な取組〉

○ 3Rの推進に関する多様な学習機会の提供【循環型社会推進課】

循環型社会の形成を担う人材の育成に向け、学生や活動団体、市町村等と連携し、3Rの推進に関する学習機会の提供に努めます。

具体的には、イベント出展等を通じた3Rに関する啓発の実施や、学校や地域で行う環境学習の場への講師派遣、環境月間ポスターコンクールの実施などに取り組めます。

さらに、県ホームページやSNSなどを活用した情報発信を通じて、時代のニーズに即した柔軟な手法による学習機会の充実を図ります。

○ 循環経済(サーキュラーエコノミー)の理解促進【循環型社会推進課】

県民や事業者に循環経済(サーキュラーエコノミー)やその考え方が十分浸透していないことを踏まえ、県ホームページやSNS、関係団体の開催する研修や講習会等を通じて、3R+Renewable を進めることが循環経済への移行や脱炭素化につながるることについて、周知を図ります。

【コラム】衣類の再資源化の取組

《不要衣類から再生和紙へー木更津市中学生の循環創出プロジェクト(木更津市)》

木更津市では、市内全12校の中学生が主体となり、不要になった衣類を回収して「再生和紙」を作る循環資源の仕組みを学ぶ取組を実施しています。

回収した衣類のうち、コットンを一般社団法人サーキュラーコットンファクトリーへ送り、再生した和紙で卒業式のしおりの表紙を作るなど、身近な生活の中で資源循環を体感することで、再資源化への理解が深まり、中学生が自分たちにできることを考えるきっかけにもつながっています。



参考:https://www.city.kisarazu.lg.jp/material/files/group/1/070319_4.pdf



(2) 廃棄物分野の脱炭素化の推進



(2)-1 廃棄物処理施設の脱炭素化の促進

地球温暖化対策として、廃棄物分野の脱炭素化を進めるため、廃棄物処理における温室効果ガス排出量の削減が必要です。

ごみ処理施設の整備に当たっては、処理施設の省エネルギー化や電気・熱としての廃棄物エネルギーの効率的な回収を進めるとともに、地域での廃棄物エネルギーの利活用を推進するため、循環型社会形成推進交付金制度の活用による高効率な発電・熱回収施設の導入を促進します。

また、ごみ処理施設の整備や老朽化施設の更新・統廃合に際しては、エネルギー回収機能やカーボンマネジメント機能の強化を視野に入れた上で、廃棄物量に合わせた効率的な処理に向け、廃棄物の広域的処理や処理施設の集約化を促進します。

さらに、産業廃棄物処理施設については、高度な再資源化と脱炭素化を一体的に推進するため、再資源化事業等高度化法に基づく認定取得の促進に向け、関係部局と連携し、県における手続等の迅速化・簡素化を検討します。

《主な取組》

○ ごみ処理における高効率な発電・熱回収施設の整備促進【循環型社会推進課】

地球温暖化対策の観点から、焼却処理等に伴い生じる熱エネルギーの有効利用を行う高効率なごみ発電施設や熱回収施設の導入を促進するとともに、発電した電気や回収した熱を地域で利活用する廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を促進します。

循環型社会形成推進交付金制度を活用したエネルギー回収型廃棄物処理施設の整備や、温室効果ガス排出量削減に向けた基幹的設備改良事業に関し、市町村への必要な情報の提供や助言を行います。

○ ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化【循環型社会推進課】

国から「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について(通知)」(平成31年3月29日付け環循適発第1903293号。以下「平成31年通知」という。)が通知され、市町村の厳しい財政状況、老朽化した廃棄物処理施設の増加、担い手の不足、気候変動対策の推進、廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進、災害対策の強化等の様々な観点から、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制の在り方の検討が必要であることが示されました。

そこで、持続可能な適正処理の確保に向けた取組のひとつとして、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化を促進してきたところです。

平成31年通知を踏まえ、本計画を「千葉県ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画」(以下「広域化・集約化計画」という。)として位置付け、令和3年度から令和12年度末までの10年間の計画として進めてきました。

これまでの取組として、検討の対象となった市町村等を含む31自治体を対象に、広域化・集約化に係る意見交換会を開催し広域化に向けた意識の醸成を図り、一部地域において、広域化の実施に向けた具体の検討が進んできたところです。(表6-2-1、図6-2-2)

このような中、国から令和6年3月に「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について(通知)」(令和6年3月29日付け環循適発第24032923号。以下「令和6年通知」という。)が通知され、これまでの平成31年通知での観点に加え、脱炭素やプラスチックの資源化等が新たに求められる中、現在及び将来の社会情勢等を踏まえ、中長期的な視点で安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の在り方の検討が必要であることが示され、2050年度を見据えた長期の広域化・集約化計画を都道府県において策定するよう求められています。

また、令和6年通知には、ごみ処理体制について県が中心となり市町村と協議することが示されていることから、令和7年6月にブロックごとの協議会を設置し、市町村等と処理体制等の検討を進めており、令和8年度末を目途に長期広域化・集約化計画を策定する予定です。(図6-2-1)

なお、現行の広域化・集約化計画は、新計画策定後、新計画に統合する予定です。

図6-2-1 ブロック区割り

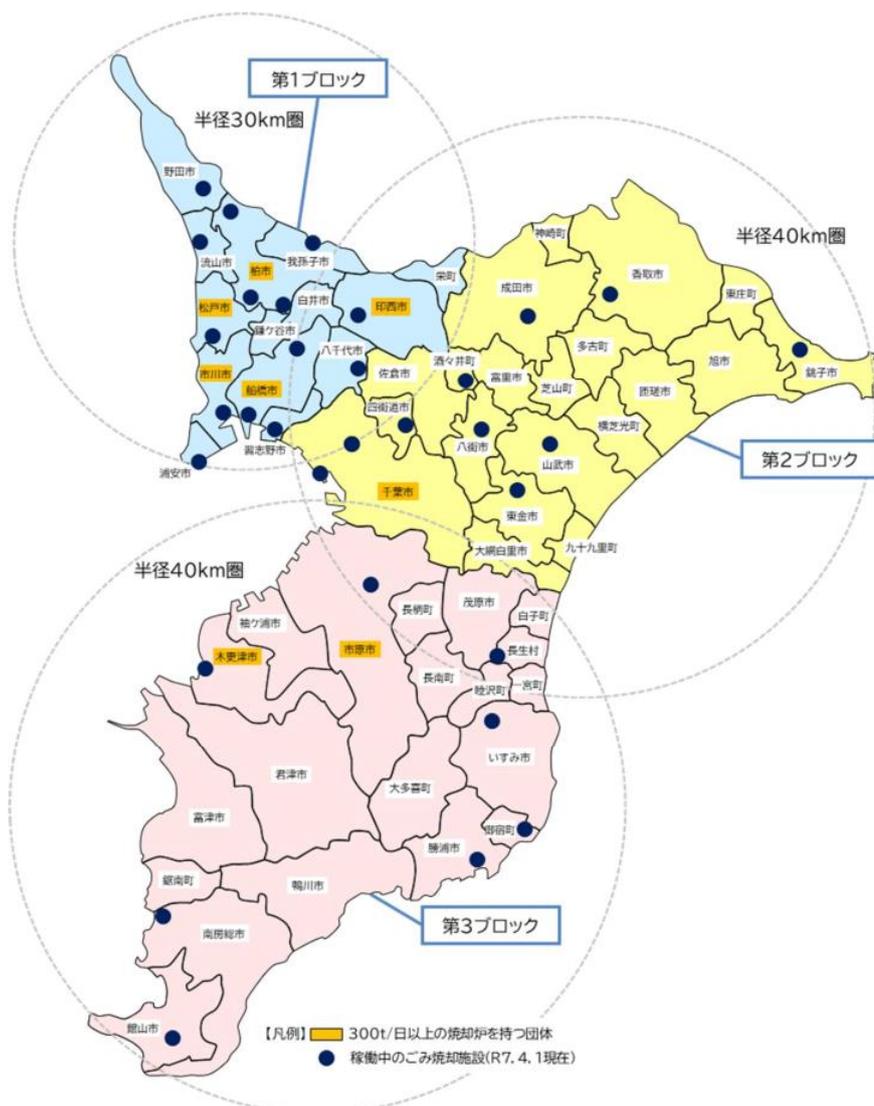


表6-2-1 第10次計画において検討対象とした市町村等

市町村・組合	施設稼働年
館山市	1984年
松戸市	1995年
習志野市	2002年
柏市	1991年, 2005年
勝浦市 (☆)	1985年
市原市 (☆)	1984年, 1994年
流山市	2004年
八千代市	1989年, 2001年
鎌ヶ谷市 (柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合)	2000年
八街市 (☆)	2002年
いすみ市 (☆)	1994年
大多喜町 (☆)	いすみ市に処理委託
御宿町 (☆)	1984年
香取広域市町村圏事務組合	1996年
長生郡市広域市町村圏組合	1996年, 1999年
佐倉市、酒々井町清掃組合	1987年, 1990年, 2005年

※市町村等が設置するごみ処理施設等については、老朽化が進んでいるものや設置して間もないものなど様々な状況にあることから、検討の対象とする市町村等については、今後10年間で処理施設(焼却施設)の更新等に向けた検討が開始されることが見込まれる市町村等を検討の対象として抽出しました。

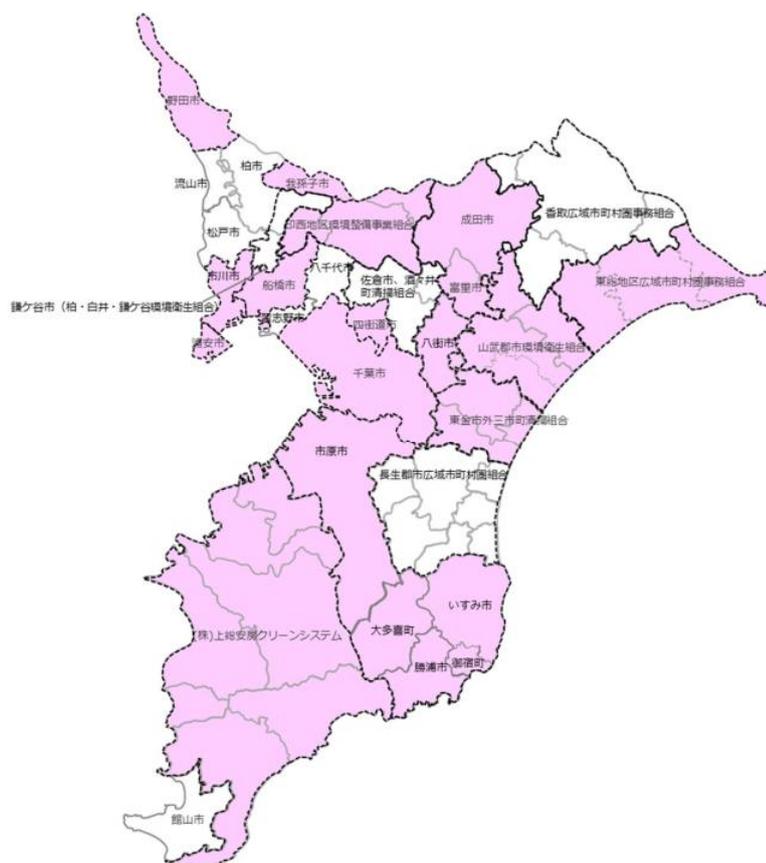
※具体的には、以下のいずれかに該当する市町村等以外を対象としました。

①2010年度以降に設置された施設を有している市町村等。

②新設または改良工事(2041年度以降まで共用するもの。)が予定されており、既に調査や工事に着手済み、又は、令和3年度の循環型社会形成推進交付金を要望済みの市町村等。

※勝浦市、市原市、八街市、いすみ市、大多喜町、御宿町については、具体の検討が進んでいることから、星印を付けました。

図6-2-2 第10次計画において検討対象とした市町村等(白色部分)



※勝浦市、市原市、八街市、いすみ市、大多喜町、御宿町については、具体の検討が進んでいることから、着色を行いました。

○再資源化・脱炭素化に資する産業廃棄物処理施設の設置等に係る手続の迅速化・簡素化

【廃棄物指導課】(再掲)

産業廃棄物処理施設の高度な再資源化と脱炭素化を一体的に推進するため、再資源化事業等高度化法に基づく認定取得の促進に向け、関係部局と連携し、県における手続等の迅速化・簡素化を検討します。

(2)－2 脱炭素化のための廃棄物由来原料等の利活用の推進

廃棄物を燃料や原料として有効利用することは、循環経済への移行と脱炭素社会の実現において必要不可欠です。

様々なバイオマスを有効活用するため、千葉県バイオマス活用推進計画に基づいて、バイオマス資源の活用に必要な基盤の整備等を推進していくとともに、農業でのバイオマス資源の活用や SAF(持続可能な航空燃料)の導入促進等を行います。

《主な取組》

○ バイオマス資源の活用の推進【循環型社会推進課】

県内に豊富に存在している家畜排せつ物、食品廃棄物、林地残材等の様々なバイオマスを有効活用するため、千葉県バイオマス活用推進計画に基づいて、バイオマス資源の活用に必要な基盤の整備等を推進していきます。

また、研修会の開催やイベント等への出展により、バイオマス発電設備の導入やバイオマスプラスチックのマテリアル利用などの、バイオマス利活用に関する普及啓発を行い、県民の意識の醸成や事業者間の技術交流の促進を図ります。

【コラム】 食品廃棄物をバイオマス資源として活用する取組

《乾燥野菜くずを資源化する回収・ポイント付与施策(千葉市)》

千葉市では、家庭で生ごみ減量処理機(乾燥減量型)を使用した後に残る「乾燥野菜くず」を、スーパーマーケットに設置された専用回収ボックスで回収し、堆肥化したものを資源として再利用する取組を実施しています。

乾燥野菜くずを透明又は半透明の袋に1kg単位で密封して投入することで、電子マネーと交換できるインセンティブを設け、市民参加を促しています。

回収された乾燥野菜くずは、提携事業者の施設で発酵・熟成され、土壌改良剤として販売されるなど、資源循環の仕組みが構築されています。

市は令和7年1月27日に本事業を開始し、助成制度との連携により、生ごみ減量・再資源化の推進を図っています。

参考：<https://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/haikibutsu/r6kansouyasaikuzu.html>



○ 農業におけるバイオマス資源の活用の推進【環境農業推進課、畜産課】

動物のふん尿等の畜産廃棄物について、環境への負荷の低減に努めながら、畜産廃棄物の処理における副産物の抽出、燃料(エネルギー)利用等への取組を推進します。

また、家畜ふん堆肥や食品残さなどのバイオマス資源を活用した土づくりに取り組む、「ちばエコ農業」や「有機農業」などの「環境にやさしい農業」を推進するとともに、消費者理解の醸成を図ります。

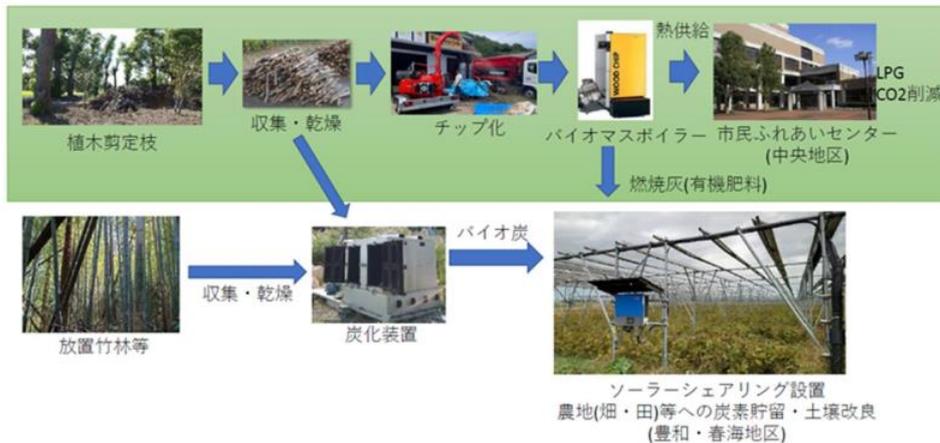
【コラム】バイオマス資源の活用の取組

《脱炭素先行地域事業における植木剪定枝活用(匝瑳市)》

匝瑳市では、令和3年12月に「匝瑳市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指しており、令和5年11月には国の「脱炭素先行地域」としての選定を受け、令和10年を目途に地域脱炭素のモデル事業を展開していくこととしています。地域におけるエネルギー、資金、資源の循環や、持続可能な農業経営の確立を目指しています。

特に、市内の植木産業において課題となっている剪定枝をバイオマス活用し、公共施設での熱供給を行うとともに、バイオ炭を製造し、市内の畑や水田の土質改良材として活用します。

参考:<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/preceding-region/4th-teiansyo-04.pdf>



○ 下水汚泥等の資源化利用の推進【下水道課、企業局】

下水汚泥について、セメントや軽量骨材の副原料等として有効利用を推進するとともに、施設の更新に際しては、下水汚泥から発生するガスによる発電(消化ガス発電)の導入等の未利用エネルギーの活用についても検討を進めます。

また、上水道・工業用水道の浄水発生土については、千葉県営水道事業中期経営計画等に基づき、セメント原料・軽量鉄骨原料としての資源化利用等を推進します。

○SAFの導入促進【成田空港政策課、循環型社会推進課】

SAF(Sustainable Aviation Fuel、持続可能な航空燃料)については、2030年時点の航空運送事業者による燃料使用量の10%をSAFに置き換えるという目標が設定されており、日本最大の貿易港である成田空港を擁する千葉県においても、SAFの導入促進に取り組む必要があります。

関連するイベントへの参加などを通じて、SAFの代替効果を広く県民等に啓発するだけでなく、関係団体と連携して、SAFの導入促進に向けた普及啓発を行います。

また、SAFの原料となる家庭から出る廃食用油については、回収に当たっての課題があることから、市町村等の回収の実態を把握した上で、市町村や関係事業者と連携し、円滑な回収方法を検討します。

(2)－3 人口減少等に対応するAI等のデジタル技術の効果的な活用

人口減少等が進み、廃棄物処理や資源循環の担い手が不足している中、持続可能な廃棄物処理体制を確保するためには、AI等のデジタル技術の活用による効率化や省力化などが必要となってきています。

また、AI等のデジタル技術を活用した収集運搬体制の構築や廃棄物処理施設へのロボット技術等の導入を図ることで、効率化・省力化により脱炭素化にもつながります。

これらの先進事例等を情報提供することで、市町村や廃棄物処理業者への導入を促進します。

《主な取組》

○ 廃棄物の収集運搬の効率化・省力化の促進【循環型社会推進課】

人口減少等により担い手が不足する中、収集運搬体制を維持するためには、収集運搬の効率化・省力化が重要であり、AI等のデジタル技術を活用した運行管理を行うことで、収集運搬ルート最適化による燃料使用量削減や収集率の向上だけでなく、関係者間でのリアルタイムの情報共有や業務の省力化につながります。

市町村等や廃棄物処理業者に研修会や講習会等を通じて、県内市町村や関係団体の導入事例や先進事例を情報提供し横展開を図ることで、収集運搬の効率化・省力化を促進します。

○ AIを活用した廃棄物処理施設の自動運転による効率化・省力化の促進【循環型社会推進課】

廃棄物処理施設の操業において、AIを活用し手動操作が発生しない自動運転の取組として、焼却炉の自動制御や自動運転クレーンなどの開発・導入が進められています。

市町村等や廃棄物処理業者に研修会や講習会等を通じて、県内市町村の導入事例や先進事例を情報提供し横展開を図ることで、廃棄物処理施設の自動運転による効率化・省力化の促進を図ります。

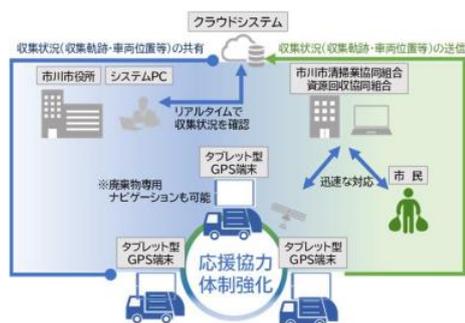
【コラム】AI等のデジタル技術を活用した収集運搬・廃棄物処理の取組

《GPS・タブレット活用による収集運搬の効率化(市川市)》

市川市では、家庭ごみ収集の効率化と市民サービス向上を目的に、平成29年度から収集運搬を市川市清掃業協同組合・資源回収協同組合へ委託し、全てのごみ収集車にタブレット型GPS端末を搭載することで、収集ルートの軌跡・収集状況・車両位置を市と組合がリアルタイムで把握する一括管理を開始しました。導入当時、人口10万人以上の都市では日本初の取組として公表されています。

この取組は、タブレット型GPS端末とクラウド型運行管理システムを活用し、車両位置と収集履歴をコールセンターや車両間で共有することで、現場周辺車両への応援指示や回収漏れ対応が迅速化し、収集効率を高めることにつながっています。

また、収集効率の向上だけでなく、市民からの問合せにも即答しやすくなるとともに、最適化された収集ルートを走行することで、走行にかかる時間と距離が短縮され、CO₂排出量の削減、使用燃料の抑制などにもつながっています。



《AIを活用した自動運転クレーンの導入(船橋市)》

船橋市北部清掃工場では、ごみピット内のごみを攪拌し焼却炉へ投入する大型クレーンに、AIを活用した自動運転システムを導入しています。

従来は熟練運転員の経験に依存していた攪拌作業を、画像認識AIがごみの状態を判別し、自動で操作することで効率化を図っています。

2018年に実証実験を開始し、運転員による常時監視を必要とせず約90%の自動運転率を達成しました。

その後も安定的な稼働が確認され、省力化と安定操業に大きく寄与しており、担い手不足への対応と処理効率の向上を両立する優良事例となっています。



〇AIとロボット技術による廃棄物の自動高度選別の実用化促進【循環型社会推進課】

廃棄物処理施設において、AIやロボット技術等を活用した自動高度選別の導入により、担い手不足に対応する持続可能な廃棄物処理体制が確保できるだけでなく、高品質な循環資源の供給や工程の省力化が見込まれます。

国の補助事業や先進事例を情報提供することで、実用化の促進を図ります。

(3) 適正処理の推進



(3)-1 排出事業者における適正処理の促進

排出事業者が処理責任を適切に果たすためには、多くの産業廃棄物処理業者の中から、廃棄物の種類や処理方法等に応じて、適切に処理できる業者を選ぶとともに、遵法性や事業の透明性が高く信頼できる業者を選定していく必要があります。

また、排出事業者は、自らが排出した廃棄物について、再資源化や最終処分までの一連の流れが適正に行われたことを把握しなければなりません。

そのため、排出事業者が処理責任を果たせるよう、優良な産業廃棄物処理業者の育成や必要な情報の提供等に努めます。

《主な取組》

○ 電子マニフェストの普及促進【廃棄物指導課】

電子マニフェスト制度は、不適正処理の防止や原因者の特定の迅速化につながるなど、産業廃棄物の適正処理を進める上で効果的な制度であり、事業者にとっても情報管理の合理化や業務の簡素化に役立つことから、各事業者に対し関係団体と連携して情報提供を行うなど、同制度の普及促進に努めます。

また、平成29年度の廃棄物処理法の改正により、特別管理産業廃棄物多量排出事業者の特別管理産業廃棄物の処理における電子マニフェストの使用が義務付けられていることから、対象事業者への電子マニフェストの導入指導を徹底します。

さらに、電子マニフェストの普及を促進するため、県が排出事業者となる産業廃棄物や、県が発注者となる公共工事における産業廃棄物など、県が関与する産業廃棄物にかかる電子マニフェストの使用の原則化を検討します。

○ 優良産廃処理業者認定制度の活用【廃棄物指導課】

排出事業者が優良で信頼できる処理業者を選定できるようにするため、優良産廃処理業者認定制度(平成23年4月運用開始)を活用し、処理業者の育成に努めます。

排出事業者による処理業者の選定に寄与するため、自主的な情報公開に向けた事業者への指導や優良産廃処理業者に関する情報の公表を行います。

また、関係団体と連携し、排出事業者が適切な処理業者を選定できる体制を構築します。

○ 建設廃棄物の発生から処分までの一元的管理の推進【循環型社会推進課、廃棄物指導課】

建設廃棄物は、建設リサイクル法の施行により再生利用率が向上したものの、依然として不法投棄される事例が見受けられるため、関係団体等を通じて事業者に周知を図り、適正処理の徹底を推進します。

また、資源の有効利用や不適正処理の未然防止を図るため、発生から処分までの一元的な把握やその先の再生利用方法等について確認できる仕組みを構築するよう、国に提案・要望を行います。

(3)－2 有害廃棄物の適正処理の推進

PCB廃棄物、アスベスト廃棄物、感染性廃棄物、水銀廃棄物等の有害廃棄物は、不法投棄や不適正処理が行われた場合に、生活環境や人体への深刻な影響が懸念されることから、特に適正な処理が求められます。有害廃棄物の適正な処理が確保されるよう、排出事業者及び処理業者に対して必要な指導や情報の提供を行います。

なお、PCB廃棄物については、PCB特別措置法により定められた高濃度PCB廃棄物の処分期限(令和4年度末)が到来したため、今後は新たに発見された高濃度PCB廃棄物の適正処理の指導や令和8年度末に処分期限を迎える低濃度PCB廃棄物の処分指導を徹底します。

《主な取組》

○ PCB廃棄物の適正処理の推進【廃棄物指導課】

高濃度PCB廃棄物については、令和4年度末をもってPCB特別措置法により定められた処分期限を迎えたこともあり、県で把握した高濃度PCB廃棄物については適正処理が完了しています。今後、高濃度PCB廃棄物が発見された際には、現在国において検討されている高濃度PCB廃棄物の新たな処理体制に基づき、適正に処理されるよう事業者に対し指導を行います。

また、低濃度PCB廃棄物については、令和8年度末の処分期限までに適正処分されるよう引き続き処分指導を徹底するとともに、使用中の機器については、国において検討されている新たな処理体制に基づき、適正に処理されるようPCB使用機器の保有者への指導を行います。

加えて、事業者の処分費やPCB不使用機器への更新費用に対する更なる負担軽減策等を講じることなどについて、近隣自治体と連携して引き続き国に要望を行います。

○ アスベスト廃棄物の適正処理の推進【廃棄物指導課】

アスベスト廃棄物の適正な処理を徹底するため、大気汚染防止法や石綿障害予防規則等を所管する関係機関や関係団体との連携を図りながら、事業者に対し必要な情報の提供を行うとともに、指導を徹底します。

また、アスベストが使用されていることが多い古い建築物が、2028年頃に解体のピークを迎えられされており、今後、アスベスト廃棄物の発生量の増加が見込まれることから、アスベスト廃棄物を処理する無害化認定事業者を増やす等の適正処理体制の確保について、引き続き国に要望を行います。

○ 感染性廃棄物等の適正処理の推進【循環型社会推進課、廃棄物指導課】

感染性廃棄物については、関係団体との連携を図りながら、排出事業者に対し立入検査を行い必要な指導を行うなど、適正処理を促進します。

また、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症への対応として、国が策定した「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」や「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」等により、感染性廃棄物等について、排出

事業者及び処理業者に対し適正な処理や取扱いを指導するほか、市町村等に対しても情報提供を行います。

さらに、感染症発生時においても、事業者等との連携により、安定的な適正処理の継続を推進します。

○ 水銀廃棄物の適正処理の推進【廃棄物指導課、循環型社会推進課】

水銀使用廃製品の適正処理について、関係団体が実施する研修会への講師派遣、県ホームページ等を通じた周知徹底や指導を行うとともに、市町村や事業者団体等と連携して水銀使用廃製品の適正な回収を促進します。

(3)－3 再生土の適正利用の推進

県内においては、建設汚泥等の産業廃棄物を再資源化して土地造成用の資材とした再生土による埋立てが広く行われています。

再生土の埋立てによる周辺的生活環境への影響を防止し、適正な埋立ての確保を図るため、「千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例」(以下「再生土条例」という。)を制定し、平成31年4月に施行したところです。

《主な取組》

○ 再生土条例の適正な運用【ヤード・残土対策課】

再生土条例で新たに設けられた再生土の崩落等の防止措置及び環境影響の防止措置の基準を遵守させるため、届出書の審査及び県職員立会いによる定期検査に加えて、監視パトロールと立入検査を随時実施します。

また、不適正な埋立て事案に対しては、再生土条例及び廃棄物処理法に基づいて厳正に対処することにより、再生土の適正な利用を推進していきます。

(3)-4 不適正なヤードの一掃

県内には、各種法令に違反した行為が行われている不法自動車ヤードや、保管物の崩落や火災が発生するなどの不適正な金属スクラップヤード等が存在します。

県民生活の安全などを確保し、適正な資源リサイクルを推進するため、自動車リサイクル法、自動車ヤード条例及び金属スクラップヤード等規制条例に基づき、法令遵守などを指導します。

《主な取組》

○ 自動車リサイクル法、自動車ヤード条例に基づく義務履行の指導・徹底【ヤード・残土対策課】

不法自動車ヤードの一掃を目指して、警察等関係機関と連携した立入検査等により、自動車リサイクル法、自動車ヤード条例の義務履行の徹底を指導します。

○ 金属スクラップヤード等規制条例に基づく義務履行の指導・徹底【ヤード・残土対策課】

不適正な金属スクラップヤード等から県民の生活環境を守るため、全国の都道府県に先駆けて令和6年4月に施行した金属スクラップヤード等規制条例に基づき、義務履行の徹底を指導します。

○ 有害使用済機器の適正処理指導の実施【ヤード・残土対策課】

金属スクラップヤード等のうち、廃棄物処理法で規定される有害使用済機器の保管等事業場については、同法に基づき立入検査等により適正な保管等を指導します。

(3)-5 環境美化意識の向上と実践活動の推進

ごみの散乱は景観を損ねるだけでなく、腐敗や悪臭などにより生活環境に支障を及ぼすおそれもあることから、未然に防止することが重要です。

市町村等の関係機関・団体と連携を図りながら、環境美化に関する情報を積極的に提供する等、環境美化意識の向上を推進します。

《主な取組》

○ ごみの散乱等の防止対策の促進【循環型社会推進課】

市町村等関係機関・団体と一体となり、環境美化意識の向上のため、環境月間における取組を推進するとともに、市町村のポイ捨て防止に向けた取組状況について、県ホームページを通して「ポイ捨て防止条例」の制定状況等の情報提供を行うなど、普及啓発に取り組みます。

空き缶やタバコの吸殻等の投げ捨てを禁止する「ポイ捨て防止条例」は、多くの市町村で制定されており、こうした取組が促進されるよう、未制定市町村に対し、必要に応じて情報の提供や助言を行います。

(3)－6 海岸漂着物の処理の推進

海岸に漂着する流木やプラスチックなどのごみは、景観の悪化のみならず、海洋生物への影響や漁業被害、生活環境の悪化、さらにはマイクロプラスチック化による海洋汚染など深刻な問題を引き起こしています。これらの課題に対応するためには、適正かつ円滑な回収・処理と、発生源対策を組み合わせた総合的な取組が必要です。

「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(平成21年法律第82号。令和4年一部改正)及び、同法に基づく「基本方針」(令和元年6月改定)を踏まえ、「千葉県海岸漂着物対策地域計画」に基づき、市町村や海岸管理者、漁業関係者、民間団体等と連携し、海岸漂着物の回収・処理の推進とともに、効果的な発生抑制対策を強化していきます。

《主な取組》

○ 海岸漂着物の回収・処理の推進【循環型社会推進課、漁港課、河川環境課、港湾課】

「千葉県海岸漂着物対策地域計画」(平成23年2月策定・令和7年9月改定)に基づき、県、市町村、海岸管理者、民間団体等の関係機関が連携し、特に重点区域において、海岸漂着物の円滑な回収・処理を行います。

○ 海岸漂着物の発生抑制対策の推進【循環型社会推進課】

海岸漂着物は、山、川、海へとつながる水の流れによる流下物が主であることから、海岸を有する地域のみならず、すべての県民に、3Rの推進、海洋プラスチックごみ問題、生活系ごみや事業系ごみの不法投棄・ポイ捨て防止等について普及啓発を行うなど、海岸漂着物の発生抑制対策を推進します。

(3)－7 不法投棄等の監視指導及び支障除去対策の実施

廃棄物がいったん不法投棄されると原状回復は困難であり、周辺の自然環境や生活環境への支障が生じるおそれがあり、投棄された廃棄物の種類や性状によってはその影響は深刻となるため、不法投棄を未然に防止することが大切です。

また、廃棄物の不適正処理が行われた場合には、行為者に対して適正な処理を行う等の必要な指導を行うとともに、悪質な行為者に対しては、廃棄物処理法に基づく行政処分等を行います。

不法投棄等の不適正処理により県民の生活環境への支障が懸念されることから、行為者等に対して適正撤去を指導するとともに、行為者等が判明しない場合等で、著しい支障が認められる場合には、行政代執行による支障除去対策を実施します。

《主な取組》

○ 不法投棄等の監視指導体制の整備【廃棄物指導課】

不法投棄等の早期発見、早期対応を図るため、デジタル技術も活用しつつ24時間・365日体制での監視パトロールの実施及び通報受付体制を整備するとともに、市町村職員への立入検査権限の付与などにより、市町村や関係機関と連携を図りながら不法投棄等の防止に努めます。

また、外国人が関与する広域的な不適正処理事案を未然に防止するため、多言語による周知啓発や自治体間での広域的な情報共有の充実などにも取り組みます。

○ 不適正処理に対する指導の徹底等【廃棄物指導課】

不適正処理が行われた場合には、行為者に対して早急に適正な処理を行うよう指導を徹底するとともに、悪質な行為者等に対しては、行政処分を行い、その情報を県ホームページ等で公表します。

○ 不法投棄等廃棄物の撤去指導等の徹底及び支障除去対策の実施【廃棄物指導課】

廃棄物が不法投棄された場合には、その行為者・排出事業者の特定に努め、適正な管理の徹底、適正撤去、処分などの指導を行います。

また、不法投棄等の不適正処理された廃棄物が、周辺環境へ新たな支障を生じさせないように当該区域の状況を把握します。

行為者等による撤去が不可能となり、残存している不法投棄現場においては、環境調査等の結果、生活環境へ著しい支障が認められる場合、県が行為者等に代わって支障除去対策を実施します。

(3)－8 原発事故由来の放射性物質を含む廃棄物への対応

福島第一原子力発電所事故により発生した放射能濃度が8,000Bq/kgを超え、環境大臣の指定を受けた指定廃棄物については、放射性物質汚染対処特別措置法の規定により、国が責任をもって処理することとされています。平成27年4月に、国は、市町村長会議等での議論を経て確定された選定手法に基づき、長期管理施設の詳細調査候補地を選定しましたが、詳細調査が実施できない状況が続いています。

また、放射能濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物については、一定の処理基準に則り、既存の最終処分場で処分できることとされていますが、放射能に対する処分場周辺の住民や事業者の不安などにより、最終処分が滞るケースが見受けられます。

放射性物質を含む廃棄物が、速やかに処理されるよう国に対して求めていくこと等により、適正かつ円滑な処理を促進します。

《主な取組》

○ 指定廃棄物の処理の促進【循環型社会推進課】

指定廃棄物について、国の責任において安全・安心かつ速やかに処理されるよう国に対して働きかけていくなど、処理の促進を図ります。

○ 放射性物質を含む廃棄物の適正な処理の促進【循環型社会推進課】

放射性濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物の安全性や処理方法について、国民の理解を得るため、正確かつ分かりやすい説明や普及啓発を行うなど、円滑な処理に向けた対策を講じるよう国に要望を行います。

(3)－9 処理困難物や高齢化社会等への対応

廃棄物の処理は、日々の生活や経済活動を支える重要な社会インフラであることから、災害時や感染症発生時においても、安定的な業務の継続が求められます。そのため、市町村においては、廃棄物処理事業継続計画を策定するなどして、処理体制を確保することが必要です。

近年では、リチウム蓄電池等の火災リスクを伴う廃棄物や、今後大量廃棄が見込まれる太陽光パネル等の処理困難な廃棄物が排出されており、適正処理や再資源化の廃棄物処理体制の構築が急務となっています。

また、高齢化社会の進展に伴い、日々のごみ出しに課題を抱える世帯が増えてきており、こうした傾向は今後も続く見込まれます。さらに、使用済み紙おむつや在宅医療及び遺品整理等に伴って発生する廃棄物の増加も予想されるなど、高齢化社会に対応した廃棄物処理体制の構築が求められます。

《主な取組》

○ リチウム蓄電池等の処理困難物の適正処理【循環型社会推進課、廃棄物指導課】

近年、リチウム蓄電池を使用した製品が増加しており、これらが廃棄物となって処理される際に火災事故等が発生し、処理施設が長期間稼働停止になるなど問題が生じています。安全かつ適正に処理するためには、分別して排出されることが重要です。

そこで、家庭から排出されるリチウム蓄電池等については、県ホームページやSNSの活用などに加え、市町村を通じて、混入による火災リスク等の普及啓発を行い、県民に分別排出の徹底を図ります。

また、リチウム蓄電池等の分別回収及び適正処理を更に徹底していくことが求められていることから、市町村が抱える課題等の実態を把握した上で、リチウム蓄電池等製造業者や廃棄物処理業者の関係団体と連携し、家庭から排出される全てのリチウム蓄電池等の安全な処理体制の構築を、市町村とともに図ります。

さらに、事業所等から排出されるリチウム蓄電池等については、廃棄物処理業者の関係団体と連携して適正処理や再資源化に向けた廃棄物処理体制の構築を図るとともに、排出事業者等に対して研修会や立入検査等の機会を通じて、分別排出の徹底を図ります。

その他の処理困難物については、市町村の実情に応じて、廃棄物処理業者の関係団体と連携し適正処理されるよう、必要な助言等を行います。

○ 太陽光パネルの適正処理【温暖化対策推進課、循環型社会推進課、廃棄物指導課】

太陽光発電の導入拡大に伴い、将来的に、太陽光パネルが大量に排出されることが懸念されており、鉛など有害物質を含有している可能性があることに留意し、適切に処理されることが必要です。

このため、使用済みとなったパネルのリユース、再資源化及び適正処理について、必要な社会的システムの構築を行うよう国に対して要望するとともに、県としても、関係者や先進事例等から情報を収集し、対応手法について検討します。

○ 高齢化社会への対応【循環型社会推進課】

家庭からのごみ出しに係る支援の施策について、市町村の現状を把握するとともに、国のごみ出し支援のモデル事業や先進事例の情報を収集し、既に導入されている安否確認を兼ねた戸別収集等の取組の横展開を図るなど、市町村等に対し情報提供や助言等を行います。

また、今後増加が懸念される使用済み紙おむつや在宅医療、遺品整理等に伴って発生する廃棄物の適正処理や再資源化について、必要な助言等を行います。

○ 廃棄物処理事業継続計画策定の促進【循環型社会推進課】

災害時や感染症発生時においても、安定的に廃棄物の適正処理を継続できるよう、市町村における廃棄物処理事業継続計画の策定に際して必要な助言等を行います。

(4) 適正処理体制の整備



(4)－1 一般廃棄物処理施設の計画的な整備と適正な維持管理

市町村のごみ処理施設については、多くの施設で老朽化が進んでいます。

ごみ処理施設の整備に当たっては、地球温暖化対策に配慮し、処理施設の省エネルギー化や電気・熱としての廃棄物エネルギーの効率的な回収を進めるとともに、地域での廃棄物エネルギーの利活用を推進するため、循環型社会形成推進交付金制度の活用による高効率な発電・熱回収施設の導入を促進します。

また、ごみの排出状況や変化を踏まえつつ、地球温暖化対策に配慮した施設の整備・更新だけでなく、適正な維持管理も進めていく必要があります。

《主な取組》

○ ごみ処理における高効率な発電・熱回収施設の整備促進【循環型社会推進課】(再掲)

地球温暖化対策の観点から、焼却処理等に伴い生じる熱エネルギーの有効利用を行う高効率なごみ発電施設や熱回収施設の導入を促進するとともに、発電した電気や回収した熱を地域で利活用する廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を促進します。

循環型社会形成推進交付金制度を活用したエネルギー回収型廃棄物処理施設の整備や、温室効果ガス排出量削減に向けた基幹的設備改良事業に関し、市町村への必要な情報の提供や助言を行います。

○ 市町村における既存のごみ処理施設の徹底した活用【循環型社会推進課】

ごみ処理に要する費用の縮減を図りつつ、既存のごみ処理施設の徹底した活用を図るため、市町村等が行う既存施設の計画的な整備や長寿命化工事に必要な情報の提供や助言を行います。

○ 一般廃棄物処理施設の適正な運営の確保【循環型社会推進課、廃棄物指導課】

市町村等による一般廃棄物処理施設の運営に当たっては、生活環境への支障が生じないよう廃棄物処理施設における焼却灰や放流水等の分析、立入検査等により、施設の適正な運営が確保されていることを確認します。

○ 一般廃棄物処理施設の維持管理情報の公表【循環型社会推進課、廃棄物指導課】

施設の維持管理情報等を公開することは、処理施設に対する県民の理解を得ることや不信感・不安感を払拭する上で大切なことです。

廃棄物処理施設への立入検査等の機会を通じて、施設管理者等に対し積極的な情報公開を働きかけます。

(4)－2 ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化(再掲)

国から「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について(通知)」(平成31年3月29日付け環循適発第1903293号。以下「平成31年通知」という。)が通知され、市町村の厳しい財政状況、老朽化した廃棄物処理施設の増加、担い手の不足、気候変動対策の推進、廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進、災害対策の強化等の様々な観点から、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制の在り方の検討が必要であることが示されました。

そこで、持続可能な適正処理の確保に向けた取組のひとつとして、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化を促進してきたところです。

平成31年通知を踏まえ、本計画を「千葉県ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画」(以下「広域化・集約化計画」という。)として位置付け、令和3年度から令和12年度末までの10年間の計画として進めてきました。

これまでの取組として、検討の対象となった市町村等を含む31自治体を対象に、広域化・集約化に係る意見交換会を開催し広域化に向けた意識の醸成を図り、一部地域において、広域化の実施に向けた具体の検討が進んできたところです。(表6-2-1、図6-2-2)

このような中、国から令和6年3月に「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について(通知)」(令和6年3月29日付け環循適発第24032923号。以下「令和6年通知」という。)が通知され、これまでの平成31年通知での観点に加え、脱炭素やプラスチックの資源化等が新たに求められる中、現在及び将来の社会情勢等を踏まえ、中長期的な視点で安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の在り方の検討が必要であることが示され、2050年度を見据えた長期の広域化・集約化計画を都道府県において策定するよう求められています。

また、令和6年通知には、ごみ処理体制について県が中心となり市町村と協議することが示されていることから、令和7年6月にブロックごとの協議会を設置し、市町村等と処理体制等の検討を進めており、令和8年度末を目途に長期広域化・集約化計画を策定する予定です。(図6-2-1)

なお、現行の広域化・集約化計画は、新計画策定後、新計画に統合する予定です。

※表6-2-1、図6-2-1、図6-2-2については、74～75ページを参照願います。

(4)－3 産業廃棄物処理施設の整備と適正な維持管理

産業廃棄物処理施設は、適正な廃棄物処理を確保する上で必要な施設であり、安全性を確保しつつ適切に整備されるとともに、生活環境への支障が生じないよう適正な維持管理を行う必要があります。

また、循環経済への移行や脱炭素化にもつながる再資源化施設や熱回収による廃棄物処理の促進が必要です。

産業廃棄物処理施設の設置に係る手続を適切に行うとともに、適正な維持管理を確保するため、事業者に対し立入検査や必要な指導等を行います。

《主な取組》

○再資源化・脱炭素化に資する産業廃棄物処理施設の設置等に係る手続の迅速化・簡素化

【廃棄物指導課】(再掲)

産業廃棄物処理施設の高度な再資源化と脱炭素化を一体的に推進するため、再資源化事業等高度化法に基づく認定取得の促進に向け、関係部局と連携し、県における手続等の迅速化・簡素化を検討します。

○ 熱回収が可能な施設に係る認定制度の普及促進【廃棄物指導課】

産業廃棄物の焼却施設については、適正処理の確保を基本としつつ、循環経済への移行や脱炭素化にもつながる熱回収施設認定制度の周知を図っています。

県ホームページで制度の情報提供を行うなど、今後も熱回収施設の促進に向けた制度の普及啓発に努めます。

○ 産業廃棄物処理施設の適正な維持管理の確保【廃棄物指導課】

産業廃棄物処理施設については、設置又は変更時の使用前検査や法に定める構造基準等の適合状況を定期的に確認する定期検査のほか、処分業許可の更新時等に行う立入検査により適正な維持管理の確保を図ります。

○ 産業廃棄物処理施設の維持管理情報の公表【廃棄物指導課】

施設の維持管理情報等を公開することは、処理施設に対する県民の理解を得ることや不信感・不安感を払拭する上で大切なことです。

廃棄物処理施設への立入検査等の機会を通じて、施設管理者等に対し積極的な情報公開を働きかけます。

(4)－4 県全体における適正処理体制の整備

一般廃棄物の処理については市町村が主体であり、市町村等で焼却施設や再資源化施設、最終処分場といった廃棄物処理施設の整備が行われていますが、再資源化施設や最終処分場がない市町村においては、民間処理施設を活用することで適正処理体制を確保しているほか、多くの市町村等では収集運搬業務を民間処理業者が担っています。

また、国においては、プラスチック資源循環促進法による一括回収制度や容器包装リサイクル制度により、市町村における再資源化施設の整備・強化や、廃棄物処理業者との連携による処理体制の見直しが求められています。

さらに、大規模な地震や気候変動の進行により頻発化・激甚化した気象災害が発生する中、災害廃棄物は一般廃棄物に分類されることから、市町村においては大量に発生することが想定される災害廃棄物についても、その適正処理が求められます。令和元年度及び令和5年度の一連の災害で発生した大量の災害廃棄物については、円滑な処理を進めるため、市町村等の施設だけではなく、産業廃棄物処理業者の再資源化施設や最終処分場等を活用した処理を行ったところです。

このように、市町村においては、様々な課題に対応しながら、適正処理体制を確保することが求められます。

また、産業廃棄物処理施設については民間事業者による整備が基本ですが、適正処理や再資源化が困難な廃棄物の処理施設や、中小事業者のための処理施設等については、行政が関与した施設整備もひとつの選択肢と考えられます。

なお、現在、富津市内に一般財団法人千葉県まちづくり公社が運営する公共関与の最終処分場（以下「富津地区処分場」という。）があり、中小事業者が排出した産業廃棄物等の埋立処分をしています。

《主な取組》

○ 一般廃棄物処理体制の検討【循環型社会推進課】

一般廃棄物の適正処理体制を整備する上では、人口減少やごみ処理施設の老朽化、多様化する廃棄物への対応等を踏まえ、市町村単独での処理だけではなく、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化等、市町村間での協力・連携した処理体制や民間処理施設の活用など、多様な手法を組み合わせた柔軟な処理体制が求められます。

また、市町村等が民間処理業者に収集運搬等を委託している場合、民間処理業者が業務を確実に履行できるよう、委託料が委託業務を遂行するに足りる額であることが必要であり、労務費等について適切な価格転嫁を促し、安定かつ継続した処理体制が確保できるよう努める必要があります。

県、市町村、関係団体間で、一般廃棄物処理体制における課題や問題意識の共有を図り、新たな課題等の解決策や将来にわたって持続可能な一般廃棄物処理体制等について検討します。

○ 公的関与の可能性の検討【循環型社会推進課】

産業廃棄物の再生利用や減量化の進展により最終処分量は減少傾向にありますが、適正処理を確保する上で、最終処分場については今後も整備が必要となる施設です。

県内の産業廃棄物最終処分場の残余容量の状況などから、すぐにひっ迫する状況にはなく、現時点で行政が関与した最終処分場の整備の必要性は低い状況ですが、計画段階から設置までに時間を要することや、大量の災害廃棄物が発生した場合は残余容量が大きく減少する可能性があること等を踏まえ、新たな施設整備の計画や残余容量の状況等を継続的に把握するとともに、公的関与による施設整備の可能性や富津地区処分場の延命化について、関係者の意見を聴きながら検討を行います。

○ 県外から搬入される産業廃棄物の適正処理の推進【廃棄物指導課】

「県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」に基づき、県外の排出事業者に対し県外産業廃棄物の千葉県内での最終処分について事前協議等を求めることにより、事業者責任を明確にして、産業廃棄物の適正処理を図るとともに、最終処分業者による処分計画書の作成等により計画的な処理を促進します。

(4)－5 施策や制度の実施に関する国への提案・要望

【循環型社会推進課、廃棄物指導課】

廃棄物の適正処理を進める上で、新たな施策や制度が必要と考えられる場合には、近隣都県や九都県市首脳会議などの関係団体と情報を共有、協力し、必要な制度改正や予算確保などについて、国等に対して提案・要望を行います。

(5) 万全な災害廃棄物処理体制の構築

(5)-1 平時からの備えの強化

大規模な地震や気候変動の進行により頻発化・激甚化した気象災害が発生する中、災害時には、大量の廃棄物が発生するとともに、情報の伝達手段の途絶や処理施設の故障・緊急停止等のほか、道路脇等への不適正排出の増加などが生ずるおそれがあり、適切な仮置場の確保や県民への情報提供、関係者間の連携体制構築が不可欠です。

令和元年の房総半島台風・東日本台風、10月25日の大雨及び令和5年台風第13号では、家屋損壊や浸水、土砂災害等により多様な災害廃棄物が大量に発生しました。また、令和6年能登半島地震においては、道路の寸断によりごみやし尿の収集ができないなどの課題が生じており、半島性という共通の地理的特性を有している千葉県でも、同様の状況を想定する必要があります。

これらを踏まえ、災害発生時においても円滑な廃棄物処理が行えるよう、平時から災害による影響を想定し、災害廃棄物の発生量推計、災害廃棄物の処理体制の整備や国や近隣都県、市町村、廃棄物処理業者等との連携等を進めます。

《主な取組》

○ ごみ処理施設の強靱化【循環型社会推進課】

電力や熱供給設備を備えるごみ処理施設等については、復旧活動の基礎となる施設としての役割も求められています。

また、自立分散型の電力供給や熱供給等による地域の防災拠点として十分に機能するため、ごみ処理施設の耐震化や浸水対策等の整備に係る交付金の活用等について、市町村に対する助言・情報提供等の支援を行います。

○ 市町村における初動対応力の強化【循環型社会推進課】

災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するためには、初動時の対応が重要であり、そのためには平時の備えとして、仮置場予定地等を検討した災害廃棄物処理計画を策定しておく必要があります。

○ 人材の育成・確保【循環型社会推進課】

災害廃棄物処理計画や最新の知見について、平時から県及び市町村職員に周知するとともに、災害時に県や市町村が策定している処理計画やマニュアルが有効に活用されるよう、災害時を想定した実践的な研修会等を継続的に行います。

また、国が設立した災害廃棄物処理支援員制度を活用し、県及び市町村等における災害廃棄物処理を経験した職員を登録するとともに、県内で大規模災害が発生した場合には、本制度に基づく支援体制を構築できるよう、人材を確保します。

○ 仮置場の選定【循環型社会推進課】

市町村に対し災害廃棄物発生量等に応じた仮置場候補地の確保を促進するとともに、市町村の想定を超える災害の発生等により、被災市町村での対応が困難な場合は、県有地を仮置場とする可能性も踏まえ、関係部局との調整を行い、候補地を選定します。

また、市町村が整備した仮置場候補地について、発災時に有効に機能するかを診断するため、国及び関係団体と現地を確認し、必要に応じ助言することで、市町村の災害廃棄物の対応力強化を図ります。

さらに、災害時に市町村が早期に仮置場を整備できるよう、仮置場の設置・管理運営を疑似体験するための仮置場の設置演習や搬入受入対応訓練を行います。

○ 千葉県災害廃棄物処理計画の見直し【循環型社会推進課】

災害廃棄物について、適正かつ円滑・迅速に処理するため、事前の体制整備等の平時の備え、災害応急対策、復旧・復興対策等に必要な事項をとりまとめた千葉県災害廃棄物処理計画を平成30年3月に策定しています。

関係法令等の改正、災害廃棄物処理における新たな課題や経験・知見等を反映し、より実効性のある計画とするため、令和8年度末までに計画の見直しを行います。

○ 関係団体との連携【循環型社会推進課】

災害時の支援協定を締結している千葉県産業資源循環協会、千葉県解体工事業協同組合、千葉県環境保全センター及び日本補償コンサルタント復興支援協会と意見交換等を実施し、発災時の連絡先や課題及び連携体制等について検討し、必要に応じて協定の見直しを行います。

また、市町村が関係団体の役割や災害時の支援業務の内容をあらかじめ理解しておくことで、締結した協定がより効果的に機能することから、関係団体と連携した研修を実施します。

○ 広域処理体制の整備【循環型社会推進課】

発災時に災害廃棄物処理のための広域連携体制を構築できるよう、大規模災害廃棄物対策関東ブロック協議会を通じて、近隣都県や国等と連絡調整、情報収集及び協力体制を整備します。

(5)－2 発災時の迅速な対応

発災時には、大量かつ多様な災害廃棄物が短期間に発生するため初動対応が重要であり、千葉県災害廃棄物処理計画、千葉県地域防災計画等に基づき、安全かつ適切な廃棄物処理体制を迅速に整えることができるよう、被災市町村の状況の把握とともに、関係団体への支援要請等を行います。

また、災害廃棄物の処理においては、減量化・再資源化を推進し最終処分量を低減するとともに、適正処理を維持した上で、短期間での処理の完了を目指します。

《主な取組》

○ 廃棄物処理の支援【循環型社会推進課】

県内の被災市町村に対して災害廃棄物の処理に関する支援・助言を行うとともに、市町村が災害廃棄物処理実行計画を策定する際に技術的な支援を行います。

また、県内市町村の被災状況を踏まえ、県災害廃棄物処理実行計画を速やかに策定します。

○ 協力体制の構築【循環型社会推進課】

県内市町村の被災状況等について情報収集を行い、災害廃棄物の発生量や仮置場及び処理施設の状況、被災市町村からの要請等に基づき、県内他市町村や協定締結団体等への支援要請及び調整を行います。

また、広域処理が必要な場合には、国や他都道府県と協議の上、調整を行います。

7 計画の推進

7.1 各主体の役割

本計画の実効性を高め、取組の継続・定着を目指していくためには、県民、民間団体、事業者、廃棄物処理業者、市町村、県といった各主体が自らの役割を十分認識した上で、循環型社会の更なる拡大に向けた積極的な取組を展開する必要があります。

また、人口減少・高齢化、地球温暖化や災害廃棄物への対応など多様化する課題に対しても、各主体が個々に行動するだけでなく、各主体の知識や知見を活用し、相互にコミュニケーションを図りながら、連携・協働により取り組む必要があります。

本計画において各主体に望まれる基本的な役割は、次のとおりです。

(1) 県民の役割

県民は、消費者であり、自らも廃棄物の排出者であることから、ごみの減量や分別、再資源化等への主体的な取組を通じて、日常生活において環境負荷の低減に配慮する責任があります。

そこで、県民は商品の選択から使用、廃棄に至るまでの間、3Rの視点からライフスタイルの見直しに努めるとともに、市町村が行う分別収集への協力や自らが排出した廃棄物の適正処理のための費用を負担することが求められます。

また、地域の生活環境の保全を担う一員として、不法投棄等の監視・通報など不適正処理の根絶に向けた市町村及び県の施策に積極的に協力するとともに、環境学習や普及啓発事業に積極的に参加し、循環型社会の更なる拡大や脱炭素社会の実現に向けた知識・意識の向上に努めることが期待されます。

(2) 民間団体の役割

NPO等の民間団体は、地域に密着した柔軟かつ継続的な活動を通じて、自ら循環型社会づくりに資する活動や県民の自主的な取組の推進役として市町村や県と協力し、取組等の普及啓発や教育活動を展開することが求められています。

また、このような活動を通じて社会的な信頼性を高めるとともに、最新の情報の収集や専門的な知識を発信することにより、各主体の連携・協働のつなぎ手としての役割を積極的かつ継続的に担うことが期待されます。

(3)事業者の役割

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。

また、原料の選択、製品の設計、生産工程や流通過程、販売に際して、可能な限り廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用に取り組み、併せて、廃棄物になった場合に適正処理が困難にならない製品の開発や、製品の適正処理方法の情報提供等により、適正処理が困難にならないようにすることが求められています。

さらに、生産者として、製品の耐久性向上や修繕体制の整備などによる排出抑制、製品の設計や材質の工夫等により製品の使用後に積極的な循環的利用が行われるよう取り組むことも求められます。

環境負荷の少ない事業運営を行うとともに、市町村及び県が実施する諸施策に対して、積極的に協力することも期待されます。

(4)廃棄物処理業者の役割

循環産業の主な担い手である廃棄物処理業者は、排出事業者の協力のもと、循環型社会の更なる拡大や脱炭素型の処理体制の構築に対応するため、廃棄物の高効率処理、エネルギー回収や廃棄物系バイオマス等の循環的利用を進めつつ、事業活動に伴う環境負荷の低減や生活環境の保全に努めるとともに、社会基盤を支える必要不可欠なインフラの担い手として、災害時や感染症流行時などにおいても、安定的な処理体制を維持することが求められています。

また、県民から信頼される施設整備と維持管理や積極的な情報公開も求められています。

さらに、県及び市町村が実施する諸施策に積極的に協力することが期待されます。

(5)市町村の役割

市町村は、一般廃棄物の統括的な処理責任を有しており、区域内における一般廃棄物の発生抑制、分別、再資源化等に関する取組の推進だけでなく、普及啓発や情報提供、幅広い世代への環境教育等を行うことにより、住民や事業者の自主的な取組を促進することが求められます。

また、再資源化を見据えた廃プラスチック等の分別収集や一般廃棄物の再生利用先の確保など、収集運搬・処理体制の整備、排出事業者への指導に努め、人口減少・高齢化社会に対応した効率的な適正処理や更なる循環的利用に努める役割を担っています。

さらに、廃棄物を適正かつ効率的に処理するためには、地域間の連携や協力も不可欠であることから、廃棄物処理業者や市町村間における広域的な連携を図るとともに、県などと連携・協力し、施策を推進することが期待されます。

(6) 県の役割

県は、発生抑制、分別、再資源化等に関する普及啓発を県民へ行うとともに、事業者に対しては廃棄物の排出抑制や循環的利用の促進、適正処理の確保に関する指導監督や必要な情報の提供を行います。

市町村に対しては、各市町村における取組や現状等について把握し、意見交換会等において、取組の支援、情報提供や技術的助言を行います。併せて、統計データに基づく分析や評価等を行いながら、廃棄物の総合的、計画的な観点から、3R及び適正処理の推進に努め、循環経済への移行に向けた施策などを展開します。

また、大規模災害等をはじめとする市町村や県をまたぐような事案の発生に対しては、市町村、近隣都県や国とも連携し、被災状況に応じた広域的な調整や支援を行い、安全かつ円滑な廃棄物処理体制が維持できるよう努めます。

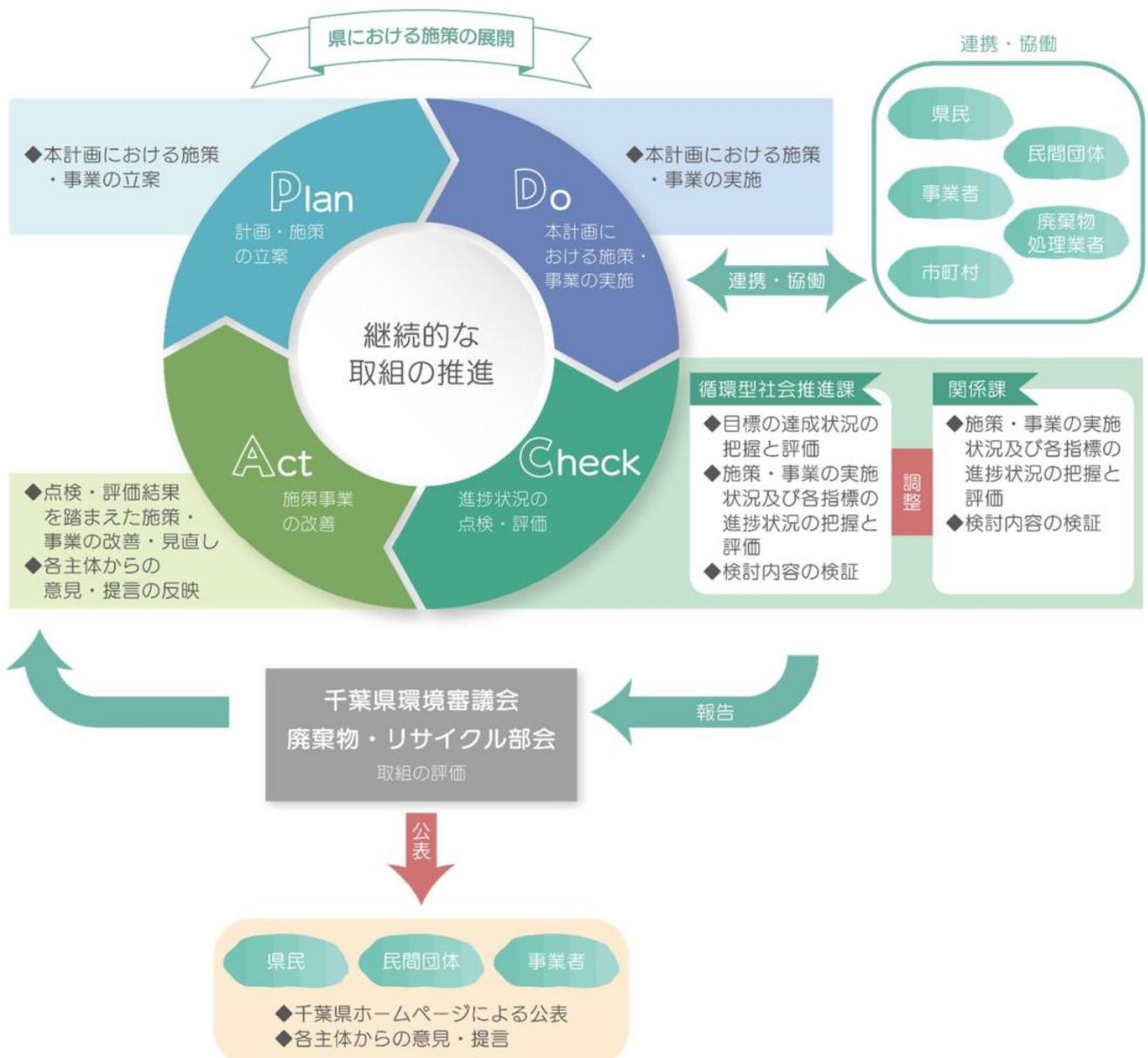
7.2 進行管理

本計画の進行管理については、マネジメントサイクル(PDCAサイクル)の考え方にに基づき、計画・施策の立案(PLAN)、施策事業の実施(DO)、定期的な施策事業の進捗状況の点検・評価(CHECK)、点検・評価を受けた施策事業の改善、計画の改定(ACT)という一連の手続に沿って、県の施策の進行管理を実施していきます。

なお、進捗状況の点検・評価については、ごみの排出量等の推移を含め千葉県環境審議会廃棄物・リサイクル部会に点検結果を報告し、評価を受けるものとします。

その結果については、千葉県のホームページ等で広く公開し、県民、民間団体、事業者等から意見や提言を求め、施策事業等の改善に反映していきます。

図7-2-1 マネジメントサイクル(PDCAサイクル)



資料編目次

1 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針	101
2 持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について(通知)	122
3 中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について(通知)	128
4 廃棄物に関するデータ	139
(1) 一般廃棄物	139
(2) 産業廃棄物	143
5 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針	149
6 食品ロスの削減の推進に関する法律	166
7 第69回県政に関する世論調査の結果について	172
8 用語解説	175

1 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

平成13年5月環境省告示第34号

改正平成17年5月環境省告示第43号

改正平成22年12月環境省告示第130号

改正平成28年1月環境省告示第7号

改正令和7年2月環境省告示第6号

一 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向

これまで我が国では、廃棄物の適正な処理を確保し、循環型社会を形成していくため、数次にわたる廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)の改正及びリサイクルの推進に係る諸法の制定等の対策が行われてきた。このような対策は、相当程度の効果はあったものの、最終処分場の新規立地難は解消されておらず、また、不法投棄を始めとする不適正処理については、減少傾向が見られるものの、未だ撲滅には至っていない。

また、循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号。以下「基本法」という。)における優先順位が高い2R(リデュース・リユース)の取組が遅れているほか、廃棄物から有用資源を回収する取組も十分に行われているとは言えない状況である。

さらに、東日本大震災や、東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機として、国民の安全・安心に関する意識が高まっていることを踏まえ、今後はより一層、環境保全と安全・安心を重視した循環の実現を図っていく必要がある。

加えて、近年、世界的な資源制約の顕在化、災害の頻発化・激甚化、人口減少・少子高齢化に伴う地域経済衰退、国民のライフスタイルの変化など、廃棄物処理・リサイクルを取り巻く状況は大きく変化しており、また、我が国における2050年までの脱炭素社会(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「温暖化対策推進法」という。)第2条の2に規定する脱炭素社会をいう。以下同じ。)の実現を始めとする地球環境問題への対応も急務となっている。

このような状況の変化に対応し、諸課題の解決を図るべく、基本法及び基本法に基づく循環型社会形成推進基本計画(以下「循環基本計画」という。)に沿って、廃棄物処理法やリサイクルの推進に係る諸法等に基づく制度の適切な実施と相まって、改めて大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、社会における高度な物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される、循環型社会への転換を、さらに進めていく必要がある。このような方向性は、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済・社会様式から、競争条件への影響も踏まえ、資源・製品の価値の最大化を図り、資源投入量・消費量を抑えつつ、廃棄物の発生の最小化につながる経済活動全体の在り方(サーキュラーエコノミー(循環経済))としても強調されている。循環経済の取組は素材や製品ごとに、デジタル技術も活用しつつ適切なトレーサビリティを確保しながら、上流

から下流までのライフサイクル・バリューチェーン全体でのロスゼロの取組を推進していく必要がある。また、生物多様性の損失等の地球規模での課題に対処する観点からも、循環経済の取組を通じた天然資源投入量・消費量の抑制や適正な資源循環の促進による全体的な環境負荷削減への貢献を考えていくことが必要である。

これらの考え方や基本法に定められた基本原則に則り、まず、できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては不法投棄・不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用（再使用、再生利用及び熱回収をいう。以下「適正な循環的利用」という。）を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、なお適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本とする。また、災害により生じた廃棄物についても、適正な処理を確保し、かつ、可能な限り分別、選別、再生利用等による減量を図った上で、円滑かつ迅速な処理を確保することを基本とする。

その際、我が国における2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、廃棄物分野においても脱炭素化（脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガス（温暖化対策推進法第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。）の排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を行うことをいう。以下同じ。）を推進する。また、地域レベル・全国レベルで脱炭素社会や自然共生社会との統合に向けて取組を進めていくことや、その実践の場として、地域の活性化にもつながる地域循環共生圏づくりに向け、それぞれの地域の文化等の特性や地域に住む人と人とのつながりに着目し、エネルギー源としての活用も含めた循環資源の種類に応じた適正な規模で循環させることができる仕組みづくりを進めることが必要である。

二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項

1 廃棄物の排出量、再生利用量、中間処理量、最終処分量その他その処理の現状

令和4年度における我が国の廃棄物の排出量、再生利用量、中間処理による減量及び最終処分量（埋立処分及び海洋投入処分の量をいう。以下同じ。）は次のとおりである。

一般廃棄物	排出量	40
	再生利用量	7.9
	中間処理による減量	29
	最終処分量	3.4
産業廃棄物	排出量	370
	再生利用量	202
	中間処理による減量	159
	最終処分量	8.7

（単位 百万トン／年）

（注）小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

2 廃棄物の減量化の目標量

廃棄物の減量化の目標量については、第五次循環型社会形成推進基本計画に掲げられた目標等を踏まえ、当面、令和12年度を目標年度として進めていくものとする。

なお、この目標量については、その達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえて、適宜見直しを実施するものとする。

(1) 一般廃棄物の減量化の目標量

一般廃棄物については、令和12年度において、排出量を令和4年度に対し約9パーセント削減するとともに、一人一日当たりの家庭系ごみ排出量を約478グラムとする。出口側の循環利用率は、約26パーセントに増加させる。また、一人一日当たりのごみ焼却量を約580グラムとするとともに、最終処分量を令和4年度に対し約5パーセント削減する。

(2) 産業廃棄物の減量化の目標量

産業廃棄物については、令和12年度において、排出量の増加を令和4年度に対し約1パーセントに抑制し、出口側の循環利用率を約37パーセントにするとともに、最終処分量を令和4年度に対し約10パーセント削減する。

三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項

1 施策の基本的枠組み

廃棄物の排出を抑制し、適正な循環的利用を促進するためには、国民、事業者、国及び地方公共団体が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取組を図ることが重要である。このため、基本法、廃棄物処理法、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)、家電リサイクル法、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。)、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号)、食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年法律第19号)、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。)等の法制度に基づく施策について、国民、事業者、国及び地方公共団体の適切な役割分担により、円滑な実施を図るものとする。また、デジタル技術の活用等により、静脈側の廃棄物処理・リサイクルの取組と動脈側の製造・販売の取組を有機的につなげ、循環経済を確立するため、サプライチェーン全体で進める資源循環の取組を積極的に進めていくことが重要である。

2 国民、事業者、地方公共団体及び国の役割

(1) 国民の役割

国民は、商品の購入に当たっては、容器包装廃棄物の排出の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、単一素材化された商品等の再生利用が容易な商品、再生品及び植物等の再生可能な有機資源由来の素材を使用した商品等の環境に配慮された商品の選択に努めるとともに、レンタル・リース、サブスクリプション、シェアリング等のサービス利用も選択肢の一つとして検討し、利用するように努める。

また、購入した商品の使用に当たっては、エネルギー消費効率等にも配慮しつつ故障時の修理の励行等によりなるべく長期間使用することや、不要となった場合には有価物として他者に譲渡して有効利用する等により事業者等を含む社会全体で排出される一般廃棄物の排出抑制に協力するものとする。とりわけ食品については、購入の際に、期限表示に関する正しい理解を深める、適量の購入等により食品ロス（本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品をいう。以下同じ。）の削減に資する購買行動に努める。加えて、食品の食べ切りや使い切り、生ごみの水切りに努め、自ら排出する一般廃棄物の排出抑制に取り組むとともに、外食における適量の注文、食べ残しの削減を徹底するものとする。

さらに、一般廃棄物の排出に当たっては、市町村が設定する分別区分に応じて分別排出を行うことにより、市町村による適正な循環的利用に対する取組に協力するとともに、廃家電製品の小売業者等への引渡し及びその求めに応じた料金の支払い、自動車に係るリサイクル料金の預託、使用済自動車の引取業者への引渡し、使用済小型電子機器等の市町村等への引き渡し等により事業者が法律に基づいて行う措置に協力するものとする。

(2) 事業者の役割

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないことから、原材料の選択や製造工程・輸送工程を工夫する、取引慣行を改善する、不要となった物品を有価物として他者に譲渡して有効利用する等により、製造から流通、販売に至るサプライチェーン全体において排出される廃棄物の排出抑制に努めるものとする。その際、2050年までの脱炭素社会の実現の観点を踏まえ、廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出の量の削減等に向けた取組に努めるものとする。

また、事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品や容器等が廃棄物となった場合に排出抑制、分別排出、適正な循環的利用及び処分が円滑に実施できるよう努めるものとする。具体的に、廃棄物の排出抑制の観点では、消費実態に合わせた容量の適正化、容器包装の減量・簡素化に努めるものとする。製品の再使用の促進の観点では、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、部品を容易に交換できる構造の商品、製品が壊れた場合容易に修理することができる設計の商品の製造又は販売及び修繕体制の整備に努めるものとする。廃棄物の再生利用の促進の観点では、単一素材化された商品、分解・分別・収集・運搬の容易な設計の商品、再生利用が容易な設計の商品、及び廃棄物を原料とした商品等の製造又は販売に努めるものとする。

また、植物などの再生可能な有機資源由来の素材等への代替の検討、製品のライフサイクル全体における環境影響の評価に基づく設計、破碎・焼却の容易な設計の商品及び適正な処理が困難とならない

商品の製造又は販売、環境に配慮された商品の使用等に努めるものとする。さらに、食品関連事業者は、サプライチェーン全体で発生している食品ロスの把握及び削減とともに、食品循環資源の再生利用等に努めるものとする。また、消費者による環境に配慮した製品の選択を促し、排出抑制、再使用、分別排出が円滑に実施されるよう、事業者は、製品の構造、製品・部品の材質名、処理時における安全性確保及び環境負荷低減のための注意事項等の情報を、企業等のホームページ、製品本体、取扱説明書等に記載する等、必要な情報の提供に努めるものとする。

また、廃棄物処理法に基づく許可や再生利用認定等を受けて自ら排出する廃棄物の再生利用等による減量を行うことや、自ら排出する廃棄物について再生利用等による減量を行うことができる廃棄物処理業者へ処理を委託すること、静脈産業との連携により再生材を積極的に活用すること等により、その廃棄物の適正な循環的利用に努めるものとし、その上で、処分しなければならない廃棄物について、適正な処理を確保しなければならないものとする。この場合において、自ら排出する廃棄物の処理を廃棄物処理業者へ委託するときは、適正な対価を負担するとともに、優良な廃棄物処理業者を選択することにより、廃棄物の不適正な処理が行われるリスクを低減することが重要である。

さらに、事業者の役割が循環型社会の形成を推進する上で重要であると認められるものについては、自らが製造等を行った製品や容器等が廃棄物となったものについて、極力これらを自主的に引き取り、循環的な利用を推進するよう努めるものとする。

(3) 地方公共団体の役割

市町村は、その区域内における一般廃棄物の排出状況を適切に把握した上で、その排出抑制に関し、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより住民の自主的な取組を促進するとともに、分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用に努めるものとし、その上で、処分しなければならない一般廃棄物について、適正な中間処理及び最終処分を確保するものとする。

また、市町村は、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、適正な循環的利用や適正処分を進める上での必要性を踏まえ、地方公共団体が策定する広域化に係る計画との整合を図りつつ、他の市町村及び都道府県との連携等による広域的な取組の促進を図るとともに、リサイクルの推進に係る諸法等に基づく広域的な循環的利用の取組について積極的に推進するよう努めるものとする。また、再生利用及び熱回収の効率化等の観点から、廃棄物処理施設と他のインフラとの連携等を推進するため、関係機関との連携体制の構築や、民間事業者の活用に努めるものとする。加えて、2050年までの脱炭素社会の実現の観点を踏まえ、一般廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出の量の削減等に向けた取組の推進等を行うよう努めるものとする。

また、一般廃棄物の処理に関する事業に係るコストの分析及び情報提供を行い、分析の結果を様々な角度から検討するほか、必要に応じてPFI(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業をいう。)の活用を行うことにより、社会経済的に効率的な事業となるよう努めるものとする。

さらに、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の更なる推進を図るべきである。なお、分別収集区分や処理方法といった一般廃棄物処理システムの変更や新規導入を図る

際には、変更や新規導入の必要性和環境負荷面、経済面等に係る利点を、住民や事業者に対して明確に説明するよう努めるものとする。

さらに、市町村は、環境保全を前提としつつ、食品循環資源の再生利用等を地域の実情に応じて促進するため、民間事業者の活用・育成や市町村が自ら行う再生利用等の実施等について、市町村が定める一般廃棄物処理計画において適切に位置付けるよう努めるものとする。また、特定家庭用機器一般廃棄物のうち小売業者が家電リサイクル法に基づく引取義務を負わないもの、使用済小型電子機器等及び水銀使用製品が廃棄物となったものについて、地域の実情に応じた回収体制の構築や住民への普及啓発・周知徹底を行うよう努めるものとする。また、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(平成21年法律第82号)の趣旨を踏まえ、市町村は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等に協力するものとする。また、プラスチック資源循環促進法の趣旨を踏まえ、市町村は、家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化等に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

特にプラスチックについて、市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化のための体制や施設の整備、分別の基準の策定、指定ごみ袋の有料化による分別排出の促進など、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

都道府県は、一般廃棄物の処理に関する市町村の責務が十分果たされるように必要な技術的助言を与えるよう努めるものとする。その際、廃棄物処理の広域化・集約化に当たっては、区域内の市町村等の関係機関との調整等の推進に努めるものとする。また、その区域内における産業廃棄物の排出抑制及び適正な循環的利用を促進し、例えば、産業廃棄物の処理に関する知見を有する者の協力を得つつ、産業廃棄物の排出抑制、減量等について、とりわけ中小零細の排出事業者に対し個別具体的な助言、提案等を行うよう努めるものとする。また、産業廃棄物の適正な処分が確保されるよう事業者に対して必要な指導監督を実施し、厳格に法を執行していくものとする。さらに、事業者の責任において適正に処理しなければならないという原則に沿って、民間による処理体制の確保を基本としつつ、必要な処理能力を確保するため、廃棄物処理センター等の公共関与により、産業廃棄物処理施設を整備することも検討する。

市町村及び都道府県は、地域で発生した廃棄物の種類によって適当な循環の範囲が異なることに十分留意しつつ、他の地方公共団体や関係主体と連携・協働して地域循環共生圏の形成に努めることが望ましい。また、一般廃棄物の適正な処理体制が確保されるとともに、災害時においても適正かつ円滑・迅速な処理体制が確保されるよう、研修等を通じて職員の人材育成等に努めることとする。

(4) 国の役割

国は、各種法制度の整備及び適切な運用や、事業の効果的・効率的な実施を推進し、国民及び事業者の自主的な取組を促進し、また、地方公共団体によるそれらのための取組を支援し、関係主体の連携・協働の促進を図るとともに、先進的な事例に関する情報提供等により普及啓発に努めるものとする。例えば、食品について、国は、生産、製造、販売、消費等の各段階における食品ロスの削減や、食品循環資源の再生利用等に向けた国民、事業者、地方公共団体等の取組を支援し、また関係主体の連携・協働を促進するよう努めるものとする。

また、生活環境保全上支障のない確実な再生利用について廃棄物処理法に基づく処理業及び処理施設の設置の許可を不要とする特例措置や、製造事業者等による広域的な廃棄物の適正な処理について廃棄物処理法に基づく処理業の許可を不要とする特例制度(以下「広域認定制度」という。)、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある廃棄物の高度な技術を用いた無害化処理について廃棄物処理法に基づく処理業及び処理施設の設置の許可を不要とする特例制度(以下「無害化処理認定制度」という。)の円滑な運用を図る。さらに、市町村及び都道府県が行う、その区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理の確保のための取組が円滑に実施できるよう、「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」及び「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」の更なる普及等を通じ、技術的及び財政的な支援に努めるとともに、広域的な見地からの調整を行うことに努めるものとする。

加えて、動静脈連携の強化、広域認定制度等を通じた産業廃棄物処理の広域化や、電子マニフェストを含む各種デジタル技術を活用した情報基盤整備などにより、国は廃棄物の適正管理・ライフサイクル全体での資源循環を一層促進するものとする。

産業廃棄物に関しては、緊急の必要がある場合には、報告徴収、立入検査及び都道府県に対する必要な指示を行い、関係都道府県と一体となって課題の解決を図るものとする。また、産業廃棄物処理業全体の詳細な実態について定量的に把握し、それを踏まえて、状況に即した適切かつ効果的な施策を更に進めていくものとする。高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、国は地方公共団体と連携しつつ、中間貯蔵・環境安全事業株式会社を活用した拠点的広域処理施設の整備及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の造成により、確実かつ適正な処理を進めていくものとする。また、地方公共団体と連携し、未処理の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を網羅的に把握するとともに、保管事業者及び使用製品を使用する事業者に対し計画的な処理の必要性を周知徹底するなど、基本計画に基づく処理期限内に、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理が一日でも早く完了するために必要な措置を講じる。さらに、各拠点的広域処理施設の事業終了ごとに、それぞれ解体・撤去等を行うものとし、このために必要となる技術的な検討等、その準備に向けた取組を着実に進める。併せて、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、無害化処理認定制度の活用等により、安全かつ効率的な処理を進めていくものとする。

水銀廃棄物について、国は、水銀使用製品が廃棄物となったものの適正な回収を促進するために、ガイドラインの策定等により、市町村に対する技術的な助言等に努めるものとする。また、市町村及び事業者団体等と連携した回収の枠組みの構築を図ることにより、水銀使用製品が廃棄物となったものの適正な回収を促進する。廃水銀等については、国を含めた関係者の適切な役割分担の下での処理体制及び長期間の監視体制を含め、全体の仕組みを最適なものとするよう検討を深め、その長期的な管理の徹底を図る。

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号)に基づく、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針において位置付けられた産業廃棄物の処理に係る契約が、環境に配慮して適切に行われるように地方公共団体に対する周知等を行うものとする。

地球温暖化への懸念の中、循環型社会と脱炭素社会を統合的に実現するとともに、地域循環共生圏の構築に寄与するため、コベネフィット型技術の研究開発・普及や、廃棄物の再使用・再生利用の推進、廃棄物焼却処分時の熱回収など廃棄物エネルギーの地域での利活用促進の取組を更に進めていくものとする。

また、世界的な資源制約の顕在化を踏まえ、廃棄物の適正な処理の観点のみならず資源確保の観点にも視野を広げて、廃棄物の再生利用を推進していくことが重要である。

3 廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制の確保

(1) 一般廃棄物の処理体制の確保

一般廃棄物については、市町村が、その定める一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、運搬し、及び処分しなければならない。

一般廃棄物処理計画の策定に当たっては、市町村は、区域内の一般廃棄物の処理に統括的な責任を有する者として、環境保全を前提としつつ、基本法に定められた基本原則を踏まえ、地域における一般廃棄物の排出抑制及び適正な循環的利用等の実現のために必要な施策を適切に盛り込むとともに、中長期的な一般廃棄物の発生量及び質の変化と整合の取れたものとする必要があること、一般廃棄物の発生量及び組成を把握した上で、その量及び質に即して適切な処理を行うことができる体制を整備することが必要である。

また、収集に関しては、処分及び再生利用の方法に配慮するとともに、リチウム蓄電池などによる火災事故防止等の観点にも留意しつつ、一般廃棄物の種類に応じて分別収集する等、適切な収集を行うことが可能な体制を確保するものとする。その際、高齢化等の社会状況の変化に伴い家庭からのごみ出しが困難となりうる点等についても考慮する。

さらに、運搬に関しては、当該市町村の地勢及び人口分布に応じて効率的な運搬が行えるよう、運搬車の配車体制を整備するものとし、必要に応じて、中継基地の配置による大型運搬車への積替え等を行うものとする。また、EVごみ収集車などの環境負荷のより少ない自動車の導入やバイオ燃料の利用等を進める。

また、処分に関しては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上という観点に加え、循環型社会と脱炭素社会との統合的实现や地域循環共生圏の構築の観点も踏まえ、焼却処理量及び最終処分量の抑制、ダイオキシン類や温室効果ガスの排出抑制等の環境負荷低減、廃棄物の地域特性及び技術の進歩、地域振興、雇用創出、環境教育の効果についても考慮した上で、一般廃棄物の発生量及び質に応じて、再生利用、中間処理及び埋立処分等のうち最適の方法を選択するものとする。その際には、資源の有効利用や温室効果ガスの排出抑制の観点から、有機物の直接埋立は原則として行わないこととし、廃プラスチック類の取扱いについては、まず排出抑制を、次に再生利用を推進し、それでもなお残った廃プラスチック類については、最近の熱回収技術や排ガス処理技術の進展、最終処分場のひっ迫状況等を踏まえ、直接埋立は行わず、一定以上の熱回収率を確保しつつ熱回収を行うことが適当である。なお、高齢化に伴い排出量の増加が見込まれる使用済紙おむつについては、衛生面を含む適正処理の確保にも留意した上で、適切な再生利用等を促進する。

一方、他の市町村との連携等による広域的な取組を行うに当たっては、広域的かつ計画的に廃棄物処理施設の整備が進むよう、都道府県は市町村と連携し、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化に係る計画を策定・更新し、これに基づき必要な総合調整を行って、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築の推進に努めることとする。この際、必要に応じて二以上の都道府県の区域における広域化・集約化についても考慮することとする。

また、一般廃棄物の処理に当たっては、排出者である住民及び事業者等の協力が不可欠であるので、排出者の理解が得られるよう、処理体制の十分な周知を図るものとする。

一般廃棄物のうち特にし尿及び生活雑排水については、浄化槽及び下水道等の整備状況を勘案しつつ、その衛生的な処理を確保するため、処理体制の維持等を図ることが必要である。

また、生ごみ、木くず、し尿処理汚泥、浄化槽汚泥等の廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会の形成だけでなく、温室効果ガスの排出削減により地球温暖化対策にも資することから、飼料化、堆肥化、メタンガス化、BDF化等の処理方法の中から、これらを組み合わせることも含めて、再生品の品質や安全性の確保を前提としつつ、地域循環共生圏の考え方や地域へのエネルギー供給を図る観点も踏まえ、エコタウンなどの拠点も活用しながら、地域の特性に応じた適切な再生利用等を推進することが必要である。この際、廃棄物系バイオマスの利活用を効率的に行うことができるよう、分別・収集・選別の効率化を図る。とりわけ食品の一般廃棄物である事業系食品廃棄物(生ごみ)に関し、排出事業者が自ら積極的に再生利用を実施しようとする場合に、これを実現できるよう、民間事業者の活用も考慮した上で、適切な選択肢を設けることが必要である。

なお、当該市町村の区域内で処理できず、他の市町村の一般廃棄物処理施設において処理を行う場合等にあつては、当該他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めるとともに、都道府県においても、一般廃棄物の適正な処理に配慮して都道府県廃棄物処理計画を定めるよう努めることが必要である。

(2) 産業廃棄物の処理体制の確保

産業廃棄物については、処理責任を有する事業者において、排出抑制及び適正な循環的利用を最大限に行った上で、必要となる産業廃棄物の焼却その他の中間処理及び埋立処分が適正に行われるようにしなければならない。

特に、多量に産業廃棄物を生ずる事業者は、処理計画を策定し、産業廃棄物の排出抑制及び排出された産業廃棄物の適正な循環的利用に計画的に取り組まなければならない。

また、事業者は、自らその産業廃棄物の処理を行う場合には、産業廃棄物保管基準、産業廃棄物処理基準等に従い、適正な処理を確保しなければならない。また、事業者は、その産業廃棄物の処理を他人に委託する場合は、その産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、その産業廃棄物の発生から最終処分(再生を含む。)が終了するまでの一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。また、適正な委託契約の締結及び産業廃棄物管理票(マニフェスト)の使用により、産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われることを確保しなければならない。

また、更なる広域認定制度の活用等を通じた産業廃棄物処理の広域化や、各種デジタル技術を活用した動静脈連携の強化などに努め、資源循環を促進する。

国は電子マニフェストが、排出事業者や産業廃棄物の処理業者にとって情報管理の合理化につながるのみならず、偽造がしにくく、廃棄物処理システムの透明化、都道府県等の監視業務の合理化、不法投棄・不適正処理の原因究明等の迅速化等を図ることができるなどの利点を有することを踏まえ、地方公共団体等関係者と連携して、その使用の促進を図るものとする。また、企業の脱炭素経営が拡大する中においても適正処理が確保されるために、サプライチェーンの下流に当たる廃棄物処理の脱炭素化を推進するとともに、蓄電池、太陽光パネル等の今後多量に排出が見込まれる使用済製品の処理・リサイクル体制の整備を推進するものとする。

一方、都道府県は、産業廃棄物の適正な処理が確保されるよう、事業者、産業廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理施設に対する指導監督に努めるものとする。

また、産業廃棄物の発生量が大きく、都道府県の区域を超えて一体的に経済活動が行われている大都市圏においては、圏域内で必要な処理能力を確保するため、広域的な処理施設の整備を図ることも検討する。

(3) 廃棄物の不法投棄・不適正処理の防止

廃棄物の処理は、その性状に応じた適切な方法により行わなければならない。

特に、有害な性状により特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物（以下「特別管理廃棄物」という。）とされた廃棄物については、人の健康や生活環境に支障を生じさせることがないよう、その性状に応じた適正な処理を確実に行わなければならない。事業者は、排出した特別管理廃棄物の処理を他人に委託する場合には、他の廃棄物との分別を徹底するとともに、委託基準を厳格に遵守しなければならない。

また、安定型最終処分場については、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着・混入を防止するための仕組みや、浸透水等のチェック機能を強化するなど、適正処理体制の強化を図る必要がある。

廃棄物の処理基準に適合しない処理に対しては、一般廃棄物については市町村、産業廃棄物については都道府県において、生活環境の保全上の支障が生じることを未然に防止するため、行政命令を適正かつ迅速に行うとともに、行政命令違反、不法投棄、焼却禁止違反等の行為については、都道府県警察との連携を強化し、厳正に対処しなければならない。

特に、事業者の責めに帰すべき事由があると認められる産業廃棄物の不法投棄・不適正処理に対しては、事業者に対する措置命令を厳格に行う必要がある。なお、法を遵守しない悪質な事業者に対し、法的拘束力を伴わない行政指導を繰り返し、結果としてこのような事業者が営業を継続することを許容してしまうことが、廃棄物処理及び廃棄物行政に対する国民の不信を招く一因となっていることに鑑み、地方公共団体は、不法投棄・不適正処理の違反行為を把握した場合には、迅速かつ厳正に行政処分を行うべきである。

都道府県及び市町村は、廃棄物の不法投棄・不適正処理の早期発見等による生活環境の保全上の支障の発生を未然防止・支障の拡大防止を図るため、新たな技術も活用しつつ、不法投棄・不適正処理に

対する監視活動の充実に努めるとともに、関係機関や住民と連携した監視体制の構築を推進するものとする。

また、国は、地方公共団体における監視活動に対する支援、電子マニフェストの機能向上及び普及拡大等に取り組むものとする。

4 優良な処理業者の育成

事業者は、自らの判断により優良で信頼できる処理業者を選定する必要があり、この処理業者の選定を通じた市場競争の中で優良な産業廃棄物処理業者の育成が図られることが基本である。

国は、産業廃棄物処理について、優良な処理業者が社会的に評価され、不法投棄・不適正処理を行う事業者が淘汰される環境を充実させるため、地方公共団体等関係者と連携して優良産廃処理業者認定制度の普及を図る。また、適正処理推進センターを活用して、優良産廃処理業者の情報をインターネットで提供する等の取組を推進することにより、優良な産業廃棄物処理業者の育成に努めるものとする。

5 不法投棄等の不適正処理事案への対応

廃棄物の不法投棄等の不適正処理が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるときは、原因者等の責任において支障の除去等の措置を行わせることを基本とし、国は、都道府県等に対し、必要に応じて適切な助言等の支援を行うものとする。

また、不法投棄等の不適正処理が行われたものの、現時点では直ちに支障の除去等の措置を必要としない区域についても、都道府県等は、当該区域の状況等を定期的に把握し、当該区域から新たな支障が生ずることがないように努めなければならない。

6 廃棄物の輸出入

廃棄物の輸入については、我が国における処理技術の向上や企業の社会的責任の高まりを受け、途上国では適正処理が困難であるが我が国では処理可能な廃棄物を受け入れて適正に処理する取組が進められている。こうした取組は、途上国の環境負荷を低減させ、地球環境保全にも資するものであり、また、我が国の事業者が排出した廃棄物を輸入する場合にあっては、広義の排出事業者責任を全うするものであることから、国内における適正処理が確保される限りにおいて、積極的に推進していくものとする。

また、廃棄物の輸出については、国内処理原則及び排出事業者責任の徹底の観点から厳格な確認を行っているところであり、輸出確認の対象とすべき廃棄物については、引き続き輸出検査時における廃棄物該当性の判断指針の明確化や監視体制の維持・強化等を図る。

7 廃棄物処理法第17条の2で定める有害使用済機器の保管等

廃棄物処理法第17条の2で定める有害使用済機器について、その保管又は処分を業として行う事業者は、都道府県知事等への届出、処理基準の遵守等を義務付ける制度の着実な執行を通じて、その適正な処理やりサイクルを推進する。

8 プラスチックの資源循環の推進

プラスチックは、その有用性から、幅広い製品や容器包装にあまねく利用されている現代社会に不可欠な素材である一方、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックに係る資源循環の促進等の重要性が高まっており、今後より一層のプラスチックに係る資源循環の促進等を図ることが必要である。

このような認識の下、プラスチック資源循環促進法の趣旨を踏まえ、プラスチック使用製品の設計及び製造、販売及び提供並びに排出、回収及びリサイクルの各段階において、事業者、国民、地方公共団体、国等の全ての関係主体が参画し、相互に連携しながら、過剰な使用の抑制等の使用の合理化、再生プラスチックや再生可能資源への切り替え、徹底したリサイクル等により、プラスチックのライフサイクル全体を通じた効率的で持続可能な資源循環を可能とする環境整備を推進する。

四 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的な事項

廃棄物処理施設整備事業の実施に当たっては、廃棄物処理法第5条の3第1項の規定に基づく廃棄物処理施設整備計画に定める目標の達成に向けて重点的、効果的かつ効率的に進めるものとする。

1 今後の要最終処分量と全国的な施設整備の目標

(1) 一般廃棄物処理施設

イ 中間処理施設

一般廃棄物の中間処理施設について、国は、本基本方針による廃棄物の減量化の目標年度である令和12年度において必要な処理能力を確保できるよう、その整備を推進する。

このうち、再生に係る施設については、効率的な立地等にも配慮しつつ必要な施設の整備を推進する。とりわけ、食品廃棄物の再生利用に係る施設については、食品リサイクル法等に基づき、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用の取組の更なる促進が求められていること等も踏まえ、必要な処理能力を確保できるよう、他の市町村や民間の廃棄物処理業者とも連携して処理能力の向上に取り組む。

また、焼却施設については、焼却が必要な一般廃棄物量を適正に焼却できるよう、広域的かつ計画的な整備を推進することとする。この際、発電施設等の熱回収が可能な焼却施設の導入や高効率化を優先するものとする。中長期的には、焼却される全ての一般廃棄物について熱回収が図られるよう取組を推進していくものとする。令和2年度において、廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合の実績は約41パーセントである。

これに対し、令和九年度において、廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合を46パーセントに増加させることを目標とする。

ロ 最終処分場

一般廃棄物の最終処分場の残余年数については、令和12年度において、22.4年の水準を維持することを当面の目標とする。しかしながら、地域によっては一般廃棄物の最終処分場の残余容量がひっ迫している場合があることに鑑み、残余容量の予測を行いつつ、地域ごとに必要となる最終処分場を今後とも継続的に確保するよう整備するものとする。また、国は、最終処分場に埋め立てた廃棄物を有効活用・減量化するための取組を支援する。

(2) 産業廃棄物処理施設

イ 中間処理施設

産業廃棄物の中間処理施設について、国は、本基本方針による廃棄物の減量化の目標年度である令和12年度において必要な処理能力を確保できるよう、その整備を推進する。

このうち、再生に係る施設については、効率的な立地等にも配慮しつつ必要な施設の整備を推進する。

また、焼却施設については、地域ごとの発生量のばらつきを考慮しつつ、必要な焼却量を適正に焼却できる処理能力を確保できるよう整備することを目標とする。この際、熱回収が可能な焼却施設の整備を優先するものとする。

ロ 最終処分場

産業廃棄物の最終処分場については、産業廃棄物の排出量が経済情勢に左右されることや、再生利用及び減量化の進展により最終処分量が減少傾向にある一方で最終処分場の新たな整備が困難な状況も見られることを考慮し、本基本方針による廃棄物の減量化の目標年度である令和12年度において、要最終処分量の17年分を維持することを当面の目標とする。

民間事業者による整備を基本としつつ、産業廃棄物の適正処理を確保するために必要がある場合において、国は、廃棄物処理センター等の公共関与による施設整備を促進する。

2 一般廃棄物の減量その他その適正な処理に必要な一般廃棄物処理施設の整備

一般廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するために創設された循環型社会形成推進交付金制度も活用し、市町村等の自主性と創意工夫を活かしながら、必要な処理施設の整備を推進する。

具体的には、一般廃棄物の適正かつ効率的な処理体制が確保されるよう、中間処理施設及び最終処分場等の整備に取り組むものとし、その際、資源の有効利用や温室効果ガスの排出抑制の観点から、直接埋立ては原則として行わないこととする。特に中間処理については、選別・圧縮等資源化処理、飼料化処理、堆肥化処理、メタンガス化処理、ごみ燃料化処理及び焼却処理(溶融処理を含む。)等の再生や熱回収のための処理方法があり、地域の実情に応じた最適な処理方法について、資源の継続的な利用を促進するよう、これらを組み合わせることも含めて選択することが必要である。この際、例えば、金属やプラスチックをはじめとする各種資源のリサイクル施設の整備を含めて地域・社会の資源循環を支える取組や、メタンガスを高効率に回収する施設と一定以上の熱回収率を有する廃棄物焼却施設とを組み合わせ、できる限りエネルギーを回収するといった多段階的な利用を含め、効率的な廃棄物系バイオ

マスの利活用を進める取組や、廃棄物焼却施設で回収したエネルギーを地域へ還元するといった取組を促進する。こうした施設の整備においては、回収した資源やエネルギーを有効利用できるよう、廃棄物エネルギーの需要を踏まえた立地選定も含めて戦略的に推進することが望ましい。

一般廃棄物のうちし尿を含む生活排水対策については、持続的な污水处理システムの構築に向け、下水道、集落排水施設、浄化槽等のそれぞれの有する特性、経済性等を総合的に勘案して、効率的な整備・運営管理手法を選定した都道府県構想に基づき、適切な役割分担の下での計画的な実施を促進する。特に、浄化槽の整備については、みなし浄化槽(いわゆる単独処理浄化槽)から合併処理浄化槽への転換について、転換費用の支援や広報活動により推進を図るとともに、個別分散型処理システムとして災害に強く早期に復旧できる特性を持つ浄化槽の更なる普及を推進する。また、し尿処理施設の整備に際しては、メタンガスやリンの回収設備等の資源化設備を導入するなど、資源の有効利用を図る。

これらの施設の整備については、排出抑制及び適正な循環的利用を推進するための明確な目標を設定した上で、地域における循環型社会の形成を推進するための総合的な計画となるよう一般廃棄物処理計画を作成して実施することを基本とする。

また、他の市町村との連携等による広域的な処理は、再生利用が可能な一般廃棄物を広域的に集めることにより再生利用がより容易になる場合があること、ごみ焼却施設の集約による全連続炉化や大規模化等により効率的な熱回収が可能となること等の長所があるため、地域の社会的、地理的な特性を考慮した上で適正な施設の規模を確保し、広域的な処理に対応するものとする。

その際、都道府県は市町村と連携し、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化に係る計画を策定・更新し、これに基づき必要な総合調整を行って、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築の推進に努めるものとする。この際、必要に応じて二以上の都道府県の区域における広域化・集約化についても考慮することとする。

加えて、地域全体での廃棄物処理等の効率化を図るため、地域特性を踏まえて、地方公共団体及び民間事業者の連携による余剰能力の有効活用、施設間の連携や他のインフラとの連携を含めた既存施設の有効活用等を図るものとする。

廃棄物処理施設は、今後、維持管理や更新に係るコストが増大することが見込まれ、かつ、機能面で社会の要請に応えられなくなっていることが懸念される。厳しい財政状況の中で、コスト縮減を図りつつ、必要な廃棄物処理施設を徹底的に活用していくため、いわゆるストックマネジメントの手法を導入し、廃棄物処理施設の計画的かつ効率的な維持管理や更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る。

中長期的には、生活環境の保全及び公衆衛生の向上という観点に加え、循環型社会と脱炭素社会の統合的実現や地域循環共生圏の構築の観点も踏まえ、人口減少等の社会状況の変化や再生利用の推進による焼却量の減量化についても考慮した上で、必要な中間処理量、最終処分量を予測し、これらに応じて、目標年度以降における適正な施設配置も念頭に置いて、目標年度までの広域的な施設整備を計画するものとする。

3 産業廃棄物の減量その他その適正な処理に必要な産業廃棄物処理施設の整備

産業廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するため、民間事業者による施設の整備を基本としつつ、国は、公共関与による処理施設の整備を含め、必要な処理施設の整備を推進する。

また、適正処理の確保を基本としつつ、資源循環と脱炭素の両立に向けて、金属やプラスチックをはじめとする各種資源の脱炭素型リサイクル設備の導入を支援することを通して、資源が集積する廃棄物処理施設を循環資源の供給拠点として位置付け、その整備を推進する。この際、回収した資源やエネルギーを有効利用できるよう、戦略的に進めることが望ましい。

また、適正な処理を確保するためには、処理施設の確保が極めて重要であるが、悪質な不法投棄等の不適正処理により産業廃棄物処理に対する地域住民の不信感が増大し、処理施設の設置や運営をめぐる反対もあることから、焼却施設や最終処分場等の処理施設について民間により新たに確保することが極めて困難な状況となっている。処理施設は適正処理の受け皿の要となる基幹施設として極めて重要なものであり、我が国における長期安定的な処理体制の維持のため、安全性を確保しつつ、引き続き適切に整備されることが不可欠であることから、国として、民間による処理体制の確保を基本としつつ、廃棄物処理センター等の公共関与による処理施設の整備を推進する。

また、産業廃棄物の発生量が大きく、都道府県域を超えて一体的に経済活動が行われている大都市圏においては、大都市圏で震災が発生した場合の大量の廃棄物に備える必要性も勘案し、圏域内での産業廃棄物処理施設の整備を図ることが重要である。このため、広域臨海環境整備センター法（昭和56年法律第76号）に基づく大阪湾広域臨海環境整備センターによる施設整備を引き続き進めるとともに、必要と認められる場合は、その他の大都市圏においても、二以上の都道府県において生じた廃棄物による海面埋立処分については同法の活用を図るとともに、同法の活用が困難な場合は広域的な廃棄物処理センターの活用により、産業廃棄物の処理体制を構築することも検討する。

産業廃棄物の焼却施設の整備に当たっては、脱炭素社会との統合との観点も踏まえ、熱回収が可能な施設の整備を優先するものとする。

また、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設については、これまでに整備された中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の能力を最大限活用する処理体制を構築し、今後も安全操業を第一としつつ、処理期限内に、一日も早い処理完了を目指して、計画的かつ早期の処理が行われるよう取り組んでいくこととする。また、事業を終了した拠点的広域処理施設については、それぞれの解体・撤去等のために必要な技術的な検討等を着実に進めていく。さらに、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については、無害化処理認定制度の活用等によりその処理体制の整備を図る。

廃石綿等の石綿含有廃棄物についても、無害化処理認定制度の活用等によりその処理体制の整備を積極的に進める。

その他の施設についても、建設リサイクル法に規定する特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標を達成するために必要となるコンクリート塊、建設発生木材等の建設廃棄物の処理施設の整備促進を始め、適正処理に必要な施設の確保を促進する。

4 優良な廃棄物処理施設への支援

国は、税制上の優遇措置、政府系金融機関の融資を通じて、優良な廃棄物処理施設の整備が進められるようにする。さらに、民間事業者が行う地球温暖化対策に資する高効率の廃棄物熱回収、廃棄物燃料製造等を行う施設の整備や施設の省エネ化を促進するものとする。

また、都道府県においても、必要かつ優良な施設の事業者又は産業廃棄物処理業者による整備を促進するため、国とともに、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(平成4年法律第62号)に基づく施設整備を促進するものとする。

5 地域住民に対する情報公開の促進

廃棄物処理施設の立地に関する地域住民の信頼を確保し、理解を得ていくためには、施設の立地、処理の方法、維持管理の計画等に関し、情報公開を積極的に行うことが重要である。

このため、廃棄物処理施設の設置許可に当たり、申請者並びに都道府県及び政令市は、近隣市町村又は利害関係者から提出された生活環境保全上の意見に対する見解を明らかにするよう努めるべきである。

また、廃棄物処理施設に対する信頼性を高める上で、現在運転中の廃棄物処理施設の維持管理に関する情報や、都道府県及び政令市による定期検査の結果に関する情報を積極的に公開することも重要である。特に、一般廃棄物処理施設の立地に際しては、地域住民自身も廃棄物の排出や処理に関わる当事者として、十分な関心と理解が求められる。

さらに、産業廃棄物の多量排出事業者による減量等処理計画については、事業者による自主的な排出抑制、再生利用等による廃棄物の減量化を一層推進するため、都道府県等がインターネット等を利用して公表することが必要である。

また、都道府県又は市町村は、廃棄物処理業者等に対して行った行政処分をインターネット等を利用して広く公表することが重要である。

五 非常災害時における前2号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

1 施策の基本的考え方

非常災害により生じた廃棄物(災害廃棄物)は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、その適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理しなければならない。災害廃棄物の処理においては、環境負荷の低減、資源の有効活用の観点から、可能な限り分別、選別、再生利用等によりその減量を図り、将来にわたって生ずる廃棄物の適正な処理が確保されるよう、最終処分量を低減させる必要がある。

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に関する施策の推進及びそれを実現するために必要な処理施設の整備、人材育成等が行われるよう、平時の廃棄物処理行政からの切れ目のない対応が必要であり、平時から国、都道府県、市町村、事業者等の各主体において事前の備えを確実に進めるものとする。これにより、実効性が高い平時の仕組みを基礎としつつ、非常災害時における災害廃棄物処理に係る知見・

教訓を踏まえた施策を図ることとする。さらに、災害対策基本法第86条の5第1項に基づき政令で指定された著しく異常かつ激甚な非常災害(以下「大規模災害」という。)に際しては、被災しなかった地域も含め、全国一丸となって処理に当たることが求められることから、各主体の役割分担を明確にし、密接な連携体制を構築するとともに、地域ブロック(原則環境省地方環境事務所が管轄する地域を想定)といった都道府県を越えるより広域的な連携、さらには地域ブロック間の相互連携を進めていくことが必要である。

2 災害廃棄物対策に係る各主体の役割

(1) 市町村の役割

市町村は、生活環境の保全と公衆衛生上の支障の防止の観点から、災害廃棄物を含む域内の一般廃棄物についての処理責任を有しており、平時から、災害対応拠点の視点からの施設整備や関係機関・関係団体との連携体制の構築、災害廃棄物処理に係る訓練等を通じて、非常災害時にも対応できる強靱な廃棄物処理体制の整備を図る。その際、国が策定する廃棄物処理施設整備計画、災害廃棄物対策指針及び大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針等を十分踏まえながら、都道府県が策定する災害廃棄物処理計画、災害対策基本法に基づく地域防災計画その他の防災関連指針・計画等と整合を図りつつ、各地域の実情に応じて、非常災害に備えた災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定するとともに、非常災害発生時に備えた災害廃棄物処理計画を策定又は見直しを行って実効性の確保に努めるものとする。

非常災害時には災害廃棄物処理計画に基づき被害の状況等を速やかに把握し災害廃棄物処理実行計画を策定するとともに、被災地域に存在する資機材、人材、廃棄物処理施設や各市町村が平時に搬入している最終処分場を災害廃棄物処理に最大限活用し、極力域内において災害廃棄物処理を行うものとする。大規模災害時においては、災害対策基本法に基づく国の処理指針や都道府県の実行計画等も踏まえ、広域的連携体制の下で域内の災害廃棄物の処理を行う。また、被災市町村に対して資機材や人材の応援、広域的な処理の受入れ等の支援を積極的に実施するものとする。

(2) 都道府県の役割

都道府県は、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助及び域内の被害の状況等により災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施することも考えられるため、平時から、通常起こりうる災害から大規模な災害までを想定した事前の備えについて、災害廃棄物の適正処理、そのために必要な体制及び処理施設の整備、さらには都道府県域を越えた広域的な対応のための円滑な連携といった観点から、関係機関・関係団体との連携を進めるものとする。その際、国が定める廃棄物処理施設整備計画、災害廃棄物対策指針及び大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針を十分踏まえながら、災害対策基本法に基づいて策定される地域防災計画その他の防災関連指針・計画等と整合を図りつつ、各地域の実情に応じて、災害廃棄物処理計画の策定又は見直しを行って実効性の確保に努めるとともに、区域内の市町村の災害廃棄物処理計画の策定への支援を行うものとする。

非常災害時には、域内の被害状況を踏まえ、関係機関・関係団体との連絡調整を積極的に図りながら災害廃棄物の処理のための実行計画を必要に応じて速やかに策定するとともに、市町村等の関係機関・関係団体と連携して域内の処理全体の進捗管理に努めるものとする。大規模災害時には国の処理指針も踏まえ、速やかに実行計画を策定するとともに、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に向け、全体の進捗管理と必要に応じた市町村からの事務委託に基づく災害廃棄物処理を含め、被災市町村に対する支援を行うものとする。

(3) 国の役割

国は、大規模災害時に発生する災害廃棄物の処理や、その処理に向けた事前の備えにおいて、司令塔機能を果たすものとする。事前の備えとしては、全国及び地域ブロック単位において、国、地方公共団体、事業者及び専門家等の関係者の連携体制の整備を図るものとする。特に、地域ブロック単位での連携・協力体制を強化するため、大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針を策定するとともに、環境省地方環境事務所が中心となり、地域ブロック単位での大規模災害への備えとしての大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画の策定等を進めるものとする。さらに、複数の地域ブロックにまたがる広域的連携体制を構築するなど、地域ブロック間の連携も促進する。非常災害発生時には、地方環境事務所が地域の要となり、災害廃棄物対策について被災自治体等の支援等を行うものとする。また、大規模災害発生時には、災害対策基本法に基づき速やかに処理指針を策定し、全体の進捗管理を行うとともに、必要に応じて廃棄物処理特例地域を指定し、廃棄物処理特例基準を定めるものとする。さらに、地方公共団体の連携・協力のみでは円滑かつ迅速に災害廃棄物処理を行うことが困難な場合であり災害対策基本法に規定する要件に該当する場合には、国による代行処理を実施するものとする。

(4) 事業者及び専門家の役割

イ 事業者及び技術専門家の役割

災害廃棄物処理に関連する事業者及び技術専門家は、平時から、災害廃棄物処理に係る技術の集約、検証及び継承に努め、地方公共団体等における計画策定等や国民への情報発信等に重要な役割を果たすとともに、非常災害発生時においては、それぞれの役割に応じた対応を行い、適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物処理を促進するよう努めるものとする。大量の災害廃棄物を排出する可能性がある事業者や、非常災害時に危険物、有害物質等を含む廃棄物を排出する可能性のある事業者は、その所有する施設等から発生する災害廃棄物を、主体的に処理するよう努めるものとする。また、事業者は災害発生時における有害物質等の漏えいを未然に防止するため、平時から必要な措置を講ずるとともに、地方公共団体に適切な情報の提供を行うよう努めるものとする。

ロ 大学・研究機関等専門家の役割

廃棄物処理分野に携わる大学・研究機関や民間コンサルタント等の専門家は、災害廃棄物処理に係る最新の科学的・技術的知見や過去の経験が効果的かつ継続的に集積され、それらが十分活用されるよう、国及び地方公共団体に対して必要な協力を行うものとする。また、発災後に重要となる廃棄物量の推計に

係る方法論や、被災した市町村への支援の在り方等の検討の精緻化・深化に関して、平時から継続的に重要な役割を果たすよう努めるものとする。

3 災害廃棄物対策としての処理施設の整備及び災害時の運用

地方公共団体は、平時の備えとして地域ブロック単位で廃棄物処理施設の余力や中期的な計画を共有し、焼却施設や最終処分場等を整備し、災害廃棄物を保管するための仮置場を確保するなど、非常災害時にも適正かつ円滑・迅速な廃棄物処理が行われるよう努めるものとする。特に大規模災害発生時には、大容量の最終処分場が必要となることから、廃棄物処理センター等の公共関与による処理施設や海面処分場の活用を検討するものとする。地方公共団体は、域内における災害廃棄物処理が可能な産業廃棄物の処理施設や処理業者等（建設事業者を含む。）の情報把握に努めるとともに、地方公共団体の有する廃棄物処理施設について、処理能力にあらかじめ余裕を持たせておく等の先行投資的な視点、極力域内での処理を行うべく自らが保有する施設を最大限活用する等の主体的な取組の視点、さらには地域ブロック単位及び地域ブロック間における地域間協調に向けて一定枠の処分容量を大規模災害時における備えとして共有するといった視点も踏まえた整備に努めるものとする。

大規模災害時には、通常どおりの廃棄物処理が困難となるとともに、膨大な災害廃棄物が発生するため、平時より災害廃棄物処理の広域的な連携体制を構築する。国は、これらの地方公共団体の取組を技術的に支援するとともに、強靱な廃棄物処理体制としての施設整備が図られ地域間協調が促進される財政支援のあり方を検討し、効果的な支援を行うものとする。

地方公共団体は、非常災害発生時においては、整備した処理施設とともに、協力の得られる民間の処理施設を最大限活用し処理を円滑かつ迅速に行うとともに、必要に応じて適切な仮設施設の設置を含め、処理体制を確保するものとする。

4 災害廃棄物対策に関する技術開発と情報発信

国は、事業者や専門家等と連携し、災害廃棄物処理に係る技術的・システムの課題を体系的に整理し、その知見を今後の対策に活用するとともに、災害廃棄物の発生量の推計手法や処理困難物の処理技術、再生利用の促進等の災害廃棄物処理に必要な技術開発を行い、得られた成果をわかりやすく周知する。また、地方公共団体による情報発信を支援することとし、大規模災害時には、処理方針を示すとともに、広域的な連携等の災害廃棄物の処理体制の確保が円滑に行えるよう積極的な情報発信を行う。

地方公共団体は、平時から、災害廃棄物の処理に関して地域住民等に対して積極的に情報発信・情報共有を行い、災害廃棄物処理に関する住民理解の促進に努めるものとする。非常災害時には、災害廃棄物の分別方法や仮置場の運用情報、処理の方針等に関する情報発信を積極的に実施するとともに、非常災害時の廃棄物処理に係る住民理解の確保等に努めるものとする。

六 その他廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

1 廃棄物処理に関する技術開発及び調査研究の推進

廃棄物は、その種類に応じ種々の形状及び性質を有し、また、新たな製品開発等に伴い、これまで自然界に存在しない化学物質等を含む廃棄物も排出されてくることとなる。こうした中で、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量化を進めるとともに、多様な廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないよう適正に処理するためには、事業者が自ら、製品の製造工程において、製品の長寿命化や素材別に分離が容易な構造、材料の工夫、材質の表示等の推進、残さ物の発生量の少ない製造技術の開発等、廃棄物の排出の抑制、再利用、再生利用を考慮した取組を一層進めることが必要である。また、多様な性状を有し、多種類の化学物質を含む廃棄物を適正に再生及び処分できるようにするための処理技術の研究や技術開発及び循環型社会にふさわしい最適な廃棄物処理システムに関する調査研究の一層の推進が重要である。

このため、現在、再生利用がほとんど進められていない廃棄物の再生利用を可能にする技術はもとより、すでに実用化されている技術についても、技術の効果的な組み合わせを考慮した上で、選別技術の向上や再生品の品質の安定化、高品質化及び低コスト化を図り、再生品の利用を促進するための技術開発が必要である。また、資源生産性や有害物質対策の観点から早期の技術開発が期待されている廃棄物からのレアメタル等有用金属の回収技術に関する研究について、更なる促進を行うとともに、脱炭素社会との統合の観点から、脱炭素な再生技術や持続可能な航空燃料(SAF:Sustainable Aviation Fuel)等の再生可能な有機資源由来の素材の製造技術、廃棄物からのエネルギー回収の高効率化、廃棄物系バイオマスの利活用について、先進的・先導的な技術開発及び調査研究をより一層推進していく必要がある。さらに、地方公共団体の施策と連携しつつ、廃棄物処理に係る地域独自の課題についての調査研究を行う必要がある。

さらに、再使用や再生利用、熱回収されて残る廃棄物の処分を行う場合の適正処理を確保するためには、処理の安全性、安定性及び確実性を高めるための研究及び技術開発を一層推進することが必要である。特に、ポリ塩化ビフェニルや石綿といった有害な性状を有する特別管理廃棄物の無害化技術の開発を推進するとともに、よりの確な施設の運転管理技術や管理指標等の研究開発を行うことが必要である。また、条約により国際的取組が見込まれている残留性有機汚染物質については、処理基準の調査検討及び処理技術の開発が必要である。

さらに、小型家電リサイクルでは、人工知能等を活用した廃小型家電の選別システム、リサイクル技術の高度化・効率化の普及、リチウム蓄電池等を安全に処理できる体制の構築を進めていくことが必要である。

また、2050年までの脱炭素社会の実現に向けては、廃棄物の排出抑制及び適正な循環的利用を徹底すること等による温室効果ガス排出削減を実施した上で、なお残る温室効果ガスの排出に対して、将来的には、焼却処理と二酸化炭素の回収・有効利用・貯留等の技術を組み合わせることや熱分解での原料・燃料製造を含むカーボンリサイクル技術等による廃棄物処理システムの脱炭素化を推進することが期待され、脱炭素化に資する技術の開発や普及のための方策の検討が必要である。

これらの技術開発及び調査研究の推進に当たっては、「環境研究・環境技術開発の推進戦略について(中央環境審議会答申)」も踏まえ、戦略的に実施していく。

2 廃棄物の排出の抑制及びその適正な処理を確保するために必要な知識の普及等及び人材育成等

廃棄物の減量、環境に影響を及ぼすおそれのある物質の環境への排出の抑制等を通じて、環境への負荷が少ない循環型社会を構築していくためには、広範な国民及び事業者の協力が不可欠であることから、国及び地方公共団体は、関係主体と連携しながら廃棄物の排出の抑制及びその適正な処理を確保するための知識の普及及び意識の向上を図ることが重要である。具体的には、環境教育、環境学習、「3R推進月間」、マイバッグ・マイボトルなどの持参や適量の購買・注文、食品の食べ切り・使い切りの呼び掛け、食品の期限表示等への正しい理解の普及等の広報活動等を通じて国民の理解を深めるとともに、廃棄物の排出が抑制され、及びその適正な処理が図られるよう、関係者の協力を求めるものとする。

また、国民や事業者、地方公共団体などが、自ら環境教育・環境学習の場を設けたり、環境保全活動やNGO／NPO等の民間団体の活動に参加・協力したり、事業を起こしたり、各主体のつなぎ手となるための取組も重要である。具体的には、3R教育や地域循環共生圏形成のための研修や教材、カリキュラム等の整備を通じて、人材育成を図っていくものとする。

3 その他配慮すべき事項

廃棄物処理計画の策定に当たっては、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)に規定する国土利用計画、国土形成計画法(昭和25年法律第205号)に規定する国土形成計画、地域の振興又は整備に関する計画及び環境の保全に関する国又は地方公共団体の計画との調和を図るものとする。また、海面埋立処分を行う場合は、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)に基づく手続に先立って廃棄物処理法に基づく所要の手続を完了させるものとする。このほか、廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画を定めるに当たって関係する港湾の港湾計画その他港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に十分配慮する。また、計画の推進に当たっては、交通の安全及び円滑化並びに災害の防止に十分配慮するものとする。

2 持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について(通知)

環循適発第1903293号

平成31年3月29日

一般廃棄物行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

ごみ処理の広域化については、平成9年に「ごみ処理の広域化計画について」(平成9年5月28日付け衛環第173号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知。以下「平成9年通知」という。)を発出し、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を主な目的として、各都道府県において広域化計画を策定し、ごみ処理の広域化を推進することを求めてきたところである。

平成9年通知の発出後、全ての都道府県において広域化計画が策定され、都道府県及び市町村によるごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化(以下「広域化・集約化」という。)に向けた取組が進められてきた。この結果、全国のごみ焼却施設数は平成10年度の1,769施設から平成28年度には1,120施設と約4割減少している。施設の規模別では、平成10年度には100t/日以上以上の施設が550施設と全体の約3割であったところ、平成8年度には100t/日以上以上の施設が591施設と全体の約5割に増加しており、施設の平均規模も平成10年度の109t/日から平成28年度には161t/日となるなど、集約化・大規模化が着実に進んできた。ごみ焼却施設からのダイオキシン類の排出量についても平成10年の1,550g-TEQ/年から平成28年には24g-TEQ/年と大幅に削減されており、目標である33g-TEQ/年を達成している。このように、ごみ処理の広域化は一定の成果を上げてきた。

一方、平成9年通知の発出から20年以上が経過し、我が国のごみ処理をとりまく状況は当時から大きく変化している。

第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月19日閣議決定)においては、「我が国はこれまで経験したことのない人口減少・少子高齢化が進行しつつある。東京などの大都市への人口集中は進んでいるが、大都市においても一部の地域を除いて人口が減少すると推計されている。地方部では人口が大きく減少することが推計されており、特に1万人未満の市町村では2050年には2010年の約半数に人口が減少すると推計されている。」としており、「3Rの推進等により1人当たりのごみ排出量や最終処分量が着実に減少しているところであるが、これに加え人口減少の進行によりごみ排出量は今後さらに減少していくことが見込まれるところ、他方で廃棄物処理に係る担い手の不足、老朽化した社会資本の維持管理・更新コストの増大、地域における廃棄物処理の非効率化等が懸念されている。」等の課題を指摘している。このため、廃棄物処理施設整備計画(平成30年6月19日閣議決定)においては、「将来にわたって廃棄物の適正な処理を確保するためには、地域において改めて安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の

構築を進めていく必要がある。」とした上で、「このためには、市町村単位のみならず広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を図る等、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていくべきである。」としている。

また、近年、我が国では平成28年熊本地震や平成30年7月豪雨等、毎年のように大規模な災害が発生している。様々な規模及び種類の災害に対応できるよう、公共の廃棄物処理施設は、通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための拠点と捉え直し、平時から廃棄物処理の広域的な連携体制を築いておく必要がある。

以上のように、将来にわたり持続可能な適正処理を確保していくためには、改めて、現在及び将来の社会情勢等を踏まえ、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討することが必要となっている。については、各都道府県におかれては、下記事項に留意の上、貴管内市区町村と連携し、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化に係る計画(以下「広域化・集約化計画」という。)を策定し、これに基づき安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進されたい。

記

1. 広域化・集約化の必要性

(1) 持続可能な適正処理の確保

市町村の厳しい財政状況、老朽化した廃棄物処理施設の増加、担い手の不足、地域における廃棄物処理の非効率化等が懸念されているところ、改めて、持続可能な適正処理を確保できる体制の構築を進めていく必要がある。このため、広域化・集約化を推進し、施設整備・維持管理の効率化や施設の長寿命化・延命化を図るとともに、PFI等の手法も含めた民間活力の活用や施設間の連携等により、施設整備費、処理費及び維持管理費等の廃棄物処理経費の効率化を図り、社会経済的な観点も含めて効率的な事業となるよう努めることが必要である。また、都道府県や市町村の連携等により、廃棄物処理に係る人材の確保や技術の継承を図っていくことが必要である。

(2) 気候変動対策の推進

気候変動問題は人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つである。特に、近年は豪雨による水害等の災害が頻発しており、今後も気候変動の影響による災害の頻発化・激甚化が懸念されているところ、廃棄物分野においても温室効果ガスの削減に配慮することが極めて重要である。

ごみ処理施設の集約化・大規模化により、施設の省エネルギー化のみならず、発電効率や熱利用率の向上が期待されることから、電気や熱として廃棄物エネルギーを効率的に回収し、地域のエネルギーセンターとして周辺施設等にエネルギーを供給するほか、廃棄物の排出から収集運搬・中間処理・最終

処分に至るまでの一連の工程において、廃棄物処理システム全体でのエネルギー消費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減に努め、気候変動対策に資することが望まれる。

(3) 廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進

廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会や地域循環共生圏の形成のために重要であるとともに、エネルギー利用をすることで温室効果ガスの排出削減にも資することから、地域特性に応じて、メタンガス化施設、ごみ飼料化施設、ごみ堆肥化施設、燃料化施設等を整備し、廃棄物系バイオマスの利活用を推進することが必要である。廃棄物系バイオマスを広域的に収集することにより、マテリアル利用やエネルギー利用に必要な量が確保されることが期待される。

(4) 災害対策の強化

都道府県においては、都道府県内や、都道府県域を越える広域的な廃棄物処理体制の構築に向け、廃棄物処理施設の整備状況を把握するとともに、関係地方公共団体、関係機関及び関係団体との災害協定の締結等の連携体制の構築を進めることが重要である。また、関係者との災害時における廃棄物処理に係る訓練等を通じて、災害時の広域的な廃棄物処理体制の確保に努めることが望まれる。

また、地域の核となる廃棄物処理施設においては、地震や水害等によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保することで、地域の防災拠点として、特に焼却施設については、大規模災害時にも稼働を確保することにより、自立分散型の電力供給や熱供給等の役割も期待できる。

(5) 地域への新たな価値の創出

近年では、廃棄物エネルギーを効率的に回収することによる地域のエネルギーセンターとしての機能や、災害時の防災拠点としての活用、処理工程の見学等を通じた環境教育・環境学習の場としての機能など、地域の社会インフラとしての機能を高めた廃棄物処理施設の整備が進んでいる。

上記(2)～(4)の観点も含め、広域化・集約化により、このような特徴を活かした社会インフラとしての廃棄物処理施設の機能を一層高め、地域の特性や循環資源の性状等に応じて、地域循環共生圏の核となりうる施設整備を推進するなど、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理システムを構築していくことが重要である。

2. 広域化・集約化計画の策定

(1) 計画策定主体

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第5条の2に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において、都道府県は、一般廃棄物の処理に関する市町村の責務が十分

果たされるように必要な技術的助言を与えるよう努めるものとしている。その際、廃棄物処理の広域化に当たっては、区域内の市町村等の関係機関との調整等の推進に努めるものとしている。

このことに鑑み、都道府県が主体となり、管内市町村と密に連携して広域化・集約化計画を策定すること。また、広域化・集約化計画に基づき取組を推進するに当たっては、広域的かつ計画的にごみ処理施設の整備が進むよう、都道府県が市町村の総合調整に努めること。なお、市町村が一般廃棄物の処理に関する事業を実施するに当たっては、広域化・集約化計画との整合性に留意すること。

(2) 前回策定の広域化計画の評価

新たに広域化・集約化計画を策定するに当たっては、前回策定の広域化計画のごみ処理施設数の推移やブロックごとの進捗状況等を評価し、その結果を反映すること。

(3) 人口及びごみ排出量等の将来予測

廃棄物処理施設は、整備後数十年にわたり地域において継続使用・管理されるものであることを踏まえ、現在の廃棄物処理の状況を把握しつつ、20～30年後の人口及びごみ排出量等を予測し、考慮した上で、計画策定を行うこと。

(4) 広域化ブロック区割りの設定見直し

上記(2)及び(3)で評価・検討した結果をもとに、災害廃棄物処理体制、これまでの広域化の進捗状況、市町村合併の状況等を考慮し、広域化ブロック区割りの設定を見直すこと。過去に策定した広域化計画に基づいて広域化を達成したブロックについても、広域化・集約化の進捗状況を評価し、さらなる広域化・集約化の可能性について検討すること。広域化が未達成であったブロックについては、その原因を分析した上で、将来人口の見込みやブロック区割りの再構築も含めて検討すること。必要に応じて都道府県境を超えた広域化・集約化についても考慮すること。

なお、人口の多い都市については、地域の中核となり、積極的に周辺市町村と協力して広域化・集約化を推進することが望ましいことから、ブロック区割り等の検討の際に考慮されたい。

(5) ブロックごとの廃棄物処理体制の検討

ブロックごとの廃棄物処理施設の整備計画や廃棄物処理体制を検討すること。廃棄物処理体制の検討に当たっては、家庭系一般廃棄物の処理のみならず、事業系一般廃棄物の処理や汚泥再生処理センター等による処理も含め、廃棄物の資源化、エネルギー回収・利活用を最大限に進めつつ、収集運搬を含めた廃棄物処理全体を安定的・効率的に行う観点から検討を行うこと。

例えば、ごみの焼却についてはエネルギー利活用の観点から、100t/日以上全連続燃焼式ごみ焼却施設を設置できるようにすること、既に100t/日以上 300t/日未満の施設を設置している地域については、300t/日以上のごみ焼却施設の設置を含め検討すること。また、施設の大規模化が

難しい地域においても、メタンガス化や燃料化といった廃棄物系バイオマス利活用など、地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術を導入するなどの取組を促進すること。

なお、広域化・集約化による収集範囲の拡大により収集運搬経費が増加する可能性もあるところ、中継施設の設置の検討等も含め、廃棄物処理経費全体での評価を行うことが重要である。

広域化・集約化の主な方法として以下が考えられるので、地域の実情に応じて参考とされたい。

① 組合設立

近隣市町村が構成員となる一部事務組合・広域連合等を設立し、構成市町村のごみを処理する。

② ごみ種類別処理分担

複数の市町村において、ごみの種類ごとに分担して処理する。

③ 大都市での受入

大都市が周辺市町村のごみを受け入れ、処理する。

④ 相互支援

基幹改良事業等による施設停止時に、他の市町村が協力してごみを処理する。

⑤ 他のインフラとの連携

下水処理施設等の他のインフラと連携し、ごみ処理に必要な機能を集約化する。

⑥ 民間活用

市町村が民間の廃棄物処理施設にごみ処理を委託し、施設の集約化を図る。

3. 広域化・集約化計画に記載する内容計画には以下の内容を含めること。

(1) 計画期間

原則として10年とする。2021年度末を目途に計画策定を目指すこととし、既に計画を策定・運用している場合においては、本通知の内容を踏まえ、必要に応じて計画の見直し及び推進を行うこと。

(2) 広域化ブロック区割り2. (4)で設定したブロック区割りについて記載すること。

(作成例)

〇〇ブロック

構成市町村 ・一部事務組合名	人口(万人)	面積(km ²)	将来推計 (人口・ごみ量等)

(3)各ブロックにおける廃棄物処理体制

2.(5)で検討した廃棄物処理体制について、広域化・集約化に向けた廃棄物処理施設の整備計画や処理体制をブロックごとに記載すること。また、可能な限り民間の許可施設等についても記載に含めること。

整備計画の策定に当たっては、下記作成例の項目のほか、必要に応じて、ごみの種類、種類別のごみ量及びごみの収集運搬方法(中継施設の設置等を含む。)等についても記載すること。

(作成例)

〇〇ブロック

施設種類	処理能力	建設予定年度	エネルギー回収量 ／再生利用量
ごみ焼却施設			
粗大ごみ処理施設			
ごみ堆肥化施設			
ごみ飼料化施設			
メタンガス化施設			
ごみ燃料化施設			
汚泥再生処理センター			
最終処分場			
その他の施設			

4. 留意事項

(1)既に、今後10年程度を計画期間とし、上記と同等の内容が含まれた計画が策定されている場合は、広域化・集約化計画が策定されているものとみなす。また、廃棄物処理法第5条の5に基づく都道府県廃棄物処理計画の中に上記と同等の内容が含まれている場合についても、広域化・集約化計画が策定されているものとみなすことができる。

(2)広域化・集約化の計画を着実に推進していくため、都道府県は毎年度、ブロックごとの施設整備の進捗状況、過渡期の対応等を把握し、広域化・集約化の進行管理を行うこと。なお、進行管理に当たっては、施設の数や規模等の目標設定を行うことが望ましい。

(3)計画は、必要に応じ見直すこと。

3 中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について(通知)

環循適発第24032923号

令和6年3月29日

一般廃棄物行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

ごみ処理の広域化については、平成9年に「ごみ処理の広域化計画について」(平成9年5月28日付け衛環第173号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知。以下「平成9年通知」という。)を発出し、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を主な目的として、各都道府県において広域化計画を策定し、ごみ処理の広域化を推進することを求めてきたところである。また、平成31年には「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」(平成31年3月29日付け環循適発第1903293号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知。以下「平成31年通知」という。)を発出し、持続可能な適正処理の確保、気候変動対策の推進、災害対策の強化等の観点からごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化(以下「広域化・集約化」という。)の更なる推進が必要であり、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化に係る計画(以下「広域化・集約化計画」という。)を策定し、これに基づき安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進されることを求めてきたところである。

平成9年通知の発出後、全ての都道府県において広域化計画が策定され、都道府県及び市町村による広域化・集約化に向けた取組が進められてきた。この結果、全国のごみ焼却施設数は平成10年度の1,769施設から令和4年度には1,016施設と約4割減少している。施設の規模別では、平成10年度には100t/日以上以上の施設が550施設と全体の約3割であったところ、令和4年度には100t/日以上以上の施設が569施設と全体の約6割に増加しており、施設の平均規模も平成10年度の109t/日から令和4年度には172t/日となるなど、集約化・大規模化が着実に進んできた。ごみ焼却施設からのダイオキシン類の排出量についても平成10年の1,550g-TEQ/年から令和3年には19g-TEQ/年と大幅に削減されており、目標である33g-TEQ/年を達成している。このように、ごみ処理の広域化は一定の成果を上げてきた。

一方、平成31年通知の発出後、一部の都道府県では新たな広域化・集約化計画が策定されておらず、広域化・集約化を行うメリットが少ないと判断されたことや市町村間の調整が困難であること及び住民との調整が困難であること等の要因により、広域化・集約化が進まない事例も近年見られている。

また、平成9年通知の発出から25年以上が経過し、我が国のごみ処理を取り巻く状況は当時から大きく変化している。

第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月19日閣議決定)においては、「我が国はこれまで経験したことのない人口減少・少子高齢化が進行しつつある。東京などの大都市への人口集中は進んでいるが、大都市においても一部の地域を除いて人口が減少すると推計されている。地方部では人口が大きく減少することが推計されており、特に1万人未満の市町村では2050年には2010年の約半数に人口が減少すると推計されている。」としており、「3Rの推進等により1人当たりのごみ排出量や最終処分

量が着実に減少しているところであるが、これに加え人口減少の進行によりごみ排出量は今後さらに減少していくことが見込まれるところ、他方で廃棄物処理に係る担い手の不足、老朽化した社会資本の維持管理・更新コストの増大、地域における廃棄物処理の非効率化等が懸念されている。」等の課題を指摘している。このため、廃棄物処理施設整備計画(令和5年6月30日閣議決定)においては、「各地域においては広域化・集約化に向けた取組が行われてきたが、このような状況の中、将来にわたって持続可能な廃棄物の適正処理を確保するためには、より一層の取組が必要となっている。」とした上で、都道府県と市町村が連携し、3R+Renewable をはじめとする循環経済への移行やライフサイクル全体における温室効果ガスの排出削減への貢献といった点を考慮しつつ市町村単位のみならず広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据えた広域化・集約化を図る等、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていくべきである、としている。

さらに、2021年に改定された地球温暖化対策計画においては、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、温室効果ガスの排出量を2030年度に2013年度比46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくこととされたことを踏まえ、廃棄物処理施設整備計画においても、脱炭素化の推進が基本的理念に新たに追加されたところである。

加えて、近年、我が国では令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨、令和6年能登半島地震等、毎年のように大規模な災害が発生している。気候変動に対し強靱で持続可能な廃棄物処理システムを構築する観点からも、様々な規模及び種類の災害に対応できるよう、公共の廃棄物処理施設を、通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための拠点と捉え直し、平素より廃棄物処理の広域的な連携体制を築いておく必要がある。

以上のように、将来にわたり持続可能な適正処理を確保し、同時に脱炭素化も推進していくためには、改めて、現在及び将来の社会情勢等を踏まえ、中長期的な視点で安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討することが必要となっている。については、各都道府県におかれては、下記事項に留意の上、貴管内市町村と連携し、持続可能な適正処理の確保に向けた長期的な広域化・集約化に係る計画(以下「長期広域化・集約化計画」という。)を策定し、これに基づき安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進されたい。

記

1. 広域化・集約化の必要性

(1) 持続可能な適正処理の確保

市町村の厳しい財政状況、老朽化した廃棄物処理施設の増加、担い手の不足、地域における廃棄物処理の非効率化、リチウム蓄電池による火災の発生等が懸念されているところ、改めて、持続可能な適正処理を確保できる体制の構築を進めていく必要がある。このため、広域化・集約化による効率的な施設整備、施設の長寿命化・延命化等を含めた維持管理や計画的かつ合理的な施設整備により、施設の建設・維持管理・解体に係るトータルコストを縮減することが必要である。また、PFI等の手法も含めた

民間活力の活用や施設間の連携、他のインフラとの連携に加え、都道府県と市町村の連携等により、社会経済的な観点も含めて効率的な事業となるよう努めることが必要である。

(2) 気候変動対策の推進

気候変動問題は人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つである。2021年に5年ぶりに改定された地球温暖化対策計画においては、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、温室効果ガスの排出量を2030年度に2013年度比46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくこととされた。

廃棄物分野からの温室効果ガス排出量は2020年度で約3,968万トンCO₂と我が国全体の約3.5%を占めている。一方、廃棄物の焼却時に廃棄物発電等の熱回収を行うことや、廃棄物系バイオマスのメタン発酵で得られるメタンの回収及びこれを用いた発電や熱源としての活用、燃料としての利用等によるエネルギー起源CO₂の削減や、資源循環の取組等を通じた他分野における温室効果ガス排出量の削減に貢献することが可能である。

廃棄物・資源循環分野においても2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、3R+Renewable(バイオマス化・再生材利用等)をはじめとする資源循環強化の取組を推進し廃棄物の排出を抑制するとともに、焼却せざるを得ない廃棄物についても熱回収の高度化やCO₂の回収・有効利用・貯留(Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage:CCUS)等の技術の導入により脱炭素化を推進する必要がある、廃棄物処理施設の整備に当たっても、廃棄物処理システム全体からの温室効果ガスの排出削減や社会全体の脱炭素化への貢献を念頭に進めることが極めて重要である。

ごみ処理施設の集約化・大規模化により、施設の省エネルギー化のみならず、エネルギー回収施設にあっては更なるエネルギー回収効率の向上や十分なエネルギー回収量の確保が期待されるとともに、産業施設における大規模熱利用やメタンガスの都市ガス原料利用などの地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術の導入により、温室効果ガス排出削減が可能となる。その際、廃棄物の排出から収集運搬・中間処理・最終処分に至るまでの一連の工程において、廃棄物処理システム全体でのエネルギー消費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減を図ることが重要である。

(3) 資源循環の強化

3R+Renewableをはじめとする資源循環の取組を進めるとともに、少量多品種にわたる未利用廃棄物の地域での活用等の地域特性に応じた資源循環の取組が重要である。広域化・集約的な対応により一定の量が確保されることや、選別システムや再資源化技術の高度化・高効率化への設備投資により、廃棄物分野からの素材・原料等の供給を拡大することが期待される。とりわけ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。)の制定により、多くの地域でプラスチックの回収が実施・増加することが見込まれ、広域化・集約的な対応により量の確保を通じた効率的な資源循環の促進にも寄与することが期待される。

廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会や地域循環共生圏の形成のために重要であるとともに、温室効果ガスの排出削減にも資することから、地域特性に応じて、メタンガス化施設、ごみ飼料化施設、ごみ堆肥化施設、燃料化施設等を整備し、廃棄物系バイオマスの利活用を推進することが必要である。廃棄物系バイオマスを広域的に収集することにより、マテリアル利用やエネルギー利用に必要な量が確保されることが期待される。また、生ごみやし尿を下水汚泥等とあわせてメタン発酵することなどにより機能を集約した統合処理により、効率的な利活用や費用の削減が可能となる。

(4) 災害対策の強化

我が国では毎年のように大規模災害が発生しており、災害の激甚化・頻発化や大規模停電の発生も増加しているほか、今後も、南海トラフ巨大地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの発生が懸念されている。災害時でも廃棄物処理体制を維持・継続し、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物処理を進めることが肝要であり、平時の備えとして、災害廃棄物の仮置場の候補地の選定を含めた災害廃棄物処理計画の策定又は見直しを行い実効性の確保に努めることが重要である。加えて、適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物処理の推進に当たっては、災害廃棄物処理の要となる仮置場を早期に設置し適切に管理・運営していくことが求められるが、市町村においては仮置場候補地の検討を進めているものの、他用途との競合を背景に仮置場候補地の選定に至っていない例が見受けられる。そこで、仮置場候補地の検討・選定を進めるため、他部局等との調整、都道府県用地に係る情報提供や他部局等との調整コストが少ない廃棄物処理施設等の跡地を活用した仮置場の確保など、実際に仮置場の確保につながる対策を講じることが重要である。

また、災害の規模によっては、大量に発生した廃棄物の処理を被災した地方公共団体のみで行うことには限界があり、国や都道府県等との実効性を伴った広域的な連携協力体制の構築が必要になることから、都道府県においては、都道府県内や、都道府県域を越える広域的な廃棄物処理体制の構築に向け、廃棄物処理施設の整備状況を把握するとともに、関係地方公共団体、関係機関及び関係団体との災害協定の締結等の連携体制の構築を進めることが重要である。また、関係者との災害時における廃棄物処理に係る訓練等を通じて、災害時の広域的な廃棄物処理体制の確保に努めることが望まれる。

さらに、地域の核となる廃棄物処理施設においては、地震や水害等によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保することで、地域の防災拠点として、特に焼却施設については、大規模災害時にも稼働を確保することにより、自立分散型の電力供給や熱供給等の役割も期待できる。

(5) 地域への多面的価値の創出

近年では、廃棄物エネルギーを高効率に回収することによる地域のエネルギーセンターとしての機能や、災害時の防災拠点としての活用、処理工程の見学等を通じた環境教育・環境学習の場としての機能など、地域の社会インフラとしての機能を高めた廃棄物処理施設の整備が進んでいる。

上記(2)～(4)の観点も含め、広域化・集約化により、このような特徴を活かした社会インフラとしての廃棄物処理施設の機能を一層高め、多種多様な地域循環共生圏の形成による地域活性化の観点から、地域に多面的価値を創出する廃棄物処理システムを構築していくことが重要である。

2. 長期広域化・集約化計画の策定

(1) 計画策定主体

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第5条の2に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において、都道府県は、一般廃棄物の処理に関する市町村の責務が十分果たされるように必要な技術的助言を与えるよう努めるものとしている。その際、廃棄物処理の広域化に当たっては、区域内の市町村等の関係機関との調整等の推進に努めるものとしている。

このことに鑑み、都道府県が主体となり、2.(4)に示すごみ処理広域化・集約化協議会を設置した上で、管内市町村と密に連携して長期広域化・集約化計画を策定すること。上述の長期広域化・集約化計画は廃棄物処理法第5条の5において基本方針に即して都道府県が策定することとされている廃棄物処理計画の一部に該当するものであり、具体的には第2項第3号「一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項」のうち環境省令で規定される「一般廃棄物の広域的な処理に関する事項」に該当する内容となる。また、長期広域化・集約化計画に基づき取組を推進するに当たっては、広域的かつ計画的にごみ処理施設の整備が進むよう、都道府県が市町村の総合調整を行うこと。なお、市町村が一般廃棄物の処理に関する事業を実施するに当たっては、長期広域化・集約化計画との整合性に留意すること。

(2) 現時点での広域化状況の評価

新たに長期広域化・集約化計画を策定するに当たっては、現時点での前回策定の広域化・集約化計画のごみ処理施設数の推移やブロックごとの進捗状況等を評価し、その結果を反映すること。具体的には、平成9年通知以降から現時点までの取組内容と紐づく効果(施設数の変化等)を含めること。

(3) 人口及びごみ排出量等の将来予測

廃棄物処理施設は、整備後数十年にわたり地域において継続使用・管理されるものであることを踏まえ、現在の廃棄物処理の状況を把握しつつ、2050年度までの人口及びごみ排出量等を予測し、考慮した上で、計画策定を行うこと。なお、長期広域化・集約化計画には、人口及びごみ排出量等の算出方法並びに2.(4)で見直す広域化ブロック区割りの設定も踏まえた2050年度までの施設数の変遷についても記載すること。人口の予測に関しては、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」を参考にするなど、都道府県が策定する他の計画との整合にも留意すること。また、ごみ排出量の予測に関しては、将来の人口予測と1人1日当たりのごみ排出量の将来目標等から算出すること。

(4) 広域化ブロック区割りの設定見直し

上記(2)及び(3)で評価・検討した結果をもとに、災害廃棄物処理体制、これまでの広域化の進捗状況、市町村合併の状況等を考慮し、広域化ブロック区割りの設定を見直すこと。過去に策定した広域化計画に基づいて広域化を達成したブロックについても、広域化・集約化の進捗状況を評価し、さらなる広域化・集約化の可能性について検討すること。広域化が未達成であったブロックについては、その原因を分析した上で、将来人口の見込みやブロック区割りの再構築も含めて検討すること。必要に応じて都道府県境を超えた広域化・集約化についても考慮すること。

なお、人口の多い都市については、地域の中核となり、積極的に周辺市町村と協力して広域化・集約化を推進することが望ましいことから、ブロック区割り等の検討の際に考慮されたい。

ここで、都道府県における現状の広域化状況の評価を踏まえたブロック区割り及び2.(3)のブロック内の施設整備の方向性(2050年度までの人口及びごみ排出量等を踏まえた施設数の変遷)については、都道府県と都道府県が構想するブロック区割りのメンバーからなるごみ処理広域化・集約化協議会※を設立し合意を得た上で、都道府県の長期広域化・集約化計画へ反映することとし、同協議会はブロックごとの広域化・集約化に係る詳細な議論やその後の進捗確認・フォローアップの役割も担うものとする。ただし、都道府県が管内市町村を全て含めた形で議論の上、ブロック区割りの案を作成する場合などにおいては、これに代替することが可能であり、都道府県の取組方針に応じた柔軟な対応を可能とする。また、ごみ処理広域化・集約化協議会には、都道府県からの要請等に応じて環境省もオブザーバーとして参加できるものとする。

※ごみ処理広域化・集約化協議会は、地方自治法に定めのある協議会と同旨ではない。なお、地方自治法における協議会とは、地方自治法の規定に基づき、普通地方公共団体が、事務の一部を共同して管理・執行するため、協議により規約を定めて協議会を設けることができるものであり、規約の協議について関係地方公共団体の議会の議決を要するものである。

(5) ブロックごとの廃棄物処理体制の検討

ブロックごとの廃棄物処理施設の整備計画や廃棄物処理体制を検討すること。ここで、築年数が異なる複数の既存施設の集約化の可能性も考慮し、集約する施設間の更新時期を合わせるために長寿命化・延命化等を含めた施設整備の最適化の検討を行うことが極めて重要である。

廃棄物処理体制の検討に当たっては、家庭系一般廃棄物の処理のみならず、事業系一般廃棄物等の処理や汚泥再生処理センター等による処理も含め、廃棄物の資源化・資源循環の強化、エネルギー回収・利活用を最大限に進めつつ、収集運搬を含めた廃棄物処理全体を安定的・効率的に行う観点から検討を行うこと。そのために、各ブロック内での望ましい収集体制を検討し、それに応じた処理方法・処理施設をブロック内として定めた上で、長期広域化・集約化計画に記載すること。

例えば、ごみの焼却については2050年カーボンニュートラルの達成に向けて、一つの推計として300t/日以上施設の導入割合を増加させる必要性が示唆されていることから、離島における施設整備や既に極めて広大な面積における施設整備で集約化済みである区域等の300t/日以上施設の導入が著しく困難であることが明らかな区域を除き、300t/日以上のごみ焼却施設を設置できるようにすることが望ましい。したがって、既に100t/日以上300t/日未満の施設を設置している地域については、300t/日以上のごみ焼却施設を、既に300t/日以上600t/日未満の施設を設置して

いる地域については、600t/日以上のごみ焼却施設の設置を含め検討すること。また、メタンガス化、燃料化といった廃棄物系バイオマス利活用について、施設の大規模化が難しい地域のみならず、施設規模を縮減したごみ焼却施設の整備と合わせてメタン発酵施設を導入する等、地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術を導入するなどの取組を促進すること。さらに、3R+Renewableによる取組等を進めてもなお残る温室効果ガスの排出に対して、将来的には、焼却処理とCCUS等の技術を組み合わせることや熱分解による原料・燃料製造を含むカーボンリサイクル技術等により、廃棄物処理システムの脱炭素化を推進することが期待される。これらの技術は現時点で開発段階であるが、廃棄物処理施設の整備に当たっては構想段階から竣工までに一定期間を要すること、今後整備される廃棄物処理施設は長寿命化等により2050年頃まで稼働する可能性があることに留意し、新たな技術の開発やそれらの普及も念頭に、今後の技術動向に柔軟に対応していくことが必要である。従って、将来的にこのような新たな技術の導入可能性も考慮して、立地面も含む廃棄物処理施設体制の検討が行われることが望ましい。

また、マテリアルリサイクル推進施設の整備については、プラスチック資源循環促進法の制定により、多くの地域でプラスチックの回収が実施・増加することが見込まれ、その際に広域的な処理について検討・促進することが望ましい。そのため、広域化・集約化の検討対象に必ず含めること。

なお、広域化・集約化による収集範囲の拡大により収集運搬経費が増加する可能性もあるところ、中継施設の設置の検討やEVごみ収集車の導入等も含め、廃棄物処理全体での経費や排出する温室効果ガスに関する評価を行うことが重要である。

広域化・集約化の主な方法として以下が考えられるので、地域の実情に応じて参考とされたい。

①組合設立

近隣市町村が構成員となる一部事務組合・広域連合等を設立し、構成市町村のごみを処理する。

②ごみ種類別処理分担

複数の市町村において、ごみの種類ごとに分担して処理する。

③大都市での受入

大都市が周辺市町村のごみを受け入れ、処理する。

④相互支援

基幹改良事業等による施設停止時に、他の市町村が協力してごみを処理する。

⑤他のインフラとの連携

下水処理施設等の他のインフラと連携し、ごみ処理に必要な機能を集約化する。

⑥民間活用

市町村が民間の廃棄物処理施設にごみ処理を委託し、施設の集約化を図る。

3. 長期広域化・集約化計画に記載する内容

計画には以下の内容を含めること。

(1) 計画期間

原則として2050(令和32)年度までとする。2027(令和9)年度末を目途に長期広域化・集約化計画の策定を行うこと。既に2050年度までの長期広域化・集約化計画を策定・運用している場合においても、本通知の内容を踏まえ、必要に応じて長期広域化・集約化計画の見直し検討などを行うこと。また、策定した計画は概ね5年ごとに現状を踏まえた見直し検討を行い、必要に応じて改定すること。

(2) ごみ処理広域化・集約化協議会

2.(4)で設定した都道府県における現状の広域化状況の評価を踏まえたブロック区割り及び2.(3)で設定したブロック内の施設整備の方向性(2050年度までの人口及びごみ排出量等を踏まえた施設数の変遷)について、2.(4)で示したごみ処理広域化・集約化協議会を設置した場合はその構成を記載すること。

(作成例) 協議会の構成

〇〇ブロックのごみ処理広域化・集約化協議会

構成メンバー	〇〇県、A市、B市、C市、D一部 事務組合
設立年月日	〇年〇月〇日
オブザーバー	環境省または無

(3) 都道府県自らの役割(実施事項)

広域化・集約化を推進するためには、都道府県の積極的な関与が求められる。以下の【都道府県が担うべき／担うことが望ましい役割】を参考に、都道府県自らの役割(実施事項)について記載すること。

(作成例) 〇〇都道府県自らの役割(実施事項)

役割(実施事項)	
----------	--

【都道府県が担うべき役割】

- 長期広域化・集約化計画の策定(現時点での広域化状況の評価、人口及びごみ排出量等の将来予測と広域化ブロック区割りの設定見直し、ブロック毎の廃棄物処理体制の検討)
- 都道府県の主導による広域化・集約化の枠組み構築
- 市町村の情報共有・意見交換の場の設定

- 広域化・集約化の進行管理(ブロック毎の施設整備の進捗状況、過渡期の対応等の把握)
 - 広域化・集約化を進めるための技術的助言
 - ・法律上の助言、各種届出・手続きへの助言
 - ・循環型社会形成推進地域計画の作成への助言
 - ・地域還元事業への助言 等
 - 市町村間の調整への積極的な関与
 - ・広域化ブロック内及び関係市町村間での会議への出席
 - ・住民説明会等への出席 等
 - 交付金申請への対応
- 【都道府県が担うことが望ましい役割】
- 広域化・集約化を進めるための人材支援(市町村、組合等への技術系職員の派遣等)
 - 広域化・集約化を進めるための財政支援(独自の財政支援制度の創設等)
 - 広域化・集約化に対する都道府県民の理解の促進
 - 広域化・集約化の推進のための国に対する提案

(4)広域化ブロック区割り・2050年度までの人口及びごみ排出量等の算出方法等

2. (4)で設定したブロック区割りについて記載すること。

(作成例) 広域化ブロック区割り ○○ブロック

構成市町村・ 一部事務組合 名	人口(万人)	面積(km ²)	将来推計(人 口・ごみ量等)	●年度の施設 数 ^{※1}	2050年度の施 設数 ^{※2}

※1 策定時点での最新年度の実績を記載すること。また、施設の種別別に記載すること。

※2 施設の種別別に記載すること。なお、2050年度のみならずそれまでの変遷もわかるよう、別途グラフ等を掲載すること。

(作成例) 2050年度までの人口及びごみ排出量等の算出方法

人口の算出方法	
ごみ排出量等の算出方法	
処理能力の算出方法(施設の種別別)	

(5)各ブロックにおける廃棄物処理体制

2. (5)で検討した廃棄物処理体制について、広域化・集約化に向けた廃棄物処理施設の整備計画や処理体制をブロックごとに記載すること。また、可能な限り民間の許可施設等についても記載に含めること。

整備計画の策定に当たっては、下記作成例の項目のほか、ごみの種類、種類別のごみ量及びごみの収集運搬方法(中継施設の設置等を含む。)や、各ブロック内での望ましいごみの収集体制等についても記載すること。

(作成例)各ブロックにおける廃棄物処理体制 ○○ブロック

施設種類	処理能力	建設予定年度	エネルギー回収量 /再生利用量 [※]
ごみ焼却施設			
リサイクルセンター			
ストックヤード			
容器包装リサイクル推進施設			
ごみ堆肥化施設			
ごみ飼料化施設			
メタンガス化施設(コンバインド方式含む)			
ごみ燃料化施設			
汚泥再生処理センター			
最終処分場			
その他の施設(中継施設、機能を集約した統合処理等)			

※ 再生利用においては想定される資源化物についても記載すること。

4. 留意事項

(1) 2.(1)に示すとおり、長期広域化・集約化計画は都道府県廃棄物処理計画の一部として位置づけられるため、廃棄物処理法第5条の5に基づく都道府県廃棄物処理計画の中に上記と同等の内容が含まれている場合についても、長期広域化・集約化計画が策定されているものとみなすことができる。

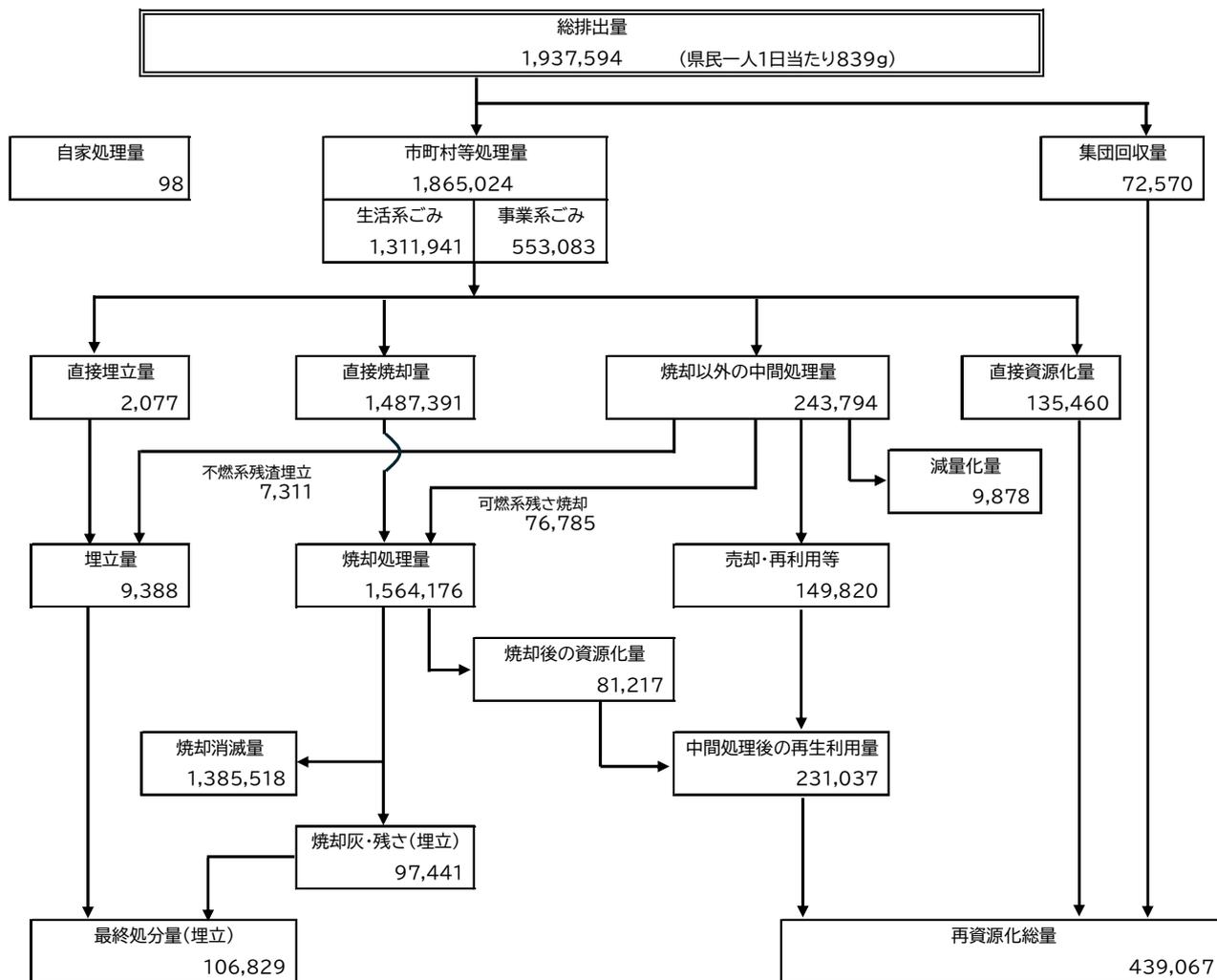
- (2) 広域化・集約化の計画を着実に推進していくため、都道府県は毎年度、ブロックごとの施設整備の進捗状況、過渡期の対応等を把握し、広域化・集約化の進行管理を行うこと。なお、進行管理に当たっては、施設の数や規模等の目標設定を行うこと。
- (3) 計画は、概ね5年ごとに現状を踏まえた見直し検討を行い、必要に応じて改定を行うこと。なお、都道府県の計画策定・改定の状況は、環境省ホームページ等で公開する予定である。
- (4) 国は、2.(4)に示すとおり、ごみ処理広域化・集約化協議会に都道府県からの要請等に応じてオブザーバーとして参加するほか、全国の広域化・集約化状況を整理し環境省ホームページ等で公開するなど、定期的にフォローアップを行う。

4 廃棄物に関するデータ

(1) 一般廃棄物

① 一般廃棄物の処理フロー図(令和5年度)

【単位:t/年】



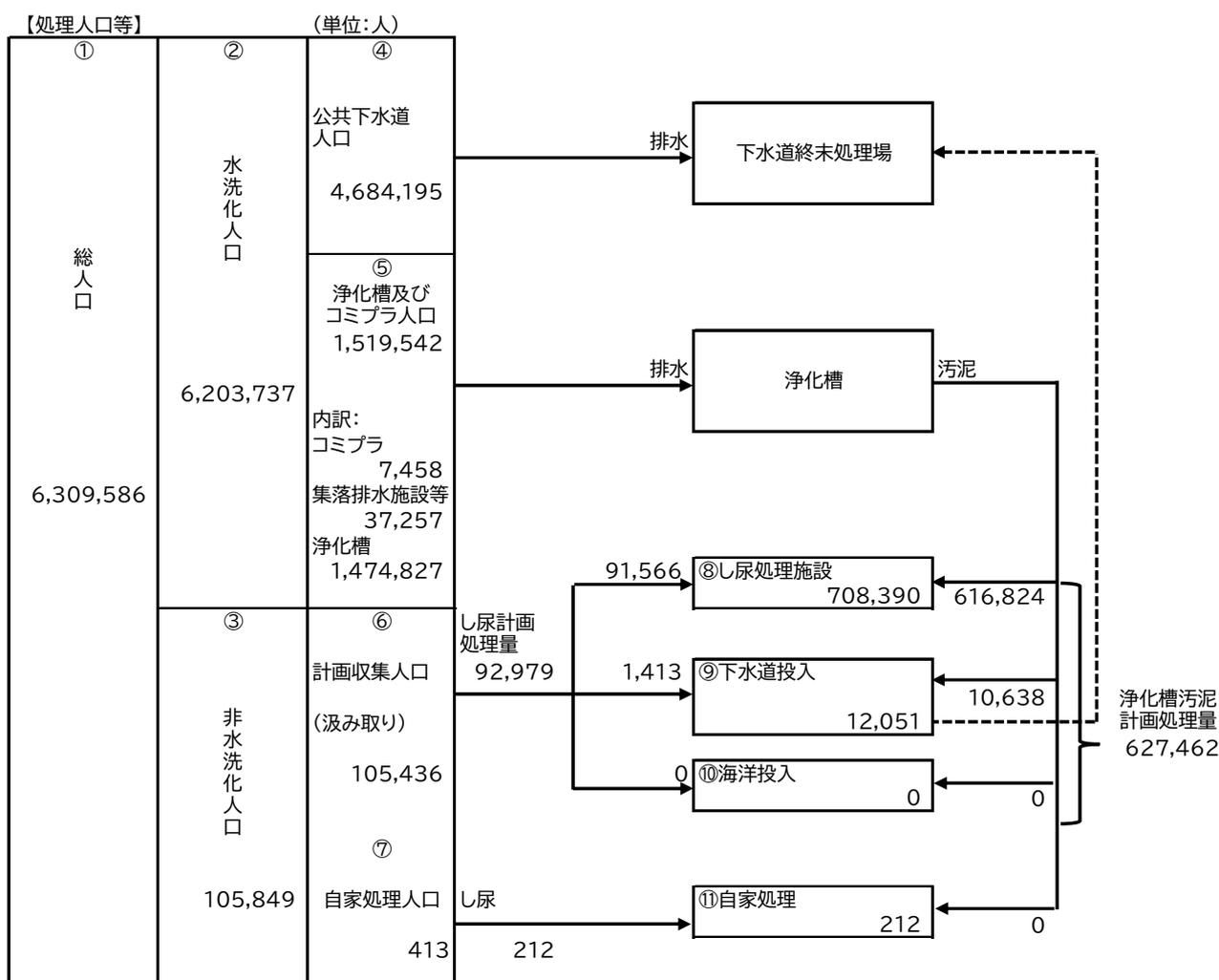
② 市町村別排出原単位・出口側の循環利用率(令和5年度)

排出原単位(g/人・日) (生活系ごみ+事業系ごみ)			排出原単位(g/人・日) (生活系ごみ)			排出原単位(g/人・日) (事業系ごみ)			排出原単位(%) (出口側の循環利用率)		
順位	市町村名	排出原単位	順位	市町村名	排出原単位	順位	市町村名	排出原単位	順位	市町村名	再生利用率
1	多古町	602	1	多古町	448	1	鋸南町	0	1	千葉市	34.6
2	長南町	650	2	芝山町	475	2	長南町	65	2	御宿町	29.0
3	長生村	671	3	長柄町	519	3	長生村	73	3	流山市	28.5
4	野田市	677	4	野田市	537	4	大網白里市	81	4	松戸市	25.1
5	横芝光町	708	5	松戸市	547	5	神崎町	123	5	袖ヶ浦市	24.5
6	柴町	710	6	横芝光町	556	6	四街道市	126	6	君津市	23.8
7	八千代市	722	7	市川市	556	7	九十九里町	127	7	我孫子市	23.3
8	市川市	725	8	柏市	560	8	東庄町	130	8	県平均	22.6
9	松戸市	728	9	流山市	562	9	柴町	131	9	野田市	22.6
10	鎌ヶ谷市	730	10	鎌ヶ谷市	566	10	野田市	140	10	木更津市	21.7
11	睦沢町	735	11	君津市	571	11	佐倉市	142	11	富津市	21.5
12	四街道市	738	12	千葉市	572	12	八街市	146	12	南房総市	21.5
13	流山市	744	13	浦安市	573	13	八千代市	148	13	市川市	21.4
14	山武市	749	14	八千代市	574	14	山武市	149	14	勝浦市	21.1
15	佐倉市	765	15	柴町	578	15	横芝光町	153	15	大網白里市	21.1
16	匝瑳市	778	16	睦沢町	579	16	多古町	153	16	船橋市	20.9
17	我孫子市	790	17	長南町	585	17	睦沢町	156	17	いすみ市	20.6
18	白子町	794	18	匝瑳市	589	18	鎌ヶ谷市	164	18	四街道市	20.5
19	船橋市	802	19	白井市	591	19	市川市	169	19	鎌ヶ谷市	20.2
20	東庄町	805	20	大多喜町	596	20	我孫子市	173	20	長南町	20.0
21	柏市	808	21	長生村	598	21	白子町	180	21	成田市	19.8
22	白井市	811	22	船橋市	599	22	流山市	181	22	八街市	19.4
23	印西市	818	23	県平均	600	23	松戸市	182	23	習志野市	18.9
24	神崎町	849	24	山武市	600	24	印西市	182	24	柏市	18.9
25	袖ヶ浦市	851	25	習志野市	611	25	東金市	186	25	東金市	18.9
26	大網白里市	851	26	四街道市	612	26	匝瑳市	189	26	富里市	18.8
27	長柄町	853	27	白子町	614	27	袖ヶ浦市	196	27	香取市	18.8
28	市原市	855	28	我孫子市	617	28	市原市	198	28	佐倉市	18.8
29	八街市	856	29	木更津市	621	29	船橋市	203	29	九十九里町	18.7
30	富里市	868	30	佐倉市	623	30	御宿町	204	30	柴町	18.1
31	習志野市	869	31	旭市	627	31	いすみ市	204	31	匝瑳市	18.1
32	東金市	892	32	富里市	629	32	香取市	209	32	印西市	18.1
33	君津市	893	33	印西市	636	33	一宮町	217	33	旭市	18.0
34	一宮町	895	34	袖ヶ浦市	655	34	白井市	220	34	八千代市	17.9
35	いすみ市	899	35	富津市	656	35	富里市	239	35	銚子市	17.9
36	酒々井町	917	36	市原市	657	36	県平均	240	36	市原市	17.3
37	浦安市	919	37	酒々井町	658	37	柏市	248	37	鋸南町	16.1
38	香取市	920	38	成田市	674	38	習志野市	258	38	浦安市	15.9
39	大多喜町	932	39	茂原市	674	39	酒々井町	259	39	白井市	15.9
40	千葉市	937	40	東庄町	675	40	南房総市	279	40	山武市	15.8
41	九十九里町	968	41	一宮町	678	41	成田市	306	41	館山市	15.4
42	成田市	979	42	鴨川市	690	42	勝浦市	309	42	鴨川市	15.3
43	旭市	987	43	勝浦市	692	43	君津市	322	43	神崎町	15.3
44	富津市	995	44	いすみ市	695	44	茂原市	331	44	酒々井町	15.1
45	勝浦市	1,001	45	東金市	706	45	長柄町	334	45	睦沢町	14.3
46	茂原市	1,005	46	八街市	709	46	大多喜町	336	46	茂原市	13.5
47	木更津市	1,073	47	香取市	711	47	富津市	339	47	東庄町	13.4
48	鴨川市	1,097	48	神崎町	727	48	浦安市	347	48	一宮町	13.2
49	鋸南町	1,100	49	銚子市	745	49	館山市	358	49	長柄町	13.2
50	御宿町	1,109	50	館山市	759	50	旭市	360	50	長生村	12.6
51	館山市	1,117	51	大網白里市	770	51	千葉市	364	51	大多喜町	12.1
52	南房総市	1,126	52	九十九里町	841	52	鴨川市	407	52	白子町	11.6
53	銚子市	1,165	53	南房総市	847	53	銚子市	420	53	多古町	9.8
54	芝山町	1,444	54	御宿町	905	54	木更津市	453	54	横芝光町	9.4
			54	鋸南町	1,100		芝山町	969		芝山町	4.9

③ し尿処理事業経費の推移

		R1	R2	R3	R4	R5
処理・維持管理費	(千円)	8,120,728	9,012,038	7,571,016	8,202,100	8,358,849
建設改良費	(千円)	627,767	762,080	3,104,065	3,470,464	2,301,549
その他	(千円)	270,354	290,650	496,787	420,010	587,873
計	(千円)	9,018,849	10,064,768	11,171,868	12,092,574	11,248,271
し尿処理対象人口	(人)	1,825,533	1,715,869	1,682,354	1,662,275	1,625,391
1人当たり経費	(円/人・年)	4,940	5,866	6,641	7,275	6,920
市町村処理量	(Kl)	770,743	761,507	750,809	742,445	720,441
処理量1Kl当たりの経費	(円/Kl・年)	11,684	13,217	14,880	16,288	15,613

④ し尿処理系統図(令和5年度)

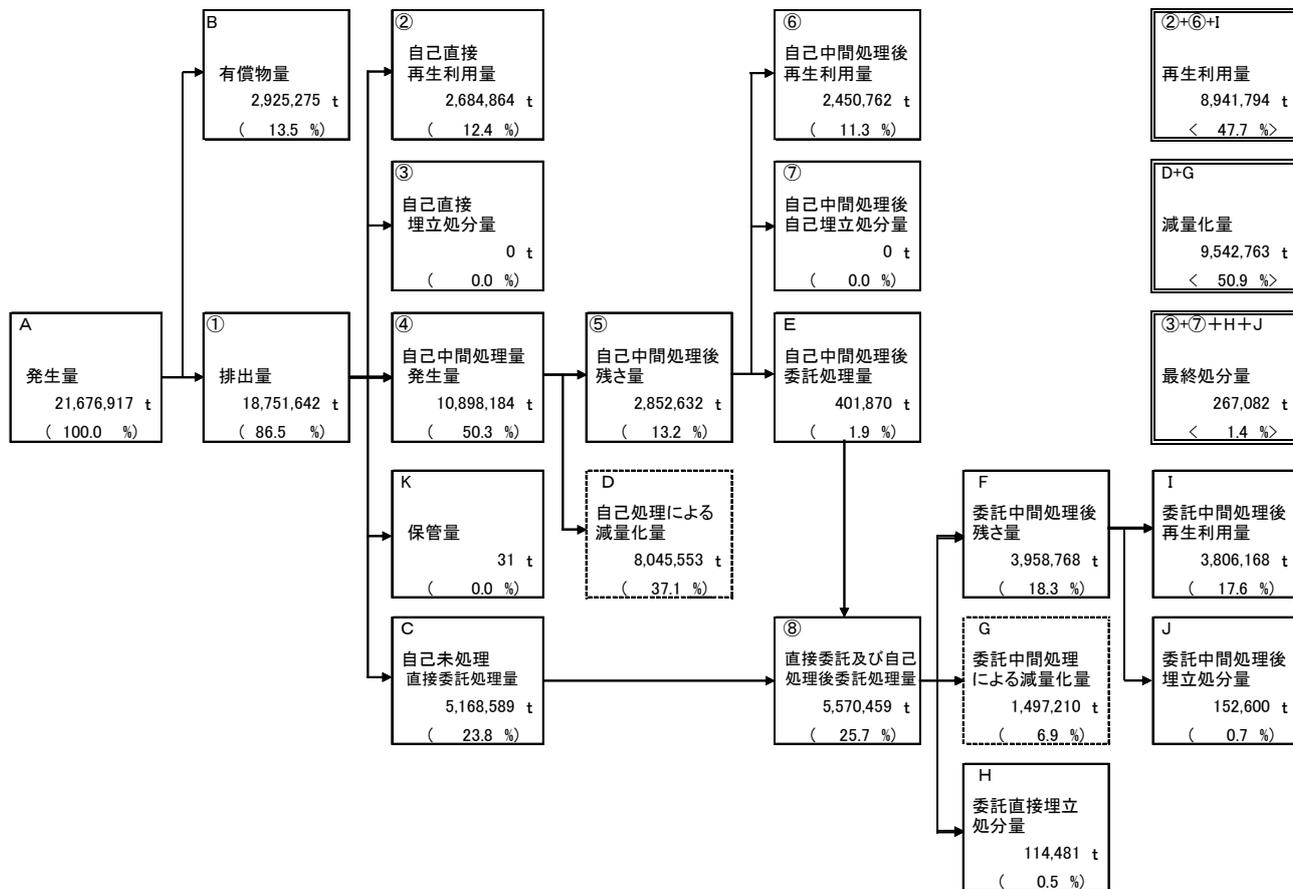


⑤ し尿処理施設(稼働施設)の処理能力及び処理量の年度別推移

		R1	R2	R3	R4	R5
処理能力 (KI/日)		3,596	3,505	3,505	3,170	3,303
処理量	し尿 (KI/年)	110,319	102,266	99,772	96,318	91,566
	浄化槽汚泥 (KI/年)	649,099	647,060	638,627	634,130	616,824

(2) 産業廃棄物

① 産業廃棄物の処理フロー図(令和5年度)



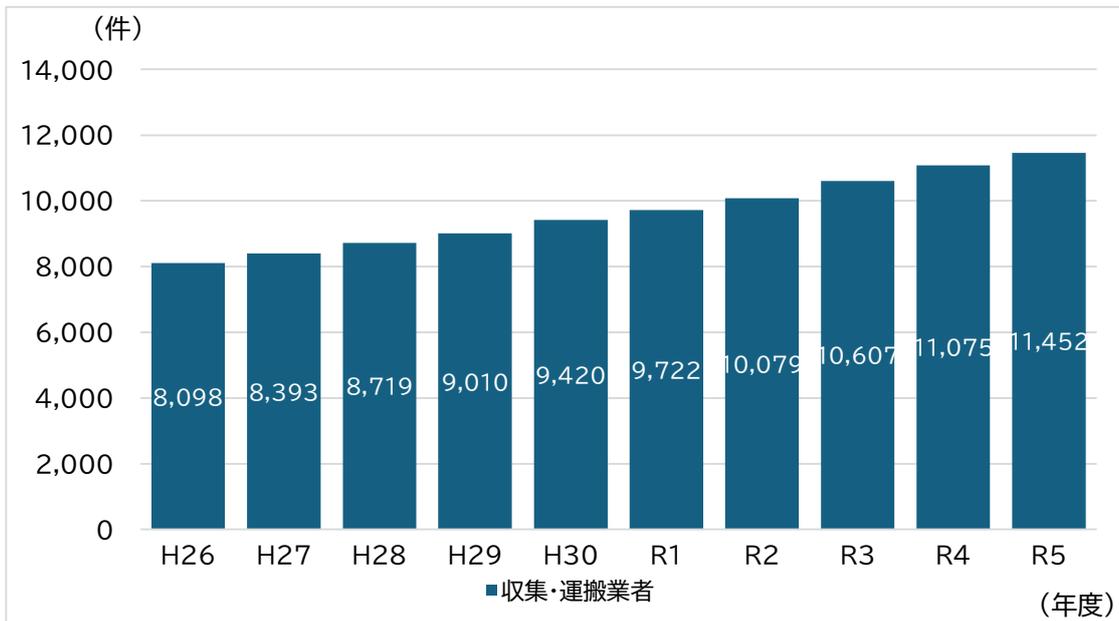
※()内は「A 発生量」に < >内は「① 排出量」に対する割合です。

※各処理量は、端数処理の関係で合計と内訳が一致しない場合があります。

項目	量(t/年)	比率
発生量 :=A	21,676,917	100.0%: -
有償物量 :=B	2,925,275	13.5%: -
排出量 :=①	18,751,642	86.5%: 100.0%
再生利用量 :=②+⑥+⑩	8,941,794	41.3%: 47.7%
減量化量 :=⑫+⑬	9,542,763	44.0%: 50.9%
最終処分量 :=③+⑦+⑭+⑮	267,082	1.2%: 1.4%
資源化量 :=B+②+⑥+⑩	11,867,069	54.7%: -

② 産業廃棄物処理業者数の推移

ア 収集・運搬業者数の推移



※県の許可を有している事業者数。
 ※千葉市、船橋市及び柏市許可分を除きます。

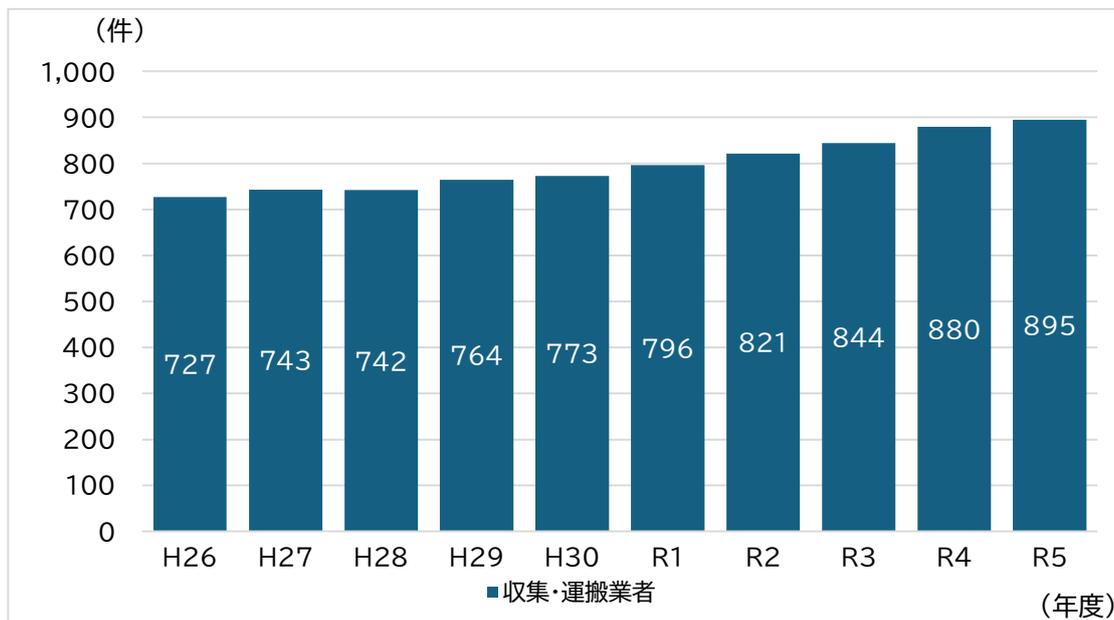
イ 中間処理及び最終処分業者数の推移



※千葉市、船橋市及び柏市許可分を除きます。

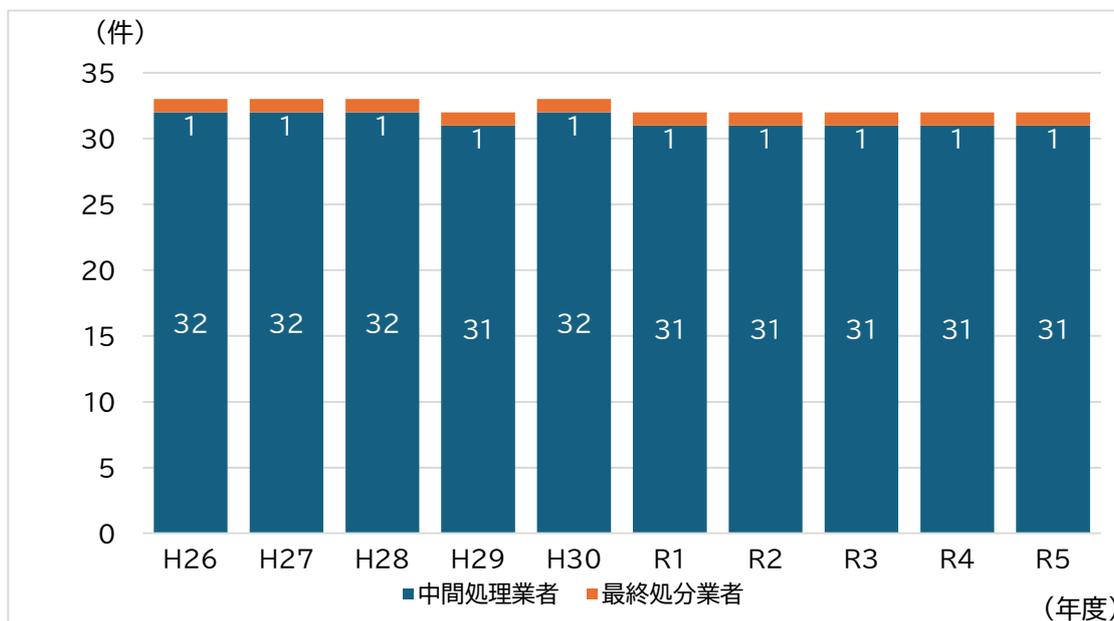
③ 特別管理産業廃棄物処理業者数の推移

ア 収集・運搬業者数の推移



※県の許可を有している事業者数。
 ※千葉市、船橋市及び柏市許可分を除きます。

イ 中間処理及び最終処分業者数の推移



※千葉市、船橋市及び柏市許可分を除きます。

④ 県内中間処理業者の受入実績

県内中間処理業者の受入実績(令和5年度)

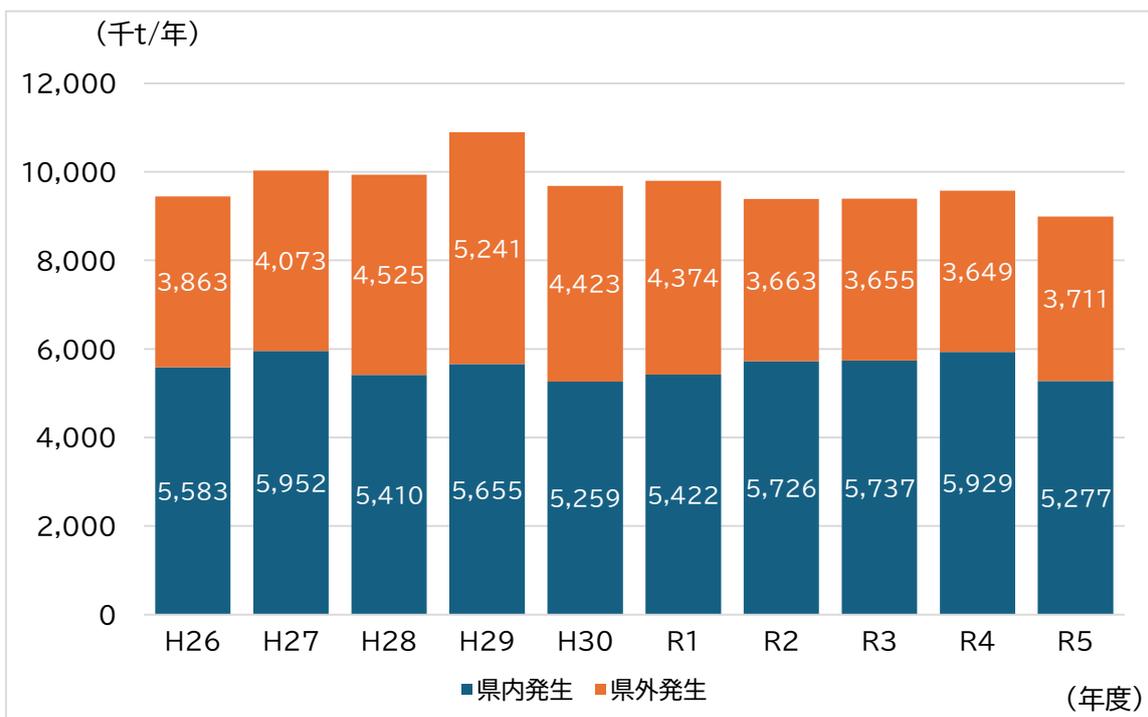
(単位:t)

		県内廃棄物	県外廃棄物	合計
産業 廃棄物	汚泥	656,143	960,178	1,616,321
	うち建設汚泥	309,763	807,709	1,117,472
	廃プラスチック類	297,232	203,882	501,114
	木くず	355,307	148,899	504,207
	がれき類	3,273,026	1,616,321	4,889,347
	金属くず	86,689	60,011	146,701
	ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	251,249	315,567	566,815
	その他	241,866	331,481	573,347
	小計	5,161,511	3,636,340	8,797,851
特別管理産業廃棄物	115,456	74,996	190,452	
合計	5,276,968	3,711,336	8,988,303	
県内・県外の割合		58.7	41.3	100.0

※千葉市、船橋市及び柏市分を含みます。

※各項目量は端数処理のため、合算が合わない場合があります。

県内中間処理業者の受入実績の推移



⑤ 県内最終処分業者の受入実績

県内最終処分業者の受入実績(令和5年度)

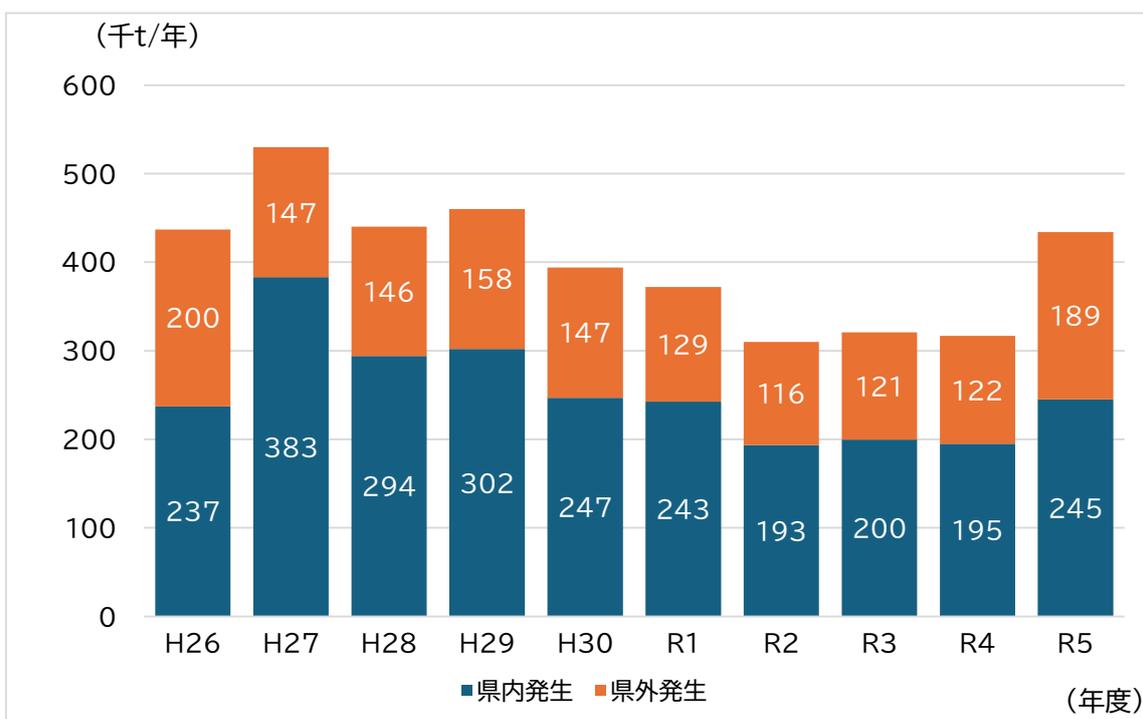
(単位:t)

		県内廃棄物	県外廃棄物	合計
産業廃棄物	汚泥	55,672	40,247	95,918
	うち建設汚泥	0	0	0
	廃プラスチック類	17,488	27,955	45,443
	木くず	1,641	1,648	3,289
	がれき類	64,618	47,134	111,753
	金属くず	2,443	3,674	6,117
	ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	44,515	60,958	105,473
	その他	58,604	7,561	66,164
	小計	244,981	189,176	434,158
特別管理産業廃棄物	2	0	2	
合計	244,984	189,176	434,160	
県内・県外の割合	56.4	43.6	100.0	

※千葉市、船橋市及び柏市分を含みます。

※各項目量は端数処理のため、合算が合わない場合があります。

県内最終処分業者の受入実績の推移



⑥ 廃棄物処理法第15条に規定する許可施設の設置状況

(令和5年度末現在)

種別	種類内容	排出事業者	処理業者	合計
中間処理施設	汚泥の脱水施設	41	17	58
	汚泥の乾燥施設(機械乾燥)	7	6	13
	汚泥の乾燥施設(天日乾燥)	1	1	2
	汚泥の焼却施設	5	27	32
	廃油の油水分離施設	3	16	19
	廃油の焼却施設	7	23	30
	廃酸又は廃アルカリの中和施設	1	4	5
	廃プラスチック類の破碎施設	1	103	104
	廃プラスチック類の焼却施設	2	29	31
	木くず又はがれき類の破碎施設	16	214	230
	金属等を含む汚泥のコンクリート固形化施設	0	0	0
	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	0	0	0
	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	1	0	1
	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設	0	0	0
	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設	0	0	0
	ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設	0	0	0
	木くず等の焼却施設	5	34	39
	合計	90	474	564
最終処分場	安定型	3	7	10
	管理型	3	6	9
	遮断型	1	0	1
	合計	7	13	20

※千葉市、船橋市及び柏市分を含みます。

※最終処分場は残余容量が0及び閉鎖した施設は除き、公共施設は含みます。

※施設数は、種類内容の区分に従った延べ施設数です。

5 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針

令和2年3月31日閣議決定

令和7年3月25日変更

はじめに

我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロス¹が発生している。食品ロスの問題については、2015年9月25日の国際連合総会において採択された持続可能な開発のための2030アジェンダ²において言及されるなど、その削減が国際的にも重要な課題となっており、また、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題である。

食品ロスを削減していくためには、国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要である。また、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供することを含め、できるだけ食品として活用するようにしていくことが重要である。国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、議員発議により「食品ロスの削減の推進に関する法律案」が国会に提出され、衆議院、参議院とも全会一致により可決され、2019年5月24日に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号。以下「食品ロス削減推進法」という。）が成立し、同年5月31日に公布、10月1日に施行された。

本基本方針は、第2次基本方針として令和7年度から令和11年度までの5年間を対象とし、食品ロス削減推進法第11条の規定に基づき、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項を定めるものである。都道府県は、本基本方針を踏まえ、都道府県食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないものとされており、また、市町村は、本基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないものとされている。

また、本基本方針は、国や地方公共団体の施策の指針となるだけでなく、事業者、消費者等の取組の指針にもなるものである。第1次基本方針において、食品ロスの削減の目標は、事業系食品ロスと家庭系食品ロス共に、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させる（事業系食品ロス273万トン、家庭系食品ロス216万トン）という目標を設定していたところ、直近2022年度の食品ロス量は、事業系と

¹ 食品ロス：本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品（食品廃棄物には、食品ロスのほか、例えば、魚・肉の骨等、食べられない部分が含まれる。）

² 持続可能な開発のための2030アジェンダ：2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までの国際開発目標（外務省ウェブサイト参照）

家庭系共に236万トンであり³、事業系食品ロス量は納品期限の緩和や賞味期限⁴の延長など、食品関連事業者を始めとした関係者及び消費者の不断の取組もあり、2030年度目標を8年前倒して達成した。しかしながら、2022年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う飲食店の営業自粛や消費者の外出機会の減少の影響がまだ残っている可能性もあり、第1次基本方針における目標を達成するためには、経済成長・インバウンドの拡大等も想定した上で、更なる削減の取組が不可欠である。さらに、食品を含む物価高騰や物流の2024年問題、フードバンク活動団体やこども食堂⁵等の活動の拡大、食品流通等における AI 活用やデジタル化の進展、食品アクセスといった新たな課題への対応などの社会情勢の変化による食品ロス削減への影響も考慮する必要がある。このような中、本基本方針に基づく5か年において、確実に削減目標を達成するためには、本基本方針に示される重点事項の着実な実施が強く求められる。

なお、本基本方針における先駆的な取組については、食品ロス削減に関する国際貢献の観点から我が国が国際社会をリードできるよう、国際的な組織との連携を通じて国際展開を図ることも肝要である。

I 食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向

1 食品ロスを取り巻く現状と削減推進の意義

我が国では、以下のような現状にある。

- ・食料を海外からの輸入に大きく依存しており、2023年度の食料自給率(カロリーベース)は38%となっている⁶。
- ・市区町村及び一部事務組合において一般廃棄物の処理のため年間約2.2兆円程度の費用を支出している⁷。
- ・食費が家計に占める割合は大きく、消費支出の約4分の1を占めている。⁸
- ・子供の貧困が深刻な状況にあり、9人に1人が貧困状態と依然として高水準である⁹。

世界では、以下のような現状にある。

- ・世界の食料廃棄量は年間約13億トンと推計されている。また、人の消費のために生産された食料のおよそ3分の1が廃棄されている¹⁰。食料の生産に伴う CO₂排出量は世界全体の排出量の約25%を

³ 事業系食品ロス量：農林水産省(令和4年度推計)、家庭系食品ロス量：環境省(令和4年度推計)(市場に出回らない規格外等の農林水産物の廃棄は含まれていない。)

⁴ 賞味期限：定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限。ただし、当該期限を超えた場合でも、これらの品質が保持されていることがある。

⁵ こども食堂：こどもが一人でも行ける無料又は低額の食堂

⁶ 農林水産省(2023)「食料需給表 令和5年度」

⁷ 環境省(2022)「一般廃棄物の排出及び処理状況等(令和4年度)について」

⁸ 総務省(2023)「家計調査年報(家計収支編)2023年(令和5年)」

⁹ 厚生労働省(2022)「2022(令和4)年 国民生活基礎調査」

¹⁰ 国際連合食糧農業機関(FAO)(2011)「世界の食料ロスと食料廃棄」

占めるとされているが、廃棄された食料のためにも CO₂が排出され、土地の利用等にも無駄が生じている¹¹。

- ・世界の人口は増え続けており、2050年には約97億人に達すると推計されている¹²。
- ・飢えや栄養不足で苦しんでいる人々は約7.5億人いると推計されている¹³。
- ・2015年に国連で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダに基づく持続可能な開発目標(以下「SDGs」という。)でも、「目標 12.持続可能な生産消費形態を確保する」において、食料廃棄の減少が重要な柱として位置付けられている¹⁴。

以上のように、我が国においては、食料自給率が低く、食料を海外からの輸入に大きく依存する中、大量の食品ロスが発生している。一方、世界でも、人口が急増し、深刻な飢えや栄養不足の問題が存在する中、大量の食品が廃棄されているのが現状であり、SDGs においても、その削減が重要な課題となっている。食品ロスを削減するためには、食品の製造、販売、消費に至る一連のサプライチェーンにおいて、食品廃棄物の発生抑制の取組を推進していくことが最も重要であるが、さらに、まだ食べることができる食品については、できるだけ食品として活用するようにし、食品ロスを削減していくことが重要である。食品ロスの削減により、家計負担や地方公共団体の財政支出の軽減、CO₂排出量の削減による気候変動の抑制が図られ、食品の生産や廃棄に関わるエネルギーや労働力等の無駄が少なくなることや、生物多様性の保全も期待できる。

加えて、我が国には、「もったいない」という意識を始め、食前・食後に口にする「いただきます」、「ごちそうさま」といった言葉があり、これらは食べ物やそれを育んだ自然の恵みや、作ってくれた人への感謝が込められている。また、ユネスコ無形文化遺産に登録¹⁵された「和食」も食材を余すところなく使う持続可能性の高い食文化であり、家庭の外で出された食事の残りを「折り」に詰めて持ち帰り、家庭で味わう習慣もある。食品ロスを削減する取組は、こうした我が国の食に関わる文化を再確認することにもつながる。

2 我が国の食品ロスの現状

日本国内の食品ロス量は年間472万トン(2022年度推計)と推計されている。これは、経済損失として約4兆円、温室効果ガス排出量として約1,046万トン CO₂に相当する¹⁶。また、国連世界食糧計画(WFP)による2023年の食料支援量370万トンの約1.3倍に相当する¹⁷。そのうち、事業系食品ロス量が236万トン、家庭系食品ロス量が236万トンである。事業系食品ロスの業種別の内訳をみると、食品製造業が

¹¹ Food and Agriculture Organization (2013), Food wastage footprint: Impacts on natural resources

¹² United Nations (2022), World Population Prospects 2022

¹³ Food and Agriculture Organization (2023), THE STATE OF FOOD SECURITY AND NUTRITION IN THE WORLD 2023

¹⁴ 目標 12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。

¹⁵ 平成25年12月4日 登録決定

¹⁶ 消費者庁(2024)「令和6年度 食品ロスによる経済損失及び温室効果ガス排出量に関する調査」

¹⁷ 国連世界食糧計画(WFP)2023年実績

約5割を占め、次いで外食産業が約2割5分を占めている¹⁸。主な発生要因としては、食品製造・卸売・小売業では「規格外品」、「製造工程の原材料端材」、「返品」、「販売期限切れ商品」、外食産業では「食べ残し」、「作りすぎ」等が挙げられる。家庭系食品ロスの内訳をみると、「直接廃棄¹⁹」、「食べ残し」、「過剰除去²⁰」となっている。

3 基本的な方向

食品ロス削減のためには、国民各層がこの問題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、「理解」するだけにとどまらず「行動」に移すことが必要である。すなわち、

- ・食べ物を無駄にしない意識を持ち、
- ・食品ロス削減の必要性について認識した上で、
- ・生産、製造、販売の各段階及び家庭での買物、保存、調理の各場面において、食品ロスが発生していることや、
- ・消費者、事業者等、それぞれに期待される役割と具体的な行動を理解し、
- ・可能なものから具体的な行動に移す、

ことが求められる。こうした理解と行動の変革が広がるよう、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進していくものとする。

世界は今、持続可能な地球と社会を引き継いでいく上で、極めて重要な時期を迎えており、食品ロスの削減はそのために誰もが取り組める身近な課題である。事業者一者一者、消費者一人一人を始め、あらゆる主体がこの時期をチャンスと捉え、食べ物を大事にする文化を再認識しながら、将来の世代に明るい未来を託せるよう、覚悟を持って行動を変革していくことが求められる。

II 食品ロスの削減の推進の内容に関する事項

1 求められる役割と行動

食品ロスは事業者及び消費者の双方から発生しており、サプライチェーン全体で取り組むべき課題であるが、その際、食品関連事業者等と消費者を「つなぐ」という視点が必要である。

消費者や食品関連事業者等が以下に掲げる「役割と行動」を理解し、実践すると同時に、食品関連事業者等からは食品ロスの削減のための課題と自らの取組を消費者に伝え、消費者はそれを受け止めて、食品ロスの削減に積極的に取り組む食品関連事業者の商品、店舗等を積極的に利用する、といった双方のコミュニケーションを活性化していくことが重要である。

¹⁸ 農林水産省(令和4年度推計)

¹⁹ 直接廃棄:賞味期限切れ等により、料理の食材として使用又はそのまま食べられる食品として使用・提供されずに直接廃棄されたもの。手付かず食品。

²⁰ 過剰除去:不可食部分を除去する際に過剰に除去された可食部分(例えば、厚くむきすぎた野菜の皮等)

このコミュニケーションに、食品関連事業者等以外の事業者や、マスコミ、消費者団体、NPO 等、国・地方公共団体も参画し、それぞれの役割を果たしながら連携・協働し、食品ロスの削減に取り組む先駆的・意欲的な取組事例が創出されていくことが期待される。

こうした過程を通じ、消費者が食品ロスの削減に取り組むことは、自らの消費生活に関する行動が、現在及び将来の世代にわたって地球環境等に影響を及ぼすものであることを自覚し、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画するという「消費者市民社会」(消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律第61号)第2条第2項)の形成の取組として位置付けることができる。

(1)消費者

食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解を深めるとともに、日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて適切に理解・把握する。その上で、例えば以下に掲げる行動例をヒントに、日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らができることを一人一人が考え、行動に移す。また、自身の消費行動を通じた食品ロスの発生が、環境や他の国々・地域の人々に影響を及ぼすことを踏まえ、食品ロスの削減に取り組む食品関連事業者の商品、店舗を積極的に利用する等、持続可能な生産・製造・販売活動を行う事業者の取組を支援する。

① 買物の際

- ・事前に家にある食材をチェックし、期限表示を理解の上、使用時期を考慮し、「てまえどり²¹」、見切り品等の活用を通じて、使いきれ的分だけ購入する。
- ・欠品を許容する意識を持つ。
- ・購入してすぐ食べるものについては、「てまえどり」を実践する。また、見切り品等を活用する。

② 食品の保存の際

- ・食材に応じた適切な保存を行うとともに、冷蔵庫内の在庫管理を定期的に行い、食材を使いきるようにする。
- ・賞味期限を過ぎた食品であっても、必ずしもすぐに食べられなくなるわけではないため、それぞれの食品が食べられるかどうかについては、個別に判断を行う。
- ・自然災害等の発生に備え、家庭において食品を備蓄する場合には、普段から食品を少し多めに買い置きしておき、古いものから消費し、消費した分を買い足すことにより、食品の備蓄ができる「ローリングストック法」を実践する。
- ・家庭で余っている未開封の未利用食品は、近隣でシェアしたり、フードドライブ活動²²を通じて寄附したりするよう努める。

²¹ てまえどり:日頃の買物の際、購入してすぐに食べるものについて、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ行為

²² フードドライブ活動:家庭で余っている食べ物を学校や職場等に持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク活動団体等に寄附する活動

③ 調理の際

- ・余った食材を鍋物や汁物に活用するなど、家にある食材を計画的に使いきるほか、食材の食べられる部分はできる限り無駄にしないようにする。
- ・食卓に上げる食事は食べきれぬ量とし、食べ残しを減らすとともに、食べきれなかったものについてリメイク等の工夫をする。

④ 外食の際

- ・食べきれぬ量を注文し、提供された料理を食べるようにし、宴会時においては、最初と最後に料理を楽しむ時間を設け、おいしい食べきり呼び掛ける「30・10(さんまる いちまる)運動²³」等を実践する。
- ・料理が残ってしまった場合には、外食事業者の説明をよく聞いた上で、自己責任の範囲で持ち帰る。

(2)農林漁業者・食品関連事業者

サプライチェーン全体で食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深めるとともに、消費者に対して、自らの取組に関する情報提供や啓発を実施する。また、食品廃棄物等の継続的な計量の実施等、自らの事業活動により発生している食品ロスを把握し、サプライチェーンでのコミュニケーションを強化しながら、見直しを図ることにより、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に努める。

なお、これらの活動を行った上で発生する食品ロスについては、新たな価値への転換、食品寄附やリサイクル等により適切に有効活用・再生利用等を行う。加えて、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努める。

具体的には以下のような行動が期待される。

① 農林漁業者

- ・規格外や未利用の農林水産物の新たな価値への転換、食品寄附等による有効活用を促進する。

② 食品製造業者

- ・食品原料の無駄のない利用や、製造工程、出荷工程における適正管理・鮮度保持に努める。
- ・食品の製造方法の見直しや保存に資する容器包装の工夫等により、賞味期限の延長に取り組む(その際、容器包装のプラスチック資源循環の推進も考慮する。)。また、年月表示化など賞味期限表示の大括り化に取り組む。
- ・食品小売業者と連携し、AI 等を活用した需要予測の高精度化や納品リードタイム²⁴の調整や受注締め時間の前倒し等により、サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する適正受注を推進する。
- ・小分け包装等、消費実態に合わせた容量の適正化を図る。
- ・製造時に生じる食品の端材や形崩れ品等について、新たな価値への転換、食品寄附等による有効活用を促進する。

²³ 30・10(さんまる いちまる)運動:宴会等で、乾杯後の30分とお開き前の10分は、席を立たずに料理を食べることを推進する運動

²⁴ 納品リードタイム:商品の受注(発注)から納品までに要する期間

③ 食品卸売・小売業者

- ・サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する厳しい納品期限(3分の1ルール等²⁵)の緩和や、需要予測の高精度化や納品リードタイムの調整、発注時間の前倒し等による適正発注の推進等の商慣習の見直しに取り組む。
- ・天候や日取り(曜日)などを考慮した需要予測に基づく仕入れ、販売等の工夫をする。また、季節商品については予約制とする等、需要に応じた販売を行うための工夫をする。
- ・賞味期限、消費期限²⁶に近い食品から購入するよう促し、売りきるための取組(値引き・ポイント付与等)を行う。
- ・小分け販売や少量販売などの消費者が使いきりやすい工夫を行う。
- ・食品小売業者(フランチャイズ店)における食品ロスについて、本部と加盟店とが協力して、削減に努める。

④ 外食事業者(レストランや宴会場のあるホテル等を含む。)等

- ・天候や日取り(曜日)、消費者特性などを考慮した仕入れ、提供等の工夫をする。
- ・消費者が食べきれぬ量を選択できる仕組み(小盛り・小分けメニューや、要望に応じた量の調整等)を導入する。
- ・おいしい食べきりと呼び掛ける「30・10(さんまる いちまる)運動」等の取組を行う。
- ・外食事業者は、mottECO²⁷のポスターを掲示するなど、消費者が食べ残しの持ち帰りを行いやすい環境を醸成するとともに、消費者から持ち帰りを求められた際は、「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs 目標達成に向けて～²⁸」(以下「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」という。)に基づき対応する。
- ・「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づき、消費者の自己責任を前提に、衛生上の注意事項を説明した上で可能な範囲で持ち帰り用容器による残った料理の持ち帰りをできることとし、その旨分かりやすい情報提供を行う(その際、容器包装のプラスチック資源循環の推進も考慮する。)
- ・外食事業者以外で食事の提供等を行う事業者にあっては、食品ロス削減のため実施可能な取組を行う。

⑤ 食品関連事業者等に共通する事項

- ・包装資材(段ボール等)に傷や汚れがあったとしても、商品である中身が毀損していなければ、輸送・保管等に支障を来す場合等を除いて、そのままの荷姿で販売することを許容する。
- ・フードシェアリングサービス(そのままでは廃棄されてしまう食品と購入希望者とのマッチングサービス)の活用等による売りきりの工夫を行う。

²⁵ 3分の1ルール: サプライチェーンにおける、賞味期間の3分の1以内で小売店舗に納品する慣例

²⁶ 消費期限: 定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質(状態)の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限

²⁷ mottECO(モッテコ): 飲食店での食べ残しの持ち帰り行為の愛称

²⁸ 消費者庁・厚生労働省 令和6年12月策定

- ・規格外品、納品期限、余剰生産、返品、包装資材(段ボール等)の破損、法令違反とならないパッケージへの誤記載、売れ残り等の理由により販売には至らないが、まだ食べることができる未利用食品を、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない者に提供するための活動(いわゆるフードバンク活動団体等を通じた食品寄附活動)とその役割を認識し、「食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～²⁹⁾(以下「食品寄附ガイドライン」という。)に基づき積極的に未利用食品の提供を行う。
- ・食品ロスの削減に向けた組織体制を整備するとともに、取組の内容や進捗状況等について、自ら積極的に開示する。
- ・食品のパッケージの工夫や食材の使いきり・食べきりに関する情報発信を通じて、家庭内での食品使いきを積極的に推進する。

(3)事業者(農林漁業者、食品関連事業者以外の事業者を含む。)

食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深め、社員等への啓発を行う。また、災害時用備蓄食料のフードバンク活動団体等への提供等の有効活用に努める。加えて、食品寄附の持続的かつ面的な拡大を図るため、食品寄附に貢献する財・サービスの提供の必要性について理解を深める。

(4)マスコミ、消費者団体、NPO等

前記(1)から(3)までに記載した「役割と行動」を実践する消費者や事業者が増えるよう、積極的な普及啓発活動等を行う。

(5)国・地方公共団体

前記(1)から(3)までに記載した「役割と行動」を実践する消費者や事業者が増えるよう、後記2に掲げる施策を推進する。また、災害時用備蓄食料のフードバンク活動団体等への提供等の有効活用に努める。さらに、主催するイベント等での食品ロスの削減を進める。

2 基本的施策

国においては、以下の施策に取り組み、食品の生産から、製造、販売、消費に至る一連の過程において、食品ロスの削減の取組を強力に推進する。地方公共団体においては、以下の施策を踏まえ、地域の特性に応じた取組を推進する。

(1)教育及び学習の振興、普及啓発等

国民が、それぞれの立場で食品ロスの削減に自発的に取り組んでいけるよう、その重要性についての理解と関心の増進等のための教育や普及啓発の施策を、食育に関する取組と連携しながら推進する。

²⁹⁾ 食品寄附等に関する官民協議会 令和6年12月策定

その際、消費者、事業者等が前記1に掲げた「役割と行動」を実践するために必要な情報を併せて提供する。引き続き、食品ロス削減国民運動「NO-FOODLOSS PROJECT」として展開することとし、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会³⁰等との連携を図る。また、食品ロス削減、食品寄附促進及び食品アクセス確保の三つの施策を、「食の環(わ)」プロジェクト³¹として一元的に発信し、福祉、防災、環境政策等とのシナジーを図るとともに、地域においても、地方公共団体、事業者、福祉団体、NPO 等の連携体制を構築し、地方創生から福祉まで総合的な取組の推進を図る。具体的には以下のとおりである。

① 消費者に対する普及啓発

- ・消費者に対し、食品ロスを減らすポイントを記載した普及啓発資材を活用し、家庭での食品ロス削減のために、暮らしの中で意識して実践できる内容の普及啓発を行う。特に、食品ロスの発生の記録が削減に効果的であることを周知する等、消費者が食品ロスを意識する取組を推進する。また、食品の備蓄ができる「ローリングストック法」の周知を図る。
- ・消費者に対し、賞味期限と消費期限の違い等、期限表示の正しい理解を促進するとともに、事業者に対し、まだ食べることができる期限に関する情報を発信するよう促す。
- ・賞味期限の愛称を「おいしいめやす」としてポスターによる周知等を実施する。
- ・「賞味期限」の過ぎた災害備蓄用ミネラルウォーターの適切な利用を促進するための対策を講ずる。
- ・消費者及び食品関連事業者に対し、宴会シーズンや季節商品の予約時期など、季節ごとの消費の機会を捉えた情報発信等を行う。
- ・「外食時のおいしく「食べきり」ガイド³²」により、外食時の食べきり・持ち帰り(持ち帰り用容器の活用を含む。)等に係る啓発とともに、事業者が自主的に取り組む mottECO の普及促進に関する取組を一層推進する。特に、持ち帰りについては、「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づき、外食事業者が活用しやすい注意事項のひな型の掲示など、消費者の自己責任を前提とした持ち帰りを分かりやすく周知する。
- ・消費者に対し、食品関連事業者が行う、商慣習見直し等を含めた食品ロス削減に資する取組について普及啓発を行い、理解を促進する。
- ・「もったいない」の考え方の下、ロゴマーク「ろすのん」の周知及び食品ロス削減に取り組む企業・団体等による積極的な活用を推進する。
- ・食品ロス削減月間(10月)、食品ロス削減の日(10月30日)に、食品ロスの削減に対する国民の意識の醸成、社会的な機運を高める取組(地方公共団体と連携した全国大会、表彰、川柳コンテスト等)を実施する。このほかの時期においても、通年にわたり、食品ロス削減の具体的な取組がマスコミ等で取り上げられるよう、広報に努める。

³⁰ 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会:「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する地方公共団体により、広く全国で食べきり運動等を推進し、以て3Rを推進するとともに、食品ロスを削減することを目的として設立された地方公共団体間のネットワーク。平成28年10月10日に設立。(令和7年1月27日現在447団体が参加)

³¹ 関係府省庁申合せ(令和6年6月24日)「食の環(わ)」プロジェクトの取りまとめとその発信について」

³² 消費者庁・農林水産省・環境省 令和元年5月公表

- ・国民運動「デコ活³³」による脱炭素に向けたライフスタイル転換を促すとともに、食品ロス削減等による循環経済、ネイチャーポジティブの実現を推進する。
- ・本基本方針における先駆的な取組について、国際的な組織との連携を通じて国際展開を図るとともに、国際シンポジウム等において情報共有を行う。

② 学校等における取組の推進

- ・命の大切さや食への感謝の気持ちを養うなど、学校の教科学習等を通じて食品ロスの削減に関する理解と実践を促す。また、一律に完食を強要するような指導ではなく、個に応じた給食指導を行うとともに、学校の実態に応じて給食時間を適切に定める。
- ・学校給食や教科学習等を通じ、食品ロスを含めた食に関する現代的な課題の理解と実践を促すため、栄養教諭を中核とし、児童生徒に対する指導の充実等を図る。
- ・栄養教諭に係る定数の改善に取り組むとともに、都道府県教育委員会等に対し、計画的な採用等を働きかけるなど、栄養教諭の配置拡大を図る。
- ・未就学児を対象に食品ロス削減を含めた食育等の取組を進めるため、保育所、認定こども園及び幼稚園において栄養士・管理栄養士や栄養教諭を配置するために必要な支援を実施する。

③ 地域における取組の推進

- ・地域等において食品ロスの削減を担う人材を育成するため、教材の開発・提供等を推進するとともに、食品ロス削減推進サポーター³⁴育成講座を定期的実施する。
- ・食でつなぐ共生社会の実現に向け、食品ロス削減、食品寄附促進及び食品アクセス確保に向けた取組を、国や地方公共団体が一体的に取り組めるよう、「食の環(わ)」プロジェクトとして一元的に情報発信するとともに、「食の環(わ)」プロジェクトロゴマークの周知や、食品ロス削減、食品寄附促進及び食品アクセス確保に取り組む地方公共団体、企業、団体等による積極的な活用を推進する。
- ・食品事業者等からの食品寄附を促進し、地域における円滑な食品アクセスの確保を図るため、地方公共団体や生産者、食品事業者、NPO、フードバンク活動団体、こども食堂、こども宅食及び福祉に関する関係者等が連携して、経済的に困窮している者等に対する食料提供を円滑にする地域の体制づくりを支援する。
- ・地域主体による食品ロス削減などの資源循環の取組を加速するため、自治体、大学、企業・業界団体、関係機関・関係団体等が参画する「サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップ」を活用し、モデルケースとなるような「地域循環モデル」の構築を進める。
- ・食品ロス削減対策と食品リサイクルの推進による食品廃棄ゼロエリアを創出・拡大するためのモデル事業を実施し、モデル事業を通して得られた知見や好事例等を他の地域・団体等に共有し横展開を図る。
- ・地方公共団体での食品ロス削減の取組状況の公表などを通じた、地域での取組の底上げや横展開を図る。

³³ デコ活：脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動。名称は、二酸化炭素(CO₂)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と環境に良いエコ(Eco)を含む「デコ」と「活動・生活」を組み合わせたもの。

³⁴ 令和6年12月末現在3,203人

- ・食品の消費行動に伴う家計負担の軽減等にも資する食品ロス削減対策(mottECO や売れ残り食品廃棄防止の地域実装等)を支援する。
- ・2025年日本国際博覧会や2027年国際園芸博覧会における食品ロス削減対策の取組について普及啓発を図るなど、各種大規模イベント等での対策実施を推進する。

(2)食品関連事業者等の取組に対する支援

食品ロス削減のための取組事例の共有・周知を図りながら、生産、製造、販売等の各段階において発生している食品ロスの削減のための積極的な取組を推進する。具体的には以下のとおりである。

- ・規格外や未利用の農林水産物の新たな価値への転換、食品寄附等による有効活用を促進する。
- ・食品を有効活用する取組等、民間事業者が行う食品ロス削減に係る課題等の解決に必要な取組を促進する。
- ・食品ロス削減のための商慣習見直し等の取組の推進及び事業者の取組に対する消費者理解の促進を図る。商慣習見直しとしては、政府等の各種実態調査も踏まえ、食品製造業者と、食品卸売・小売業者の連携の下、賞味期限表示の大括り化(年月表示・日まとめ表示)、安全係数³⁵の見直しや容器包装の工夫による賞味期限の延長及び厳しい納品期限の緩和(取組企業や実施品目の拡大)を一体的に促進する。また、需要予測の高精度化や納品リードタイムの調整等による適正受発注の推進を図る。
- ・「食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会」において、納品期限の見直しや賞味期限の安全係数の見直し及び大括り表示への見直しについて、食品関連事業者に周知・徹底し、商慣習の見直しに向けた取組を進める。
- ・季節商品の予約販売等、需要に見合った販売を推進する。
- ・食品関連事業者に対し、一体的な消費者啓発(期限表示の理解や適切な購買行動(適量購入、「てまえどり」等)や消費行動(家庭における食品ロス削減の取組促進、「外出時の食べきり・持ち帰り運動」等)の促進等)に取り組んでいただくよう呼び掛けるとともに、その際に活用できる啓発資材を提供する。また、これらの食品関連事業者が取り組んでいる消費者啓発活動を他の食品関連事業者に周知し、横展開を促進する。
- ・小盛り・小分けメニューの導入等、利用者の希望に沿った量で料理を提供する外食事業者の取組を促進するほか、ビュッフェ・宴会での食事提供の工夫など外食事業者の食品ロス削減の取組事例を周知する。
- ・外出時の食べきりや、食べ残し持ち帰りに関する留意事項について、「外出時のおいしく「食べきり」ガイド」、「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」等により、一層の周知を図る。特に、食べ残し持ち帰りについては、「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づき、留意事項を十分に理解して希望する者が、自己責任で持ち帰りを行うことを当たり前にする啓発を推進するとともに、運用の状況を踏まえつつ、適宜必要な措置を講ずる。

³⁵ 安全係数:期限表示を設定する際に用いられる、客観的な項目(指標)及び基準から得られた期限に対して、食品の特性に応じ、かけられる1未満の係数

- ・食べ残し持ち帰り促進のための啓発資材(mottECO ロゴマーク及びポスター・ステッカー等)を食品ロスポータルサイト等に掲載し、食品ロス削減月間、「おいしい食べきり」全国共同キャンペーン等の機会を捉えて発信を強化する。
- ・モデル事業を通じた好事例(mottECO 等)の知見・ノウハウを整理した上で、「食品ロス削減のための取組事例集³⁶」への掲載、自治体職員向けセミナー等を通して周知する。
- ・物流問題や人手不足等の社会変化も踏まえつつ、需要予測の高精度化や物流の効率化による食品流通の合理化、フードシェアリング等の新たなビジネスを含めた ICT、AI 等の新技術の活用といった DX の推進による食品ロス削減及び食品寄附の取組を促進する。
- ・企業における発生抑制等の具体的な取組内容が公表される仕組みを検討し、食品ロスの削減に積極的な食品関連事業者等の取組の見える化を図る。
- ・「食品期限表示の設定のためのガイドライン³⁷」について、安全係数の設定の考え方や賞味期限を過ぎてもまだ食べることができる期限の情報提供等、食品ロス削減の観点での改正内容を食品関連事業者に周知するとともに、本ガイドラインの考え方を踏まえた各業界団体等の個別食品に係る期限設定のガイドライン等の見直しを促し、食品ロス削減に向けた取組を進める。
- ・食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)違反があった場合に、過剰な回収につながらず事業者が適切に表示の是正を実施できるよう、周知を図るとともに必要な検討を行う。
- ・食品ロス削減を始め、企業の取組における環境・社会・ガバナンスの要素を考慮した ESG 金融³⁸の普及を促進する。

(3)表彰

食品ロスの削減に関し顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行う。

- ・食品ロスの削減に取り組むインセンティブを与えるとともに、国民に取組の重要性が広く認知され、各地域における取組が促進されるよう、国において食品ロス削減推進表彰を実施する。

(4)実態調査及び調査・研究の推進

食品ロスの削減に関する施策の効果的な実施に資するよう調査及び研究を推進する。

- ・食品廃棄物等の発生量及びその可食部率の捕捉並びにこれに基づく食品ロス発生量及びその経済損失・環境負荷(温室効果ガス排出量)の推計を継続的に実施する。
- ・食品ロスの内容、発生要因等を分析する。
- ・家庭系食品ロスの発生要因(直接廃棄、食べ残し、過剰除去)を分析するため、必要な調査等を実施する。

³⁶ 環境省 平成30年10月作成(令和6年10月更新)

³⁷ 消費者庁 令和7年3月改正

³⁸ ESG 金融:融資判断に ESG(環境:Environment、社会:Social、企業統治:Governance)要素を組み込んだ金融商品

- ・家庭系食品ロスの発生要因に応じた効果的な削減策を、食品ロス削減効果、費用対効果、温室効果ガス削減効果、行動変容への効果(影響度)、地域への副次的効果等の観点から整理し、地域の関係主体向けの手引きとして取りまとめる。
- ・食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査、研究等を実施する。
- ・食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を調査する。
- ・ムーンショット型研究開発制度³⁹において、食品ロスの削減の観点を含め、持続的な食料供給産業を創出するための挑戦的な研究を推進する。
- ・食品ロスに関する各調査結果に基づく内容を公表し、普及啓発を図る。
- ・事業者の災害時用備蓄食料の廃棄量について実態を把握するとともに、有効活用の方法について検討する。

(5)情報の収集及び提供

食品ロスの削減について、先進的な取組に関する情報その他の情報を収集し、提供する。

- ・先進的な取組や優良事例について、ウェブサイト等により広く提供する。その際、若者等による積極的な取組事例の収集及び提供を強化するほか、幅広い世代から食品ロス削減の取組やアイデアを募集し、SNS 等も活用して紹介する。
- ・エシカル消費⁴⁰の啓発とも連動させ、消費の社会へのつながりの意識を喚起する。
- ・食品ロスによる経済損失及び環境負荷(温室効果ガス排出量)の推計結果に係る情報発信を行う。

(6)未利用食品等を提供するための活動(食品寄附)の支援等

フードバンク活動は、食品ロスの削減に直結するものであるほか、生活困窮者への支援などの観点からも意義のある取組であり、国民に対してフードバンク活動への理解を促進する。具体的には以下のとおりである。

- ・関係者相互の連携のための取組(例:食品関連事業者とフードバンク活動団体等とのマッチングや提供される食品の情報共有、フードドライブ活動の推進)を含めた、フードバンク活動の支援を行う。事業者等によるフードバンク活動団体等の取組への広範な支援を推進する。
- ・食品寄附活動の社会的信頼の向上と活動定着のため、「食品寄附ガイドライン」の普及啓発を図るとともに、一定の管理責任を果たすことができるフードバンク活動団体等を、「食品寄附ガイドライン」に基づき認定するなどにより特定するための仕組みを構築し、その運用の推進を図る。

³⁹ ムーンショット型研究開発制度:我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発(ムーンショット)を、司令塔たる総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)の下、関係省庁が一体となって推進する制度(内閣府)

⁴⁰ エシカル消費:地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動(※エシカル=倫理的・道徳的)

- ・「食品寄附ガイドライン」の運用後の食品寄附の実態把握、社会福祉や食品アクセスの確保の観点からの食品寄附促進の必要性、社会全体のコンセンサスの醸成等を踏まえ、食品寄附に伴って生ずる民事責任の在り方について、最終受益者の被害救済にも配慮した法的措置を講ずることを目指す。
- ・食品寄附促進の観点から、一定の管理責任を果たすことができるフードバンク活動団体等がその旨を届け出た場合等に、期限表示、アレルギーなどの食品安全情報の伝達手法について、無償譲渡に限り包装上のラベル以外の手法を認める法的措置を検討する。
- ・食品廃棄物等の発生抑制に向けて食品寄附を行う事業者の取組を促進するため、食品関連事業者に対して、税制上の取扱いの周知や企業版ふるさと納税を活用した食品寄附の優良事例の発信を行う。
- ・食品寄附活動の社会的信頼の向上のため、フードバンク活動団体等に保険に入ることを推奨するとともに、加入に対する支援を行う。
- ・国として取り組むべき重要な消費者施策に積極的に取り組む地方公共団体に対する支援事業を通じて、フードバンク活動やフードドライブ活動等を支援する。
- ・フードバンク活動団体やこども食堂等を通じた未利用食品の提供拡大を図るため、フードバンク活動の機能強化に向けた専門家派遣や輸配送等に対する支援を行う。
- ・食品事業者等からの食品寄附を促進し、地域における円滑な食品アクセスの確保を図るため、地方公共団体や生産者、食品事業者、NPO、フードバンク活動団体、こども食堂、こども宅食及び福祉に関する関係者等が連携して、経済的に困窮している者等に対する食料提供を円滑にする地域の体制づくりを支援する。【再掲】
- ・DX を推進し、食品関連事業者、フードバンク活動団体、こども食堂及び地方公共団体等、地域で食品寄附に関わる多様な主体のデータ連携を図ることによって食品寄附を促進するモデルケースを構築し、地域における食品寄附促進を支援する。
- ・スーパーマーケットやコンビニエンスストア等の小売店がフードバンク機能やコミュニティパントリー⁴¹の役割を果たす地域モデル事業を推進する。
- ・住民が抱える様々な地域生活課題の解決に向けて、重層的支援体制整備事業等を活用し、フードバンク活動団体等と、地方公共団体や他の支援団体等との連携・協働等を促進することにより、フードバンク活動等を支援する。
- ・食事の提供等を通じて、多様なこどもの居場所の提供を行うこども食堂等を支援する。
- ・政府備蓄米の無償交付により、こども食堂、こども宅食及びフードバンク活動団体を支援する。
- ・食品ロス削減推進表彰においては、食品ロス削減の取組を広く国民運動として展開していくことを目的として、消費者等に広く普及し、波及効果が期待できる優秀な取組を実施した者や食品寄附促進が期待できる先駆的なフードバンク活動を行う者等を表彰するとともに、それら取組をウェブサイト等で広く周知する。

⁴¹ コミュニティパントリー：登録した生活困窮者等が都合の良い時に、必要な食品や日用品等を無償で受け取ることができる、冷蔵庫や冷凍庫、商品棚が設置された特定の場所や施設

- ・国の災害用備蓄食品の有効活用について(令和3年4月21日関係府省庁申合せ)に基づき、入替えにより不用決定を行った災害時用備蓄食料を、原則フードバンク活動団体等へ提供することを推進する。また、地方公共団体の災害時用備蓄食料の有効活用について、優良事例の普及等により取組を促進する。

Ⅲ その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項

1 地方公共団体が策定又は変更する食品ロス削減推進計画

(1)食品ロス削減推進計画の意義

我が国全体として、食品ロスの削減を推進していくためには、国が実施する施策に加えて、より生活に身近な地方公共団体において、それぞれの地域の特性を踏まえた取組を推進していくことが重要である。

また、食品ロス削減推進計画は、地域における食品ロスの削減にとって、消費者教育、環境、廃棄物処理、産業振興、地域づくり等の観点から、重要な位置付けを有するものである。

そのため、都道府県及び市町村は、積極的に食品ロス削減推進計画を策定又は変更することが望まれる。

(2)食品ロス削減推進計画の策定又は変更にあたって留意すべき事項

都道府県及び市町村が、食品ロス削減推進計画の策定又は変更にあたって留意すべき事項は以下のとおりである。

① 推進体制の整備

- ・地方行政として推進していくためには、首長の理解の下、主担当部局を定めた上で、関係する部局間で、認識を共有することが重要である。
- ・推進体制の整備として、例えば、関係部局から構成される連絡会議を設けて、情報共有及び調整を行い、各施策の連携を深めることなどが必要である。
- ・地域の食品関連事業者等、関係団体・事業者等の意見を十分に聴き、協働することが必要である。その際、フードバンク活動が行われている地方公共団体等においては、消費者、産業振興、環境、保健福祉等の関係部局間で連絡を密にしながら、フードバンク活動の基盤の強化に向け、フードバンク活動団体等との連携に配慮するとともに、必要な支援を検討、実施する。
- ・食品ロス削減推進計画の策定又は変更に関し、関係法令に基づく各種の計画(食育推進計画、廃棄物処理計画等)との調和を保つことが重要である。

② 地域の特性等の把握

- ・食品ロスの削減に向けた取組の現状や課題を把握し、その結果に基づき、食品ロス削減推進計画を策定又は変更することが望まれる。
- ・一般廃棄物の組成調査を行い、現状を把握した上で、食品ロス削減推進計画を策定又は変更することが望まれる。

・近隣の地方公共団体との間で、食品ロス削減推進計画の内容や、その実施状況等について、情報交換等を行うことにより、地域間の連携を深めることが望ましい。これにより、全国的な連携の拡大につながることを期待される。

③ 計画策定又は変更時

・食品ロス削減推進計画の策定又は変更に当たっては、以下について留意すること。

ア 前記Ⅱの2の基本的施策を踏まえ、地域の特性に応じた取組を盛り込むこと。

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく廃棄物処理計画又は一般廃棄物処理計画との整合性を図り、当該計画の中に食品ロスの削減の取組を位置付けることも考えられること。

ウ 後記3に掲げる国の削減目標も踏まえ、目標を設定し、明記することが望ましいこと。

エ 食品ロスの削減に十分に取り組んだ上でも生じる食品廃棄物について、再生利用(飼料化、肥料化等)を検討すること。

オ 地方公共団体におけるSDGsや地方創生の取組の中に食品ロスの削減の取組を位置付けることも考えられること。

カ 市町村が策定する計画は、特段の支障がない限り原則として複数市町村による共同策定が可能であること。

④ 策定又は変更後の推進

・連絡会議等を活用し、定期的に取り組みの成果を検証し、PDCAサイクルの徹底を図りつつ、効果が上がるよう食品ロス削減推進計画を推進することが重要である。

(3)食品ロス削減推進計画の策定又は変更への支援

国は、地域における食品ロスの削減を推進するため、地方公共団体における食品ロス削減推進計画の策定又は変更を促進する。

このため、国は、計画策定又は変更等に伴い生ずる新たな事務負担等が軽減されるよう、必要な支援(地方公共団体の優良事例等の全国への情報提供を含む。)、地方公共団体の職員の研修機会の提供など適切な支援に努める。

2 関連する施策との連携

食品ロスの削減の推進については、循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)、食育基本法(平成17年法律第63号)、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(平成13年環境省告示第34号)など多岐にわたる施策等に位置付けられているが、目指すべき方向は共通である。

このような関連施策の連携を推進していくため、関係省庁間の緊密な連携を図ることが重要である。

3 食品ロスの削減目標等

食品ロス削減推進法及び本基本方針の目指すところは「多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進する」ことである。

食品ロスの削減の目標は、SDGs も踏まえて、家庭系食品ロスについては「第五次循環型社会形成推進基本計画」(令和6年8月閣議決定)において、2000年度比で2030年度までに食品ロス量⁴²を半減させる(216万トン)という目標を設定している。事業系食品ロスについては、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」(令和7年3月公表)において、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を60%削減させる(219万トン)という目標を設定している。本基本方針においても、これらの削減目標の達成(家庭系食品ロスについては、2030年度を待たず早期達成)を目指し、総合的に取組を推進する。

また、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合⁴³を80%とする。

4 実施状況の点検と基本方針の見直し

国は、食品ロスの削減の推進に関する多様な取組や施策の実施状況について、必要な体制を整備し、継続的に点検を行い、進捗の確認を行うとともに、必要に応じて施策の見直しを行う。

なお、社会経済情勢や、食品ロスを取り巻く状況の変化、施策の実施状況等を踏まえて、おおむね5年を目途に本基本方針の見直しを行う。

また、地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画についても、本基本方針の見直しを踏まえ、定期的に見直すことが望まれる。

⁴² 2000年度食品ロス量 事業系食品ロス量:547万トン(農林水産省)、家庭系食品ロス量:433万トン(環境省)

⁴³ 令和6年度は74.9% 消費者庁(2024)「令和6年度第2回消費生活意識調査」

6 食品ロスの削減の推進に関する法律

令和元年5月31日号外法律第19号

我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生している。食品ロスの問題については2015年9月25日の国際連合総会において採択された持続可能な開発のための2030アジェンダにおいて言及されるなど、その削減が国際的にも重要な課題となっており、また、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題である。

食品ロスを削減していくためには、国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要である。また、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供することを含め、できるだけ食品として活用するようにしていくことが重要である。

ここに、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第1条 この法律は、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「食品」とは、飲食物品のうち医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第1項に規定する医薬品、同条第2項に規定する医薬部外品及び同条第9項に規定する再生医療等製品以外のものをいう。

2 この法律において「食品ロスの削減」とは、まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組をいう。

(国の責務)

第3条 国は、食品ロスの削減に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、食品ロスの削減に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めるとともに、食品ロスの削減について積極的に取り組むよう努めるものとする。

(消費者の役割)

第6条 消費者は、食品ロスの削減の重要性についての理解と関心を深めるとともに、食品の購入又は調理の方法を改善すること等により食品ロスの削減について自主的に取り組むよう努めるものとする。

(関係者相互の連携及び協力)

第7条 国、地方公共団体、事業者、消費者、食品ロスの削減に関する活動を行う団体その他の関係者は、食品ロスの削減の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(食品廃棄物の発生の抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進)

第8条 国及び地方公共団体は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)その他の関係法律に基づく食品廃棄物の発生の抑制等に関する施策を実施するに当たっては、この法律の趣旨及び内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進しなければならない。

(食品ロス削減月間)

第9条 国民の間に広く食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間を設ける。

2 食品ロス削減月間は、10月とし、特に同月30日を食品ロス削減の日とする。

3 国及び地方公共団体は、食品ロス削減の日をはじめ食品ロス削減月間において、その趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第10条 政府は、食品ロスの削減に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第11条 政府は、食品ロスの削減に関する施策の総合的な推進を図るため、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向に関する事項
 - 二 食品ロスの削減の推進の内容に関する事項
 - 三 その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県食品ロス削減推進計画)

第12条 都道府県は、基本方針を踏まえ、当該都道府県の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画(以下この条及び次条第1項において「都道府県食品ロス削減推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県は、都道府県食品ロス削減推進計画を定めるに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の5第1項に規定する廃棄物処理計画その他の法律の規定による計画であって食品ロスの削減の推進に関連する事項を定めるものと調和を保つよう努めなければならない。
- 3 都道府県は、都道府県食品ロス削減推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 4 前2項の規定は、都道府県食品ロス削減推進計画の変更について準用する。

(市町村食品ロス削減推進計画)

第13条 市町村は、基本方針(都道府県食品ロス削減推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画)を踏まえ、当該市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画(次項において「市町村食品ロス削減推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 2 前条第2項から第4項までの規定は、市町村食品ロス削減推進計画について準用する。この場合において、同条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)中「第5条の5第1項に規定する廃棄物処理計画」とあるのは、「第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画」と読み替えるものとする。

第三章 基本的施策

(教育及び学習の振興、普及啓発等)

第14条 国及び地方公共団体は、消費者、事業者等が、食品ロスの削減について、理解と関心を深めるとともに、それぞれの立場から取り組むことを促進するよう、教育及び学習の振興、啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の施策には、必要量に応じた食品の販売及び購入、販売及び購入をした食品を無駄にしないための取組その他の消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発が含まれるものとする。

(食品関連事業者等の取組に対する支援)

第15条 国及び地方公共団体は、食品の生産、製造、販売等の各段階における食品ロスの削減についての食品関連事業者(食品の製造、加工、卸売若しくは小売又は食事の提供を行う事業者をいう。第19条第1項において同じ。)及び農林漁業者並びにこれらの者がそれぞれ組織する団体(次項において「食品関連事業者等」という。)の取組に対する支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食品の生産から消費に至る一連の過程における食品ロスの削減の効果的な推進を図るため、食品関連事業者等の相互の連携の強化のための取組に対する支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(表彰)

第16条 国及び地方公共団体は、食品ロスの削減に関し顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うよう努めるものとする。

(実態調査等)

第17条 国及び地方公共団体は、食品ロスの削減に関する施策の効果的な実施に資するよう、まだ食べることができる食品の廃棄の実態に関する調査並びにその効果的な削減方法等に関する調査及び研究を推進するものとする。

(情報の収集及び提供)

第18条 国及び地方公共団体は、食品ロスの削減について、先進的な取組に関する情報その他の情報を収集し、及び提供するよう努めるものとする。

(未利用食品等を提供するための活動の支援等)

第19条 国及び地方公共団体は、食品関連事業者その他の者から未利用食品等まだ食べることができる食品の提供を受けて貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない者にこれを提供

するための活動が円滑に行われるよう、当該活動に係る関係者相互の連携の強化等を図るために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、民間の団体が行う同項の活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国は、第一項の活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査及び検討を行うよう努めるものとする。

第四章 食品ロス削減推進会議

(設置及び所掌事務)

第20条 内閣府に、特別の機関として、食品ロス削減推進会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 基本方針の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食品ロスの削減の推進に関する重要事項について審議し、及び食品ロスの削減に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第21条 会議は、会長及び委員20人以内をもって組織する。

(会長)

第22条 会長は、内閣府設置法(平成11年法律第89号)第11条の2の特命担当大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第23条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 農林水産大臣
- 二 環境大臣
- 三 前二号に掲げる者のほか、会長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 四 食品ロスの削減に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第四号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第24条 前条第1項第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第4号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第25条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(内閣府設置法の一部改正)

第2条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第40条第3項の表に次のように加える。

食品ロス削減推進会議	食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年法律第19号)
------------	------------------------------

(消費者庁及び消費者委員会設置法の一部改正)

第3条 消費者庁及び消費者委員会設置法(平成21年法律第48号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第13号の2の次に次の1号を加える。

13の3 食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年法律第19号)第11条第1項に規定する食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針の策定及び推進に関すること。

7 第69回県政に関する世論調査の結果について

令和7年度に実施した「第69回県政に関する世論調査」のうち、調査の概要と食品ロスに関する調査結果を以下に示します。

○世論調査の概要

- (1)調査地域 千葉県全域
- (2)調査対象 満18歳以上の個人
- (3)標本数 3,000人
- (4)抽出方法 層化二段無作為抽出法

※層化二段無作為抽出法とは、行政単位と地域によって県内をブロックごとに分類し（層化）、各層に調査地点を人口に応じて比例配分し、国勢調査における調査区域及び住民基本台帳を利用して（二段）、地点ごとに一定数のサンプル抽出を行うものです。

- (5)調査方法 郵送法・オンライン調査法の併用
(郵送配付－郵送・オンライン回収)
- (6)調査時期 令和7年8月19日～令和7年9月12日

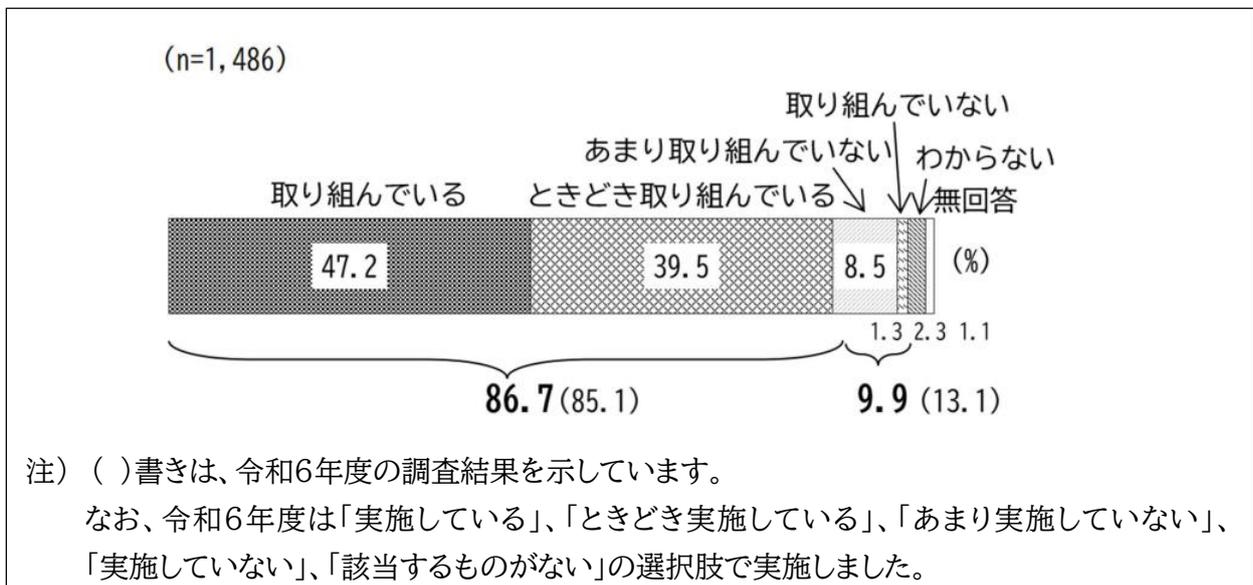
調査結果については、「第69回県政に関する世論調査報告(令和7年度)概要版」に基づき作成。

○調査の結果

(1)食品ロス削減の取組状況

食品ロス削減の取組状況を聞いたところ、「取り組んでいる」(47.2%)と「ときどき取り組んでいる」(39.5%)を合わせた『取り組んでいる(計)』(86.7%)が8割台半ばとなっています。

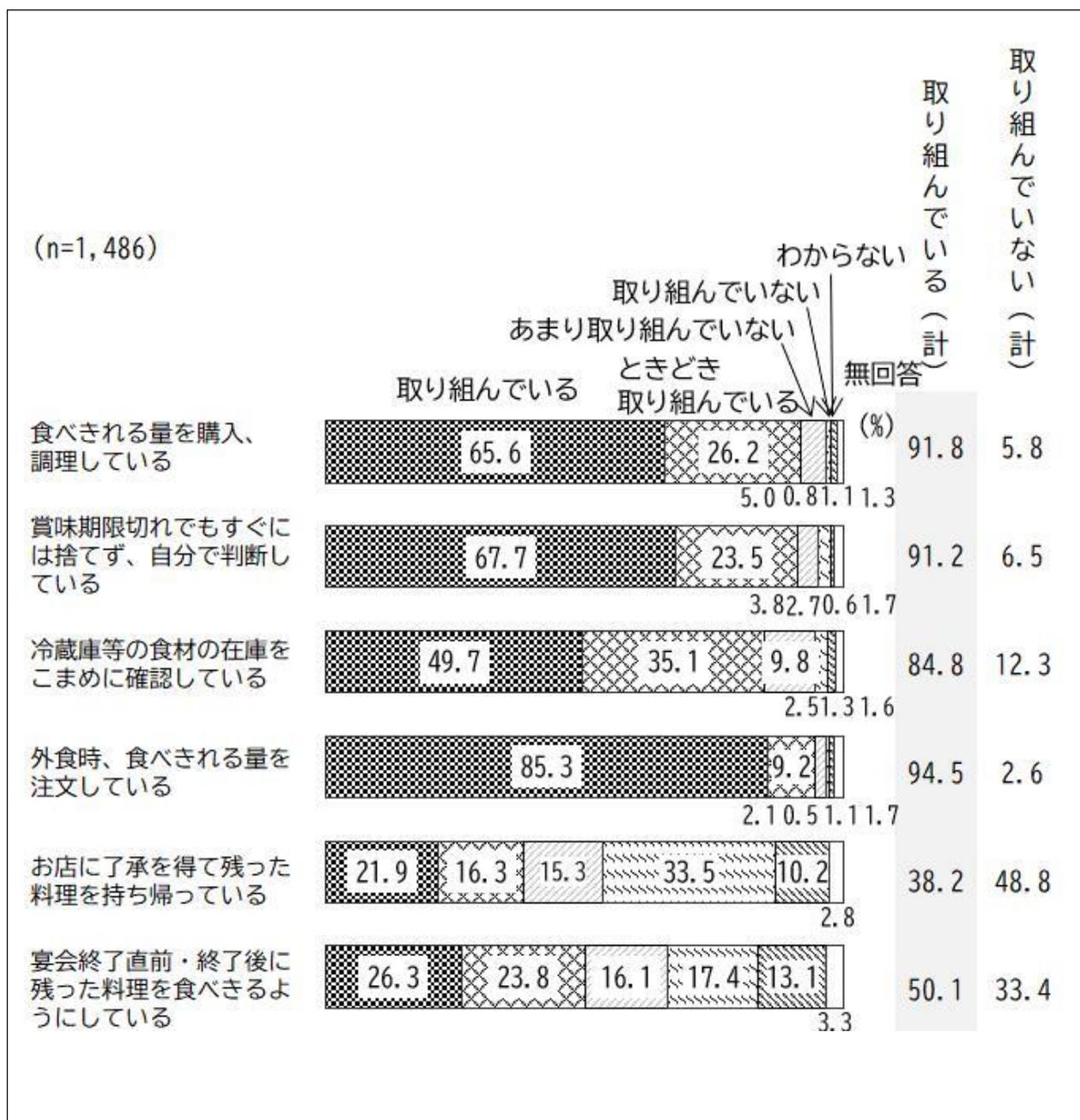
一方、「あまり取り組んでいない」(8.5%)と「取り組んでいない」(1.3%)を合わせた『取り組んでいない(計)』(9.9%)は約1割となっています。



(2) 普段の生活で行っている食品ロスの削減に向けた取組

普段の生活で行っている食品ロスの削減に向けた取組に関する6つの項目について、それぞれの取組状況を聞いたところ、「取り組んでいる」と「ときどき取り組んでいる」を合わせた『取り組んでいる(計)』が最も高いのは、「外食時、食べきれる量を注文している」(94.5%)が9割台半ば、以下、「食べきれる量を購入、調理している」(91.8%)と「賞味期限切れでもすぐには捨てず、自分で判断している」(91.2%)が9割を超えて続いています。

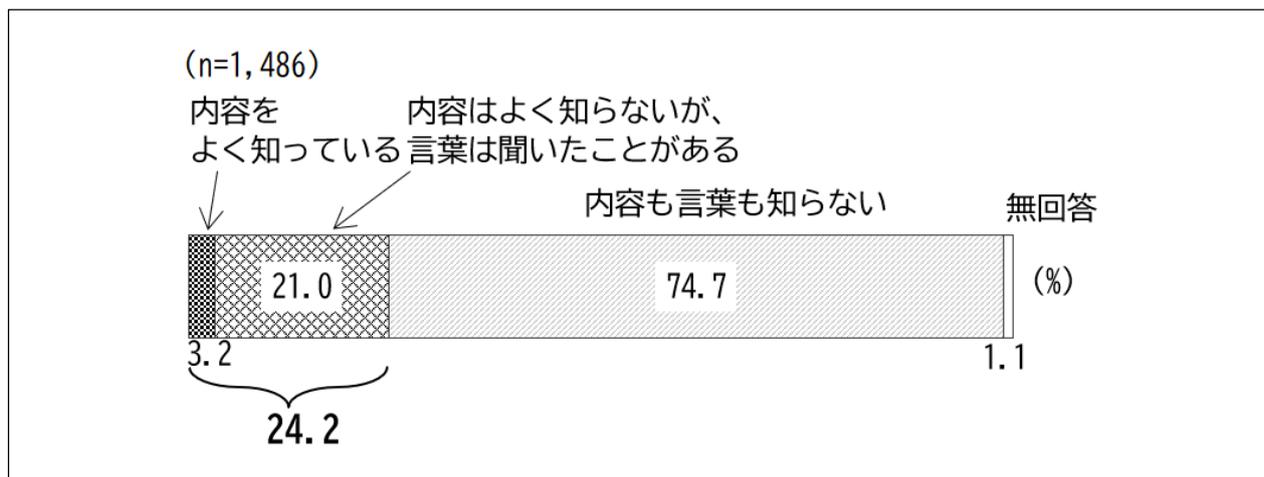
一方、「あまり取り組んでいない」と「取り組んでいない」を合わせた『取り組んでいない(計)』が最も高いのは、「お店に了承を得て残った料理を持ち帰っている」(48.8%)が約5割、以下、「宴会終了直前・終了後に残った料理を食べきるようにしている」(33.4%)が3割を超え、「冷蔵庫等の食材の在庫をこまめに確認している」(12.3%)が1割を超えて続いています。



(3)「ちば食品ロス削減エコスタイル」の認知度

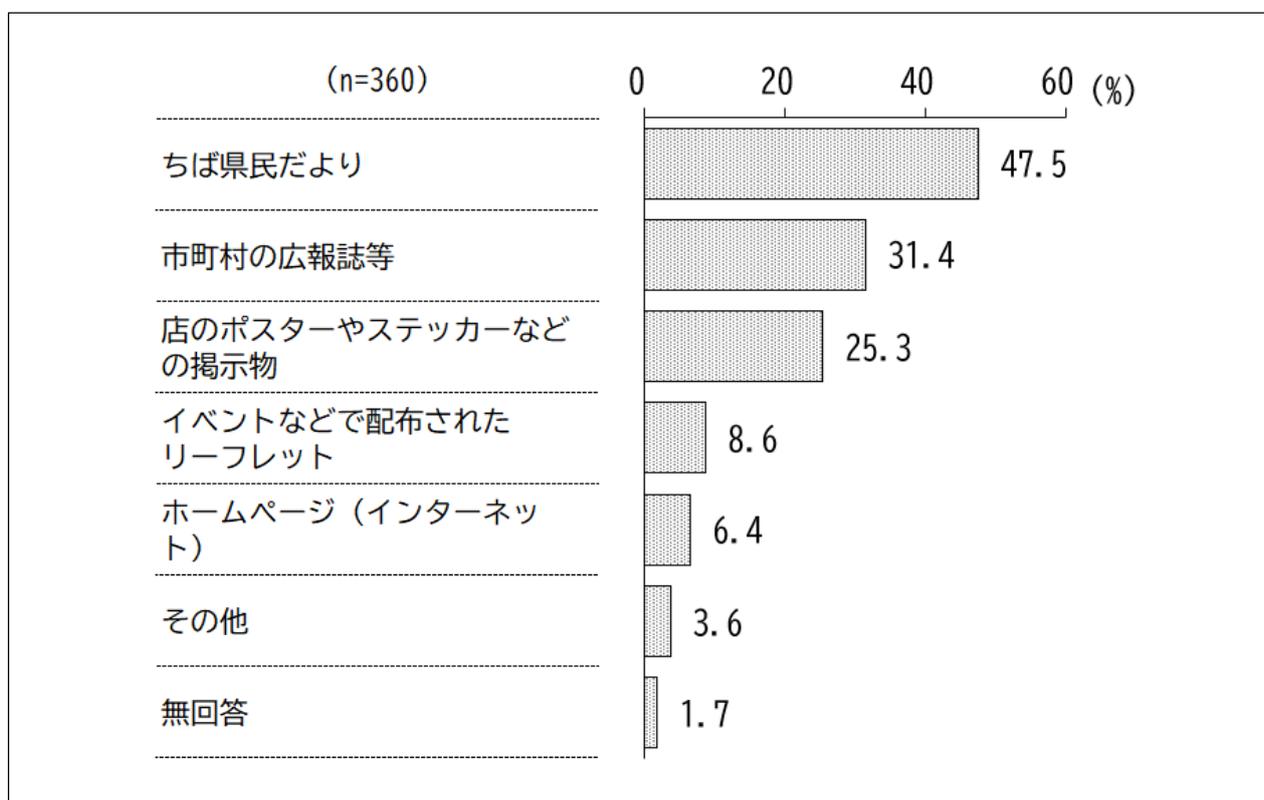
「ちば食品ロス削減エコスタイル」の認知を聞いたところ、「内容をよく知っている」(3.2%)と「内容はよく知らないが、言葉は聞いたことがある」(21.0%)を合わせた『聞いたことがある(計)』(24.2%)が2割台半ばとなっています。

一方、「内容も言葉も知らない」(74.7%)は7割台半ばとなっています。



(4)「ちば食品ロス削減エコスタイル」の認知経路

「ちば食品ロス削減エコスタイル」を「聞いたことがある」と回答した360人を対象に、認知経路を聞いたところ、「ちば県民だより」(47.5%)が約5割で最も高く、以下、「市町村の広報誌等」(31.4%)、「店のポスターやステッカーなどの掲示物」(25.3%)が続きます。



8 用語解説

【あ】

ISO

International Organization for Standardization(国際標準化機構)の略で、国際標準化機構は国際的な非政府間機関(民間機関)であり、製品及びサービスの国際貿易を容易にし、知的・科学的・技術的・経済的活動分野における国際間の協力を助長するために、世界的な標準化とその関連活動の発展開発を図ることを目的としています。

ISO14001は、ISOが制定した環境マネジメントに関する規格です。

環境マネジメントシステムは、「全体的なマネジメントシステムの一部で、環境方針を作成し、実施し、達成し、見直しかつ維持するための、組織の体制、計画活動、責任、慣行、手順、プロセス及び資源を含むもの」です。

アスベスト

アスベスト(石綿)は、天然に産する繊維状ケイ酸塩鉱物で、耐熱性、耐摩耗性に優れ、酸、アルカリなどにも強く、丈夫で変化しにくいという特性があります。以前は建築工事の吹付け作業やスレート材などの建築材料、工業用品などに広く使われてきました。

しかし、繊維が極めて細いため気づかないうちに人体に蓄積されると、肺がんや中皮種など健康に悪影響を及ぼすおそれがあり、また、暴露から発症まで20年～50年と潜伏期間が長いことが特徴です。

なお、現在では原則として製造等が禁止されています。

◀関連用語:特別管理(一般・産業)廃棄物▶

一部事務組合

複数の市町村が、行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織のことをいいます。隣接する中小規模な市町村が、消防、ごみ処理・し尿処理の運営を行うことが多くなっています。

一般廃棄物

廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物のことをいい、日常生活から排出される「ごみ」と「し尿」に分類されます。

また、「ごみ」はオフィス等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「生活系ごみ」に分類されます。市町村は、区域内の一般廃棄物を適正に処理する責務がありますが、排出抑制や資源化のための分別については、一人ひとりの取組が重要です。

◀関連用語:産業廃棄物▶

AI

Artificial Intelligence(人工知能)の略で、テキスト、音声、画像、動画といった規則性のない多様なデータを複合的に分析した上で結果を導くことや、問い合わせの自動応答などの業務での活用が期待されています。

《関連用語:DX》

エコアクション21

環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合したものであり、エコアクション21に取り組むことにより、中小事業者でも自主的積極的な環境配慮に対する取組が展開でき、かつその取組結果を「環境活動レポート」として取りまとめて公表できるように工夫されています。

SNS

Social Networking Service の略で、登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのことをいいます。

SDGs

Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称です。2030年までに世界が達成すべきゴールを表したもので、17の目標と169のターゲットで構成されています。ゴールとは大きな目標を指し、ターゲットとはゴールをより具体的に掘り下げた目標です。

地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓い、SDGsは開発途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

NPO

Non-Profit Organization の略で、直訳すると「非営利組織」または「非営利団体」となります。言葉の意味としては、現在、日本では「市民が主体となって継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間団体」を指す言葉として一般に使われており、法人格の有無や活動の種類は問いません。

温室効果ガス

地球を取り巻く大気が太陽から受ける熱を保持し、一定の温度を保つ仕組みのことを温室効果といい、温室効果ガスは、大気中に拡散された温室効果をもたらすガスのことをいいます。地球温暖化対策推進法(地球温暖化対策の推進に関する法律)では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素と定められています。

《関連用語:脱炭素化》

【か】

家庭系ごみ排出量

県では、家庭から排出されるごみのうち、資源ごみを除いたものをいいます。（「生活系ごみ」から「集団回収量」、「資源ごみ」及び「直接搬入ごみのうち資源として利用されるもの」を除いたもの。）

家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法;平成10年法律第97号)

家庭で不要になったテレビ、エアコン、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫の家電4品目について、家電メーカーに回収とリサイクルを、消費者にその費用負担を義務付けた法律です。

仮置場

災害廃棄物を集積、保管、処理するために一時的に設置される場所のことをいいます。

《関連用語:災害廃棄物》

環境学習

環境問題についての知識を身につけるだけでなく、人と環境との関係性、環境と社会、経済及び文化とのつながりについての理解を深め、問題解決に向けて行動できる人を育てるための教育・学習のことを指します。

気候変動

温暖化や豪雨など、気温や気象パターンの長期的な変化のことをいいます。その要因には、自然によるものと人為的なものがありますが、近年の温暖化の主な原因は人為的なものとされています。

《関連用語:脱炭素化》

金属スクラップヤード等

収集した金属スクラップ、使用済みプラスチック等を屋外において保管し、また、保管に伴い破砕等する事業を行う事業場のことをいいます。

《関連用語:ヤード》

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入することをいいます。

国等の公的機関が率先して環境物品等の調達を推進するとともに、環境物品等の情報提供の推進や需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目的として、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律;平成12年法律第100号)が平成13年4月に施行されています。

建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律;平成12年法律第104号)

資源の有効利用や廃棄物の適正処理を推進するため、一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し廃棄物(建設工事で出る廃棄物)の分別・リサイクルの義務付けなどを定めた法律です。

小型家電リサイクル法(使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律;平成24年法律第57号)

デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等に含まれる有用金属の回収・再資源化を促進するため、市町村が収集等を実施し、認定事業者が再資源化を行う仕組みを定めた法律です。

小型電子機器等

携帯電話端末、デジタルカメラ、パーソナルコンピュータなどの電気機械器具で、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令(平成25年政令第45号)」で定めるものをいいます。

古紙ルート

市町村における従来からの古紙(新聞・雑誌・段ボール等)の回収ルートを利用して、主に製紙原料に向く紙製容器包装を集める方法です。

ごみ発電

ごみ焼却時に発生する熱エネルギーをボイラーで回収し、蒸気を発生させてタービンを回して発電を行うものです。

化石燃料の使用削減につながることから温暖化対策としても注目されています。

《関連用語:熱回収(サーマルリサイクル)》

コミュニティプラント

廃棄物処理法第6条第1項により定められた「市町村の定める一般廃棄物処理計画」に従い、市町村が設置したし尿処理施設で、し尿と生活雑排水と併せて処理する施設のことをいいます。

《関連用語:浄化槽》

【さ】

災害廃棄物

地震・津波・台風・豪雨などの自然災害により被災した家屋等から大量に発生する廃棄物で、住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物のことをいいます。

災害廃棄物対策指針

都道府県及び市町村における災害廃棄物処理計画の作成に資することを目的に、東日本大震災の経験を踏まえ、今後発生が予測される大規模地震や津波及び水害、その他自然災害による被害を抑止・軽減するための災害予防、さらに発生した災害廃棄物(避難所ごみ等を含む)の処理を適正かつ迅速に行うための応急対策、復旧・復興対策について、必要事項を整理したもので、平成26年3月に策定、平成30年3月に改定されました。

再資源化

廃棄物を部品又は原材料その他製品の一部として利用することができる状態にすることをいいます。

≪関連用語:リサイクル(再生利用)≫

再資源化事業等高度化法(資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律;令和6年法律第41号)

再資源化の効率化・生産性向上により温室効果ガス削減効果の高い資源循環を促すため、基本方針の策定、事業者の再資源化の実施状況の報告・公表、認定制度や許可手続の特例等を定めた法律です。

最終処分

廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、最終的には埋立処分又は海洋投入処分されます。最終処分は埋立てが原則とされており、大部分が埋立てにより処分されています。

最終処分を行う施設が最終処分場であり、埋め立てる廃棄物の性状によって異なる構造基準及び維持管理基準が定められています。

産業廃棄物の最終処分場には、がれき類等を埋め立てる安定型、汚泥等を埋め立てる管理型、有害物質を埋立基準以上含む廃棄物を埋め立てる遮断型があります。

一般廃棄物の最終処分場は、管理型と同様の構造をした一般廃棄物最終処分場があります。

≪関連用語:中間処理≫

再生土

燃え殻、汚泥などの廃棄物を脱水、破碎等の処理をして生成された土砂状物で、土地造成用の資材として利用されるものをいいます。

再生プラスチック

一度使用され、廃棄されたプラスチックを再資源化し、新たな製品の原料として利用できる状態にしたものをいいます。

雑がみ

新聞・雑誌・段ボール・紙パック以外の紙のことで、具体的には、投込みチラシ、パンフレット、紙袋、紙箱、コピー紙、包装紙などを指します。その他紙、雑紙、ミックスペーパー、雑古紙などの呼び方が使われていることもあります。

SAF(持続可能な航空燃料)

Sustainable Aviation Fuel の略で、廃食油、木くず、サトウキビ、古紙などを主な原料として製造されたジェット燃料のことをいいます。

産業廃棄物

工場や建設工事などの事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなどをはじめとした「廃棄物処理法」で定められた20種類の廃棄物のことをいいます。

産業廃棄物の処理については、排出事業者が自らの責任において適正に行う責務があります。

《関連用語：一般廃棄物》

3010(さんまるいちまる)運動

宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンであり、乾杯後30分間は席を立たずに料理を楽しみ、終了10分前になったら自分の席に戻って再度料理を楽しむことで、食品ロスを削減する呼びかけです。

指定廃棄物

1キログラム当たり8,000ベクレルを超える放射性物質を含み、環境大臣が指定した廃棄物のことで、これらは放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、国が処理を行うことになっています。

《関連用語：放射性物質汚染対処特別措置法》

自動車ヤード

外周をフェンスや鋼板製の塀などで囲われた施設のうち、自動車ヤード条例に基づき届出された、自動車のエンジンや足回りなどの部品を保管する施設と、自動車リサイクル法に基づく許可を得た、使用済自動車の解体を行う施設のことをいいます。

《関連用語：ヤード》

自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律;平成14年法律第87号)

使用済自動車の適正処理とリサイクルを進めるため、自動車メーカー・輸入業者にシュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類の引取り・再資源化等を義務付け、引取・フロン回収・解体・破砕の各事業者の役割、自動車所有者のリサイクル料金の預託等を定めた法律です。

集団回収

市町村による用具の貸出し、補助金の交付等の支援により、市町村に登録された住民団体によって資源化物の回収を行うことをいいます。

循環型社会

「循環型社会」とは、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、政府全体の循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針などを定める計画です。平成15年に第1次計画、平成20年に第2次計画、平成25年に第3次計画、平成30年に第4次計画、令和6年に第5次計画が閣議決定・国会報告されました。

同計画は、循環経済の実現像を示し、物質フロー等の10指標(2030年度目標)、国の取組、各主体の役割等を定めています。

循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)

循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを定めた法律です。

なお、循環型社会は大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。

循環型社会推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制することとし、次に不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、最後にどうしても適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本原則としています。

循環経済(サーキュラーエコノミー)

従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指す経済システムのことをいいます。

循環経済行動計画(CEAP)

EUが2020年3月に採択した行動計画で、製品設計から消費・リサイクルまでライフサイクル全体で資源循環を進める枠組みのことをいいます。

循環産業

廃棄物処理にとどまらず、廃棄物等を積極的に循環利用する循環型社会形成に寄与する環境産業のことです。

循環資源

循環型社会推進基本法で定義されたものであり、廃棄物等(無価値である廃棄物及び使用済製品等や副産物等で有価のもの)のうち有用なものを指します。実態的には「廃棄物等」はすべて有用なものとしての可能性を持っていることから、廃棄物等と同等であるといえます。

有価・無価という違いを越えて廃棄物等を一体的に捉え、その発生抑制と循環的利用(再使用、再資源化、熱回収)を推進するために考案された概念です。

浄化槽

し尿及び生活雑排水(台所、風呂、洗濯の排水等)を微生物の働き等により処理し、放流する設備又は施設のことであり、し尿のみを処理する装置を単独処理浄化槽、し尿及び生活雑排水を一緒に処理する装置を合併処理浄化槽といいます。

浄化槽法の改正により、平成13年4月以降は原則として単独処理浄化槽の設置が禁止され、単独処理浄化槽の使用者は、合併処理浄化槽への転換等に努めることとされています。

食品廃棄物

食品廃棄物とは、食品の製造や調理の過程で生じる加工残さ・調理くずなど食用に供されないものや、流通や消費段階で生じる売れ残り・食べ残しなどをいいます。（「食品ロス」（本来食べられるのに捨てられる食べ物）も含まれます。）

食品リサイクル法(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律;平成12年法律第116号)

食品循環資源の再生利用、食品廃棄物等の発生抑制及び減量化を促進するため、再生利用事業者の登録制度や食品関連事業者の再生利用等の実施状況の報告などの措置を定めた法律です。

食品ロス

食品ロスとは、売れ残り・食べ残しなど本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のことをいいます。

日本では令和5年度に、約464万トンの食品ロス(事業者から約231万トン、家庭から約233万トン)が発生したと推計されています。

食品ロス削減推進法(食品ロスの削減の推進に関する法律;令和元年法律第19号)

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進する法律です。

新型インフルエンザ

季節性のインフルエンザウイルスと抗原性が大きく異なるインフルエンザウイルスが原因で起こる疾病です。一般に、国民は免疫を獲得していないことから、感染が拡大し国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあります。新型インフルエンザウイルスの中には、遺伝子変異により強い病原性を示す場合があると考えられています。

新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、重症急性呼吸器症候群コロナウイルス2(SARS-CoV2)を病原体とする感染症のことをいいます。

令和元年12月に中国から初めての報告があったのち、世界的な流行(パンデミック)を引き起こしました。日本では令和2年1月に初症例が確認され、その後複数回の流行の波があり、高齢者を中心に重症例・死亡例が多く報告されました。

令和2年1月にWHO(世界保健機関)により「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」が宣言されましたが、令和5年5月に解除され、日本でも令和5年5月に5類感染症に移行しました。

水銀使用廃製品

水銀等(水銀及び水銀化合物)が使用されている製品が廃棄物となったものをいいます。

3R(スリーアール)

資源循環型社会をつくるための3つの取組(「リデュース」、「リユース」、「リサイクル」)の英語の頭文字「R」をとったものです。

- ・Reduce(リデュース):廃棄物自体の発生を少なくなるようにすること
- ・Reuse(リユース):使用済みになっても、その中でもう一度使えるものは廃棄しないで再使用すること
- ・Recycle(リサイクル):廃棄物を資源として再生利用すること

なお、2R(ツアール)は、リデュース、リユースの2つの取組の英語の頭文字「R」をとったものです。循環型社会形成推進基本法において、リサイクルより優先順位が高くなっています。

また、プラスチック資源循環戦略(令和元年5月策定)では、3RにRenewable(リニューアブル)を加え、3R+Renewable を基本原則として掲げています。

◀関連用語:リデュース、リユース、リサイクル、Renewable▶

生活系可燃収集ごみ

家庭から排出されるごみのうち、焼却施設にて中間処理することを主に目的として収集されるものです。

【た】

脱炭素化

地球温暖化対策のため、二酸化炭素の排出を低減していくことをいいます。カーボンニュートラル(温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること)とは異なります。

多量排出事業者

廃棄物処理法で定める多量排出事業者とは、その事業活動に伴って多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者で、産業廃棄物の前年度発生量が合計1,000トン以上、又は特別管理産業廃棄物が50トン以上の事業者が該当し、処理計画書や実施状況報告書の提出が義務付けられています。

地域循環共生圏

地域資源を活用して環境・経済・社会の統合的向上を実現する事業を生み出し続けるとともに、例えば都市と農村のように地域の個性を活かして地域同士で支え合うネットワークを形成していくという「自立・分散型社会」を示す考え方のことをいいます。

千葉県環境基本計画

千葉県環境基本条例9条に基づき策定する本県の環境分野における基本となる計画です。

現行の計画は、本県が持つ可能性を最大限に生かし、県民をはじめとする各主体の協力の下、「恵み豊かで持続可能な千葉」の実現を目指すため、平成31年3月に策定しました。

千葉県総合計画

県政運営の基本となるもので、本県の施策の基本的な方向を、総合的・体系的にまとめた県政全般に関する最上位の基本的かつ総合的な計画です。

現行の計画「千葉県総合計画～千葉の未来をともに創る～」は、県民の命とくらしを守るため喫緊の課題に迅速・的確に対応するとともに、県民一人ひとりが豊かなライフスタイルを実現できる県づくりを加速していくため、令和7年10月10日に策定しました。

中間処理

廃棄物の無害化・減量化、再資源化あるいは安定化を図るため、焼却、溶融、脱水、破碎などにより、できるだけ廃棄物の体積と重量を減らし、最終処分場への埋立後も環境に悪影響を与えないように処理することをいいます。

さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再資源化できるものを選別回収し、有効利用する役割もあります。

《関連用語：最終処分》

出口側の循環利用率

廃棄物等の排出量に対する循環利用量(再使用・再生利用量)の割合であり、どれだけの量が循環利用されたかを表す指標です。資源の有効利用、天然資源への依存度低減、最終処分量等の削減等の観点から、原則的には増加が望まれるものです。

DX(デジタル・トランスフォーメーション)

「進化したデジタル技術の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」という概念です。

単なるデジタル化ではなく、デジタル技術の活用による新たなサービス・価値の提供等を通して、制度や組織文化なども変革していくような取組を指します。

電子マニフェスト

従来の産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)に代えて、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が、情報処理センターを介したネットワークを利用して、産業廃棄物の処理の流れを電子化して管理する仕組みです。

令和2年4月から、特別管理産業廃棄物(PCB除く)を前々年度50トン以上排出する事業場で電子マニフェストの使用が義務化、令和9年4月からは処分業者による処分段階別の詳細報告が義務化されます。

《関連用語:マニフェスト制度》

特別管理(一般・産業)廃棄物

廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性があるなど人の健康又は生活環境に被害を及ぼすおそれがある性状を有するものをいいます。

他の廃棄物と区別しての収集運搬や、特定の方法による処理を義務付けるなど、特別な処理基準が適用されます。特別管理一般廃棄物と特別管理産業廃棄物に分けて政令で指定されており、特定の施設から生ずるばいじん、病院等から生ずる感染性廃棄物、廃PCB、廃石綿などが指定されています。

《関連用語:一般廃棄物、産業廃棄物》

【な】

熱回収(サーマルリサイクル)

廃棄物等を焼却してその熱エネルギーを回収・利用することをいいます。ごみの焼却から得られる熱は、ごみ発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用されています。

《関連用語:リサイクル(再生利用)》

【は】

バイオマス

Bio(生物資源)とmass(量)を表す概念で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものをいいます。バイオマスは、地球に降り注ぐ太陽エネルギーを使って、無機物である水と二酸化炭素(CO₂)から、生物が光合成によって生成した有機物であり、生命と太陽エネルギーがある限り、持続可能な資源です。

廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがあります。

主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもあります。

バイオマスタウン

バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的利活用システムが構築され、安定的かつ適正なバイオマス利活用が行われている、あるいは今後行われることが見込まれる地域のことをいいます。

市町村が「バイオマスタウン構想」を作成し国に提出していましたが、平成21年の「バイオマス活用推進基本法」制定以後は、市町村で「バイオマス活用推進計画」を策定するよう努めることとなりました。

廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律;昭和45年法律第137号)

廃棄物の排出を抑制し、その適切な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をすることを目的に、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理基準等を定めた法律です。

廃石綿

「アスベスト」参照。

PDCAサイクル

①方針・計画の作成(PPLAN)、②その実施と運用(DO)、③点検(CHECK)、④改善・見直し(ACT)という手順を繰り返し、このサイクルを重ねることにより、目的及び目標を着実に達成していくとともに、より高い目的や目標の実現に向けてステップアップしていくシステムのことをいいます。

フェーズフリー

平時と災害時を問わず施設や物品等を活用する考え方のことです。

フードバンク

家庭や企業等から余剰となった食品や市場に流通させることができない食品を回収し、生活に困窮する家庭や福祉施設等は無償で提供する活動を行う団体です。

プラスチック資源循環促進法(プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律;令和4年法律第68号)

製品設計から廃棄物処理までのライフサイクル全般に関わる、あらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するため、使用の合理化、市町村による再商品化、事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度創設等を定めた法律です。

ブラックマス

リチウム蓄電池のリサイクル工程で発生する、リチウム、コバルト、ニッケルなどのレアメタルが含まれた黒い粉体のことをいいます。

《関連用語:リチウム蓄電池》

放射性物質汚染対処特別措置法(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法;平成23年法律第110号)

東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質の拡散による環境汚染への対処に関し、人の健康や生活環境への影響を速やかに低減することを目的として、国、地方公共団体、関係原子力発電事業者などが講ずべき措置について定めた法律です。

《関連用語:指定廃棄物》

ポリ塩化ビフェニル(PCB)

PCB(polychlorinated biphenyls)は、水に溶けない、化学的に安定、絶縁性に優れる、沸点が高い等の性質を持つ工業的に合成された物質です。

PCBは昭和4年に初めて工業製品化されて以来、その安定性、耐熱性、絶縁性を利用して電気絶縁油、感圧紙等、様々な用途に用いられてきましたが、環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすくかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、生産・使用の中止等の行政指導を経て、昭和49年に化学物質審査規制法(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律)に基づき、製造及び輸入が原則禁止されました。

しかし、残されたPCB含有機器等が廃棄物となったものについては、処理施設の整備が進まなかったことなどから事業者が長期間保管し続けてきており、平成13年にPCB特別措置法(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法)が制定され、処理体制の整備を図った上で令和9年3月末までに処理を終えることとしています。

【ま】

マニフェスト制度

排出事業者が産業廃棄物を処理業者に引き渡す際に併せて産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付し、処理終了後に処理業者からその旨を記載した管理票の写しの送付を受けることにより、排出事業者が廃棄物の流れを管理し、適正な処理を確保するための仕組みです。

平成3年の廃棄物処理法改正により創設され、平成5年4月より特別管理産業廃棄物に限って義務づけられましたが、平成9年6月の同法改正によりすべての産業廃棄物に拡大されるとともに(平成10年12月より)、従来の産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)に加えて、電子情報を活用するマニフェスト(電子マニフェスト)が導入されています。

《関連用語:電子マニフェスト》

【や】

ヤード

一般的には、広く、物品や資材の保管・積替え等に用いられる場所のことをいいます。外周をフェンスや鋼板製の塀などで囲われていることもあります。

保管等する物品によって、建設資材を保管する「建設資材ヤード」、エンジン等の自動車部品や使用済自動車を保管する「自動車ヤード」、再生資源としての使用済みの金属・プラスチック等を保管する「金属スクラップヤード等」などと呼ばれています。

《関連用語:金属スクラップヤード等、自動車ヤード》

有害使用済機器

適正でない保管や処分が行われた場合に人の健康や生活環境に係る被害を生じさせるおそれがあるものとして廃棄物処理法で指定する32品目の機器で、使用を終了し、廃棄物ではなく有価物として収集され、リユース(再使用)されないものを指します。

優良産廃処理業者認定制度

優良事業者が社会的に評価され、不法投棄や不適正処理を行う事業者が淘汰される環境をつくるため、平成23年から運用されている制度です。通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産業廃棄物処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定します。

容器包装リサイクル

容器包装は、製品・原材料を密閉保存する工業包装と販売のための商業包装、これらを輸送運搬するための物流包装、さらに内容物の保護や表示に直接関係のないサービス包装に分けられます。

容器包装は、購入や消費によって比較的短期間のうちにごみとして排出され、生活系廃棄物に占める割合は容積比で60%、重量比で20%に達しているといわれています。80～90年代、自治体が管理する最終処分場の残存量のひっ迫に対してもっとも影響が大きいと見られたのは、空容積の大きいびん、缶、ペットボトル等のワンウェイ容器の増加でした。このためリサイクルを促進するため「容器包装リサイクル法」が制定されました。

容器包装リサイクル法(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律;平成7年法律第112号)

一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めた法律です。

ビンや缶、紙パックなどの容器・包装材の製造・利用事業者などに、分別収集された容器包装のリサイクルを義務付けるもので、平成7年に制定され、平成9年に一部施行、平成12年4月から完全施行されています。

溶融スラグ

ごみや下水道汚泥等を燃やした後の焼却残渣物を高温で溶かし、冷却・固化してできる、直径数ミリから数十ミリのガラス状の物質をいいます。

【ら】

リサイクル(再生利用)

再使用できない廃棄物等を原材料として可能な限り再利用することをいいます。

リサイクルには、原材料として再利用する「再資源化」、焼却して熱エネルギーを回収する「熱回収(サーマルリサイクル)」があります。

効率的なリサイクルのためには、同じ材質のものを大量に集める必要があり、特に自動車や家電製品といった多数の部品からなる複雑な製品では、材質の均一化や材質表示などの工夫が求められます。

なお、リサイクルのうち、廃棄物等を製品の材料としてそのまま利用することを「マテリアルリサイクル」(例:びんを砕いてカレットにした上で再度びんを製造する等)、化学的に処理して利用することを「ケミカルリサイクル」といいます(例:ペットボトルを化学分解して再度ペットボトルにすることや、廃プラスチックの

造粒による高炉還元剤化等)。日本では、可燃性廃棄物の固形燃料化や熱処理により発生する可燃性ガスや可燃油の利用はケミカルリサイクルに分類されています。

《関連用語：再資源化、熱回収(サーマルリサイクル)》

リチウム蓄電池

リチウムの酸化・還元で電気エネルギーを供給し、負極にリチウムがイオン状態として蓄電される充電式の電池のことをいいます。リチウム蓄電池には、リチウムイオン電池とそれ以外のリチウム二次電池が含まれます。

小型で軽量、エネルギー効率が高く、経済性に優れていることから、モバイルバッテリー、加熱式たばこ、コードレス掃除機、スマートフォンをはじめとするさまざまな身の回りの製品に使用されています。

リデュース(発生抑制)

廃棄物の発生自体をできるだけ抑制することをいいます。循環型社会実現のための「3R」の取組の中では、最も優先度が高くなっています。

事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など、製品の設計から販売に至るすべての段階での取組が求められます。

また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さない、などライフスタイル全般にわたる取組が必要です。

Renewable(リニューアブル)

石油などの再生不可能な資源を、木材などの再生可能な資源や再生素材に置き換えることをいいます。例えば、石油由来のプラスチック製品をバイオマスプラスチック製品や紙や木質系の代替製品に替えることが取組の一つです。

リユース(再使用)

いったん使用された製品・部品、容器等をできるだけ繰り返し使うことをいいます。

回収した容器等をそのまま、若しくは修理して別のユーザーが利用する「製品リユース」、ビール瓶や酒のビンを繰り返し使う「リターナブル」、回収した機器などからリユース可能な部品を選別し、そのまま、若しくは修理して再度利用する「部品リサイクル」などがあります。

林地残材

森林の樹木を伐採する際に生ずる枝葉の部分や幹の先端部分、質が低いために木材として利用されない間伐材等、林地に残されるものを指します。